

福島県農林水産業振興計画

改定案

平成25年2月22日版

目 次

| | |
|---------------------------|-----|
| 第1章 総説 | 1 |
| 第1節 計画策定の趣旨 | 2 |
| 第2節 計画の位置づけ | 2 |
| 第3節 計画期間 | 2 |
| 第2章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢 | 3 |
| 第1節 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢変化 | 4 |
| 第2節 福島県の農林水産業・農山漁村の特性 | 11 |
| 第3節 福島県の農林水産業の現状と役割 | 14 |
| 第3章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿 | 23 |
| 第1節 基本目標 | 24 |
| 第2節 子どもたちが社会を担う将来においてめざす姿 | 25 |
| 第3節 めざす姿の実現に向けた施策の基本方向 | 27 |
| 第4章 施策の展開方向 | 31 |
| 施策体系 | 32 |
| 第1節 東日本大震災及び原子力災害からの復興 | 33 |
| 第2節 安全・安心な農林水産物の提供 | 47 |
| 第3節 農業の振興 | 57 |
| 第4節 林業・木材産業の振興 | 105 |
| 第5節 水産業の振興 | 123 |
| 第6節 魅力ある農山漁村の形成 | 139 |
| 第7節 自然・環境との共生 | 155 |

| | |
|---------------------------------|-----|
| 第5章 重点戦略 | 167 |
| 1 避難地域における農林水産業再生プロジェクト | 170 |
| 2 安全・安心な農林水産物供給プロジェクト | 172 |
| 3 ふくしま“人・農地”新生プロジェクト | 174 |
| 4 「ふくしまの恵みイレブン」強化プロジェクト | 176 |
| 5 地域産業6次化の推進プロジェクト | 178 |
| 6 みんなが安心。農山漁村防災・減災プロジェクト | 180 |
| 7 ふくしまの森林元気プロジェクト ^{もり} | 182 |
| 8 水産業の活性化プロジェクト | 184 |
| 9 地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進プロジェクト | 186 |
| 第6章 地方の振興方向 | 188 |
| 第1節 県北地方 | 190 |
| 第2節 県中地方 | 196 |
| 第3節 県南地方 | 202 |
| 第4節 会津地方 | 206 |
| 第5節 南会津地方 | 212 |
| 第6節 相双地方 | 216 |
| 第7節 いわき地方 | 222 |
| 第7章 計画実現のために | 229 |
| 1 計画の推進に当たっての考え方 | 230 |
| 2 「絆づくり運動(仮)」の展開 | 230 |
| 3 計画の進行管理 | 230 |
| 参考資料 | 231 |
| 1 指標一覧 | 232 |

第1章 総説

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 計画期間

第1節 計画策定の趣旨

農林水産業と農山漁村を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進行、生産物価格の低迷、林業採算性の低下、漁獲量の減少、資材価格の高騰、地球温暖化の進行や生物多様性の減退等地球規模の環境問題の顕在化など厳しい状況にあります。一方、消費者の「食の安全・安心」や農林水産物の安定供給に対する期待が高まるなど急激に変化しています。こうした情勢を踏まえ、将来にわたり夢と希望の持てる農林水産業と農山漁村の構築を目指して、平成22年3月に福島県農林水産業振興計画「いきいきふくしま農林水産業振興プラン」を策定しました。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに引き続く大津波（以下、「東日本大震災」という。）によって、多くの人命が犠牲になるとともに、生活基盤、産業基盤等に甚大な被害が発生しました。これに加え、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「原発事故」という。なお、原発事故による災害を「原子力災害」という。）が発生し、大量の放射性物質が放出されたことから、農林漁業者を含む多くの住民が避難を余儀なくされ、事故発生から2年が経過しようとしていますが、故郷への帰還の見通しが立てられない状況に置かれています。

農林水産業においては、農地、森林や漁場が放射性物質によって汚染され、作付制限や農林水産物の出荷制限、沿岸漁業の操業自粛、風評による買い控え等かつて経験したことのない深刻な問題が発生しています。

こうした計画策定時の想定を超えた急激な情勢変化を受けて、計画の全面的な見直しを行います。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、県政運営の基本方針である福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の農林水産分野の計画として、また、農業・農村分野においては、福島県農業・農村振興条例第19条に定める基本計画として、本県農林水産業・農山漁村に関する各種計画の上位計画に位置づけられるものであり、本県の農林水産業・農山漁村の振興に向けた施策の基本方向を明らかにしたものです。

また、東日本大震災及び原子力災害からの復興・再生については、福島県復興計画（第2次）との整合性を図りながら、その施策の基本方向を示すものであります。

第3節 計画期間

この計画は、子どもたちが社会を担う将来の本県農林水産業のあるべき姿を描きつつ、平成25年度を初年度とし、東日本大震災から10年後の平成32年度を目標年度とする8か年計画とします。

第2章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢

第1節 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢変化

本県を始め、我が国全体に共通する農林水産業・農山漁村をめぐる情勢変化について記載します。

第2節 福島県の農林水産業・農山漁村の特性

本県農林水産業・農山漁村の特性と東日本大震災及び原子力災害による影響について記載します。

第3節 福島県の農林水産業の現状と役割

本県農林水産資源の現状、それに基づく生産状況、農林水産業・農山漁村の果たす役割について記載します。

第1節 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢変化

1 東日本大震災及び原子力災害の発生

平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって、本県、岩手県、宮城県の沿岸部を中心に多くの人命が犠牲となり、家屋や産業・交通・生活基盤に広域的で大規模な被害が発生しました。さらに、東日本大震災による被災に加え、原発事故に伴い、農林漁業者を含む多数の住民が県内外への避難を余儀なくされ、帰還の見通しが立てられないことから、将来への強い不安の中、復興に向けた第一歩を踏み出せない状況に置かれています。

農林水産業関係においては、農地・農業用施設、治山施設¹、林道、漁港、漁船・漁具等に被害が発生し、全国における被害額は約2兆4千億円（平成24年7月5日現在、農林水産省）に及んでいます。さらに、原発事故により、大量の放射性物質が大気中や海に放出され、農林水産物等から基準値を超える放射性物質が検出されたことから出荷制限や風評による買い控え等の被害が本県を中心に東日本全体で発生しています。

本県においては、警戒区域等における生産活動が制限されているほか、平成23年産米から暫定規制値を超える放射性物質が検出された地域等において稲の作付けが制限され、一部の農林水産物に対する出荷制限等の措置や沿岸漁業の操業自粛が続くとともに、十分に安全性が確保された農林水産物であっても買い控えが起きるなど、農林漁業者等は計り知れない損害を被っており、精神的、経済的に大きな負担を強いられています。

平成23年12月に策定した福島県復興計画（第1次）には「相双地方の復興なくして、ふくしまの復興、日本の復興はありえない」、また平成24年7月に国が策定した福島復興再生基本方針には「福島の再生なくして、日本の再生なし」と明記されるなど、原子力災害からの本県の復興、とりわけ基幹産業である農林水産業の再生が重要な課題となっています。

2 安全・安心に対する意識の変容

近年、食の安全を脅かす事件・事故が相次いで発生し、食品を買う際に国産品を選択する意識が強まっています。木材についても、健康や快適性を重視した建築物の木質化²への関心が高まり、品質・性能の確かな製材品が必要とされています。

平成23年3月の原発事故発生以降は、放射性物質による健康への影響に対する不安から、本県産を始め、事故の影響があると考える地域で生産された食品の購入を控える消費者がいます。

こうした状況を受けて、より一層の安全・安心を確保するため、食品中の放射性物質について、世界の中でも極めて低いレベルの新たな基準値が設定されたものの、より低い値を示す、あるいは検出されない食品を求める消費者もいます。このため、消費者の

¹ 治山施設：森林整備と併せて山地を保全するため、森林のもつ山地災害防止などの公益的機能を発揮させるために治山事業により整備した施設で、主なものとしては治山ダム、護岸、土留め、水路等があります。

² 木質化：建築物の新築、増築、改築、模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用するすることをいう。

第1節 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢変化

農林水産関係被害状況

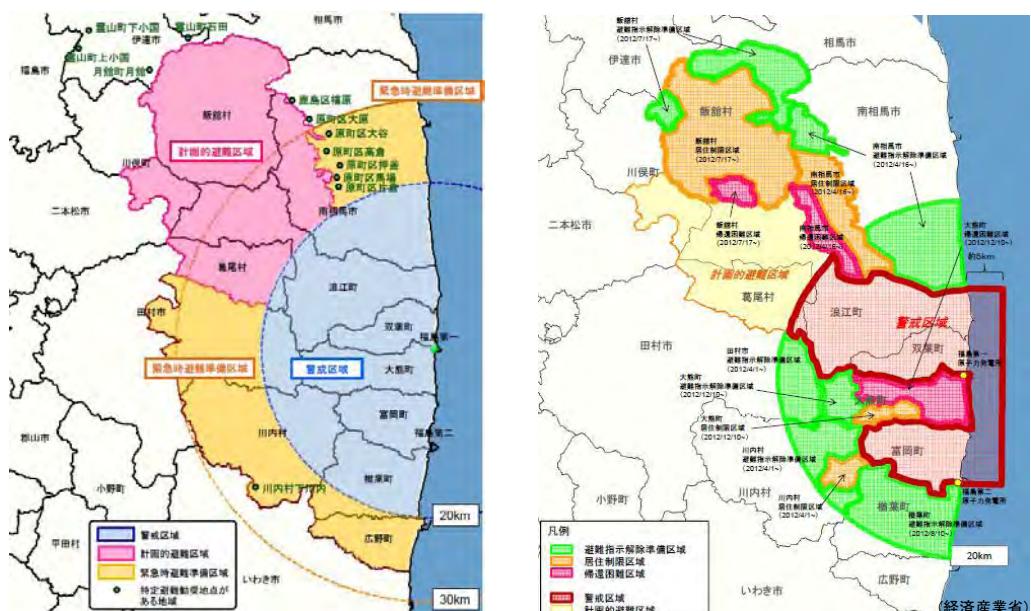
| 区分 | 主な被害 | 被害数 | 被害額(億円) | 主な被害地域 |
|-----------|--|----------------------|---------|---|
| 農地・農業用施設等 | 農地の損壊 | 18,186箇所 | 4,006 | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、長野県、静岡県、新潟県 |
| | 農業用施設等の損壊 | 17,906箇所 | 4,408 | |
| | (農業用施設: 主に、ため池、水路、揚水機) | (17,317箇所) | (2,753) | |
| | (農地海岸保全施設) | (139箇所) | (1,022) | |
| | (農村生活環境施設: 主に、集落排水施設) | (450箇所) | (633) | |
| | 小計 | 36,092箇所 | 8,414 | |
| 農作物等 | 農作物、家畜等 | | 142 | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県、長野県、新潟県 |
| | 農業・畜産関係施設等(農業関係施設は、主に、カントリーエレベーター、農業倉庫、パイプハウス等。畜産関係施設は、主に、畜舎、堆肥舎等) | | 493 | |
| | 小計 | | 635 | |
| 林野関係 | 林地荒廃 | 458箇所 | 346 | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、高知県 |
| | 治山施設 | 275箇所 | 1,262 | |
| | 林道施設等 | 2,632箇所 | 42 | |
| | 森林被害 | (1,065ha) | 10 | |
| | 木材加工・流通施設 | 115箇所 | 467 | |
| | 特用林産施設等 | 476箇所 | 29 | |
| 水産関係 | 小計 | (1,065ha) 3,956箇所 | 2,155 | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県(富山県、石川県、鳥取県の漁船が被災地で係留中、上架中に被害) |
| | 小計 | | 12,637 | |
| 合 計 | | | 23,841 | |

1)被害については、現時点(平成24年7月5日 17時00分)で判明している分のみを記載しており、表中の計数等は、今後の調査により変わる可能性がある。

2)被害額について、単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

(農林水産省)

避難指示区域等の概念図(左:平成23年8月3日現在 右:平成24年11月30日現在)



不安を解消するため、農用地や森林の除染、農林水産物の放射性物質吸収抑制対策の徹底、放射性物質に関するきめ細かな検査の実施とわかりやすく、正確な検査結果の公表が求められています。

食品中の放射性物質に関する基準値

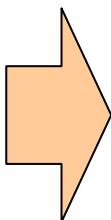
◇暫定規制値(平成23年3月17日から)

| 放射性セシウム | |
|-----------|-----|
| 飲料水 | 200 |
| 牛乳 | 200 |
| 乳製品 | |
| 野菜類 | |
| 穀類 | 500 |
| 肉・卵・魚・その他 | |

◇基準値(平成24年4月1日^{*1}から) (単位:Bq/kg)

| 放射性セシウム | |
|---------|-----|
| 飲料水 | 10 |
| 牛乳 | 50 |
| 一般食品 | 100 |
| 乳児用食品 | 50 |

*準備期間が必要な食品(米、牛肉、大豆等)については経過措置期間を設定



食品中の放射性物質に関する海外の基準値との比較

| | 日本 | コーデックス委員会 (国際機関) ^{*1} | EU ^{*2} | 米国 |
|------------------|--|---|--|--|
| 基準値 (放射性セシウム) | 飲料水 10 牛乳 50 一般食品 100 乳児用食品 50 | 乳児用以外の食品 1000 乳児用食品 1000 | 飲料水 1000 乳製品 1000 その他の食品 1250 乳児用食品 400 | 1200 |
| 設定の考え方 | 被ばく限度は年間1ミリシーベルトまで。 一般食品50%、牛乳・乳製品と乳児用食品は100%が汚染されていると仮定。 | 被ばく限度は年間1ミリシーベルトまで。 食品中10%までが汚染エリアと仮定。 | 被ばく限度は年間1ミリシーベルトまで。 食品中の10%が汚染されていると仮定。 | 被ばく限度は年間5ミリシーベルトまで。 食品中の30%が汚染されていると仮定。 |

*1 CODEX GENERAL STANDARD FOR CONTAMINANTS AND TOXINS IN FOOD AND FEED(1995)

*2 COMMISSION IMPSEMENTAL REGULATION(EU)No351/2011

(厚生労働省資料より作成)

3 人口減少及び高齢化の進行

我が国の人口は平成22年11月から、本県の人口は平成10年1月から減少傾向にあります。さらに、東日本大震災及び原発事故により、多くの県民が故郷を離れて避難を余儀なくされており、若い世代を中心に県外への人口の流出が続いている。

平成22年10月現在の本県の高齢化率(65歳以上の人口の割合)は25%となっており、我が国全体の平均23%と比較して高く、特に農山漁村における高齢化が著しく進行しています。

こうしたことから、農林水産業においては、担い手の減少とともに、県民の人口減少等による農林水産物の需要量の減少が加速することが懸念されます。

一方では、「質」の充実が求められるなど、新たなニーズや多様な価値が生み出される社会でもあります。

4 世界経済の一体化と多極化の進行

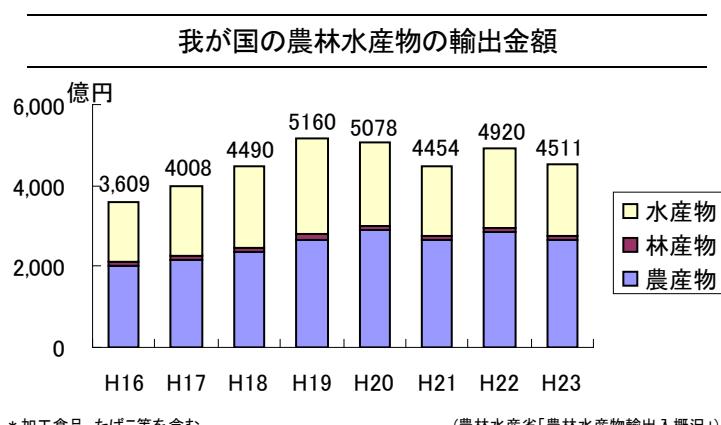
貿易の自由化、国境を越えた経済活動の拡大などにより、世界経済の一体化が進行しています。また、中国、インドなどの新興国の経済発展、米国・欧州などの先進国の経済停滞などを背景に、世界経済の多極化が進行しています。世界的な金融・経済危機に伴う地域経済の低迷、エネルギー資源や食料等の世界的な需給バランスの変化に伴う資材価格の高騰など、世界の経済情勢の変化が農林水産業・農山漁村にも影響を及ぼしています。

食料については、世界人口の増加や新興国の経済成長に伴う需要の増大に加え、バイオ燃料¹用原料の生産拡大に伴う食料需要との競合や頻発する異常気象などにより食料供給は安定性を失いつつあります。水産物についても世界的な需要が高まり、各国による水産資源管理の一層の強化が求められています。木材については、中国における北洋材²輸入量の増加やロシアの丸太輸出関税引き上げ等の影響から、我が国における北洋材の輸入が減り、国産材の需要が高まっています。

このような情勢の中、我が国は、加盟国間で取引きされる全品目の関税撤廃を原則とする TPP交渉³に関して、平成24年1月より交渉参加国と協議しています。WTO農業交渉⁴、EPA・FTA交渉⁵やTPP交渉の結果によっては、農林水産業・農山漁村に対する深刻な影響が懸念されています。

また、我が国の農林水産物輸出は近年増加傾向にありましたが、原発事故の発生を受けて、主要な輸出先国・地域において輸入規制等の措置がとられたことから、平成23年輸出量が前年と比べて減少しました。こうした中、平成24年には、タイや香港の食品バイヤーに対して本県産農産物の高い品質や放射性物質対策への理解を求めるなど、本県産農産物の輸出再開に向けた取組が始まっています。

さらに、情報通信基盤の整備が進み、情報端末として利用できる携帯電話の加入契約者数やインターネットの人口普及率が高まっており、インターネット上での情報交換は、世論の形成に重要な役割を担うようになっています。こうしたことから、農林水産業の生産・流通・加工・消費の各分野でのICT⁶の活用が進んでいます。



* 加工食品、たばこ等を含む

(農林水産省「農林水産物輸出入概況」)

¹ バイオ燃料：動植物由来の有機性資源(バイオマス)を原料とする燃料で、ナタネを原料とする軽油代替燃料(バイオディーゼル)やトウモロコシを原料とするガソリン代替燃料(バイオエタノール)などのことをいいます。

² 北洋材：カラマツ等のロシアから日本に輸入されている木材の総称です。

³ TPP交渉：2006年にAPEC参加国であるニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイの4か国が発行した貿易自由化を目指す経済的枠組で、加盟国間で取引される全品目の関税原則撤廃を目指しています。

⁴ WTO農業交渉：WTOは、「世界貿易機関」の略称で、貿易障壁の削減・撤廃による自由貿易の推進を目的としており、その農業分野の交渉を指します。

⁵ EPA・FTA交渉：EPAは経済連携協定、FTAは自由貿易協定の略称で、2以上の国が関税撤廃や制度の調整等による相互の貿易促進を目的として締結するもので、物やサービスに関する協定をFTA、FTAの内容を含みつつ、幅広く経済的な関係を強化する協定をEPAといいます。

⁶ ICT：IT(情報処理及び情報伝達技術を社会的に応用すること)とほぼ同義ですが、ユビキタス社会の実現による情報の共有化を意識し、ITの「情報」に「コミュニケーション」性を加えた表現です。

5 地球温暖化の進行と再生可能エネルギー¹への期待の高まり

地球温暖化が進行し、世界の平均気温は過去100年間で0.74°C（2007年「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」）、県内でも福島市の平均気温が約1.4°C（統計期間1890～2010年、仙台管区気象台・函館海洋気象台「東北地方の気候の変化」）上昇したとの報告があります。県内においても、イネの出穂期の早期化、りんごの着色不良など地球温暖化の影響が疑われる現象が発生しています。

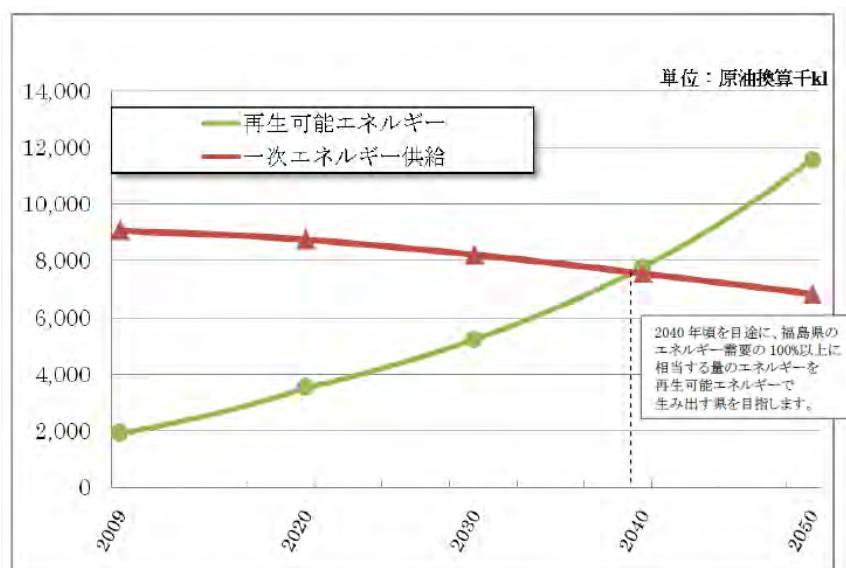
今後も地球温暖化の進行が継続した場合、猛烈な台風の発生や集中豪雨の増加など異常気象の頻度が高まるなどを始め、水資源、生物生態系等への様々な悪影響が懸念されており、地球温暖化の防止に向けた森林による吸収源対策、温室効果ガスの排出抑制、温暖化の影響予測や適応策の確立への取組が求められています。

国においては、原発事故を踏まえて、原子力発電への依存度の低減という基本理念の下、再生可能エネルギーへの転換、地球温暖化問題解決への貢献等の視点でエネルギー選択について議論が行われ、平成24年9月に「2030年代に原発稼働ゼロ」の実現を目指した革新的エネルギー・環境戦略を決定しました。

また、原発事故によって最も深刻な被害を受けている本県では、平成23年9月に策定した「福島県復興ビジョン」において、「脱原発」という考え方の下、原子力に依存しない社会を目指し、環境と共生が図られた社会づくりを進めることを基本理念として掲げています。

このような情勢の中、再生可能エネルギーの導入量を増やし、分散型エネルギーシステムへの転換を図る上で、農山漁村に豊富に存在する土地、水、バイオマス²等の資源が注目されています。

再生可能エネルギー導入量と一次エネルギー供給量(推計)



(福島県「再生可能エネルギー推進ビジョン（改訂版）」)

¹ 再生可能エネルギー：太陽光、水力、風力、バイオマスなど、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。資源を枯渇させずに利用できるため、有限な埋蔵資源への対策、地球温暖化対策、成長が見込まれる新たな産業分野として注目されています。

² バイオマス：動植物などから生まれた生物資源の総称です。

6 本県の特徴的な取組

(1) 除染

本県では、原発事故により放出された放射性物質に農地、森林や漁場等が汚染されたことから、汚染状況等の把握、除染を始め放射性物質を除去・低減する技術の開発等に取り組んでいます。

平成23年12月には「福島県農林地等除染基本方針」を策定し、各市町村の除染実施計画策定を支援するとともに、「農作物の放射性セシウム対策に係る除染及び技術対策の指針」等に基づき、除染対策の効果的な実施を進めているところです。

また、緊急時環境放射線モニタリング¹（以下、「緊急時モニタリング」という。）始め、米の全量全袋検査などの体制の充実を図り、本県で生産される農林水産物をきめ細かく検査するとともに、検査結果をわかりやすく、正確に提供することに取り組んでいます。



果樹の樹体洗浄作業

(2) 絆づくり

本県では、平成18年度から農林漁業者と消費者、商工業者等が相互理解を深め、共に支え合う関係を構築する「絆づくり」を進めているところであります、関係機関・団体と一緒に、消費者や子どもたちを対象とした農林水産業の体験活動等の展開、農林漁業者と消費者等との交流拡大や森林ボランティア活動、緑の少年団活動や企業の森林づくり活動などを通じて県民一人一人が参加する森林づくりに取り組んできました。

東日本大震災後は、「がんばろう！ふくしま」応援店に登録された県内外の2,058店舗（平成25年2月15日現在）に及ぶ販売店、飲食店と連携して、消費者等に対する県産農林水産物の安全性への理解と購買・消費意欲の向上に取り組んでいます。放射性物質による健康への影響に対する不安から、県産農林水産物の買い控え等が生じている一方、農林漁業者と消費者等が強い絆のもと、本県農林水産業・農山漁村の復興に向けて連携する動きが見られます。

また、避難されている県民の方々のつながりを維持するため、「田植え」などの農

¹ 緊急時環境放射線モニタリング：原子力発電所等に異常状態が生じ、放射性物質の大量放出が生ずるか、又はその恐れがある場合に、周辺環境の放射線及び放射性物質に関する情報を得るために特別に計画された環境放射線モニタリングのことです。

作業を通じた交流も行われています。



来店客で賑わう「がんばろう！ ふくしま」応援店
(道の駅ひらた)

(3) 地域産業6次化

平成22年3月に策定した「ふくしま・地域産業6次化戦略」を基に、本県の豊かな農林水産資源を基盤として、農林水産業の6次産業化¹や農商工連携²などの動きを発展させ、農林水産業と食品加工業や観光産業との連携を推進するなど、これまでの枠組みを超えた異業種や産学民官などの多様な主体が連携・融合した新たな地域産業を創出する幅広い取組を「地域産業6次化」と定義し、この取組を積極的に推進しています。

これまでに、農林漁業者と商工業者等が連携し、それぞれの強みを生かした新商品の開発や販路開拓など地域産業の活性化に向けた取組が芽生えています。

¹ 6次産業化：1次産業の農林漁業者は生産に留まる側面がありますが、加工（2次）、販売・多様なサービス提供（3次）に農林漁業者がかかわることで、生産物に新たな付加価値を加えて、収入の増加を目指す取組のことです。

² 農商工連携：農林漁業者と商工業者との連携をいいます。両者が通常の商取引を超えて協力し、栽培技術やビジネスノウハウなどお互いの強みを持ち寄って、売れる新商品の開発や販路開拓などを行うことにより、農林漁業者と商工業者双方の売上げや利益の増加を目指そうとする取組のことです。

第2節 福島県の農林水産業・農山漁村の特性

1 広大な県土・豊かな自然条件

本県は、全国第3位の広大な県土面積を有しており、森林はその71%、農地は11%を占めるなど、豊富な森林資源と優良な農地に恵まれています。

また、本県沖は親潮と黒潮の潮目¹にあたり、豊かな漁場を形成しています。

さらに、浜通り、中通り、会津地方に区分される特色ある県土構造を有しており、冬季温暖で日照時間が長い浜通り地方から、気温の日較差の大きい会津地方に至るまで、それぞれの特徴を生かした地域性豊かな農林水産業が営まれ、米を始め、きゅうり、トマト、アスパラガス、もも、日本なし、りんどう、福島牛、地鶏などの農産物や木材、なめこなどの林産物の生産量、ヒラメ、サンマなどの水産物の漁獲量が全国上位に位置していました。

原発事故により放出された放射性物質に農地、森林や漁場等が汚染されたことを受け、除染、農林水産物に対する放射性物質による影響を除去することが課題となっています。

2 有利な地理条件

本県は、東京から200km圏の位置にあり、約4,300万人の人口を有する首都圏に隣接しています。

また、東北圏と首都圏、太平洋側と日本海側を結ぶ高速自動車道など、人やモノの交流基盤が充実しています。

こうした有利な地理条件と高速交通網を生かして、農産物や木材、魚介類などを首都圏等大消費地へ供給するとともに、グリーン・ツーリズム²などの都市と農山漁村の交流が展開されてきました。

現在、避難指示区域等の見直しを踏まえ、東日本大震災からの交流基盤の復旧が進められており、原発事故により低迷している県産農林水産物の消費拡大とグリーン・ツーリズムなどの交流人口の回復が課題となっています。

3 調和のとれた7つの生活圏

本県は、南北方向と東西方向の連携軸の結節上に特色ある7つの生活圏が形成され、各生活圏に大小の都市がある多極分散型の県土構造となっています。

7つの生活圏では、都市と農山漁村、地場産業と農林漁業との機能分担や連携による大都市に偏重しない自立的な地域づくりが進められてきました。

避難指示区域の設定等、東日本大震災及び原子力災害により深刻な影響を受けている地域において、生産基盤等の復旧や除染、農林水産業経営の早期再開が課題となっています。

¹ 潮目：寒流と暖流など異なる二つの潮流の接する海面に現れる帯状の筋を指します。

² グリーン・ツーリズム：農山漁村において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことです。

4 ねばり強く、温かな県民性

本県は、東日本大震災及び原子力災害により深刻な影響を受けている中、それぞれの立場において復旧、復興に向けた様々な取組を前向きに実践するなど、ねばり強い県民性が発揮されています。

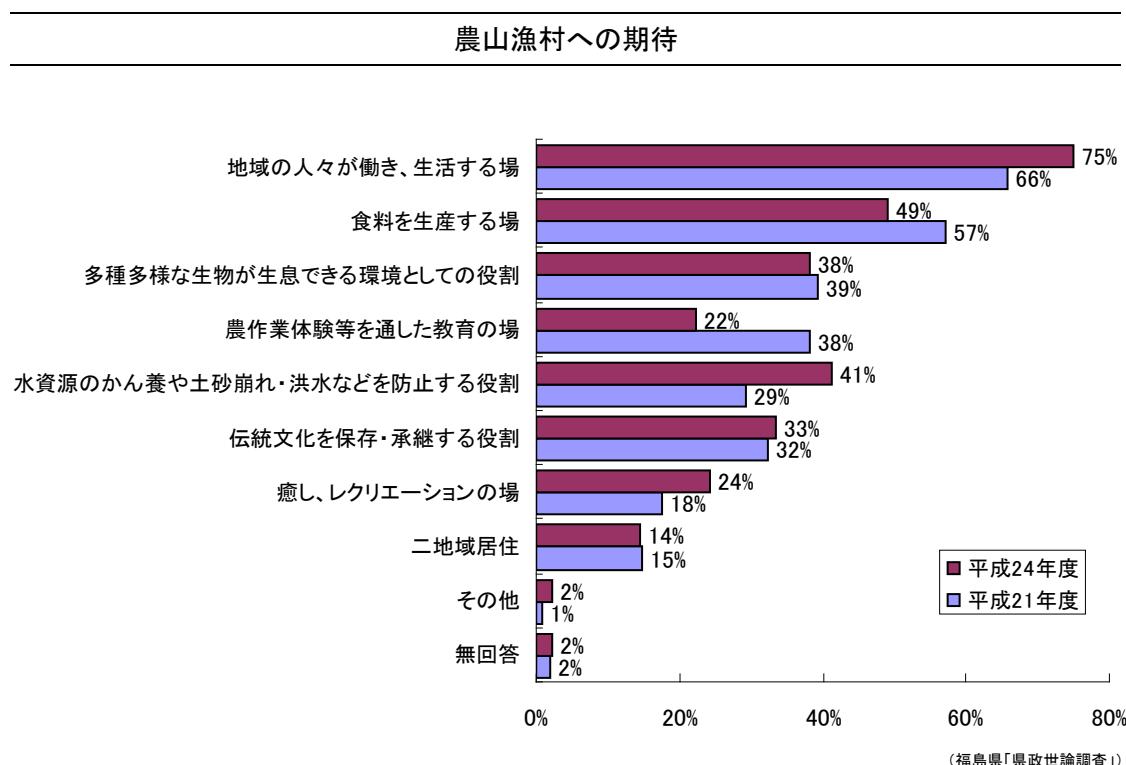
人と人とのつながりや思いやりを大切にする温かな県民性も息づいており、東日本大震災及び原子力災害の救援活動等において、本県の温かな県民性や絆が発揮されています。

5 県民の意識

(1) 農山漁村への期待

平成24年8月に実施した「平成24年度県政世論調査」結果によると、震災後においても、農山漁村に対して「地域の人々が働き、生活する場」、「食料を生産する場」としての役割を期待する県民の割合が高くなっています。

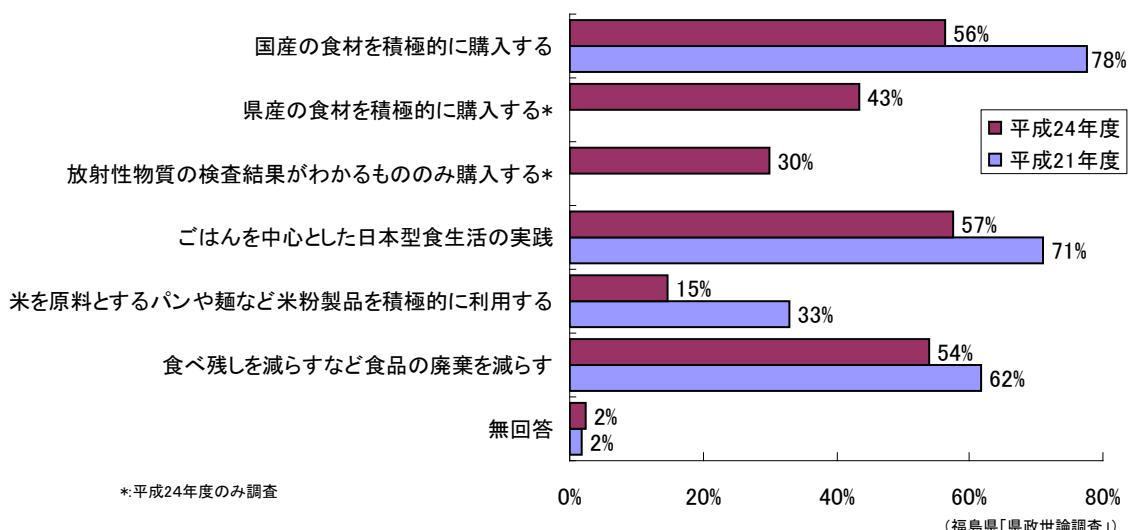
また、震災以前と比較して「水資源のかん養や土砂崩れ・洪水などを防止する役割」に対する期待も高まっています。



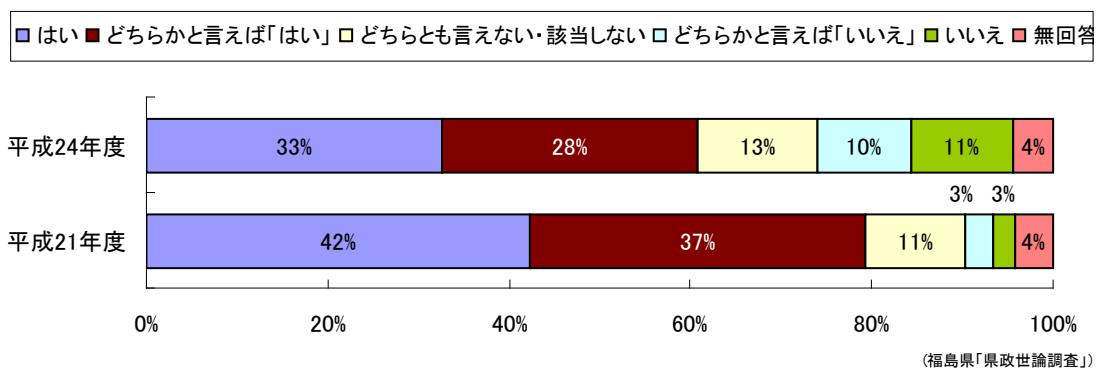
(2) 農林水産物の購入に関する意識

農林水産物の購入や食生活において、震災後も「国産の食材を積極的に購入」、「ごはんを中心とした日本型食生活」、「食べ残しを減らすなど食品の廃棄を減らす」を実践している県民の割合が高くなっています。地元産食材を積極的に使用している県民の割合も60%を超えており、平成21年度の調査結果約79%よりも低下しています。

農林水産物の購入や食生活において実践している取組



地元産食材の積極的利用状況



第3節 福島県の農林水産業の現状と役割

1 東日本大震災及び原子力災害の発生

- 東日本大震災によって、多くの人命が犠牲となり、産業・交通・生活基盤に壊滅的な被害が発生するなど、浜通りを中心に県内の広い範囲に甚大な被害が発生しました。
- 農林水産業においては、農地、農業水利施設¹や農地海岸保全施設²、水産関連施設等を中心に甚大な被害が発生し、被害額は2,753億円（平成23年4月27日現在の即報値である。警戒区域等については、航空写真等を活用して把握できる範囲で取りまとめた。ただし、原子力災害を除く。）となっています。
- 原発事故が発生し、大量の放射性物質が大気中や海に放出されたことにより、農林地、漁場、農林水産業関連施設等が汚染されました。
- 警戒区域等の設定に伴い、農林漁業者を含む多数の住民が県内外への避難を余儀なくされ、帰還の見通しが立てられないことから、将来への強い不安の中、復興に向かた第一歩を踏み出せない状況に置かれています。
- 本県の農林漁業者等は、平成23年産米から暫定規制値を超える放射性物質が検出された地域等における稻の作付制限、一部の農林水産物に対する出荷制限等の措置、沿岸漁業の操業自粛、県内全域における風評による消費価格の低迷によって大きな損害を被っています。
- グリーン・ツーリズム等の都市と農山漁村の交流人口が減少しています。

2 農業資源

- 平成24年における本県の耕地面積は14万4,600haで、減少傾向で推移しています。主な内訳は水田100,700ha、普通畑31,000ha、樹園地7,250haとなっています。
- ほ場や農業水利施設等の生産基盤を計画的に整備してきましたが、一部中山間地域等においては整備が遅れています。
- 東日本大震災が発生し、津波による流失・冠水等の被害を受けた農地は5,462haと推定されます（農林水産省調べ）。また、農業用ダム・ため池等の農業水利施設や湛水防除施設などが損壊しました。
- 放射性物質により農地や農業水利施設が汚染され、収穫物から高い濃度の放射性物質が検出された地域などでは稻の作付制限等が行われています。
- 耕作放棄地³は、農業従事者の減少と高齢化に伴う労働力不足、農産物価格の低迷、養蚕や葉たばこ栽培の衰退等の要因で増加し、その面積は全国上位に位置しています。
- 原発事故に伴い設定された警戒区域等においては営農が制限されており、それ以外の地域においても、一部で稻の作付制限や葉たばこの作付け見合わせ等の措置が講じられていることから、耕作放棄地が増加することが懸念されます。

¹ 農業水利施設：農業用水を貯めておくダムやため池、川から取水するための堰やポンプ場、さらには、これらの水を田や畑まで引いてくる水路等、農業用水を利用するための施設をいいます。

² 海岸保全施設：海水が陸へ浸入することを防ぐ施設、又は海水で陸が侵食されることを防ぐための施設です。

³ 耕作放棄地：現に耕作の目的に供されておらず、実際の土地の状況から見て現状では耕作できないものと市町村、農業委員会が判断した土地のことです。

第3節 福島県の農林水産業の現状と役割

本県の農林水産業関係被害

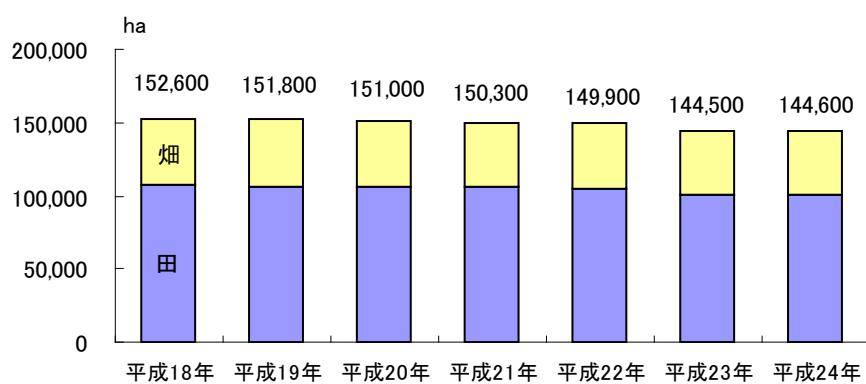
| 区分 | | 箇所数等 | 被害額(百万円) | 備考 |
|-------|-----------|----------|----------|-----------|
| 農業等被害 | 農作物 | 101 件 | 805 | |
| | 農業関係施設 | 199 件 | 1,305 | |
| | 小計 | 300 | 2,110 | |
| 水産被害 | 水産関連施設 | 1,341 か所 | 19,068 | |
| | 養殖水産物等 | 2,232 トン | 670 | |
| | 漁船 | 873 隻 | 6,639 | |
| | 小計 | | 26,377 | |
| 農地等被害 | 農地 | 1,283 か所 | 93,507 | A=5,991ha |
| | 水路 | 1,133 か所 | 27,491 | |
| | 道路 | 894 か所 | 2,966 | |
| | ため池 | 745 か所 | 23,611 | ダムを含む |
| | 頭首工 | 59 か所 | 3,125 | |
| | 揚水機 | 113 か所 | 28,624 | |
| | 橋梁 | 4 か所 | 84 | |
| | 湖岸堤防 | 2 か所 | 3,000 | |
| | 農業集落排水施設等 | 105 か所 | 22,431 | |
| | 海岸保全施設 | 20 か所 | 25,419 | |
| | 小計 | 4,358 か所 | 230,258 | |
| 林業等被害 | 森林 | 11 か所 | 265 | |
| | 林產物等 | 39 か所 | 146 | |
| | 林產施設等 | 52 か所 | 1,162 | |
| | 林道 | 633 か所 | 789 | |
| 治山被害 | 小計 | 735 か所 | 2,362 | |
| | 林地 | 103 か所 | 10,681 | |
| | 治山施設 | 10 か所 | 3,572 | |
| 小計 | | 113 か所 | 14,253 | |
| 合計 | | | 275,360 | |

1)平成23年4月27日現在で把握した被害を記載しており、今後の調査により被災箇所数及び被害額の変更がある。

2)航空写真等を活用して把握した被害も含む。

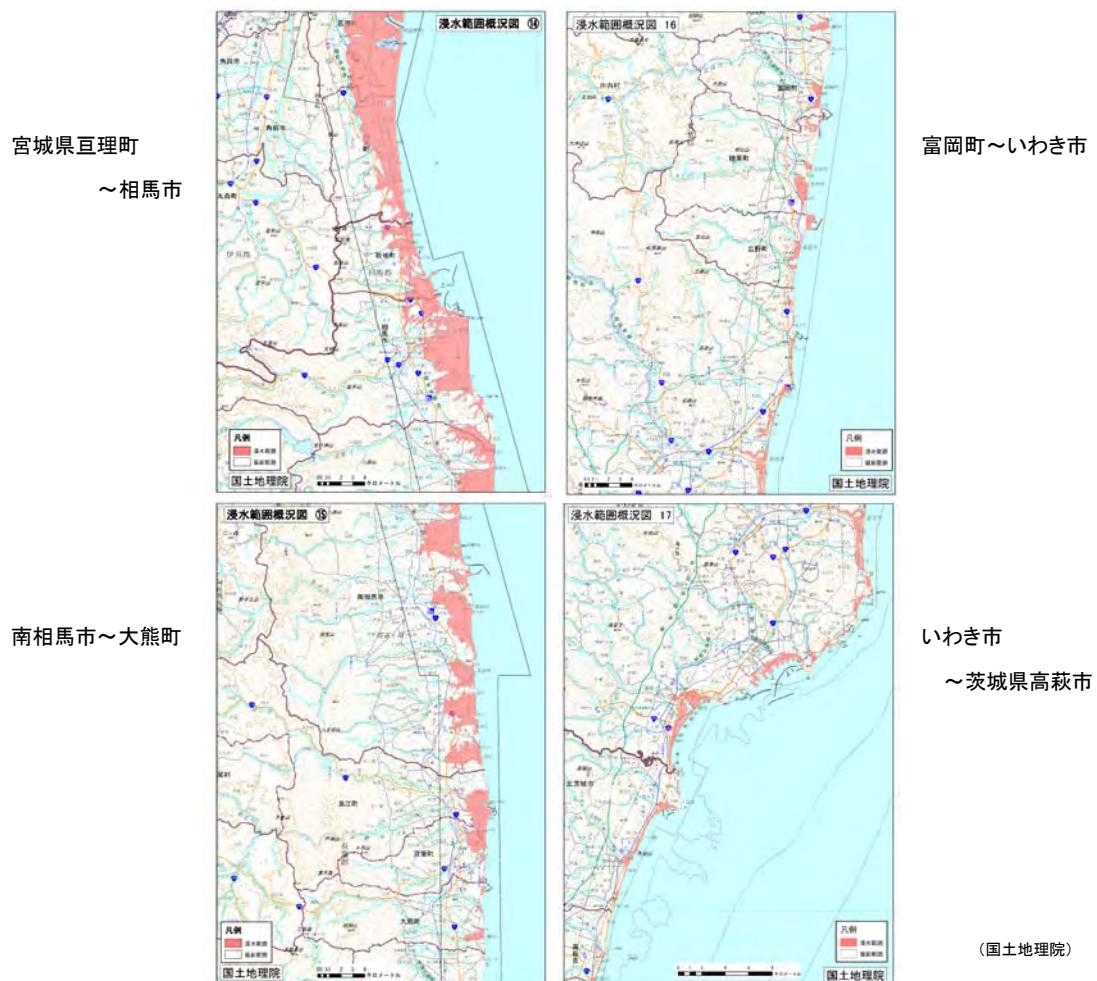
(福島県農林水産部)

本県の耕地面積の推移

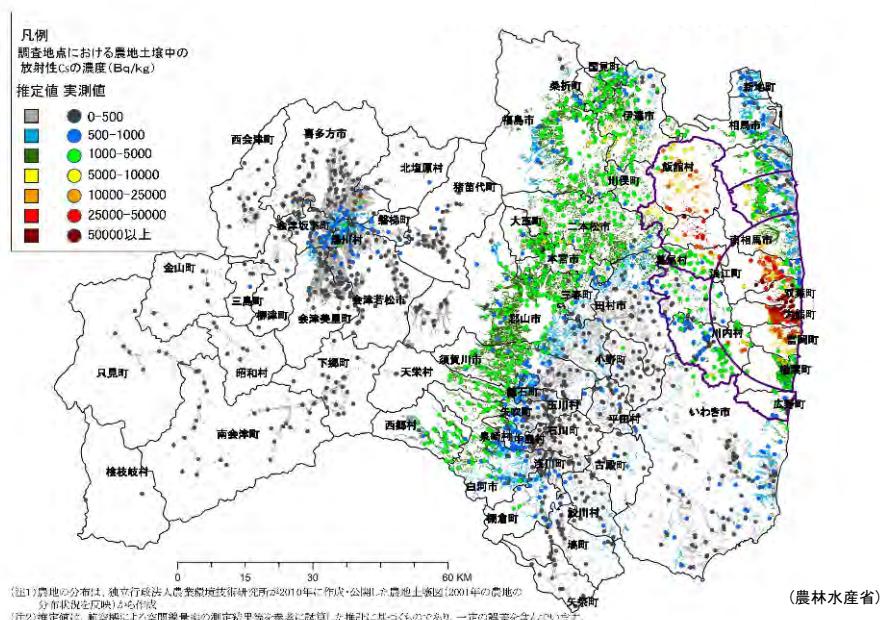


(農林水産省「耕地及び作付面積統計」)

津波により浸水した区域

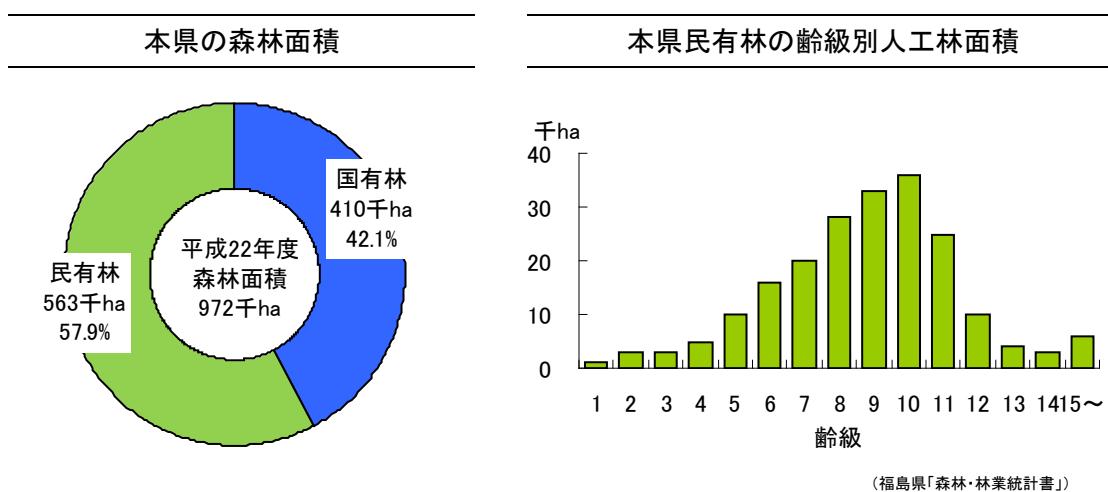


農地土壤の放射性物質濃度分布図



3 森林資源

- 森林面積は約 972 千 ha で、県土面積の 71% を占めています。
- 民有人工林の 55% は、間伐が必要な 4~9 齢級（16~45 年生）¹ の森林であり、計画的な森林整備が求められています。
- 東日本大震災等によって、林道・林産施設の損壊、林地崩壊、海岸林の流失等の被害が発生しました。
- 放射性物質により森林が汚染されたことに伴い、森林整備が停滞しており、森林の荒廃が懸念されます。さらに、きのこ栽培用原木の確保が困難となっています。



4 水産資源

- 海岸線延長は 167km、主な漁場となる水深 200m より浅い大陸棚は、北部で沖合約 60km、南部で同 30km の範囲に広がっています。
- 本県沖は親潮と黒潮の潮目に当たり、サンマ、ヒラメなど 100 種類以上の多様な魚介類が水揚げされる良好な漁場となっています。
- 阿武隈川、阿賀川などの多数の河川や猪苗代湖などの主要湖沼におけるアユやワカサギなどの遊漁、ため池・河川水を利用したコイ・マス類の養殖が行われています。
- 水産資源の発生量は毎年変動し、資源の適切な保存を図り、持続的に利用できる体制を確立していくことが重要です。
- 東日本大震災が発生し、沿岸の漁場や藻場、干潟では地盤沈下が起こるとともに、津波によって壊れた建物等が堆積し、環境が大きく変化しています。また、漁港、市場等の共同利用施設の損壊、漁船の沈没・陸上への乗り上げなど甚大な被害が発生しました。
- 原発事故によって多くの魚介類から基準値（平成 24 年 3 月までは暫定規制値）を超える放射性物質が検出されたため、沿岸漁業の操業自粛や内水面魚種の出荷・採捕制限等の措置が講じられています。
- 水産種苗生産施設等が被災したことから、県内におけるヒラメ、アワビ、アユ等の種

¹ 4~9 齢級（16~45 年生）：5 年ごとに林齢をまとめたものを齢級といい、4 齢級は林齢 16 年～20 年を指します。4~9 齢級は、16~45 年となります。

苗生産が実施できない状況にあります。

- サケのふ化施設等が被災し、原発事故による影響で復旧が進んでいないことから、ふ化放流事業に支障が生じています。

本県の豊富な水産資源



5 農林水産業の就業者と産出額¹

- 農林水産業の就業者は高齢化の進行により減少傾向にあり、平成 22 年における農業就業人口は 10 万 9,048 人で平成 17 年と比べて 2 万 5,962 人 (19.2%) 減少しています。また、5 年前と比較して、林業就業者は増加し、また漁業就業者は若干の減少に止まっているものの、依然として高齢者の割合が高い状況にあります。
- 東日本大震災、原発事故による避難、作付制限、沿岸漁業の操業自粛によって、浜通りを中心に経営の継続が困難となっており、就業者の減少が懸念されます。また、新規就業者の減少や企業等による農業参入の停滞が懸念されます。
- 東日本大震災による生産基盤そのものの被害に加え、原発事故による避難、作付制限、出荷制限、沿岸漁業の操業自粛、風評被害等によって、産出額が大幅に減少していま

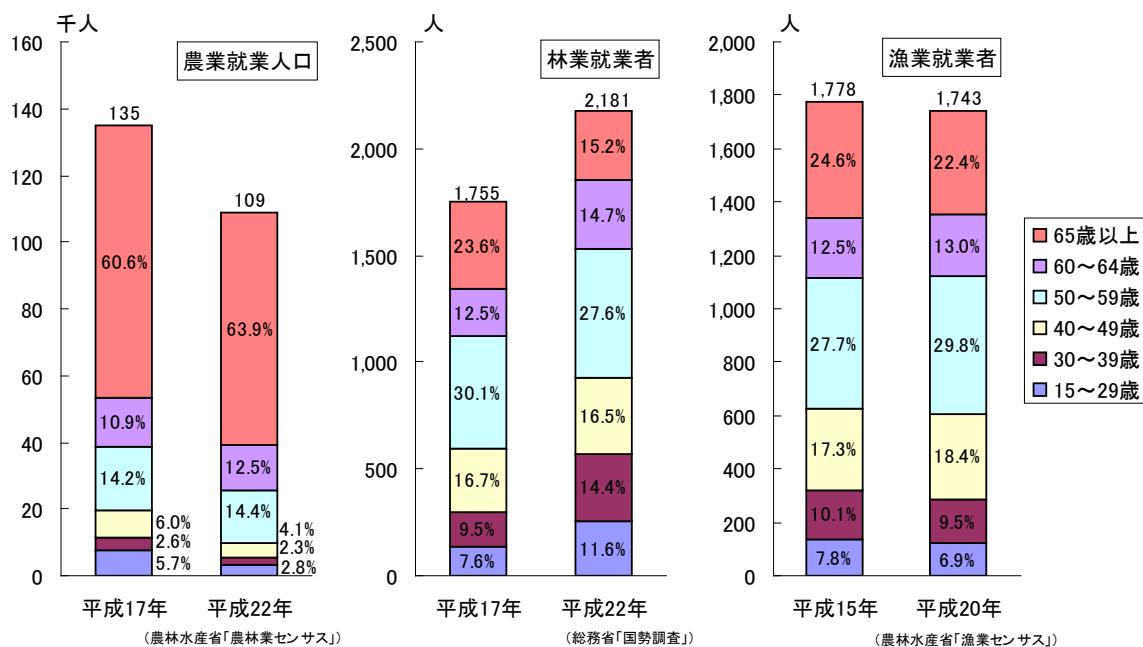
¹ 産出額：生産活動による最終生産物の生産額であり、品目ごとの生産量に農林漁業者が流通業者等へ売り渡した価格を乗じて得た粗利益をいいます。

第3節 福島県の農林水産業の現状と役割

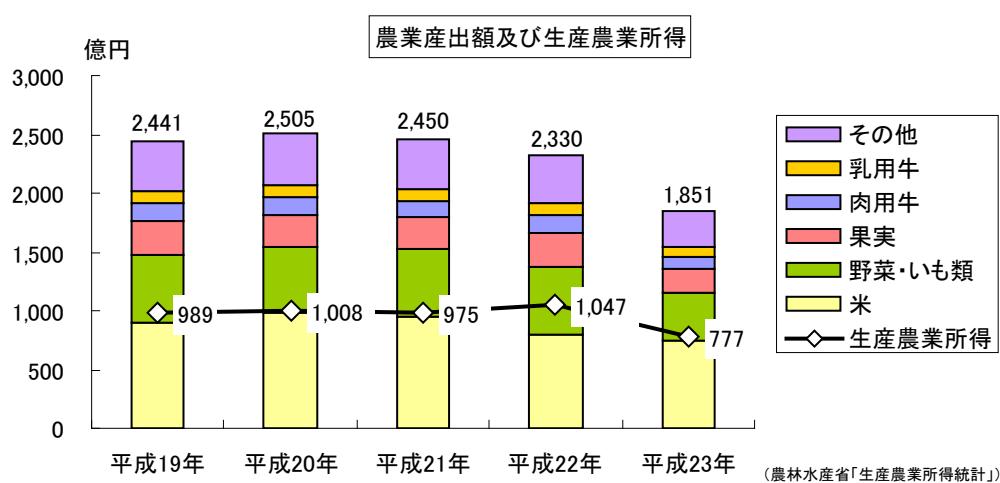
す。

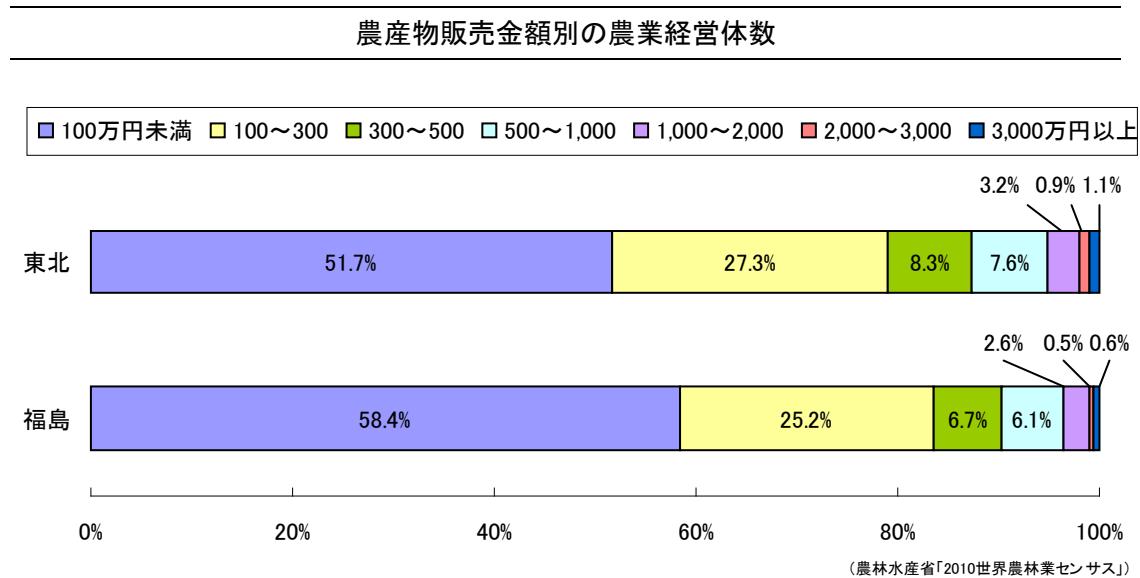
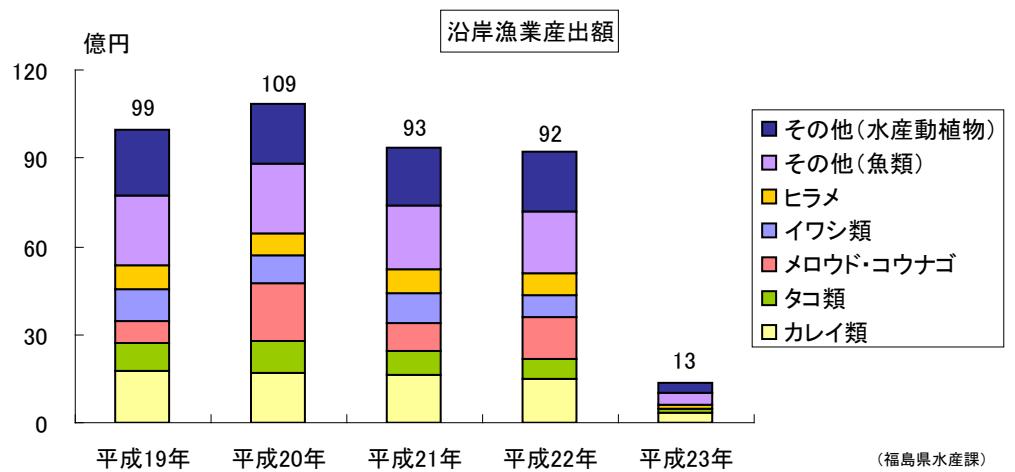
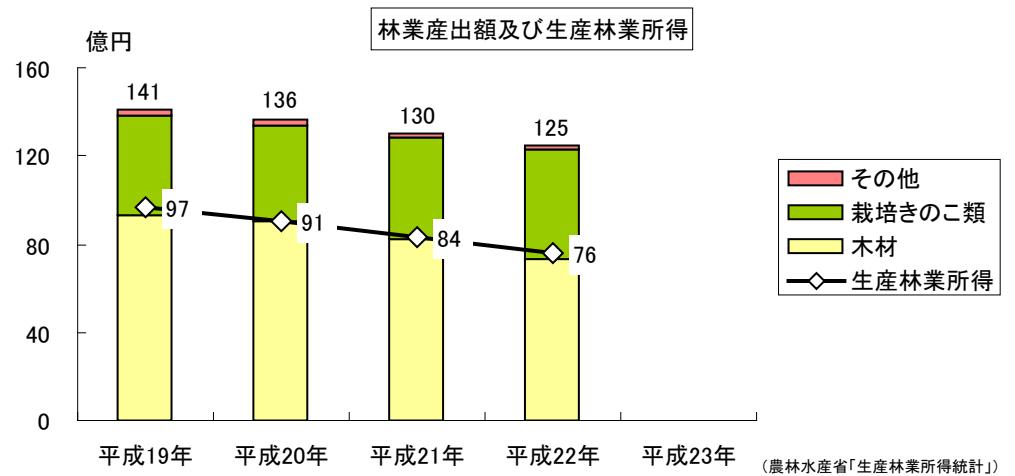
- 農業においては、東北地方の中でも農産物販売金額 3,000 万円以上の農業経営体の割合が低い一方、100 万円未満の経営体の割合が高く、小規模農家が多い生産構造となっています。

本県における農林水産業の就業者の推移



本県における農林水産業の産出額の推移





6 福島県の主要な農林水産物

| 品目 | 単位 | 収穫量等 | 全国における位置 | | 年次 |
|-----|-----------|------|----------------|---------|-----------|
| | | | シェア | 順位 | |
| 農業 | 水稻 | 収穫量 | t | 353,600 | 4.2 7 23 |
| | 大豆 | 収穫量 | t | 2,940 | 1.3 19 23 |
| | そば | 収穫量 | t | 2,630 | 8.2 2 23 |
| | きゅうり | 収穫量 | t | 44,400 | 7.6 4 23 |
| | トマト | 収穫量 | t | 20,800 | 3 9 23 |
| | さやいんげん | 収穫量 | t | 3,270 | 7.7 4 23 |
| | さやえんどう | 収穫量 | t | 1,180 | 4.3 4 23 |
| | アスパラガス | 収穫量 | t | 1,610 | 5.6 6 23 |
| | ブロッコリー | 収穫量 | t | 4,150 | 3.2 10 23 |
| | もも | 収穫量 | t | 29,000 | 20.7 2 23 |
| | 日本なし | 収穫量 | t | 21,600 | 7.5 4 23 |
| | りんご | 収穫量 | t | 26,300 | 4 5 23 |
| | かき | 収穫量 | t | 4,550 | 2.2 11 23 |
| | ぶどう | 収穫量 | t | 3,150 | 1.8 12 23 |
| | りんどう | 出荷量 | 千本 | 3,950 | 4.5 3 18 |
| | 宿根かすみそう | 出荷量 | 千本 | 5,130 | 8.7 3 23 |
| | トルコギキョウ | 出荷量 | 千本 | 4,710 | 4.7 8 23 |
| 畜産業 | 乳用牛 | 飼養頭数 | 頭 | 14,800 | 1 18 23 |
| | 肉用牛 | 飼養頭数 | 頭 | 58,100 | 2.1 14 23 |
| | 豚 | 飼養頭数 | 頭 | 130,700 | 1.3 20 23 |
| | 採卵鶏 | 飼養羽数 | 千羽 | 3,636 | 2.1 21 23 |
| | 肉用鶏 | 飼養頭数 | 千羽 | 692 | 0.6 28 23 |
| 林業 | 木材(素材) | 生産量 | m ³ | 711,000 | 4.1 7 22 |
| | 桐材 | 生産量 | m ³ | 226 | 35.7 1 23 |
| | 生シイタケ | 生産量 | t | 1,894 | 2.7 11 23 |
| | ナメコ | 生産量 | t | 1,343 | 5.3 7 23 |
| 水産業 | ヒラメ | 漁獲量 | t | 734 | 9.5 3 22 |
| | カレイ類 | 漁獲量 | t | 2574 | 5.2 4 22 |
| | タコ類 | 漁獲量 | t | 2686 | 6.4 3 22 |
| | イワシ類 | 漁獲量 | t | 6472 | 1.2 23 22 |
| | メロウド・コウナゴ | 漁獲量 | t | 7872 | 11.1 5 22 |
| | サンマ | 漁獲量 | t | 17103 | 8.2 3 22 |
| | カツオ | 漁獲量 | t | 2844 | 0.9 15 22 |
| | コイ | 生産量 | t | 1059 | 28.7 2 22 |

(農林水産省「作況調査」、「畜産統計」、「木材統計」、「特用林産基礎資料」、「漁業・養殖業生産統計」)

7 農林水産業・農山漁村の役割

(1) 食料や木材の安定供給

食料は、国民の「生命」^{いのち}と「くらし」に欠かすことのできない基礎的な資源であり、また、木材は我が国の気候風土に適した快適な住環境の創造に不可欠な資材であることから、安全・安心な食料や木材を安定的に供給することが必要です。本県の農林水産業と農山漁村は、県内はもとより全国の「食」と「住」を支えています。

(2) 地域経済への貢献

農林水産業は食品加工業、木材産業、流通業、飲食業、観光業、資材製造業などの多くの関連産業を支えるとともに、就業機会の確保、定住を促進する役割を担っています。

本県農林水産業が早期に復旧・復興を果たし、県民生活を幅広く支える基幹産業としての役割を果たすことが求められています。

(3) 地域社会の形成

農山漁村は、多くの県民の生活の場であり、生産活動、地域活動を通じて豊かな自然や景観、伝統・文化が守り育てられています。また、「結い¹」の精神など、農山漁村の人々のつながりが育んできた「思いやり」が息づいています。このように農山漁村は、住む人には豊かな環境と誇りを、訪れる人にはほっとする安らぎを与える地域社会を形成しています。農山漁村に暮らす人々は、農作業等から得られる楽しみ、心身の健やかさや生きがい等によっていきいきと暮らしています。

(4) 多面的機能²の発揮

農地、森林や藻場³等は、食料や木材を生産する役割に加え、県土の保全や水資源のかん養、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全などの自然・環境面での機能や体験学習・教育、保養・療養など人間を磨き、安らぎを与える機能など、多面的機能を発揮することで県民の暮らしに深く関わっています。

¹ 結い：田植用機械が普及する前の田植え作業など、一時期に多大な労力が必要な作業を行う際に、住民が労力を提供し合う、助け合いの精神に基づいた地域の仕組みをいいます。

² 多面的機能：国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承等、農山漁村で農林水産業の生産活動が行われることにより生じる農林水産物を提供する機能以外の多面にわたる機能をいいます。

³ 藻場：藻場は“海の森”とも呼ばれ、わが国の沿岸域に広く分布しています。海藻・海草の群落による水質や底質の浄化や、多くの生き物の産卵・生育の場などの役割を果たす重要な生息環境となっています。

第3章

ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿

第1節 基本目標

計画の推進に当たり、県民、農林漁業者、商工業者、関係団体や市町村等県全体で共有する基本目標を定めます。

第2節 子どもたちが社会を担う将来においてめざす姿

30年程度先を展望して実現をめざす農林水産業・農山漁村の姿について記載します。

第3節 めざす姿の実現に向けた施策の基本方向

第2節で展望した「めざす姿」を実現するための平成32年度までの施策の基本方向について記載します。

第1節　基本目標

東日本大震災及び原子力災害により、農林漁業者はもとより県民の生活は大きく変化し、農林水産業・農山漁村をめぐる情勢は震災以前とは全く異なる状況に置かれています。

今なお平成25年1月末現在で15万人余の県民が避難を余儀なくされ、原発事故は未だ収束に至らず、また廃炉までには長い時間が必要とされることから、多くの方が故郷への帰還の見通しが立てられず、不自由な生活を強いられています。

農林水産業においては、農地、森林や漁場が放射性物質によって汚染され、稲の作付制限や一部の農林水産物の出荷制限、沿岸漁業の操業自粛、風評による買い控え等深刻な問題が発生しています。農林漁業者は、安全な農林水産物を生産するため、除染や放射性物質の吸収抑制対策等の取組を進めていますが、風評被害はなかなか収まらず、精神的、経済的に大きな負担を強いられています。

こうした状況の中、単にふくしまを震災前の状況に戻すだけでなく、以前よりも豊かで魅力ある農林水産業・農山漁村を創造し、若い世代に引き継いでいかなければなりません。

このため、消費者の期待にしっかりと応え得る持続可能な農林水産業を実現するとともに、何よりも農林漁業者を始め全ての県民が、安心して住み、暮らすことのできる「ふるさと」を取り戻します。

農林水産業は、地域経済社会を支える基幹産業として魅力的な「食」や「仕事」、「環境」の実現に中心的役割を果たし、若い農林漁業者等が意欲とやりがいを持って活躍できる産業、有機農業など環境と共生し持続的に成長できる産業となることを目指します。

また、農林漁業者と消費者、商工業者等あらゆる人々が連携し、様々な地域資源を発掘・活用しながら、活力ある地域社会を創りあげていきます。

東日本大震災と原子力災害を乗り越え、安全・安心な農林水産物を消費者に提供し、環境と共生する農林水産業、持続的に発展する農林水産業に携わって生きることの「誇り」を胸に、ふくしまの将来を担う子どもたちへ「食」と「ふるさと」をしっかりと引き継いでいきます。

以上を踏まえ、本計画の基本目標を次のように定めます。

“いのち”を支え　未来につなぐ　新生ふくしまの「食」と「ふるさと」

第2節 子どもたちが社会を担う将来においてめざす姿

1 東日本大震災及び原子力災害から復興を果たした農林水産業・農山漁村

本県の農山漁村では、東日本大震災により被災した農林地、漁場や農林水産業関連施設等の復旧が図られ、放射性物質に汚染された農地、森林や農林水産業関連施設等の生産基盤、農山漁村の生活環境、交流施設等の除染が完了しています。

さらに、放射性物質の除去・低減技術が開発されるとともに、農林水産物の検査体制が構築され、安全・安心な農林水産物を提供しています。風評は払拭され、本県産農林水産物は国内外から適正な評価を得ています。

また、放射性物質への不安が解消され、グリーン・ツーリズム等の都市と農山漁村の交流が盛んになっています。

特に、原発事故に伴う避難地域（警戒区域、計画的避難区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域及び旧緊急時避難準備区域をいう。以下同じ。）等では、放射性物質の除去・低減が進み、農林漁業者等が故郷へ帰還して、安心して生産活動に取り組んでいます。

2 消費者の期待に応え、安全・安心な農林水産物を提供する農林水産業

安全・安心な農林水産物を求める消費者の期待に応え、放射性物質による影響が除去された生産環境の下、農林漁業者と関連事業者等が品質の向上、生産工程や流通経路の透明性の確保に努めることにより、「安全で安心できる農林水産物といえば福島県産」というイメージが定着し、本県産農林水産物は安全・安心の象徴として、県内はもとより全国に広く流通しています。

3 県民の暮らしを支え、持続的に発展する農林水産業

本県の農林水産業の特性を生かし、生活の豊かさを実感しながら、多くの人々がいきいきと働いています。

農業では、安定的な担い手を核に、農地を最大限活用して多彩な農産物を生産しており、ブランド化などと相まって収益性の高い経営が営まれています。

林業・木材産業では、充実した森林資源と木材の安定供給を背景に、担い手の育成・定着や品質・性能の確かな県産材等の利用が進み、健全な経営が営まれています。

水産業では、水産資源を安定的に利用できる仕組みが確立され、中核的な経営体を中心に活力ある経営が営まれています。

また、再生可能エネルギーを活用した大規模施設園芸、再生可能エネルギー源として木質バイオマスの活用、協業化や低コスト化による収益性の高い漁業経営など、新しい未来を担う農林水産業が創出されています。

さらに、経営感覚に優れた多様な人材が他産業と連携するなど新しい分野で活躍しており、本県の農林水産業は魅力ある産業となっています。

その姿を見た多くの子どもたちが農林水産業を「なりたい職業」に選んでいます。

4 多様な人が集う、いきいきとした活力ある農山漁村

本県の農山漁村は、社会基盤が計画的に整備され、農林水産業を核に、加工や販売、観光など多様な産業が発展し、農林水産物を生産する人、加工する人、販売する人、さらには地域を訪れる人をもてなす人など地域の人々が連携し、活躍することで活気に満ちています。

また、快適で、災害に強い農山漁村が形成され、人々が安心して暮らしています。

さらに、農山漁村の豊かな資源を活用した再生可能エネルギー生産の導入が図られ、エネルギー利用や雇用等によって、農山漁村が活力に満ちています。

県の内外、世代を問わず、「暮らし」、「学び」、「憩い」、「遊び」等の目的を持って集い、交流することによって、都市と農山漁村、地域と地域の相互理解や価値観の共有による新たな絆が生まれています。

5 美しい自然環境を次世代に引き継ぐ、環境と共生する農林水産業

本県の豊かな自然と環境は、地域に暮らす人々、農林水産業に携わる人々に多くの恵みをもたらし、県民や国民の暮らしに潤いを与えてくれる宝であり、適切な維持管理や環境への負荷軽減により、次代を担う子どもたちへ確実に引き継がれています。

中でも、二酸化炭素吸収源の要であり、豊かできれいな水を育む「緑豊かな森林」や、生命を育む「豊かな大地」と「母なる海」は、県民の理解と様々な取組によってしっかりと守り育てられています。

第3節 めざす姿の実現に向けた施策の基本方向

1 東日本大震災及び原子力災害からの復興

- 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興に総力を挙げて取り組みます。
- 放射性物質を含む汚染水の海洋をはじめとする環境中への投棄は本県農林水産業、とりわけ本県漁業の復興・再生に大きな影響を及ぼすことから、原発事故の早期収束と汚染水等の万全の管理を国や事業者に求めていきます。
- 特に、原発事故に伴う避難地域等においては、国が実施する農用地¹・森林等の除染の進捗を踏まえて、農林漁業者等の経営再開と安定化に向けた施策を重点的に実施します。
- 避難地域等における営農再開・農業の再生を図るため、実証研究や技術支援、先端技術の調査研究を行う「浜地域農業再生研究センター（仮称）」を整備します。
- 本県農林水産業の生産力を震災以前の水準まで早期に回復することを最優先課題として、農林地、漁場や農林水産業関連施設等の早期復旧に取り組みます。
- 放流用種苗の安定的確保に向けて、水産種苗研究・生産施設を早急に整備し、県内における生産・供給体制を再構築します。
- 被災した農林漁業者等が安心して経営再開を果たせるようにきめ細かな情報提供や普及指導等を徹底するとともに、農地の確保、漁船や施設・設備等の復旧、水産加工原料の確保等に対して支援します。
- 農用地、森林、農業水利施設等の効果的な除染を促進するとともに、放射性物質の除去・低減技術の開発と普及に取り組みます。
- 漁場における水、底質²や餌料生物等の放射性物質による汚染実態を明らかにし、漁業対象となる魚介類への影響の解明に取り組みます。
- 米の全量全袋検査を始め農産物の放射性物質に関するきめ細かな検査の実施と消費者等へ情報をわかりやすく提供することに取り組みます。
- 県産材の放射線検査体制の整備、安全なきのこ原木等生産資材の確保と栽培きのこのきめ細かな検査の実施等を進めるとともに、消費者等へ情報をわかりやすく提供することに取り組みます。
- 放射性物質に関するきめ細かな検査や試験研究成果等を踏まえ、沿岸漁業の再開に向けた取組を促進するとともに、産地市場等における放射性物質検査体制の充実による安全・安心な水産物の供給に取り組みます。
- 県内外でのPR活動等を通じて風評の払拭に努めるとともに、技術支援、融資・補助事業等による経営の維持・発展と新たな担い手の育成に取り組みます。
- 大規模化、組織・法人化など効率的で、持続的な農林水産業経営体の育成に取り組みます。

¹ 農用地：耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的、若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地、いわゆる農地及び草地をいいます。

² 底質：河川、湖沼、海洋、水路等の水域において、水底を構成している物質のことです。

- 放射性物質をはじめとした周辺環境や気象の影響を受けにくい植物工場¹、大型施設等による野菜、花き、種苗生産などに取り組む農業経営体の育成を図ります。
- 牧草地等の除染等による安全な飼料確保や家畜導入、経営再開支援を行い、畜産の生産基盤回復を図ります。
- 地域産業6次化や地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入等による所得の向上と働く場の確保による農山漁村の活性化に取り組みます。
- 生活環境や生産基盤、防災安全施設等の復旧を図り、安全で、安心して生活できる農山漁村づくりに取り組みます。
- 復興に向けて努力を重ねる県民の心の支えとともに、復興に力強く歩み続ける県民の姿を全国へ発信するため、全国規模の復興イベントの招致に取り組みます。

2 安全・安心な農林水産物の提供

- 放射性物質に関する基準値の設定根拠や安全性について、消費者等の正しい理解を促進します。
- 関係法令等の遵守と適切な生産工程管理の実践を推進します。
- 生産・流通・消費の各段階における放射性物質対策を始め、安全安心の確保に向けた知識の向上と取組の強化を図るとともに、消費者、農林漁業者、流通・加工業者等の相互理解の向上に取り組みます。
- 県産材や特用林産物の品質向上、生産管理の強化を進めます。
- 食品の安全や食事と健康との関係、地域の食文化など「食」や「ふるさと」に対する理解促進を図ります。

3 農業の振興

- 地域農業を支える意欲ある担い手の育成や企業等の農業参入を促進するとともに、農業法人等の経営能力の強化に取り組みます。
- 農業水利施設や農地、農道などの生産基盤の整備と適切な維持管理、耕作放棄地の解消等に取り組みます。
- 米粉等の新規需要にも対応できる水田農業の確立、園芸・畜産など収益性の高い部門の産地化を進めます。
- 大規模土地利用型農業、再生可能エネルギーを活用した大規模施設園芸、経営の協業化による足腰の強い畜産経営体の育成など、新たな経営・生産方式の導入を推進します。
- 消費者ニーズに対応した多彩な農産物の生産拡大と消費拡大、全国における知名度向上に努めます。
- 省力・低コスト化技術、高品質・多収穫技術、県オリジナル品種等の開発と普及に努めます。

¹ 植物工場：内部環境をコントロールした閉鎖的又は半閉鎖的な空間で植物を計画的に生産するシステムのことをいいます。

4 林業・木材産業の振興

- 放射性物質に汚染された森林の再生と木材の利用促進に取り組みます。
- 森林所有者の収益向上を図るため、施業の集約化や低コスト化を進めます。
- 復興需要等に応じた県産材の安定供給を図るため、林業生産基盤の整備に取り組みます。
- 復興住宅や公共施設等における県産材の利用促進を図ります。
- 就業環境・雇用条件の改善を進め、新規就業者の確保を図るとともに、建設業等からの参入促進、林業事業体の経営基盤の強化に取り組みます。
- 放射性物質の除去・低減対策を踏まえた多様な森林の育成・管理技術、木材の生産・加工技術、特用林産物¹の生産技術の開発と普及に努めます。

5 水産業の振興

- 漁港、漁業生産関連施設等の早期復旧を図るとともに、漁場、藻場や干潟の保全活動を進めます。
- 漁船の共同利用による協業化、低コスト化を進め、担い手の経営安定、中核的漁業経営体の育成を図ります。
- 新鮮で特色ある水産物を供給するため、流通体制の整備と水産加工の振興を図ります。
- 水産資源を持続的に利用するため、「資源管理型漁業²」と「つくり育てる漁業³」の一層の推進に努めます。
- 水産資源の持続的利用に向けた技術開発を進めます。
- 内水面増養殖に関する技術開発と普及、漁場環境の保全等に取り組みます。

¹ 特用林産物：森林の産物のうち、きのこ、山菜、桐などで、建築や製紙パルプなどに使われる一般用材を除いたものです。

² 資源管理型漁業：資源の状況に応じ、漁獲可能な魚の大きさや量、漁期、漁法等を制限することにより、水産資源を持続的かつ有効に利用し、漁業経営の安定を目指す漁業のことをいいます。

³ つくり育てる漁業：魚介類の種苗生産・放流（栽培漁業）や魚礁の設置などによる漁場の整備、一定の区画の中で魚介類を育成する養殖業などを指します。

6 魅力ある農山漁村の形成

- 農林水産業に関する情報発信や体験交流等を通じて、農林漁業者と消費者等が共に支え合う絆づくりを推進します。
- 放射線量等を含めた情報発信の取組強化を通じて、グリーン・ツーリズムや教育旅行等による交流を促進し、地域の活性化を図ります。
- 所得や働く場の確保を進めるため、地域資源を活用した農林水産業の6次産業化、食品産業・観光業等との農商工連携など地域産業6次化の取組を進めます。
- 快適で安全な農山漁村づくりを進めるため、農山漁村の生活環境、農地、森林等の除染を進め、放射線量の低減に努めます。
- 農山漁村における生産基盤、生活環境など定住環境の整備を進めます。
- 農作物等に対する鳥獣被害を防止するとともに、安心して生活できる農山漁村づくりを進めるため、有害鳥獣¹への対策を進めます。
- 農業用ダム・ため池等農業水利施設の耐震検証と耐震補強対策、農地海岸保全施設、治山施設や海岸防災林の計画的な整備に取り組みます。
- ため池の損壊など、万一の災害に備え、地域の防災力の向上に取り組みます。
- 安全で豊かな県土を形成するため、森林病害虫等の被害対策、林野火災の予防など森林保護対策に取り組みます。
- 農山漁村の豊かな資源を活用して、太陽光、風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーによる発電や熱利用を進めます。

7 自然・環境との共生

- 農山漁村の生活環境、農地、森林等の除染を進めるとともに、東日本大震災により被災した農地や森林等の復旧、藻場や干潟等の機能回復に取り組みます。
- 有機性資源の放射性物質濃度の低減を図るとともに、地域内の循環利用を促進し、エコファーマー、有機栽培・特別栽培の普及・拡大を進めます。
- 地球温暖化の防止に向けた森林の二酸化炭素吸収源²対策、温室効果ガスの発生源対策、適応策の研究と普及に取り組みます。
- 多面的機能の発揮に向け、農地・森林・藻場等の適切な管理を進めます。
- 森林の機能に応じた森林施業³や保安林⁴の指定、公的森林の整備などに取り組みます。
- 森林ボランティア活動の支援や指導者の育成を図るとともに、県民参加の森林づくりを進めます。

¹ 有害鳥獣：農林水産物や農林水産業に従事する人、生活環境に対して被害を及ぼす鳥類又はほ乳類に属する生物です。

² 二酸化炭素吸収源：二酸化炭素を吸収するものの総称です。特に森林は二酸化炭素を吸収し、炭素として固定する働きを持つことから、地球温暖化防止への役割が期待されます。

³ 森林施業：目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施することをいいます。

⁴ 保安林：国土の保全、水源のかん養、生活環境の保全等を目的として森林法に基づき指定される森林です。保安林に指定されると、立木の伐採、土地の形質の変更等について、一定の制限が課せられます。

第4章 施策の展開方向

第1節 東日本大震災及び原子力災害からの復興

第2節 安全・安心な農林水産物の提供

第3節 農業の振興

第4節 林業・木材産業の振興

第5節 水産業の振興

第6節 魅力ある農山漁村の形成

第7節 自然・環境との共生

個別の施策について、次の項目で整理します。

- ① 現状と課題
- ② 施策の具体的な取組内容
- ③ 施策の達成度を測る指標

[施策体系]

**第1節
東日本大震災及び原子力災害
からの復興**

- 1 避難地域における農林水産業の再生
- 2 生産基盤の復旧
- 3 被災した農林漁業者等への支援
- 4 放射性物質による影響の除去

**第2節
安全・安心な農林水産物の提供**

- 1 食の安全確保
- 2 信頼性の確保
- 3 「食」や「ふるさと」に対する理解促進

**第3節
農業の振興**

- 1 いきいきとした農業担い手づくり
- 2 農業経営の安定
- 3 農業生産基盤の確保・整備
- 4 県産農産物の生産振興
- 5 流通・消費対策
- 6 新技術の開発と生産現場への移転
- 7 農業関係団体との連携

**第4節
林業・木材産業の振興**

- 1 森林資源の充実・確保
- 2 林業生産基盤の整備
- 3 県産林産物の振興
- 4 林業担い手の確保・育成
- 5 試験研究と技術の普及・定着
- 6 林業関係団体との連携

**第5節
水産業の振興**

- 1 漁業生産基盤の整備
- 2 漁業担い手の育成・確保
- 3 水産物の流通・加工対策
- 4 水産資源の持続的利用
- 5 試験研究・技術開発の推進
- 6 漁業関係団体との連携

**第6節
魅力ある農山漁村の形成**

- 1 農林水産業を支える絆づくり
- 2 都市と農山漁村の交流促進
- 3 地域産業6次化による農山漁村の活性化
- 4 快適で安全な農山漁村づくり
- 5 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進

**第7節
自然・環境との共生**

- 1 環境と共生する農林水産業
- 2 地球温暖化への対策
- 3 農林漁業・農山漁村が有する多面的機能の発揮
- 4 県民参加の森林づくり

第1節 東日本大震災及び原子力災害からの復興

| | |
|--------------------|-----|
| 1 避難地域における農林水産業の再生 | 3 4 |
| 2 生産基盤の復旧 | 3 6 |
| 3 被災した農林漁業者等への支援 | 3 8 |
| 4 放射性物質による影響の除去 | |
| (1) 放射性物質の除去・低減 | 4 0 |
| (2) 放射性物質検査体制の確立 | 4 2 |
| (3) 消費者の信頼確保 | 4 4 |

1 避難地域における農林水産業の再生

① 現状と課題

- 東日本大震災の被害に加え、原発事故に伴い、農林漁業者を含む多数の住民が県内外への避難を余儀なくされ、帰還の見通しが立てられないことから、将来への強い不安の中、復興に向けた第一歩を踏み出せない状況に置かれています。
- 原発事故により大量の放射性物質が大気中や海に放出されたことに伴い、農地、森林、漁場や農林水産業関連施設等が汚染され、避難地域には放射線量が非常に高い地域があります。
- 東日本大震災により農地、漁場、農林水産業関連施設等が被害を受けていますが、避難指示や放射性物質による汚染の影響から復旧作業が遅れています。さらに、農地や森林の荒廃が進んでいます。
- 原発事故により多くの魚介類から基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超える放射性物質が検出されたため、沿岸漁業は操業自粛を余儀なくされています。
- 長期間に渡る避難、放射性物質による農林地等の汚染、沿岸漁業の操業自粛、農林水産物の出荷制限や風評被害の発生等が原因となり、経営再開を断念する農林漁業者等の増加が憂慮されます。

② 施策の具体的な取組内容

- 避難指示区域等の見直しを踏まえ、経営再開に向けた道すじを示すとともに、農林漁業者等が早期に帰還し、経営再開を果たせるよう、必要な施策を展開していきます。

■ 農用地、森林等の除染

- 国が実施する除染が円滑かつ迅速に実施されるように、各市町村を始め関係機関・団体との連携を強化します。
- 農山漁村における生活環境、農用地や生活圏周辺に加え、生活に密接に関連する水源地の森林や林業生産の場となる森林、農林水産業関連施設等の除染を進め、放射線量の低減に努めます。
- 国や大学等の研究機関と連携し、避難地域等における営農再開に向けた技術の研究開発を推進します。

■ 生産基盤の復旧

- 避難指示区域等の見直しを踏まえて、被災した農林地、農林道、漁港や農林水産業関連施設等生産基盤の早急な復旧に努めます。
- 農業生産活動の早期再開を図るため、農用地の除染、復旧と併せて、地力回復対策に取り組みます。
- 農業用ダム・ため池等農業水利施設の耐震検証を進め、必要に応じて耐震補強対策を行なうなど、農業用水の確保と安全な農山漁村づくりに取り組みます。

■ 安全な農林水産物の生産と消費者の信頼確保

- 農林漁業者等に対して、放射性物質による影響を受けにくい作物・生産方式への転換や吸収抑制対策等に関する情報の発信、普及指導等を徹底して安全な農林水産物の生産を進めます。
- 緊急時モニタリングを始め、米の全量全袋検査、産地における県産材や魚介類の検査など、放射性物質に関する検査体制の強化と、わかりやすく、正確な検査結果の公表及び消費者や流通関係者の理解促進等に取り組みます。
- 緊急時モニタリング検査結果と併せて、研究成果等科学的な情報を提供していくこと

により、消費者等の放射性物質に関する正しい理解の促進と信頼の確保に努めます。

■ 農林漁業者等への支援

- 避難地域等における営農再開・農業の再生を図るため、実証研究や技術支援、先端技術の調査研究を行う「浜地域農業再生研究センター（仮称）」を整備します。
- 帰還した農業者が円滑に営農再開できるよう、農地等の保全管理、鳥獣被害防止対策、作付実証、新たな作物・生産方式への転換、吸収抑制対策等の取組を支援します。
- 農山漁村における生活環境、農林地土壤、農業用水、漁場等における放射線量に関する詳細なモニタリングを継続するとともに、検査結果等の情報発信に取り組みます。
- 故郷へ帰還した農林漁業者等の早期の経営再開に向けて、農用地の確保、漁船や施設・設備等の復旧等に対する助成、融資、放射性物質に対応した技術の普及指導等の取組を強化します。
- 避難先等において一時的に経営を再開する農林漁業者、あるいは避難先等に残って経営を継続する農林漁業者など、それぞれの状況に応じた支援を強化します。
- 漁場の汚染実態や魚介類への放射性物質の蓄積・排出機構の解明、緊急時モニタリングの検査結果等を踏まえて、漁業関係団体等と連携して、沿岸漁業の再開に向けた取組を推進します。
- 警戒区域等の漁業者の生産活動の再開に向けて、区域外の他の漁場における操業を検討するなどの取組を促進します。

■ 新たな経営・生産方式の導入

- 地域農業を支える意欲ある担い手を確保するため、認定農業者の育成に加え、認定農業者等を核とした集落営農組織や農業法人の育成を進めるとともに、避難地域における農地管理など地域の実情に応じた新たな地域営農システムづくりを進めます。
- 放射性物質をはじめとした周辺環境や気象の影響を受けにくい植物工場、大規模施設園芸、協業化による畜産経営体の育成など新たな生産方式の導入を推進するとともに、再生可能エネルギーの積極的な活用を図ります。
- 花き、種苗など非食用作物等への転換を検討するとともに、導入を図ります。
- バイオマスエネルギーの原料とする資源作物の栽培・エネルギー化等の可能性について調査し、推進方針を策定するとともにその実現へ向けた取組を進めます。
- 森林整備や木材生産の活性化を図るため、間伐材等の木質バイオマスを原料とした発電や熱源利用施設の整備を支援し、森林資源の有効活用を促進します。
- 漁船の共同利用による協業化、低コスト化を進め、収益性の高い漁業経営体の育成を図ります。

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--|-------------------|--|
| 避難地域において農業を開始した 認定農業者数 【参考】 H22年度 768経営体 | H23年度 - 経営体 | H32年度 750 経営体以上 |
| 森林整備面積 (H25～H32累計) 【参考】 H22年度 12,185ha | H23年度 7,387 ha | H32年度 14,000 ha以上 (延べ94,800ha以上) |
| 操業再開した漁業経営体数 【参考】 H20年 743経営体 | H23年 12 経営体 | H32年 654 経営体以上 |

2 生産基盤の復旧

① 現状と課題

- 東日本大震災によって、沿岸部を中心に、農業関係では農地・農業用施設等の生産基盤に流失・冠水や損壊など、林業関係では林地、林道の崩壊、林産施設の損壊等の甚大な被害が発生しました。
- 漁業・水産業関係では、漁港や産地市場等の共同利用施設に甚大な被害が発生し、漁業の再開に向けて早急な復旧が求められています。
- 沿岸の漁場、藻場や干潟では地盤沈下が起こるとともに、津波によって壊れた建物等が堆積しており、漁場環境を回復させる必要があります。
- 水産種苗生産施設が被災したことから、県内におけるヒラメ、アワビ、アユ等の種苗生産が実施できない状況にあります。また、サケのふ化施設等が被災し、原発事故による影響で復旧が進んでいないことから、ふ化放流事業に支障が生じています。
- 農林水産業の再生に向けて、原発事故に伴う警戒区域等避難指示区域の見直し等を踏まえ、生産基盤の早期復旧が求められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 農地・農業用施設等の復旧

- 被災した農地・農業用施設の早期復旧を図ります。特に、津波被害を受けた沿岸地域においては、農業者や関係する市や町と緊密な連携の下、除染の工程を考慮しながら、担い手への農用地利用集積¹とほ場の大区画化を進め、生産基盤の再生に取り組みます。

■ 林道等の復旧

- 被災した林道については、森林整備や山村地域の生活に供する重要な路線から順次復旧を図ります。

■ 漁場・漁業生産関連施設等の復旧

- 漁場生産力の維持回復のため、漁場に堆積した壊れた建物等の除去を行うとともに、漁業者グループが行う取組を支援します。
- 共同利用施設等については、漁港間での機能分担を図りつつ、効率的な復旧を図ります。
- 放流用種苗の安定的確保に向けて、水産種苗研究・生産施設を早急に整備し、県内における生産・供給体制を再構築します。
- 被災した試験研究施設を整備し、調査研究機能の回復を図ります。

¹ 農用地利用集積：特定の農業者が、「所有」、「借入」、「農作業受託」により、農用地（農地及び採草放牧地）を集積し、利用することです。



三ツ森ため池(大玉村 左:被災状況 右:復旧状況)



林道樂翁渓線(西郷村 左:被災状況 右:復旧状況)



相馬原釜地方卸売市場(相馬市 左:被災状況 右:応急復旧状況)

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|-----------------------------------|----------------|----------------|
| 農地の復旧率(警戒区域等を除く) | H23年度 0.9 % | H32年度 100 % |
| 治山施設の復旧率(警戒区域等を除く) | H23年度 0 % | H32年度 100 % |
| 水揚げを再開した産地市場率 【参考】 H22年 12産地市場 | H23年 0 % | H32年 100 % |

3 被災した農林漁業者等への支援

① 現状と課題

- 東日本大震災によって、沿岸部を中心に、農業関係では農地・農業用施設等の生産基盤に流失・冠水や損壊など、林業関係では林地、林道の崩壊、林産施設の損壊等の甚大な被害が発生しました。
- 原発事故に伴う避難、放射性物質による農林地等の汚染、森林整備の停滞、農林水産物の出荷制限や風評被害の発生等を踏まえて、経営規模の縮小や休止を考える経営体の増加が憂慮されます。
- 避難を余儀なくされている農業者の中には、避難先等において経営を再開している方、現在再開を目指している方もおり、農地の確保や資金面での支援等が求められています。
- 漁業関係では、漁船、漁具の流失等甚大な被害が発生しています。また、原発事故に伴う沿岸漁業の操業自粛や風評被害が長期化すれば、漁業離れの進行が懸念されるところから、担い手の確保が緊急の課題となっています。
- 水産物流通・加工業者は、施設、設備等に被害を受けるとともに、沿岸漁業の操業自粛に伴う加工原料の調達費用の増加によって厳しい経営環境となっています。
- 海岸防災林の復旧に必要な種子の提供等、森林・林業等の復興・再生に対して全国から様々な支援が寄せられています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 被災した農業者への支援

- 地域農業の再生と早期の経営再開に向けて、農業者が共同で実施する復旧作業を支援します。
- 被災した農業者が農業経営を再開するに当たり、新たな農用地の確保、初期生産資材、施設・機械等の導入に対する助成、新たな作目や新たな生産方式の導入、農業制度資金の融通や技術指導等の支援策を強化します。

■ 被災した林業者、木材産業事業者への支援

- 林業者・木材産業事業者に対して、施設等の復旧・整備を支援します。
- 経営維持に必要な融資制度に関する情報提供や相談体制の強化等に取り組みます。

■ 被災した漁業者、水産物流通・加工業者への支援

- 緊急時モニタリング検査結果や水産試験場等における調査研究結果等を踏まえて、漁業関係団体等と連携し、沿岸漁業の再開に向けて取組を推進します。
- 漁業生産活動の継続・再開に向けて、漁業者及び水産加工業者に対する漁船、漁具、設備等の復旧・整備に対する助成、経営維持に必要な資金の融通等に取り組みます。
- 警戒区域等の漁業者の生産活動の再開に向けて、区域外の他の漁場における操業を検討するなどの取組を促進します。
- 水産物流通、加工業者の原料の確保や加工品の安全確認等の取組に対して支援します。

■ 県外に避難されている農林漁業者等への支援

- 県外に避難されている農林漁業者等に対して、故郷に帰還し、安心して経営再開が果たせるように、原子力災害に対する様々な取組の実施状況や各種支援策等に関する情報提供に取り組みます。
- 県外において経営再開を希望する農業者に対して、受入先の自治体等と連携を図りながら、きめ細かな対応に努めます。

■ 全国規模の復興イベントの開催

- 東日本大震災及び原子力災害からの復興に向けて努力を重ねる県民の心の支えとともに、復興に力強く歩み続ける県民の姿を全国へ発信するため、全国規模の復興イベントの招致に取り組みます。
- 緑豊かな県土を再生し、豊かな森林を守り育て、次の世代に引き継いでいくため、全国植樹祭の開催を目指します。

■ 原子力損害賠償に関する支援

- 農林漁業者が被った原発事故に起因する全ての損害に対する賠償が迅速かつ円滑に進められるように、市町村、関係機関・団体等と連携して、東京電力株式会社等への要請、農林漁業者・団体等による損害賠償請求に関する支援に取り組みます。



避難先における経営再開（本宮市）



復旧した漁船（相双双葉漁業協同組合）

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|---|-----------------------------|----------------------------------|
| 生産農業所得 【参考】 H22年 1,047億円 | H23年 777 億円 | H32年 1,180 億円以上 |
| 木材(素材)生産量 【参考】 H22年 763千m ³ | H23年 691 千m ³ | H32年 1,348 千m ³ 以上 |
| 漁船数 【参考】 H22年 1,173隻 | H23年 444 隻 | H32年 963 隻以上 |
| 沿岸漁業生産量 【参考】 H22年 26千t | H23年 3 千t | H32年 27 千t 以上 |

4 放射性物質による影響の除去

(1) 放射性物質の除去・低減

① 現状と課題

- 原発事故により大量の放射性物質が大気中や海に放出されたことに伴い、農地、森林、漁場や生産関連施設等が広範囲にわたって汚染されました。除染と放射性物質の拡散防止が求められています。
- 県産農林水産物から食品衛生法の基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超える放射性物質が検出され、該当する品目、地域において出荷・摂取制限等の措置が講じられています。
- 平成23年産米から高い濃度の放射性物質が検出された地域等に対して、平成24年産稻の作付制限や事前出荷制限の指示が出されています。
- 農業水利施設に放射性物質を含む土砂等が堆積し、その影響が長期間に及ぶことが懸念されます。
- 放射性物質によって森林が汚染されたことにより、森林整備が停滞し、今後荒廃が進むことが懸念されます。また、安全な木の栽培用原木の確保が困難となっています。
- 東日本大震災により漁港や漁船等が被災したことに加え、原発事故により多くの魚介類から基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超える放射性物質が検出されたため、沿岸漁業は操業自粛を余儀なくされています。
- 特に、東京電力福島第一原子力発電所施設からの放射性汚染水の海洋放出は本県漁業に甚大な影響を及ぼしたことから、これ以上海を汚すなどの声が漁業者等から高まっています。
- 安全な農林水産物の提供に向けて、農用地、森林等の早急な除染を進めるとともに、放射性物質の影響を低減する技術の開発、放射性物質に汚染されていない肥、家畜用飼料や木の栽培用原木等生産資材の確保が求められます。

② 施策の具体的な取組内容

■ 農用地、森林等の除染

- 農用地については、新たな知見等を「福島県農林地等除染基本方針」に反映させながら、表土の削り取りや反転耕、深耕と土壤改良資材の施用を組み合わせて、放射性物質の効率的・効果的な除去・低減に努めます。
- 農用地等への汚染の拡大や除染後の農用地の再汚染、さらに河川、湖沼や海洋等への拡散を防ぐため、農業用ダム・ため池、農業用排水路等における放射性物質の除去・隔離対策を推進するとともに、農用地等への流入防止策の普及・啓発を推進します。
- 生活圏周辺、水源地や林業生産の場となる森林等について、土壤や立木の汚染状況を踏まえ、間伐¹や落葉等の除去などの手法・技術を組み合わせて放射性物質の効果的な除去・低減を図るとともに、木柵等の設置により周辺環境、河川、湖沼や海洋等への放射性物質の拡散防止に努めます。
- 農林漁業者等関係者との連携・協力の下、原発事故の早期収束と汚染水を放出しないことなど万全の管理を国や事業者に求めていきます。
- 除染によって生じる廃棄物が、県民等の生活や周辺環境へ影響を与えることがないように適切な処理を促進します。
- 放射性物質に関する研修等を通じて、除染作業従事者等の放射線障害防止対策も含めた労働安全衛生を確保していきます。

¹ 間伐：混み合った樹木の一部を伐採し、本数の密度を調整することにより樹木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るための作業をいいます。

■ 安全な農林水産物の生産

- 農林漁業者等に対して、農用地、森林や漁場等の汚染実態を踏まえた除染、吸収抑制対策等に関する情報の発信、普及指導等を徹底して安全な農林水産物の生産を進めます。
- 土壤等に蓄積した放射性物質の農作物への移行を低減するため、カリ質肥料等の施用、果樹の改植等の取組を支援します。
- 安全な自給飼料¹を確保するため、牧草地等の除染を進めるとともに、モニタリング検査を継続して実施します。また、敷料²等についても放射性物質による汚染の確認を継続します。
- 暫定許容値³を下回るたい肥の地域内循環利用を促進します。
- 安全なきのこ原木等生産資材を確保するための取組を支援するとともに、生産資材等の検査による安全性の確認を継続します。
- 暫定許容値を超過した自給飼料やたい肥等の農林業系汚染廃棄物、原発事故当時に使用していた農業用被覆資材等の適正な処理を進めます。

■ 放射性物質対策に関する技術開発

- 各生産環境内における放射性物質の分布及び動態等汚染実態の解明を進めます。
- 農用地や森林等の除染、農林水産物の吸収抑制技術等の開発を図ります。
- 森林の更新や間伐等、森林整備や木材生産と一体となった放射性物質低減技術の開発を図ります。
- 県産材の放射性物質汚染対策に関する研究開発を進めます。
- 魚介類については、放射性物質の体内への蓄積・排出機構の解明、今後の放射性物質濃度の推移の予測と対策技術の開発を図ります。
- 漁場等の汚染実態に対応した水産種苗生産や放流手法を検討します。



③ 施策の達成度を測る指標

農地の除染作業（反転耕）

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--------------------------------------|----------------|----------------|
| 除染実施計画に基づく農用地の除染進捗率 (除染特別地域を除く) | H23年度 5 % | H32年度 100 % |
| 除染実施計画に基づく森林の除染進捗率 (除染特別地域を除く) | H23年度 1 % | H32年度 100 % |
| 緊急時モニタリングにおいて放射性物質の基準値を超えた農林水産物の品目数* | H23年度 57 品目 | H32年度 0 品目 |

*緊急時モニタリング(事前確認検査を含む)で基準値(H23年度は暫定規制値)を超過した農林水産物(食品)。

¹ 自給飼料：自分の畠や借地で栽培して生産・貯蔵した粗飼料のことです。

² 敷料：畜舎に敷く稻わらやおがくず、糞がらなどを指します。

³ 暫定許容値：放射性セシウムによる農地土壤の汚染拡大防止、食品衛生法上問題のない農畜水産物の生産の観点から、肥料・土壤改良資材・培土及び飼料中に含まれることが許容される最大値のことです。

4 放射性物質による影響の除去

(2) 放射性物質検査体制の確立

① 現状と課題

- 原発事故発生後、農林水産物の緊急時モニタリング検査体制を構築するとともに、検査の結果、放射性物質の基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超えた品目について出荷制限等の措置が講じられています。
- 出荷・流通後の県産牛肉や米から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたため、牛の全頭検査、複数の市町村を対象とした米の全戸調査の取組が進められました。
- 原発事故の影響により、県産材の取引に当たって安全性を示すことが求められています。
- 沿岸漁業の操業再開に向けて、漁場や魚介類の汚染実態を明らかにするとともに、迅速な放射性物質検査体制の確立が求められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 緊急時環境放射線モニタリング体制の充実・強化

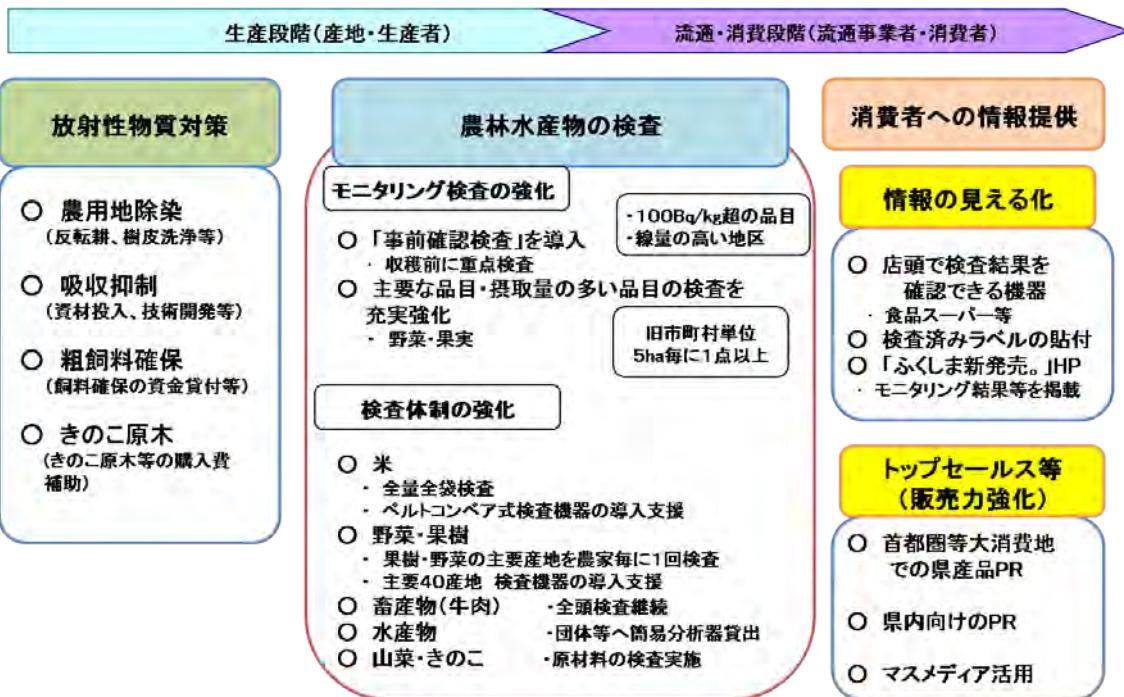
- 県産農林水産物の安全性の確認と消費者に対する正確な情報の提供を行うため、農林水産物の緊急時モニタリングの充実・強化を図るとともに、わかりやすく、正確な検査結果の公表や消費者の理解促進等に取り組みます。
- 県産牛肉に対する信頼確保に向けて、放射性物質の全頭検査を当面継続します。
- 放射性物質の影響により、食品衛生法における放射性物質の基準値を超過した農林水産物の出荷等の自粛を要請するとともに、基準値を安定して下回る農林水産物の制限解除のための調査を継続します。

■ きめ細かな検査体制の確立

- 基準値を超える米が流通、販売又は食用に供されることを防ぐため、県の管理の下、県内で生産された全ての米を対象とした全量全袋検査を推進します。
- 簡易分析装置の導入等を進め、果樹や野菜等の産地における自主検査体制を強化します。
- 安全性が確認された県産材が安定的に供給されるように、放射線検査体制の整備を支援します。
- 沿岸漁業における試験操業¹の取組を拡大し、本格的な再開を図るため、産地魚市場等の放射性物質検査体制の整備を支援します。

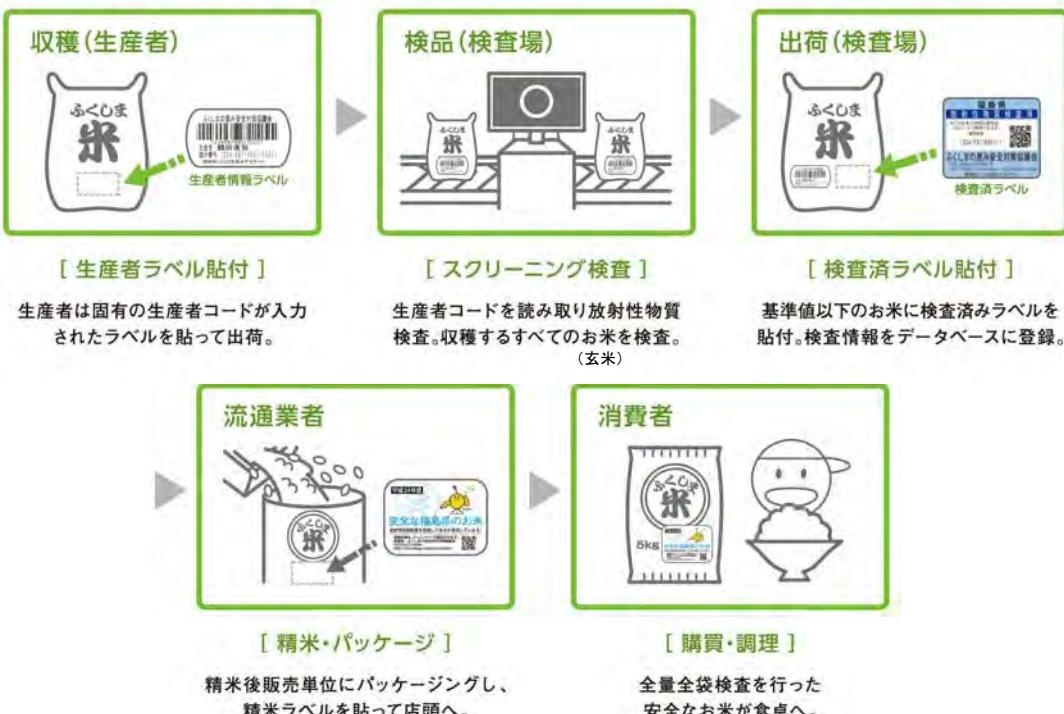
¹ 試験操業：安全性が確保される魚種を対象に、海域を限定した操業と販売を試験的に行い、出荷先での評価を調査し、操業再開に向けた基礎データを得る取組です。

農林水産物の安全・安心を確保する取組



米の全量全袋検査の流れ

●全量全袋検査システムフロー



4 放射性物質による影響の除去

(3) 消費者の信頼確保

① 現状と課題

- 放射性物質による健康への影響に対する不安から、消費者は、本県産を始め、原発事故の影響があると考える地域で生産された食品の購入を控える傾向にあります。また、基準値（平成24年3月までは暫定規制値）やモニタリング検査の仕組み等が信頼できないと考える方もいます。
- 県産農林水産物の首都圏量販店における取扱停止、県産材の受取拒否や水産加工品の販売量の減少、価格の低迷等風評による被害が発生しています。また、地産地消の牽引役である農産物直売所の販売額は回復傾向にあるものの、依然として原発事故以前の水準には戻っていません。
- 子どもの健康への影響に対する不安から、学校給食における県産農林水産物の利用を懸念する保護者もいます。
- 安全な農林水産物を提供するため、水田における反転耕やカリウム肥料の施用、果樹における樹体洗浄や粗皮削り・粗皮剥ぎ、樹皮を除去した原木からきのこ栽培用のおが粉を製造するなど、放射性物質の除去・低減を図る取組が進められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 放射性物質検査結果や生産履歴情報の見える化

- 放射性物質検査結果や生産履歴情報と一体となったデータの集積を基本とする安全管理システムを導入し、店頭などにおいても情報を確認できる体制を構築します。
- 栽培きのこについては、「安心きのこ栽培マニュアル¹」等に基づく栽培技術の普及を図るとともに、生産者情報や栽培工程に関する情報発信を支援します。

■ 消費者・農林漁業者・食品関連事業者の相互理解の促進

- 放射性物質を始め、食の安全・安心に関わる事柄について、消費者、農林漁業者及び食品関係事業者相互の意思疎通を図る機会を設けるとともに、放射性物質検査に関する積極的な情報発信等を通じて、相互理解の促進を図ります。

■ 安全性のPR・販売促進

- 放射性物質の除去・低減を始め、食の安全・安心を確保するための農林漁業者や出荷・販売事業者等の取組や緊急時モニタリング検査結果等の情報をホームページ「ふくしま 新発売。」等を活用して発信し、県産農林水産物の信頼回復に向けた活動を展開します。
- 「がんばろう ふくしま！」応援店の参加事業者の拡大や県内直売所、首都圏量販店等におけるトップセールスや販売キャンペーん等を通じて、本県産農林水産物を積極的にPRします。
- テレビ、電車内広告、新聞等のあらゆる媒体を活用して、本県産農林水産物の安全性をPRするとともに、首都圏における参加型シンポジウムやパブリシティ（情報提供活動）²の展開により、消費者及び流通関係者の理解促進と信頼確保に努めます。
- 学校給食用食材の放射性物質検査を実施することにより、保護者等の一層の安心と理

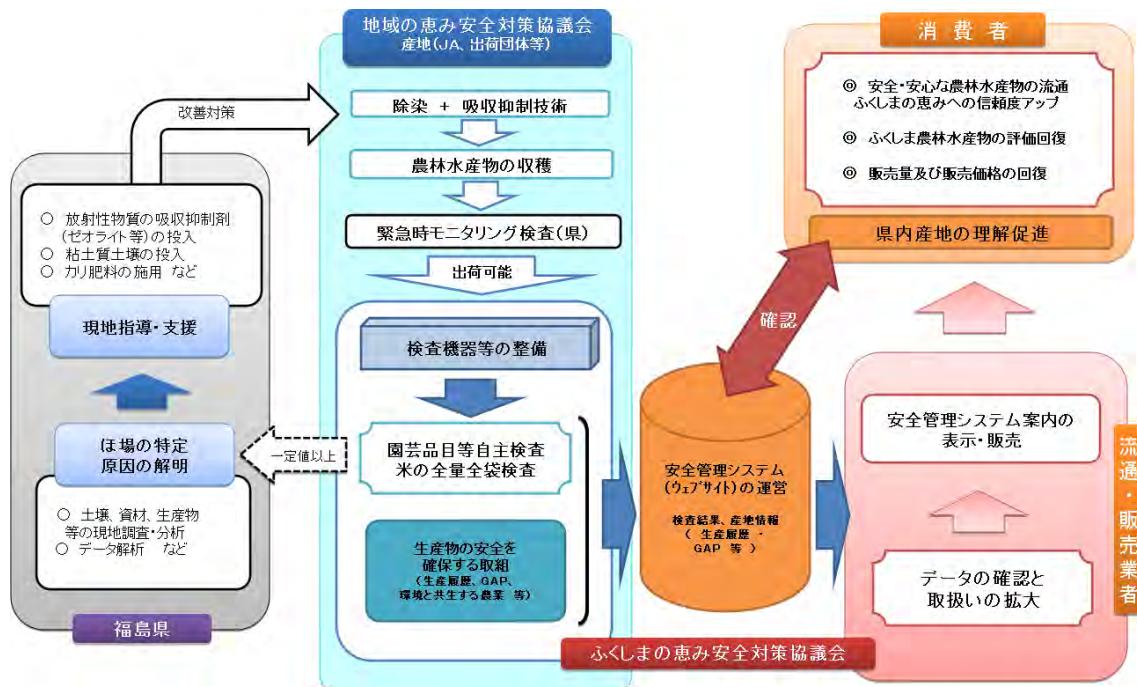
¹安心きのこ栽培マニュアル：平成17年3月に県が策定した使用する原材料への農薬不使用の徹底や栽培工程での有害物質の影響を最小限に抑えることを基本としたマニュアルのことです。

²パブリシティ（情報提供活動）：新聞やテレビ、ラジオなどのマスコミの取材活動に協力したり、積極的に情報を提供することで、報道記事として取り上げられるよう広報する方法のことです。

解を得ながら地元食材の活用を進めます。

- 緊急時モニタリング検査結果と併せて、研究成果等科学的な情報を提供していくことにより、消費者の信頼確保に努めます。
- 県産材の放射性物質に関する安全性確認結果等の情報を発信し、信頼確保に努めます。
- 水産流通業者や消費者に対する緊急時モニタリング検査結果や水産試験場等の調査研究成果等の情報提供に努め、魚介類や水産加工品の消費回復を図ります。

放射性物質検査結果や生産履歴の見える化の取組



③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|---|---------------------|--------------------|
| 農産物直売所の販売額 【参考】 H22年度 160億円 | H23年度(推計) 117 億円 | H32年度 234 億円以上 |
| 学校給食における地場産物活用割合 【参考】 H22年度 36.1% | H24年度 18.3 % | H32年度 上昇を目指す |
| 学校給食において県産米を利用している市町村の割合 【参考】 H22年度 100% | H23年度 84.5 % | H32年度 100 % |
| 「がんばろう ふくしま！」応援店の登録数 | H23年度 1,552 店 | H32年度 3,000 店以上 |
| 地元産の食材を積極的に使用していると回答した県民の割合 【参考】 H22年度 76.7% | H24年度 60.8 % | H32年度 上昇を目指す |

(白 紙)

第2節 安全・安心な農林水産物の提供

| | |
|----------------------|----|
| 1 食の安全確保 | 48 |
| 2 信頼性の確保 | |
| (1) 食に対する信頼確保 | 50 |
| (2) 安全・安心な県産材の確保 | 52 |
| 3 「食」や「ふるさと」に対する理解促進 | 54 |

1 食の安全確保

① 現状と課題

- 原発事故発生後、農林水産物の緊急時モニタリング検査体制を構築するとともに、検査の結果、放射性物質の基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超えた品目について出荷制限等の措置が講じられています。
- 沿岸漁業の操業再開に向けて、漁場や魚介類の汚染実態を明らかにするとともに、迅速な放射性物質検査体制の確立が求められています。
- 農薬取締法の改正（平成15年）やポジティブリスト制度¹の導入（平成18年）により農薬等の残留規制が強化されたことから、適正使用に向けた一層の監視指導が求められています。
- 貝類は有毒プランクトンが原因となって毒化することがあるため、貝毒検査等によって安全性の確保を図る必要があります。
- 5,000種に及ぶと言われる野生きのこ等は鑑定が難しく、毎年、毒きのこ等による食中毒が数件発生しているため、食中毒事故防止のための啓発活動が必要です。
- BSE²の発生や残留農薬問題等に加え、原発事故に伴う放射性物質による汚染を契機として、消費者の食の安全・安心に関する意識が変容しており、生産・流通の各段階における安全確保に向けた取組を強化する必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 安全な農林水産物の生産（再掲）

- 農林漁業者等に対して、農用地、森林や漁場等の汚染実態を踏まえた除染や吸収抑制対策等に関する情報の発信、普及指導等を徹底して安全な農林水産物の生産を進めます。

■ 緊急時環境放射線モニタリング体制の充実・強化（再掲）

- 県産農林水産物の安全性の確認と消費者に対する正確な情報の提供を行うため、農林水産物の緊急時モニタリングの充実・強化を図るとともに、わかりやすく、正確な検査結果の公表や消費者の理解促進等に取り組みます。
- 放射性物質の影響により、食品衛生法における放射性物質の基準値を超過した農林水産物の出荷等の自粛を要請するとともに、基準値を安定して下回る農林水産物の制限解除のための調査を継続します。

■ きめ細かな検査体制の確立（再掲）

- 基準値を超える米が流通、販売又は食用に供されることを防ぐため、県の管理の下、県内で生産された全ての米を対象とした全量全袋検査を推進します。
- 簡易分析装置の導入等を進め、果樹や野菜等の産地における自主検査体制を強化します。
- 沿岸漁業における試験操業の取組を拡大し、本格的な再開を図るため、産地魚市場等の放射性物質検査体制の整備を支援します。

¹ (残留農薬の) ポジティブルリスト制度：原則全ての農業等に残留基準（一律基準）を設定し、基準値を超えて農薬等が残留する食品の販売を禁止する制度のことです。

² BSE：牛海绵状脑症の略で、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病のことです。

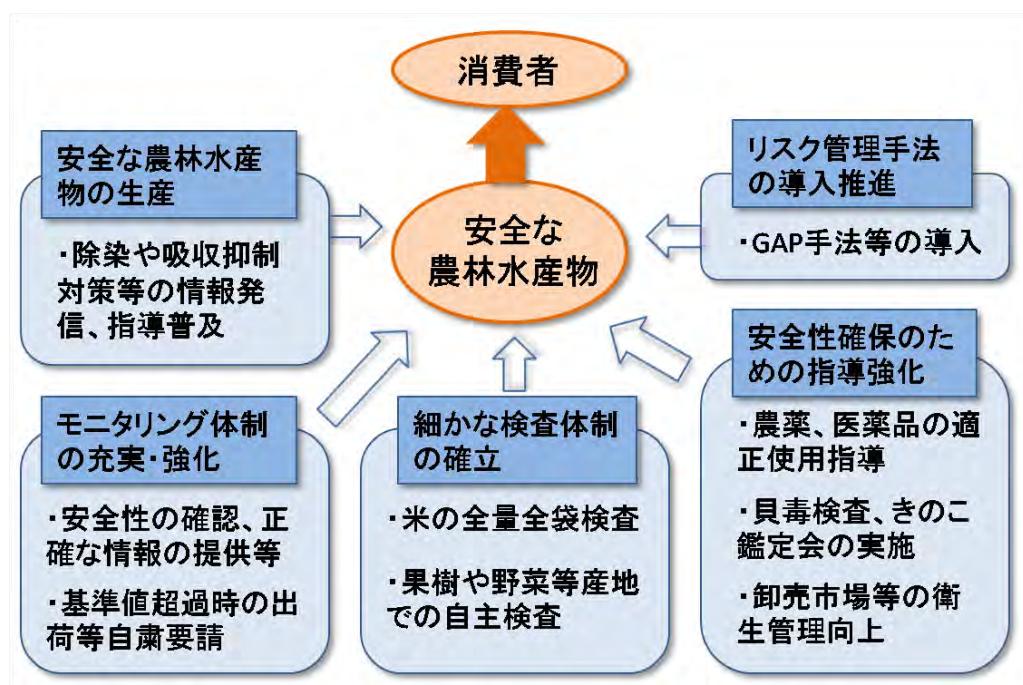
■ 農林水産物の安全性確保のための指導強化

- 食品衛生部局との連携により、農薬、動物用・水産用医薬品等の適正使用に向けた監視指導やBSE対策等を推進します。
- 貝毒に関する検査や定期的な野生きのこ等の鑑定会を行うとともに、関係機関と連携し、農林水産物を起因とする食中毒防止に関する広報活動を行います。
- 食品衛生部局と連携を図りながら、卸売市場等の農林水産物の取扱いについて衛生管理の徹底を促進するとともに、市場等従事者の安全管理意識の高揚に努めます。

■ リスク管理手法の導入推進

- GAP¹や「安心きのこの栽培マニュアル」の導入など、地域や作物に応じた支援を行います。
- 営農指導に従事する県・農協職員等を対象にJGAP指導員²の資格取得を促進し、より高度なGAPへのステップアップを目指す産地を支援します。

食の安全確保



③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|---------------------------------|-----------------|-------------------|
| GAPに取り組む産地数 【参考】 H22年度 124産地 | H23年度 114 産地 | H32年度 242 産地以上 |

¹ GAP : 農業者が農産物の安全性や環境保全などについて、適切な管理を行うことで危害要因の発生を抑えようとする農業生産工程管理のことです。

² JGAP指導員 : JGAPを導入しようとする農場やJA等の生産者団体に対して、その指導や相談に乗る方をいい、日本GAP協会が提供している研修、または日本GAP協会公認のJGAP指導員研修機関が開催する研修に参加することで、JGAP指導員の資格を得ることができます。

2 信頼性の確保

(1) 食に対する信頼確保

① 現状と課題

- 放射性物質による健康への影響に対する不安から、消費者は、本県産を始め、原発事故の影響があると考える地域で生産された食品の購入を控える傾向にあります。また、基準値（平成24年3月までは暫定規制値）やモニタリング検査の仕組み等が信頼できないと考える方もいます。
- 食品の産地偽装や賞味期限の改ざん、食品への異物の混入等が相次いで発生したため、食に対して不安を感じ、安全・安心な農林水産物を求める消費者が増えています。
- 農林水産物の生産や食品の製造、流通の各段階で進められている食の安全性確保を目的とした様々な取組について、より積極的に消費者に発信する必要があります。
- 食品による事件・事故発生時における食品の回収や迅速な原因究明等を行う必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 放射性物質検査結果や生産履歴情報の見える化（再掲）

- 放射性物質検査結果や生産履歴情報と一緒にデータの集積を基本とする安全管理システムを導入し、店頭などにおいても情報を確認できる体制を構築します。
- 栽培きのこについては、「安心きのこ栽培マニュアル」等に基づく栽培技術の普及を図るとともに、生産者情報や栽培工程に関する情報発信を支援します。

■ 食品表示の適正化に向けた監視・指導

- 関係部局と連携し、食品関係事業者に対する表示状況の調査や表示の適正化に向けた指導を行うとともに、産地偽装等、消費者の選択に重大な影響を及ぼす事案について、速やかに情報提供を行います。

■ 消費者・農林漁業者・食品関連事業者の相互理解の促進（再掲）

- 放射性物質を始め、食の安全・安心に関わる事柄について、消費者、農林漁業者及び食品関連事業者相互の意思疎通を図る機会を設けるとともに、放射性物質検査に関する積極的な情報発信等を通じて、相互理解の促進を図ります。

■ 安心な農産物生産に向けた取組の促進

- 消費者に信頼される産地の確立を図るため、放射性物質に関するリスク管理を含めたGAP手法等の取組強化を促進します。
- 有機栽培、特別栽培、エコファーマー¹による栽培など化学肥料や化学合成農薬などの使用を控えた安心な農産物の生産の拡大を推進します。

¹ エコファーマー：たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入している農業者のうち、「福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき県知事の認定を受けた農業者をいいます。

- 有機農産物の生産行程管理者¹の認定、いわゆる有機認定の増加を促進するため、認定制度の周知や研修会等を通じた意識醸成に取り組みます。

■ 安全性のPR・販売促進

- 放射性物質の除去・低減を始め、食の安全・安心を確保するための農林漁業者や出荷・販売事業者等の取組や緊急時モニタリング検査結果等の情報をホームページ「ふくしま 新発売。」等を活用して発信し、県産農林水産物の信頼回復に向けた活動を展開します。
- 「がんばろう ふくしま！」応援店の参加事業者の拡大や県内直売所、首都圏量販店等におけるトップセールスや販売キャンペーン等を通じて、本県産農林水産物を積極的にPRします。
- テレビ、電車内広告、新聞等のあらゆる媒体を活用して、本県産農林水産物の安全性をPRするとともに、首都圏における参加型シンポジウムやパブリシティ（情報提供活動）の展開により、消費者及び流通関係者の理解促進と信頼確保に努めます。
- 学校給食用食材の放射性物質検査を実施することにより、保護者等の一層の安心と理解を得ながら地元食材の活用を進めます。
- 緊急時モニタリング検査結果と併せて、研究成果等科学的な情報を提供していくことにより、消費者の信頼確保に努めます。
- 水産流通業者や消費者に対する緊急時モニタリング検査結果や水産試験場等の調査研究成果等の情報提供に努め、魚介類や水産加工品の消費回復を図ります。



店頭で検査結果を確認する消費者

(南相馬市ヨークベニマル)

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--------------------|---------------|----------------|
| JAS法に基づく生鮮食品の適正表示率 | H22年度 94 % | H32年度 100 % |

¹ 有機農産物の生産工程管理者：JAS 法に基づき、有機農産物の栽培計画立案から施肥、病害虫防除など生産工程の全ての管理者として、農林水産大臣が認めた認定機関から認定された者をいいます。

2 信頼性の確保

(2) 安全・安心な県産材の確保

① 現状と課題

- 原発事故の影響により、県産材の取引に当たって安全性を示すことが求められています。
- 高い品質・性能を有する住宅資材に対するニーズが一層強まっており、安全・安心を求める消費者の視点に立った品質・性能等が確かな木材製品の供給をさらに拡大する必要があります。
- 本県の人工乾燥材¹の出荷量は全国第6位（平成23年）であり、製材品に占める乾燥材の割合は41%となっています。

② 施策の具体的な取組内容

■ きめ細かな検査体制の確立（再掲）

- 安全性が確認された県産材が安定的に供給されるように、放射線検査体制の整備を支援します。

■ 品質・性能等が優れた県産材の供給

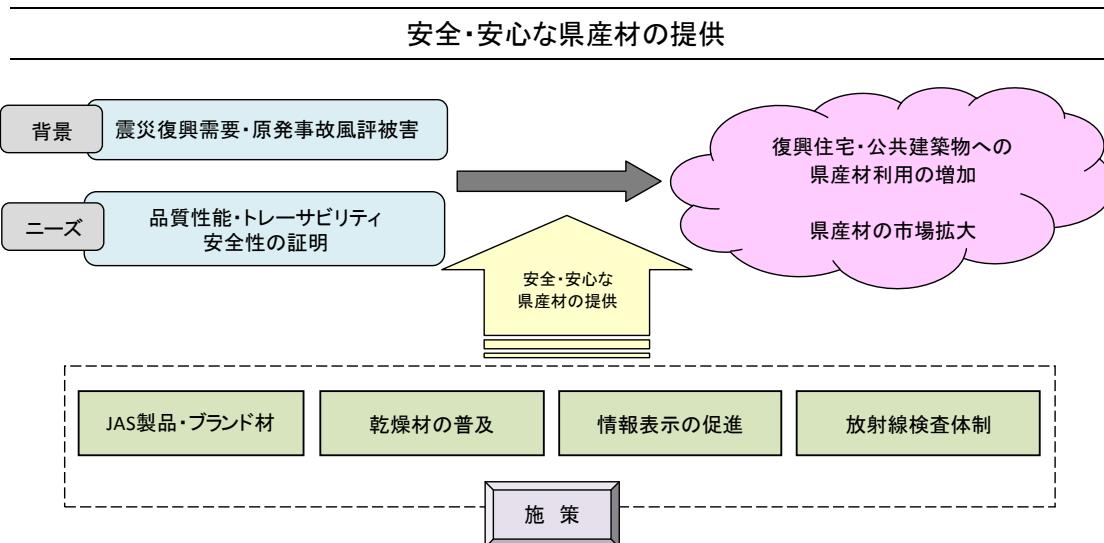
- 県産材製品の市場性を高め、需要者のニーズに的確に対応するため、規格・等級が適正に保証されたJAS製品や県産ブランド材「とってお木」²の供給を促進します。
- 乾燥材の供給能力を一層向上させるため、人工乾燥施設の整備を支援するとともに、天然乾燥の併用などによる低コストで合理的な乾燥体系の確立を図ります。
- 良質材生産を目標に、間伐・枝打ち等適切な管理がされた素材が、相応の評価を得られるようになりますため、施業履歴などの情報が需要者に適切に伝達される仕組みづくりを進めます。
- 安全・安心を求める県民ニーズに対応するため、品質・性能が確かな木材製品の生産促進と併せ、品質・性能や生産履歴に係る情報表示などを促進します。

■ 安全性のPR・販売促進（再掲）

- 県産材の放射性物質に関する安全性確認結果等の情報を発信し、信頼確保に努めます。

¹ 人工乾燥材：建築用材として使用する前に、乾燥機等で予め乾燥させた木材のことです。木材に含まれる水分を一定の水準まで減少させることにより、寸法狂いやひび割れ等を防止し、強度を向上させる効果があります。

² 県産ブランド材「とってお木」：福島県県産木材を使用し、福島県ブランド材生産協同組合が認定する認証工場で生産された製材品です。出荷される製材品には「とってお木」のマークが貼付されるラベリング認証となっています。



品質・性能が確保されたJAS製材品

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--------------------------|--------------|----------------|
| 乾燥材出荷割合 【参考】 H22年 40% | H23年 41 % | H32年 68 %以上 |

3 「食」や「ふるさと」に対する理解促進

① 現状と課題

- 現代の食生活は、朝食の欠食や栄養バランスの偏りが生活習慣病の増加を招くなど多くの問題点が指摘されており、県民の健康の維持・増進のためには、ごはんを中心とした日本型食生活などの望ましい食生活への理解を深める「食育¹」を推進する必要があります。
- 放射性物質による健康への影響に対する不安から、消費者は、本県産を始め、原発事故の影響があると考える地域で生産された食品の購入を控える傾向にあります。また、基準値（平成24年3月までは暫定規制値）やモニタリング検査の仕組み等が信頼できないと考える方もいます。
- 農林水産物を生産している農林水産業や農山漁村、地域の伝統的な食文化、暮らしの知恵など「ふるさと」に対する理解を促進し、地域に対する愛着心を醸成することも必要です。
- 「食」や「ふるさと」に対する理解促進を図るため、農山漁村における体験学習や交流が行われてきましたが、放射性物質による健康への影響に対する不安から、子どもたちの屋外活動が控えられる状況にあります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 放射性物質に関する理解促進

- 食品中の放射性物質に関する基準値について、設定根拠や安全性を丁寧かつ分かりやすく説明することにより、消費者等の正しい理解を促進します。

■ 望ましい食生活への理解推進

- 県民一人ひとりが自らの食生活について考え、健康で安心な食生活が実践できるよう、学校・地域・市町村などの関係機関が連携しながら、「食育」を推進し、ごはんを中心とした日本型食生活や魚食の普及、栄養バランスに配慮した望ましい食生活等の啓発を行います。
- 「うつくしま健康応援店²」の取組拡大や食品の適正な栄養表示の推進、食育推進活動に取り組む企業等の増加を図るなど、健全な食生活を育むことのできる食環境整備を推進します。
- 毎月8日の「ごはんの日³」や6月の「食育月間⁴」の普及啓発や化学肥料や化学合成農薬の使用を控えた本県産農林水産物の良さ、おいしい食べ方などをPRし、地産地

¹ 食育：生きる上で基本であって、知育・德育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

² うつくしま健康応援店：県民の外食機会の増大に伴い、安心して外食を楽しみながら健康な食生活を育むことのできる環境をつくるため、①提供するメニューの栄養成分表示（必須）、②栄養・健康情報の提供（選択）、③ヘルシーメニューの提供（選択）、④禁煙・分煙の実施（選択）を実施する飲食店を「うつくしま健康応援店」として登録しています。

³ ごはんの日：県では、「もう一杯！元気な手が出るふくしまごはん」をキャッチフレーズに、毎月8日を「ごはんの日」と定めています。

⁴ 食育月間：「食育推進基本計画」では、毎年6月を食育月間と定め、国、地方公共団体、関係団体等が協力して食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るための月間としています。

消を促進します。

■ 体験学習や交流の促進

- 地域や団体、学校における「食育」を支援するため、「食」や農林水産業に関する講義や魚のさばき方などの出前講座等を実施します。
- 農林水産業・農山漁村の役割や重要性、自然の豊かさや厳しさなどについての理解を深めるため、将来を担う子どもたちや消費者を対象とした体験学習や消費者と農林漁業者が相互理解を深める交流を促進します。
- 子どもたちが安心して体験学習や交流等に取り組むことができるよう、受入地域や施設等における除染の実施状況や空間線量等の情報の積極的な発信を進めます。



小学校における稲刈り体験(棚倉町)

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|---------------------------------------|---------------|-----------------|
| 小学校における「田んぼの学校」取組校数 【参考】 H22年度 98校 | H23年度 45 校 | H32年度 増加を目指す |

(白 紙)

第3節 農業の振興

| | |
|---------------------|-----|
| 1 いきいきとした農業担い手づくり | 58 |
| 2 農業経営の安定 | 62 |
| 3 農業生産基盤の確保・整備 | |
| (1) 農業生産基盤の整備 | 64 |
| (2) 耕作放棄地対策 | 66 |
| (3) 農業水利施設等の適正な保全管理 | 68 |
| (4) 農村協働力の形成 | 70 |
| 4 県産農産物の生産振興 | |
| (1) 水稲 | 72 |
| (2) 大豆、麦、そば | 74 |
| (3) 園芸作物 | |
| ア 野菜 | 76 |
| イ 果樹 | 78 |
| ウ 花き | 80 |
| エ 工芸農作物等 | 82 |
| (4) 畜産 | |
| ア 肉用牛 | 84 |
| イ 乳用牛 | 86 |
| ウ 豚 | 88 |
| エ 鶏 | 90 |
| オ 飼料作物 | 92 |
| 5 流通・消費対策 | |
| (1) 地産地消の推進 | 94 |
| (2) 国内における販売強化 | 96 |
| (3) 県産農林水産物の輸出促進 | 98 |
| 6 新技術の開発と生産現場への移転 | 100 |
| 7 農業関係団体との連携 | 102 |

1 いきいきとした農業担い手づくり

① 現状と課題

- 農業者の高齢化が一層進行し、農業従事者の減少が続いている。
- 放射性物質による健康への影響に対する不安から、農業後継者夫婦や子どもなどの若年層が県内外へ避難している事例が見られ、長期的な担い手不足が懸念されます。

【認定農業者の育成・確保】

- 農業者の高齢化等に伴って、認定農業者¹数の増加が停滞しています。
- 原子力災害等によって、経営改善計画の目標達成が困難となっている認定農業者も見られ、経営改善に向けた支援が求められています。
- 認定農業者会は、認定農業者の育成や経営改善を図る上で大きな役割を担っており、組織の活性化が求められています。

【集落営農組織²の育成及び農業者の法人化】

- 農業者の高齢化や担い手の減少、米をはじめとする農産物の長期的な価格低迷等によって、小規模個別経営による営農が困難となっていることに加え、集落機能が低下し、集落そのものの存続が危ぶまれる状況が見られます。
- 「ふくしま型集落営農³」を推進した結果、400 を超える農業集落で集落営農実践活動が行われていますが、より多くの集落で今後の地域農業のあり方についての合意形成を進めるとともに、持続的な地域づくりと収益性の高い経営に向けて、集落営農組織の経営体質の強化を図ることが必要となっています。
- 担い手の経営を継続・発展させ、安定的な経営体を育成するため、法人化の促進と法人化後の着実な経営発展に向けた支援が求められています。

【企業等の農業参入の促進】

- 企業等の農業参入は増加する傾向にあり、参入した企業等が地域と連携して継続的に営農活動を展開することが求められています。

【新規就農者⁴の育成・確保】

- 担い手の減少と高齢化が進行する中、新規学卒者を始め、Uターン者、新規参入者、定年帰農者など多様な新規就農者を育成・確保する必要があります。
- 経営基盤を持たない新規参入者の円滑な就農を支援する必要があります。

¹ 認定農業者：効率的で安定的な農業経営を目指す「農業経営改善計画」を作成し、市町村長の認定を受けた農業者です。

² 集落営農組織：集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に営農を行う組織のことです。

³ ふくしま型集落営農：農用地利用改善団体を話し合いの場として、認定農業者等の担い手を中心としつつ、高齢農業者や兼業農家等もそれぞれの役割を持って営農に参加できる仕組みづくりを指します。

⁴ 新規就農者：自営農業就農者（本県の農家出身で自営農業従事が主になった者）、新規参入者（本県の農家以外の出身で新たに農業経営を開始した者）、雇用就農者（新たに農業法人等に正規の従業員として就職した者）の3者をいいます。

- 新規就農者の中には、原発事故に伴う農産物価格の下落等の影響を受けて、営農の継続が困難となっている方も見られます。
- 東日本大震災、原発事故により被災している農業法人¹等における雇用の維持・拡大が困難となっています。
- 農業法人等への雇用就農者が増加していることから、雇用の受け皿となる受入が可能な農業法人等の情報整備や雇用就農希望者への研修制度の充実を図る必要があります。

【女性農業者の経営参画の推進】

- 女性農業者は、農作物の生産だけでなく、加工やグリーン・ツーリズム等を通じた農業や地域経済の活性化に大きな役割を担っており、より一層の経営参画が求められています。

【高齢農業者の活動促進】

- 農業従事者が減少する中、地域の農業振興や農村の活性化に向け、高い技術と豊富な知識を持つ高齢農業者の役割が重要となっています。
- 農業従事者の高齢化等に伴い、農作業中の安全確保が課題となっており、事故防止に向けた啓発活動を積極的に展開する必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

- 地域農業の維持・発展に向けて、地域や集落の実情に応じて、認定農業者、認定農業者を核とした集落営農組織、新規就農者などの担い手確保とともに、地域をリードする優れた農業者の育成に取り組みます。

■ 認定農業者の育成・確保

- 県、関係機関・団体からなる県域及び地域の「農業再生協議会²」等を核として、地域農業の担い手を認定農業者へ誘導するとともに、各種支援施策を集中し、経営改善計画の達成に向けて支援します。
- 関係機関・団体と連携して認定農業者育成確保運動を展開するとともに、認定農業者会等による農業者相互の経営改善に向けた取組を強化します。

■ 集落営農組織の育成及び農業者の法人化

- 地域農業の持続的発展に向け、合理的な土地利用や農業の高付加価値化等について、集落で合意形成を図りながら、将来の地域農業を支える担い手の育成を進めます。
- 担い手を中心としつつ、農業者がそれぞれの役割を持って営農に参加し、様々な農業経営を実践する「ふくしま型集落営農」の実現のため、組織運営の強化、経営の高度

¹ 農業法人：農業を営むことを目的とする法人の総称。大きく分けて会社法人と組合法人の2つの形態があり、農地法に規定され、農地を所有できる「農業生産法人」も含まれます。

² 農業再生協議会：農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、農業者戸別所得補償制度の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等との連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とした協議会のことです。なお、農業者戸別所得補償制度については、平成25年産では「経営所得安定対策」に名称変更し、基本的に24年産と同じ枠組みで実施することとなっています。

化・多様化に向けた取組を推進します。

- 関係機関・団体等と連携して、法人化を志向する農業者等を対象に研修会やコンサルティング等を実施して法人化を促進します。
- 法人化した後も着実な経営発展が実現できるよう、発展段階に応じた経営指導やコンサルティング等を通じた支援を行います。

■ 企業等の農業参入の促進

- 市町村と企業等とのマッチングを促進するとともに、円滑な農業参入を支援し、参入した企業等を認定農業者へ誘導するなどして、地域に根ざした営農活動の展開を促進します。

■ 新規就農者の育成・確保

- 農業への理解促進や就農情報の発信を進めるとともに、多様な就農希望者にきめ細かに対応し、円滑に就農できる体系的な支援を行います。
- 新規参入や新たな部門経営を開始する青年農業者等を安定的に育成・確保するため、農業法人における雇用形態での研修や農業総合センター農業短期大学校における幅広い分野での実践研修など研修制度・内容の充実を図ります。
- 新規就農者の定着を図るため、地域全体で支援する体制整備を進めます。

■ 女性農業者の経営参画の推進

- 女性農業者が意欲的に農業に取り組めるように、家族経営協定¹の締結を推進するとともに、認定農業者へ誘導します。
- 農産物直売や加工、農家レストラン等の運営に当たって、女性の持つ能力を最大限に生かした経営を実践できるよう各種研修会を実施します。

■ 高齢農業者の活動促進

- 高齢農業者の高い技術と豊富な経験・知恵を生かした多彩な活躍の場を広めるとともに、若年農業者等への円滑な継承を支援します。
- 高齢者等の農作業事故を防ぐため、農作業安全意識の啓発及び農業機械の安全操作等の研修などを継続して実施します。



集落営農組織による稲刈り作業（郡山市）



新規就農者の営農計画づくり（昭和村）

¹ 家族経営協定：家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。



トルコギキョウの摘蓄作業をする女性農業者
(会津若松市)



生活研究グループの
牛乳・乳製品等利用技術講習会(郡山市)

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|---|----------------------|----------------------|
| 農業産出額(農業生産関連事業を含む) 【参考】 H22年 2,432億円 | H23年(推計) 1,930 億円 | H32年 2,635 億円以上 |
| 認定農業者数 【参考】 H22年度 6,780経営体 | H23年度 6,621 経営体 | H32年度 8,000 経営体以上 |
| 新規就農者数* 【参考】 H23年度 182人 | H24年度 142 人 | H32年度 220 人以上 |
| 過疎・中山間地域における新規就農者数* 【参考】 H23年度 88人 | H24年度 90 人 | H32年度 110 人以上 |
| 農業生産法人等数 【参考】 H22年度 394法人 | H23年度 405 法人 | H32年度 650 法人以上 |
| 家族経営協定締結数 【参考】 H22年度 1,048戸 | H23年度 1,091 戸 | H32年度 1,500 戸以上 |
| 女性の認定農業者数 【参考】 H22年度 479経営体 | H23年度 499 経営体 | H32年度 830 経営体以上 |
| 農作業死亡事故年間発生件数 | H22年 22 件 | H32年 8 件以下 |

*前年度の5月2日から当該年度の5月1日までの1年間に就農した者

2 農業経営の安定

① 現状と課題

- 東日本大震災によって、沿岸部を中心に、農地・農業用施設等の生産基盤に流失・冠水や損壊などの甚大な被害が発生しました。
- 原発事故に伴う避難、放射性物質による農地等の汚染、農産物の出荷制限や風評被害の発生等が原因となり、経営規模の縮小や休止を考える経営体の増加が憂慮されます。
- 認定農業者等担い手への農用地利用集積が進められていますが、県全体で年間 2,500ha 程度の増加に止まっており、1 経営体当たりの経営規模は、わずかな伸びとなっています。
- 園芸や酪農では、他の作目と比べて労働負担が大きく、地域で労働力を確保する仕組みの構築や効率的な運営等による労力対策が求められています。
- 農業経営の維持・安定に必要な運転資金や大規模化、地域産業 6 次化の取組に活用する資金等の調達に対する支援が求められています。
- 米をはじめとする農産物の長期的な価格低迷に加え、生産資材等の価格高騰等により、農家経営が圧迫されており、再生産可能な所得の確保を図る必要があります。
- 米や青果物等の価格が著しく低落した場合の所得への影響を緩和するため、所得や価格安定対策の充実が求められています。
- 農業共済¹については、必ずしも十分な加入状況とはなっていませんが、異常気象の頻度が増加する中、農家経営の安定を図るため、農業共済への加入促進を図る必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 被災した農業者への支援（再掲）

- 地域農業の再生と早期の経営再開に向けて、農業者が共同で実施する復旧作業を支援します。
- 被災した農業者が農業経営を再開するに当たり、新たな農用地の確保、初期生産資材、施設・機械等の導入に対する助成、新たな作目や新たな生産方式の導入、農業制度資金の融通や技術指導等による支援策を強化します。

■ 農用地の利用集積

- 将来の地域農業を担う効率的で安定的な経営体を育成するため、福島県農業振興公社と連携しながら農地保有合理化事業や農地利用集積円滑化事業を推進するとともに、農用地利用改善団体²等の土地利用調整機能を強化し、担い手に対して面的にまとまった形での農用地の利用集積を促進します。
- 津波による甚大な被害を受けた沿岸地域や場整備が実施されていない地域においては、ほ場の大区画化と一体的に、担い手への農用地利用集積を図ります。

■ 労働力の確保

- 園芸産地での労力調整システム³の構築や効率的な運営に向けた地域の主体的な取組を支援します。
- 酪農ヘルパー⁴の資質向上等を図り、信頼される酪農ヘルパー利用組合の体制整備と自立運営

¹ 農業共済：農業災害補償法に基づく個々の共済事業で、本県では農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設、建物、農機具の 7 種類の共済事業が実施されています。なお、農作物共済は、水稻 30 a 以上、麦 10 a 以上栽培している農家は当然加入となっています。

² 農用地利用改善団体：農業経営基盤強化促進法に基づき、集落等のまとまりのある区域において、農用地の所有者・利用者で組織し、作付地の集団化や農作業の効率化を図るために、農用地の利用調整を行う団体のことです。

³ 労力調整システム：農家が雇用労力を利用しようとする場合に、働く人をあっせんする仕組みで、職業紹介事業や作業の請負いなどの形態があります。

⁴ 酪農ヘルパー：酪農家は毎日の搾乳作業があるため、休日の確保が必要な場合、酪農家に代わって作業を行う人です。酪農家が組織した組合等に雇用されていることが一般的です。

に向けた取組を支援します。

■ 資金の円滑な融通と効果的な周知

- 県単制度資金を始め、各種制度資金の融資枠の確保と円滑な融通に努めるとともに、ホームページ等を活用して、各種金融支援策について効果的な周知を図ります。

■ 所得安定対策

- 担い手が安定的な農業経営を持続できるよう、経営所得安定対策等の所得安定対策の活用を推進します。

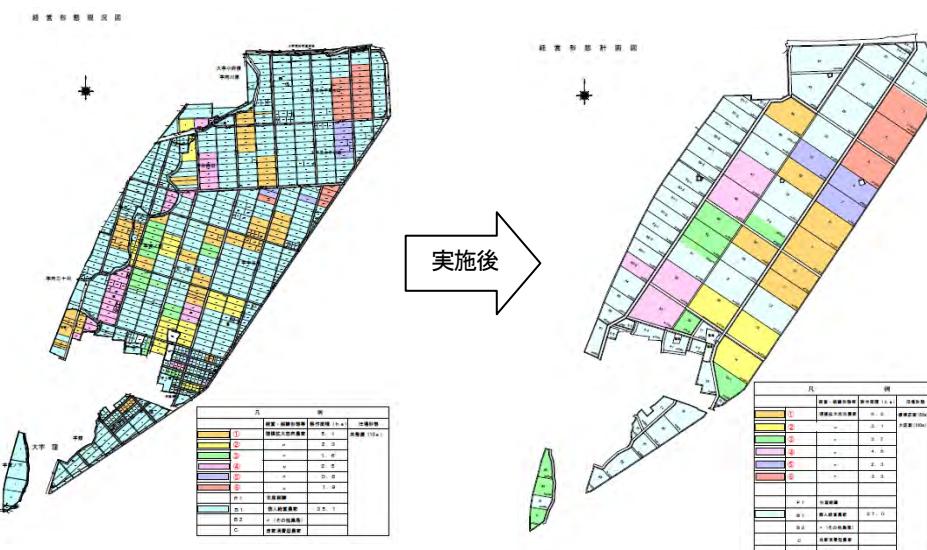
■ 價格安定対策の充実及び制度への加入促進

- 青果物等の価格安定を図る対策に対して、基金の造成等を支援するとともに、農業者の制度加入を促進します。

■ 農業共済への加入促進

- 農業災害補償制度¹の目的や仕組みの周知に努め、農業共済への加入を促進するとともに、災害時の迅速な損害評価の実施と共に済金の早期支払を促進します。

農用地利用集積事業例(左:事業実施前 右:実施後)



③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|------------------------------------|---------------------|----------------------|
| 生産農業所得 【参考】 H22年 1,047億円 | H23年 777 億円 | H32年 1,180 億円以上 |
| 農用地利用集積面積 【参考】 H21年度 58,420ha | H23年度* 57,792 ha | H32年度 96,000 ha以上 |
| 経営安定に資する対策への加入率 【参考】 H22年 43.1% | H23年 54 % | H32年 70 %以上 |

*相双地方の9町村（双葉郡内8町村及び飯館村）についてはH21年度実績を適用して集計

¹ 農業災害補償制度：自然災害、病虫害等によって受ける損失を保険の仕組みにより補てんすることにより、農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする、農業災害補償法に基づく制度で、「農業共済制度」「NOSAI制度」とも呼ばれます。

3 農業生産基盤の確保・整備

(1) 農業生産基盤の整備

① 現状と課題

- 東日本大震災によって、沿岸部を中心に、農地・農業用施設等の生産基盤に流失・冠水や損壊などの壊滅的な被害が発生しました。
- 原発事故により放出された放射性物質に農地や生産関連施設等が汚染されました。除染と放射性物質の拡散防止が求められています。
- 県産農林水産物から食品衛生法の基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超える放射性物質が検出され、該当する品目、地域において出荷・摂取制限等の措置が講じられています。
- 農業水利施設に放射性物質を含む土砂等が堆積し、その影響が長期間に及ぶことが懸念されます。
- 農業用ダムなどの建設により農業用水の水源は確保されましたが、用水路等のかんがい施設の整備が遅れており、効率的な水利用と管理の省力化のためのかんがい施設の整備が求められています。
- 水田における畑作営農を実現するため、水田の乾田化を図る排水施設を整備する必要があります。
- 農用地、森林等から河川、湖沼や海洋等への放射性物質の拡散防止が求められています。
- 農振農用地¹の水田の整備率は、県平均で約70%となっていますが、整備率が90%を越える地域がある一方で、地形・地理的条件の不利な中山間地域や担い手不足の地域では整備が遅れています。
- 農道は、農業生産や物流、住民生活を支える道路として農村地域の住民に広く利用されていますが、一部の地域では整備が遅れています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 農地・農業用施設等の復旧（再掲）

- 被災した農地・農業用施設の早期復旧を図ります。特に、津波被害を受けた沿岸地域においては、農業者や関係する市や町と緊密な連携の下、除染の工程を考慮しながら、担い手への農用地利用集積とほ場の大区画化を進め、生産基盤の再生に取り組みます。

■ 農用地等の除染（再掲）

- 農用地については、新たな知見等を「福島県農林地等除染基本方針」に反映させながら、表土の削り取りや反転耕、深耕と土壤改良資材の施用を組み合わせて、放射性物質の効率的・効果的な除去・低減に努めます。
- 農用地等への汚染の拡大や除染後の農用地の再汚染、さらに河川、湖沼や海洋等への拡散を防ぐため、農業用ダム・ため池、農業用排水路等における放射性物質の除去・隔離対策を推進するとともに、農用地等への流入防止策の普及・啓発を推進します。

■ 安定的な農業用水の確保と排水条件の整備

- 農業経営の安定を図るため、用水路等のかんがい施設の整備を進め、整備されたダム等と一体となった水管理の省力化・効率化を推進します。

¹ 農振農用地：市町村が「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき「農業振興地域整備計画」を策定するなかで、おおむね10年以上にわたり農業振興を図っていくとする優良農地として指定された農用地等を「農振農用地」といいます。

- 水田農業の生産性向上を図るため、排水施設の整備を進め、汎用耕地化¹による有効活用を促進します。

■ 優良農地の整備

- ほ場の大型化や水管理の省力化・効率化による農用地の利用集積の促進や担い手の育成・確保と一体となったほ場整備を推進します。

■ 農道の整備

- 農作業の利便性の向上、農産物流通の効率化や農村生活環境の向上を図るため、農道の整備を進めます。



ほ場整備事業例(左:事業実施前 右:実施後)

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--|--------------------|----------------------|
| 機能向上により用水供給が確保される面積 【参考】 H22年度 76,840ha | H23年度 67,544 ha | H32年度 79,400 ha以上 |
| 機能向上により排水条件が改善される面積 【参考】 H22年度 74,297ha | H23年度 69,322 ha | H32年度 75,400 ha以上 |
| ほ場整備率(水田) 【参考】 H22年度 74.9% | H23年度 69.9 % | H32年度 76 %以上 |
| 農用地利用集積率(ほ場整備事業実施地区) 【参考】 H22年度 47.9% | H23年度 32.0 % | H32年度 70 %以上 |
| 農道整備率 【参考】 H22年度 40.3% | H23年度 39.1 % | H32年度 41.6 %以上 |

¹ 汎用耕地化：水田の排水路や暗渠排水を整備して地下水位を下げることにより、畑としても利用できるようにすることです。

3 農業生産基盤の確保・整備

(2) 耕作放棄地対策

① 現状と課題

- 本県における耕作放棄地は、農業従事者の減少と高齢化に伴う労働力不足、農産物価格の低迷、養蚕や葉たばこ栽培の衰退等の要因で増加したものの、企業参入などの新たな担い手の増加やソバなどの土地利用型作物などによる活用が進んでおり、近年では、耕作放棄地の増加が小さくなっています。
- 今後も担い手への集積、農地の有効活用を図り、耕作放棄地の発生を抑えることが課題となっています。
- 原発事故に伴い設定された警戒区域等においては営農が制限されており、それ以外の地域においても一部で稲の作付制限や葉たばこの作付け見合わせ等の措置が講じられていることから、耕作放棄地が増加することが懸念されます。

② 施策の具体的な取組内容

■ 耕作放棄地の発生防止

- 被災した農地等の早期復旧を図るとともに、除染を着実に進めることで、農地の荒廃、耕作放棄地化を阻止します。
- 耕作放棄地の発生を防止するため、担い手の育成・確保を図るとともに、担い手への農地の利用集積や生産基盤の整備を進めます。
- 地域ぐるみによる適切な農地の保全管理等を促進するとともに、NPO法人やボランティア組織等による農地有効活用の活動を支援します。

■ 耕作放棄地の解消

- 担い手農家や農業生産法人などの多様な担い手による面的にまとまった形での耕作放棄地の有効利用を進めます。
- 耕作放棄地が持続的に農地として有効活用されるよう、地域の実情に応じた園芸作物の導入や、飼料作物の作付け、放牧利用等先導的な取組を支援します。また、農産物の加工販売等を促進し、収益性の高い農業経営の確立を支援します。
- 被災した農業者が農業経営を再開するに当たり、耕作放棄地等に関する情報提供と活用に対する支援を行います。
- 農地への復元が困難な耕作放棄地については、農山村の健全な発展と調和を図りつつ、林地への転換や再生可能エネルギー発電設備の整備など農業以外の利活用を促進します。



③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--|----------------|-----------------------------------|
| 耕作放棄地の解消面積 (H25～H32累計) 【参考】 H22年 204ha | H23年 255 ha | H32年 400 ha以上 (延べ3,000ha以上) |

3 農業生産基盤の確保・整備

(3) 農業水利施設等の適正な保全管理

① 現状と課題

- 県内には約7,300のダム、ため池、頭首工¹などの農業水利施設がありますが、これらの施設の約70%は既に標準耐用年数を経過しています。
- 県内の農道には橋梁70か所、トンネルが1か所あり、今後、耐用年数が経過した施設の機能低下による維持管理費や更新需要の増大が見込まれます。
- 構成員である農家の減少、高齢化、農業所得の減少、東日本大震災の影響等により、土地改良区の管理体制が弱体化しており、農業生産の停滞や農業水利施設等の有する多面的機能が十分に発揮されなくなるおそれがあります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 農業水利施設等の適正な管理

- PDCAサイクル²による「農業水利施設管理システム³」を活用した農業水利施設等のストックマネジメント⁴を推進し、計画的な補修・更新による既存施設の有効活用と長寿命化によるライフサイクルコスト⁵の低減を図ります。
- 農業水利施設を管理する土地改良区や市町村等を対象に、施設の長寿命化と防災に配慮した施設管理技術の向上を支援します。
- 農道の管理を行う市町村等に対し、橋梁やトンネルの農道施設の点検や診断等の技術支援を行い、農道のストックマネジメントを進めます。
- 農業者だけでなく、土地改良区や地域住民・自治会などの連携による農業水利施設等の保全管理を支援します。

■ 土地改良区等の管理体制の強化

- 土地改良区の管理体制を強化するため、福島県土地改良事業団体連合会、市町村、県が土地改良区と連携し、市町村単位や水系単位での統合整備を促進します。

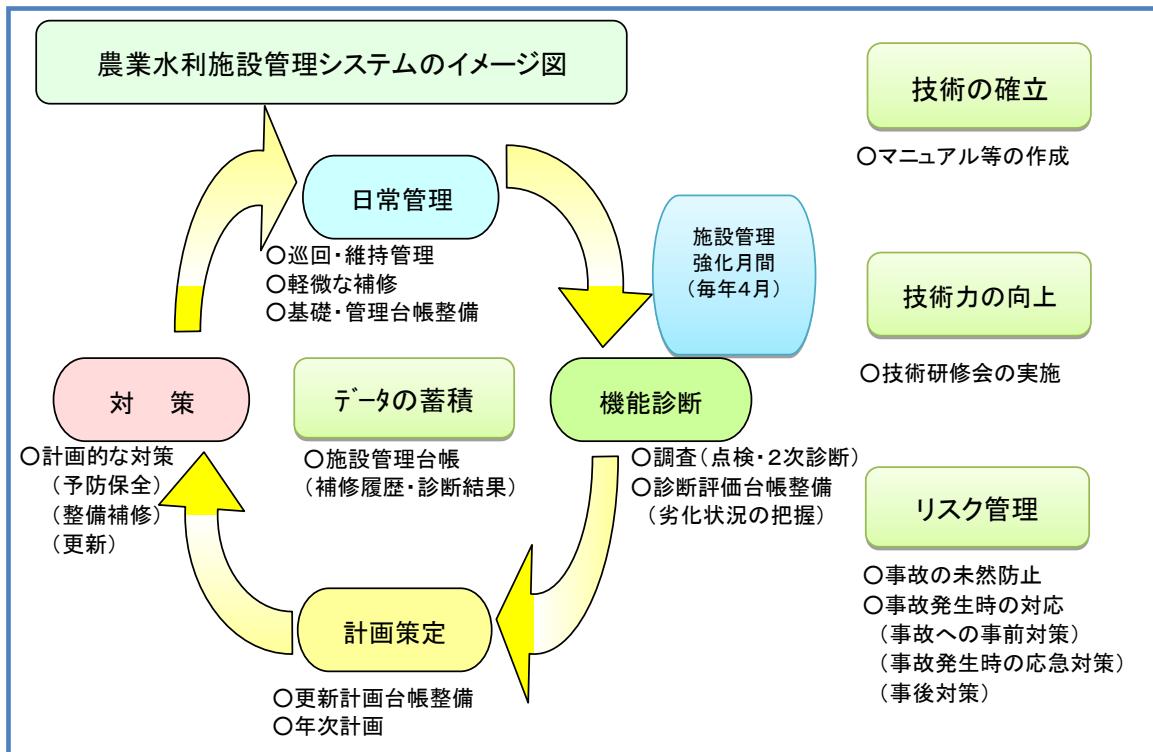
¹ 頭首工：河川、湖沼などから用水路へ必要な用水を引き入れるための施設です。

² PDCAサイクル：品質維持・向上や業務改善を推進するため、計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Act)を順に継続的に実施する計画や事業管理の手法です。

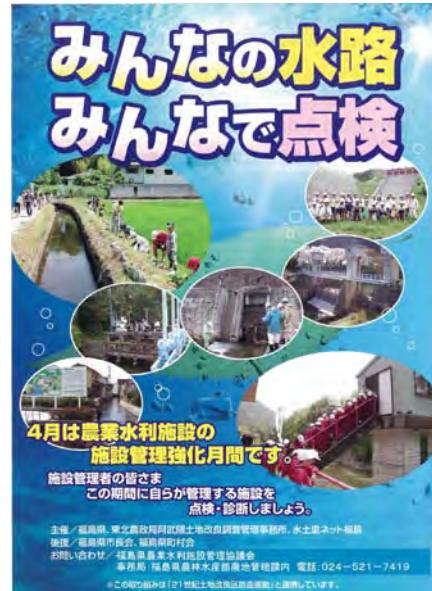
³ 農業水利施設管理システム：農業水利施設の長寿命化を図り、適切かつ計画的な整備補修・更新を行うため、新たに構築した福島県独自の仕組みです。内容は、施設管理台帳の作成・技術研修会の開催・施設の一斉点検実施・整備補修・更新計画の策定などです。

⁴ ストックマネジメント：農業水利施設や農道などの施設の定期的な機能診断により適切な保全対策を実施し、継続的・効率的・合理的に施設を管理する手法や技術体系のことです。

⁵ ライフサイクルコスト：施設の新設に要する費用から施設を利用している間の維持管理や補修に要する費用を含め、最終的に施設を廃棄するまでに要する全ての費用です。



点検・診断の技術力向上研修会



③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--|---------------|----------------------|
| 補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積(H25～H32累計) 【参考】H22年度 7,147ha、H23年度 3,778ha | H23年度 - ha | H32年度 36,960 ha以上 |

3 農業生産基盤の確保・整備

(4) 農村協働力¹の形成

① 現状と課題

- 農地や農業水利施設等の地域資源は、これまで集落の農業者を中心とした共同活動により保全管理されてきましたが、農村の過疎化・高齢化・混住化により、農業者だけで保全管理することが難しくなっています。
- 本県では経営耕地面積の内約48%が中山間地域にありますが、中山間地域は平地に比べ1戸当たりの経営耕地面積が小さい上、傾斜地が多いなど生産条件が不利であることや、農業の担い手の減少・高齢化の進行などにより、農業生産活動が困難となることが懸念されています。
- 東日本大震災及び原発事故に伴う避難により、地域の絆・コミュニティが維持できなくなる恐れがあります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 農地・水・環境の良好な保全

- 農地・水保全管理支払交付金²等を活用し、農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体などが幅広く参加して行う地域共同活動を通して、農業用施設のきめ細かな維持管理や農村環境の保全向上を図るとともに、地域の絆・コミュニティの再構築と活性化を進めます。

■ 農業生産条件不利地域への支援

- 中山間地域等直接支払制度³等の効果的な活用を図り、中山間地域等における農業生産活動を維持・拡大するための取組を進めます。
- 小規模・高齢化集落については、集落間の連携による農用地の保全活動を進めます。
- 避難先から故郷に帰還した農業者等による中山間地域等の農用地保全活動や農業生産活動を支援します。

¹ 農村協働力：農村活性化のために目標を共有し、力を合わせて活動したり、合意形成を図ったりする能力・機能のことです。

² 農地・水保全管理支払交付金：地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組に対し、交付金を支払う制度です。

³ 中山間地域等直接支払制度：中山間地域において、水源のかん養等の多面的機能を確保するため、耕作放棄地の発生防止など適切な農業生産活動に対して、一定の条件の下で直接支払を実施する事業です。



農地・水保全管理支払交付金を
活用した取組【江ざらい作業】
(みのわ環境保全会(浅川町))

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--|--------------------|----------------------|
| 農地・水・環境の良好な保全を図る 共同活動を行う面積 【参考】 H22年度 37,856ha | H23年度 35,561 ha | H32年度 45,000 ha以上 |
| 中山間地域等における地域維持活動を行 う面積 【参考】 H22年度 15,874ha | H23年度 15,625 ha | H32年度 17,600 ha以上 |

4 県産農産物の生産振興

(1) 水稲

① 現状と課題

- 本県は、米に対する依存度が高いため、米価下落の影響を受けやすく、長期的に農業産出額が低下しています。一方で、水田は優れた農業生産基盤であることから、その有効活用を図ることが必要です。
- 東日本大震災による水田等の被災、原発事故に伴う避難や作付制限等によって、水稻を作付けできない地域があります。
- 平成23年産米から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことから、県産米に対する消費者・実需者¹の信頼が揺らいでおり、安全・安心な生産・流通体制の構築が急務となっています。
- 産地間競争が激化する中、県オリジナル品種を活用した県産米のブランド化を推進するとともに、消費者や実需者から求められる良質米産地としての評価を高めていく必要があります。
- 米の消費減少や米価が下落傾向にある中、需要に対応した計画的な生産を基礎にしながら、経営規模の拡大や低コスト技術の導入などにより、一層の低コスト化を図る必要があります。
- 水田を有効に活用し、食料自給力の向上を図るため、加工用米を始め稻ホールクロップサイレージ²、米粉・飼料用米等の新規需要に対応した米づくりが求められています。
- 環境保全や安全・安心を求める消費者ニーズに対応するため、エコ米³・特別栽培⁴米・有機栽培⁵米等の環境と共生した米づくりの全県的な展開が求められています。
- 稲作経営の安定と生産性向上や品質向上の基礎となる、優良種子の安定供給を図る必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 稲作経営の安定

- 東日本大震災により被災した水田の早期復旧を図るとともに、安全・安心な米づくりに向けて、除染やカリウム肥料を活用した放射性物質の吸収抑制対策等を効果的に組み合わせた生産を推進するとともに、県の管理の下、米の全量全袋検査を推進します。
- 米の計画的生産と災害等で被災した農家の所得を維持するため、被災等により作付けすることが困難な地域と生産に余力を持つ地域間で、生産数量目標の調整を推進します。
- 高品質・良食味米の安定生産による県産米の評価向上を図るため、県オリジナル品種「天のつぶ」等の優良品種の導入やカントリーエレベーター⁶等基幹施設の利用を推進します。

¹ 実需者：原料として農林水産物を仕入れて加工する事業者等をいいます。

² 稲ホールクロップサイレージ：刈り取った稻の茎・葉・穂と一緒にロール状に圧縮成形し、プラスチックフィルムで密封して発酵させ、牛に給与する飼料です。

³ エコ米：エコファーマーが生産した米を指します。

⁴ 特別栽培：化学肥料と化学合成農薬の使用量を、その地域の慣行の栽培に比べて5割以上削減した栽培方法です。

⁵ 有機栽培：「化学肥料や化学合成農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しない」ことを原則として、農地の生産力を発揮させるとともに環境への負荷をできる限り低減する栽培方法です。

⁶ カントリーエレベーター：稻などの穀物を共同で乾燥・調製し貯蔵する大規模施設のことです。「大規模乾燥調製貯蔵施設」ともいいます。

- 稲作経営の安定を図るため、米の計画的な生産を基本に、経営所得安定対策への加入を推進するとともに、担い手への農用地利用集積による規模拡大や省力・低コスト生産技術の普及・拡大を進めます。

■ 多様な米づくり

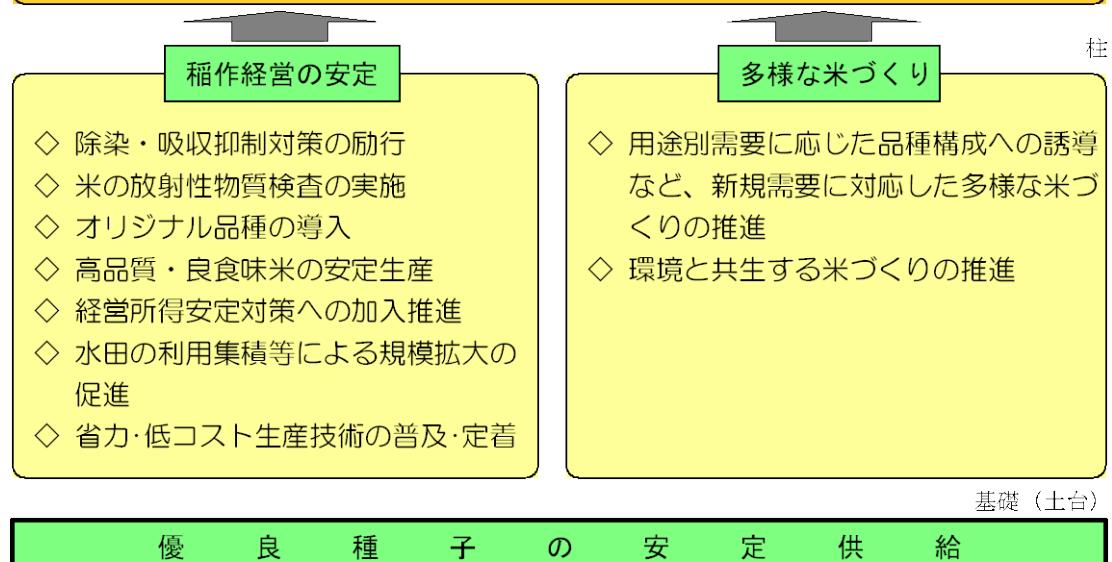
- 主食用米の需要動向に的確に対応するため、用途別需要等に応じた品種構成へ誘導するとともに、地域内における流通を促進するなど、新規需要に対応した多様な米づくりを進めます。
- 持続性の高い農業生産方式の導入を推進し、エコ米の定着化を図るとともに、特別栽培米及び有機栽培米の一層の拡大を推進します。

■ 優良種子の安定供給

- 優良種子の安定供給を確保するため、原種・原原種を安定して生産するとともに、福島県米改良協会等と連携・協力し、優良種子の安定生産と供給を支援します。

本県稲作経営の目指す姿

- ◎ 安全・安心な米の生産と県オリジナル品種の導入による高品質・良食味米の安定生産（安全・安心な本県オリジナルの米づくり）
- ◎ 米価変動の影響を受けにくい稲作経営（稲作経営の安定）
- ◎ 多様な需要に対応し、消費者や実需者から求められる米づくり（多様な米づくり）



③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--|-------------------|---------------------|
| 環境と共生する米づくりの面積 【参考】 H22年 33,101ha | H23年 30,248 ha | H32年 33,000 ha以上 |
| 加工用米・新規需要米の作付面積 【参考】 H22年 2,535ha | H23年 2,390 ha | H32年 7,700 ha以上 |
| 県オリジナル品種「天のつぶ」の作付面積 【参考】 H22年 0.9ha | H23年 39 ha | H32年 6,000 ha以上 |

4 県産農産物の生産振興

(2) 大豆、麦、そば

① 現状と課題

- 水田転作を中心に生産組織の育成が図られてきましたが、いずれの作物も収量、品質のバラツキが大きいため、収益性が不安定な状況にあります。
- 東日本大震災によって、大豆、麦の主要産地である浜通り地方を中心に農地等が被災したため、県全体の生産量が減少しています。
- 実需者ニーズに対応するため、品質の確保、安定供給に加え、放射性物質に関して安全・安心な生産物を供給できる産地の確立が求められています。
- そばの生産量が全国第4位の主産県でありながら、全国的に知名度が低く付加価値を生み出しにくい状況にあるため、県産そばのブランド力向上が求められています。
- 加工業、飲食業などの実需者や消費者からの評価を踏まえながら、優良種子の安定供給を図る必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 収益の確保

- 東日本大震災により被災した農地の早期復旧を図るとともに、除染やカリウム肥料を活用した放射性物質の吸収抑制対策等を効果的に組み合わせた生産を推進します。
- 生産性及び品質向上に寄与する技術の積極的な普及を図るとともに、収益の確保を支援する各種制度への加入を促進します。
- 産地による農産加工の取組等を促進し、地域産業6次化による農家所得の向上を支援します。

■ 産地づくりと産地の強化

- 生産組織の育成、栽培の団地化¹とブロックローテーション²を進め、大規模土地利用型農業による産地づくりを支援します。
- 生産性及び品質向上に必要な機械・施設の整備を支援します。
- 生産、流通、販売、消費までの農商工連携による新たな商品開発や消費拡大の取組を進め、需要拡大による産地の強化を図ります。

■ 「会津のかおり」等を活用した県産そばのブランド力強化

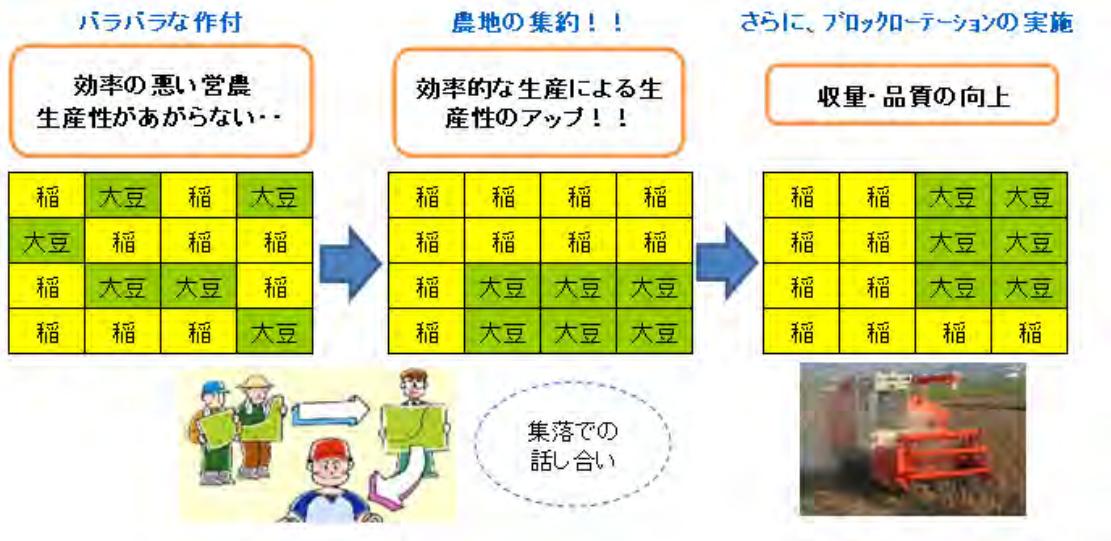
- 県オリジナルそば品種「会津のかおり」を活用した県産そばのブランド力強化を図るため、「うつくしま蕎麦王国協議会」等と連携し、高品質そばの安定生産・安定供給及び需要の拡大を推進します。
- 各地域に根ざした優良な在来種の活用を含め、そばを核とした観光産業との連携などの地域ぐるみの取組を支援します。

¹ 栽培の団地化：栽培において、農地がまとまっている状態にすることです。団地化は、特に土地利用型作物において作業効率が高まり、経営規模の拡大を容易にすることや、水田転作での湿害軽減等の効果があります。

² ブロックローテーション：水田における転作作物の生産性を向上させるため、地域内の水田を数ブロックに区分し、そのブロックごとに集団的に転作し、数年間で地域内のすべてのブロックを循環する生産形態です。

■ 奨励品種の育成及び優良種子の安定供給

- 実需者等と連携した優良品種の選定を進めるとともに、奨励品種の育成及び普及を行います。
- 優良種子の安定供給を図るため、種子生産体制及び生産技術を支援します。



大規模経営に対応した機械化
(大豆管理機による除草作業)



県オリジナル品種「会津のかおり」

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|---------------------------------------|------------------|--------------------|
| 県産大豆の上位等級(1、2等級)比率 【参考】 H22年 46.8% | H23年 43.1 % | H32年 75 %以上 |
| 経営安定に資する対策への加入率 【参考】 H22年 43.1% | H23年 54 % | H32年 70 %以上 |
| 「会津のかおり」の作付面積 【参考】 H22年 800ha | H23年 1,000 ha | H32年 2,000 ha以上 |

4 県産農産物の生産振興

(3) 園芸作物

ア 野菜

① 現状と課題

- 野菜全体の作付面積は、減少傾向が続いているものの、平成15年以降はその減少幅が緩やかになってきています。品目別には、アスパラガスやブロッコリー、ピーマンなどが増加傾向にある一方、本県の主力品目であるきゅうり、トマト、さやいんげんなどは減少傾向にあり、主要野菜を中心とした生産の拡大と地域ごとの特色ある産地の育成が課題となっています。
- 東日本大震災による被災、原発事故に伴う避難、出荷制限や契約栽培の休止等により作付面積が減少しており、事故による影響が長期化すれば、減少が加速することが懸念されます。
- 生産資材等の高騰や近年の気象変動等の状況を踏まえ、省エネ・低コスト化や生産の安定に向けた産地育成が求められています。
- 主要野菜について、県内の産地間連携による生産から流通・販売まで一貫した戦略に基づく販売力の強化が求められています。
- 葉たばこは、原発事故の影響によって平成23年産の作付けが見合わせとなり、一部地域では同様の措置が継続しています。また、日本たばこ産業株式会社（JT）による廃作募集に応じた生産者が多く、作付面積が大幅に減少していることから、廃作後の畠地の有効利用が求められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 重点的な産地育成

- きゅうり、トマト、アスパラガスなど本県の「顔」となる主要品目を対象に、新規作付者の確保と全県的な生産振興を図ることにより、野菜産地づくりを重点的に進めます。

■ 生産基盤の強化

- 放射性物質による影響を低減するため、適切な肥培管理や施設化を推進します。
- 施設園芸の団地化等により生産規模の拡大や生産性の向上による収益の確保を支援します。
- 生産性の向上と安定出荷による産地形成を図るため、優良品種の導入や栽培技術の改善等を促進します。
- 省エネ・低コスト化が図られ、気象変動に左右されない安定的で高品質な生産体系を構築するため、施設化やかん水同時施肥装置¹等の導入を支援します。
- 野菜産地の安定した生産力の強化を図るため、雇用労力等を活用した規模の拡大や新規作付者の確保・技術習得等を支援します。

■ 値格形形成力の強化

- 市場の信頼を高め販売力の強化を図るため、鮮度保持流通体制の整備による品質の安定や産地情報の提供、計画出荷等の産地体制の整備を進めます。
- 市場競争力のある産地を育成するため、県オリジナル品種の活用や県内産地間での生

¹ かん水同時施肥装置：作物の生育状況に合わせて効率的に水と肥料を同時に供給することができる装置です。作物の生育に必要な量だけ施すことができることから肥料の量を削減することができます。

産情報の共有化、本県の地理的・気象的多様性を生かしたリレー販売¹などの取組を促進します。

■ 収益の確保

- 経営の安定と収益の確保を図るため、担い手の規模拡大を促進します。
- 法人等大規模経営体を含む産地の担い手等に対し、養液栽培システムなど高度な施設の導入による生産性の向上や土地利用型野菜などにおける契約取引の導入を支援します。

■ 新たな生産体制の構築

- 周年で、安定的に供給できる生産体制を構築するため、経営のモデルとなる園芸施設の団地化や植物工場の設置、施設園芸等における再生可能エネルギー等の活用を推進します。
- 土地利用型野菜においては、機械化による大規模生産の取組を進めます。特に葉たばこ産地等において転換品目の円滑な作付けを促進するとともに、需要の多い品目の新たな園芸産地の確立を図ります。



植物工場における栽培風景



再生可能エネルギーを活用した
施設園芸のイメージ(資源エネルギー庁)

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--------------------------------|-------------------|---------------------|
| 野菜の作付面積 【参考】 H22年 14,599ha | H23年 12,477 ha | H32年 14,750 ha以上 |
| きゅうりの作付面積 【参考】 H22年 887ha | H23年 762 ha | H32年 900 ha以上 |
| トマトの作付面積 【参考】 H22年 472ha | H23年 354 ha | H32年 500 ha以上 |
| アスパラガスの作付面積 【参考】 H22年 478ha | H23年 456 ha | H32年 600 ha以上 |

¹ リレー販売：出荷時期の異なる産地が連携して長期にわたり出荷を行うことで、市場へ有利に販売しようとする方法です。

4 県産農産物の生産振興

(3) 園芸作物

イ 果樹

① 現状と課題

- 果樹全体の栽培面積は、緩やかに減少してきています。品目別には、本県を代表するももでは新植・改植¹が進み、下げ止まりの傾向にありますが、日本なしやりんごなどでは高齢化や担い手不足等により減少が続いており、これら産地の維持が課題となっています。
- 東日本大震災による被災、原発事故に伴う避難、出荷制限等により栽培面積や生産量が減少しており、事故の影響が長期化すれば減少が加速することが懸念されます。
- 果実の消費量減少に伴う、産地間競争の激化や輸入果実の増加などにより、市場競争力のある産地の育成が課題となっています。
- 近年の気象変動による果実品質への影響、老朽園地の増加や労力不足による収穫量の減少が懸念されており、生産基盤の強化が求められています。
- 価格低迷や生産資材費の高騰などに対応するため、生産コストの低減と果実の高品質化等による収益の確保が求められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 重点的な産地育成

- ももや日本なし、りんごなど主要品目や地域特性を生かした特色ある園芸産地を対象に、消費者・実需者ニーズに的確に対応した生産・流通体制を構築することにより、「果樹王国ふくしま」の発展に向けた産地づくりを重点的に進めます。

■ 市場競争力の強化

- 市場競争力や市場信頼性の高い集出荷体制を確立するため、消費者・実需者ニーズを捉えた品種の導入を促進するとともに、光センサー選果機²等の導入を支援します。
- 県オリジナル品種の活用により、特色ある産地づくりを進めます。

■ 生産基盤の強化

- 放射性物質の低減対策を強化するとともに、老朽園地を中心とした改植の促進、地球温暖化に対応した品種や系統の導入、施設化による作型拡大³や樹種複合化⁴、多品種栽培を進めます。
- 主要品目の生産力の強化を図るため、労力調整システムの構築や技術・資産の円滑な継承による新規作付者の確保、担い手への園地集積を進めます。併せて、定年帰農者

¹ 新植・改植：果樹の苗木を新たに植えつけることを新植、また、既に栽培されている果樹を伐採等により処分し、新たに苗木を植え直すことを改植といいます。

² 光センサー選果機：果実の内部品質を非破壊で測定できる非破壊選果機で、果実を傷つけず、糖度が分かる選果機のことです。

³ 施設化による作型拡大：果樹をビニールハウス内で栽培することで収穫時期を早めることです。

⁴ 樹種複合化：労力の平準化や多様な消費者ニーズに対応し、農業収益を増やすため、果樹農家が「おうとう+もも+りんご」など複数の品目を栽培することです。

や就農を志向する園芸ヘルパー¹等の新規参入を誘導します。

■ 収益の確保

- 低コスト・省力化による収益の確保を図るため、わい化栽培²等による低樹高化や高木化した既存園地の樹形改善³を進めます。
- 日本なしのジョイント栽培⁴など先進的な栽培技術の導入による早期成園化⁵及び高品質果実の生産を進めます。

■ 新たな生産体制の構築

- 県内における果樹生産の維持、拡大を図るため、津波により被害を受けた生産者や原発事故により既存の園地での生産が困難な生産者に対して、新たな土地、新たな樹種での生産再開を支援します。
- 産地の生産体制を強化するため、経営規模拡大に向けた団地化を推進します。



県オリジナル品種「はつひめ」



日本なしのジョイント栽培

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--------------------------------|-----------------------|--------------------|
| 果樹の栽培面積 【参考】 H22年 7,400ha | H23年(推計)* 7,100 ha | H32年 7,300 ha以上 |
| ももの栽培面積 【参考】 H22年 1,780ha | H23年 1,778 ha | H32年 1,830 ha以上 |
| 日本なしの栽培面積 【参考】 H22年 1,150ha | H23年 1,016 ha | H32年 1,040 ha以上 |

*果樹の延べ栽培面積のうち、避難指示区域を除いて推計した面積

¹ 園芸ヘルパー：果樹・花き・野菜などの園芸作物の生産において、作業が集中する時期に、作業補助のために季節的に雇用される労働者です。

² わい化栽培：成木になってしまっても樹の高さが抑えられる台木を用いて行う栽培方法をいいます。

³ 樹形改善：既に高くなってしまった樹を低くし作業しやすくするなど、仕立て方を徐々に変更することです。

⁴ ジョイント栽培：並べて植付した樹を途中で横に曲げ伸ばして隣の樹と継ぎ合わせて果樹園を造成する方法です。

⁵ 早期成園化：果樹の一般的な栽培方法では、植付けから結実するまで3~5年程度かかりますが、仕立て方を工夫することで初収穫までの年数を短縮することです。

4 県産農産物の生産振興

(3) 園芸作物

ウ 花き

① 現状と課題

- 花き全体の作付面積は平成12年をピークに年々減少してきており、その中でも、切り花類の減少割合が大きくなっていますが、本県で産地化されているりんどうやきく、宿根かすみそう、トルコギキョウ等は比較的需要が安定していることから、更なる産地育成・強化が求められています。
- 東日本大震災、原発事故に伴う避難等により、作付面積や生産量の減少が加速することが懸念されます。
- 切り花類では小規模な産地が多いことから、経営規模の拡大と高品質生産技術の導入等による生産基盤の強化が課題となっています。
- 花き需要が多様化している中、消費者ニーズに的確に対応し、産地間競争に打ち勝つ産地体制の整備が求められています。
- 価格低迷や生産資材の高騰などにより、農業者の収益が低下していることから、一層の低コスト化や高品質化、経営規模の拡大等を進める必要があります。
- 景気の低迷などにより花きの需要が減少していることから、県産花きの消費拡大のためのPRと、農業者・産地自らの販路拡大に向けた取組が必要となっています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 重点的な産地育成

- 本県を代表し、本県の「顔」として全国に発信できるりんどう、きく、宿根かすみそう、トルコギキョウや鉢花など主要品目や地域特性を生かした特色ある園芸産地を対象に、新たな産地育成や個別産地の規模拡大を重点的に推進します。

■ 生産基盤の強化

- 花き生産を拡大するため、品種の組合せや標高差などを生かした出荷期間の拡大等を進めます。
- 気象変動に左右されない高品質安定生産に向けた施設化や連作障害回避技術¹等の導入を支援します。
- 花きの新産地においては、高い技術を有するリーダーの育成と産地全体の技術向上を支援します。
- 稲作農家や定年帰農者等を対象に、花きの新規作付けを誘導するとともに、技術習得を支援します。

■ 市場競争力の高い産地の育成

- 消費者ニーズに的確に対応した産地を育成するため、オリジナル品種を始め、優良な品種の導入を進めるとともに、盆・彼岸などの需要期を踏まえた品種・作型の導入を支援します。
- 市場から信頼される産地の育成を図るため、計画生産・出荷のための電照・遮光等の開花調整技術や品質保持のための湿式輸送²の導入を促進します。

¹ 連作障害回避技術：同じほ場で同じ作物を繰り返し栽培すると次第に生育不良となり、収量や品質が低下することを連作障害といい、これらを回避するために行う輪作や土壌消毒などのことを指します。

² 湿式輸送：鮮度の高い切り花を市場に出荷するため、産地から市場まで、バケット（バケツ）や簡易容器などにより、切り花に水分を供給しながら輸送する方法です。

■ 収益の確保

- 担い手の経営安定と収益確保を図るため、低コスト化、品目複合化¹や作型分化²による労力分散、作業体系の機械化による規模拡大を促進します。
- 相双地方における花きの栽培環境整備を支援するとともに、既存生産者を中心に、新たな生産者を組織化し、農業者の収益確保につなげます。

■ 県産花きのPRと消費拡大

- 花と緑の普及推進のためのPR活動やイベントへの参加支援を通じ、県産花きの消費拡大を進めるとともに、花き生産者団体などの販路拡大の取組を支援します。
- 花きが持つ「癒し」の力を活用し、「花育³」など消費者が花にふれあう機会を提案し、県産花きの消費拡大を図ります。

■ 新たな生産体制の構築

- 雇用労力を活用した周年栽培による生産拡大に向けて、大型施設の整備を支援します。また、担い手を中心とした組織を育成し、新たな花き栽培団地を形成します。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーを活用し、環境に配慮した花き栽培を推進します。
- 種苗生産施設や集出荷施設など、多様な生産と販売に対応できる新たな体制づくりを推進します。



「ふくしまさやか」



「ふくしまかれん」



「ふくしましおん」

県オリジナルりんどう品種

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|-----------------------------|--------------------|------------------|
| 花きの作付面積 【参考】 H22年 601ha | H23年(推計) 580 ha | H32年 650 ha以上 |
| りんどうの作付面積 【参考】 H22年 39ha | H23年(推計) 31 ha | H32年 50 ha以上 |

¹ 品目複合化：単一の花だけでなく、複数の種類の花を組み合わせた経営を行うことです。

² 作型分化：出荷（開花）時期を変えるために、同じ花で、植える時期や管理方法を変えた栽培を行うことです。

³ 花育：花きの多様な機能に着目し、教育、地域活動に取り入れることをいいます。

4 県産農産物の生産振興

(3) 園芸作物

工 工芸農作物等

① 現状と課題

- 葉たばこやおたねにんじん、こんにゃくいもなどの工芸農作物や養蚕は、高齢化の進行と新規作付者の不足などにより作付面積が年々減少傾向にありますが、中山間地域等の重要な品目として今後とも生産の維持・拡大が求められています。
- 工芸農作物は、安定的な販路が確保されていることから、規模拡大による収益の向上を進める必要があります。
- 葉たばこは、需要に応じた、安全で品質の高い原料の安定生産が求められています。
- 葉たばこは、原発事故の影響によって平成23年産の作付けが見合わせとなり、一部地域では平成24年産についても同様の措置が継続しています。また、日本たばこ産業株式会社（JT）による廃作募集に応じた生産者が多く、作付面積が大幅に減少していることから、廃作後の畠地に有効利用が求められています。
- 平成24年度に、おたねにんじんの生産指導、集荷や加工・製品化を担ってきた会津人蔴農協が解散を決定したことから、今後の生産や流通・販売体制の維持が課題となっています。
- 養蚕は、高品質な純国産絹製品づくりに向けた優良繭の安定生産、付加価値のある商品の生産が求められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 産地の維持・拡大

- 葉たばこやおたねにんじん、こんにゃくいもなどの工芸農作物の産地の維持・拡大を図るため、生産団体等による生産性や品質の向上、規模拡大などに向けた取組を支援します。
- 高齢化が進行している中山間地域においては、産地の維持を図るため、生産者の組織化と省力技術の導入を進めます。

■ 収益の確保

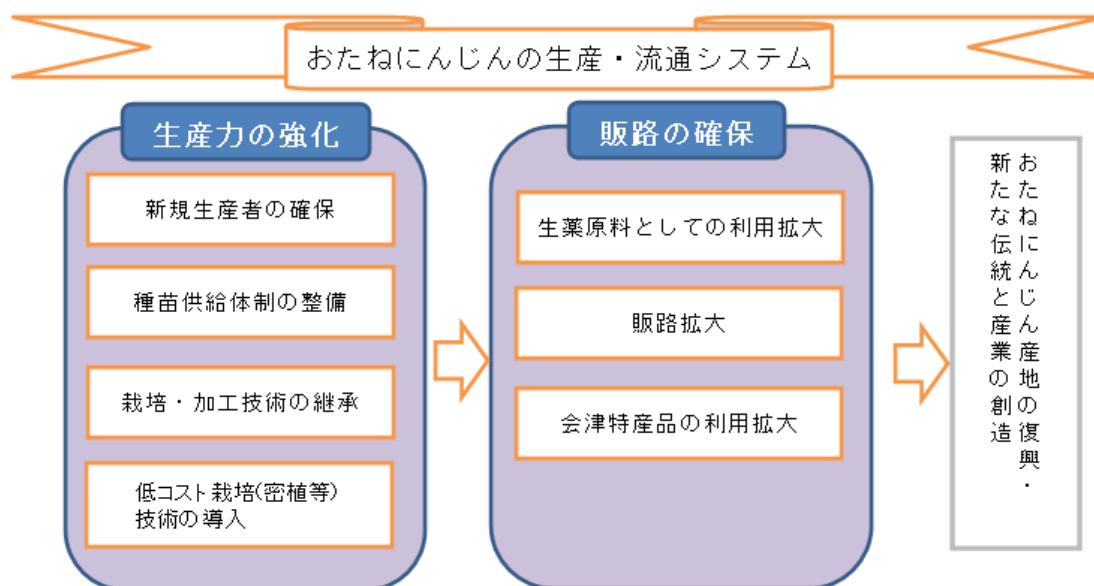
- 生産者の収益の確保を図るため、生産・収穫・調製の機械化等省力技術の導入と生産規模の拡大を促進します。
- 地域の加工業者と連携した商品開発や飲食店、観光業者等への食材の提供等地域産業6次化を促進し、収益の向上を進めます。
- 養蚕については、高品質な純国産絹製品や天蚕を活用した付加価値の高い商品等の生産に向けた取組を促進し、収益の向上を進めます。

■ 葉たばこの安定生産

- 放射性物質の低減対策を徹底するとともに、高品質な葉たばこを安定的に生産するため、土づくり等の基本技術の徹底、品種に適した安定生産技術の定着や乾燥技術の向上等を図ります。
- 葉たばこを廃作した農業者に対して、園芸品目等への転換を促進し、農業所得の維持・確保、耕作放棄地の発生防止を図ります。

■ おたねにんじんの生産流通システムの再構築

- 安定的な生産技術の定着と漢方薬など医療分野や観光における販路確保など、生産から販売まで一貫した新たな生産流通システムの構築を促進します。



③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|---------------------------------|--------------------|------------------|
| 工芸農作物の作付面積 【参考】 H22年 1,143ha | H23年(推計) 125 ha | H32年 654 ha以上 |

4 県産農産物の生産振興

(4) 畜産

ア 肉用牛

① 現状と課題

- 本県は、肉用牛の飼養頭数が全国第10位（平成22年）の主要生産県であり、近年はわずかに増加傾向に転じていましたが、飼養戸数は高齢化等により依然として減少傾向にあるため、担い手の育成を図り、生産基盤を拡大していく必要があります。
- 原発事故に伴う避難、警戒区域内の家畜の処分等により、飼養頭数が大幅に減少しています。
- 平成23年7月に県産牛肉から暫定規制値を超える放射性物質が検出され、出荷が制限されたことから、枝肉の取引価格が低迷しています。
- 県内家畜市場における上場子牛¹の能力、斉一性²及び県外評価や知名度の向上が求められています。
- 飼料価格や子牛価格の変動等に対応するため、生産技術の改善を図る必要があります。
- 「福島牛」の県内及び首都圏における一層の販路拡大により、ブランド力を強化する必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 生産基盤の再生・拡大

- 肉用牛生産基盤の再生・拡大を図るため、担い手の育成・確保、改良の促進、生産技術の改善及び経営内繁殖肥育一貫経営³や地域内一貫生産体制⁴の構築を促進します。
- 東日本大震災、原子力災害により大幅に減少した飼養頭数の回復を図るため、地域単位での増頭対策を継続的に支援するとともに、休業している経営体の再開を図るため、協業化の検討・推進、国と連携の下、畜舎周辺や牧草地等の除染・整備を進めます。
- 後継者の確保を進め、地域のモデルとなる中核的経営体の育成と規模拡大を支援するとともに、経営者の高齢化に対応したヘルパー組織等による省力化を進め、飼養戸数の維持と飼養頭数の拡大による生産基盤の回復を図ります。
- 「喜多平茂」など高能力県有種雄牛⁵の産子や優良繁殖雌牛の導入を支援します。

■ 改良の促進

- 特色ある「福島牛」の力強い產地形成を図るため「喜多平茂」の後継を担う高能力種雄牛を造成し、広く利用を推進するとともに、県内外における「福島牛」の評価向上を図ります。
- 遺伝的能力の判明率向上⁶を図り、優良子牛の生産、保留⁷及び雌牛群の整備⁸を促進します。
- 消費者の求める牛肉生産を推進するため、新たに牛肉の「おいしさ」、「ヘルシーさ」に関する項目を選抜の指標に加えた改良手法を取り入れ、その遺伝的能力を持つ種雄牛の早期に造成します。

¹ 上場子牛：家畜の売買が行われる家畜市場に上場された子牛のことです。肉用牛経営は子牛を生産する繁殖経営と肥育牛を生産する肥育経営の2つに大別され、繁殖経営より生産された子牛の多くは家畜市場での取引を介して肥育経営に販売されます。

² 斉一性：牛の血統、体型、能力などが揃っていることです。

³ 経営内繁殖肥育一貫経営：肉用牛の繁殖経営と肥育経営を連続して行う経営のことです。

⁴ 地域内一貫生産体制：肉用牛の繁殖経営と肥育経営を同一地域内において行う生産体制のことです。

⁵ 種雄牛：牛の繁殖を目的として共用される雄牛をいいます。

⁶ 遺伝的能力の判明率向上：両親から子に伝えられる能力が判明している雌牛の割合のことです。なお、遺伝的能力を判明させるには、生まれた子牛の体重や脂肪の入り具合などを調べて、血縁関係のある牛のデータを併せて計算する必要があります。

⁷ (優良子牛の) 保留：能力の高い子牛を母牛や肥育牛として用いるために、経営内や地域内にとどめておくことです。

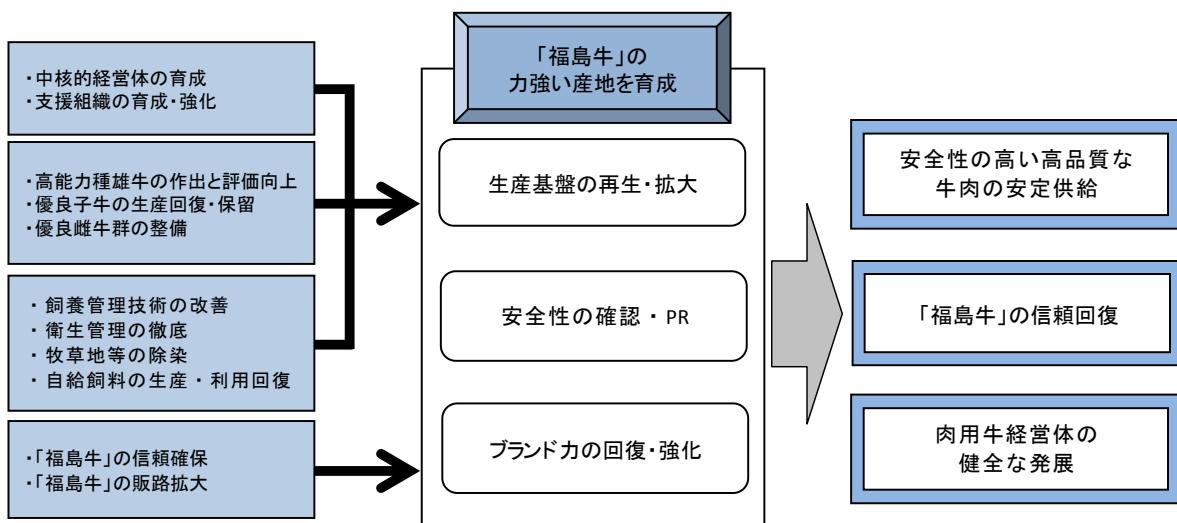
⁸ 雌牛群の整備：母牛の牛群（集団）を遺伝的能力の高い牛群に更新していくことです。

■ 生産技術の改善

- 牧草地等の除染、放射性物質吸収抑制対策や安全な飼料の確保と給与等の取組を強化するとともに、安全性が確認された牛の計画的な出荷・と畜を進めます。
- 経営体質を強化し、収益性の向上を図るため、飼養管理技術の改善や衛生管理の徹底により生産コストの低減や品質向上を推進します。

■ ブランド力の強化

- 県産牛肉に対する信頼確保に向けて、緊急時モニタリングの結果等に基づく安全性のPRを推進します。
- ブランド力の強化を図るため、家畜市場の再編整備や食肉流通センターの機能強化等を進め、「福島牛」の評価向上及び県内・首都圏における販路拡大、県内流通の強化を推進します。



県有種雄牛「喜多平茂」



福島県ブランド認証「福島牛」

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|-------------------------------|------------------|--------------------|
| 肉用牛飼養頭数 【参考】H22年 74,200頭 | H23年 58,100 頭 | H32年 67,600 頭以上 |
| 肉用牛肥育出荷頭数 【参考】H21年 33,121頭 | H23年 25,000 頭 | H32年 28,300 頭以上 |

4 県産農産物の生産振興

(4) 畜産

イ 乳用牛

① 現状と課題

- 本県の乳用牛の飼養頭数は、全国第13位（平成22年）と全国でも上位にありますが、担い手の高齢化や減産型の計画生産、乳価の低迷、飼料価格高騰等の影響により、年々減少傾向にあります。
- 原発事故に伴い避難、休業を余儀なくされている経営体があり、飼養頭数並びに生乳生産量が減少しています。
- 現在、生乳生産量は計画数量¹に達しない状況となっており、飼料価格等に左右されない足腰の強い酪農経営の確立と需要に応じた生乳生産量の確保が課題となっています。
- 放射性物質による健康への影響に対する不安から、牛乳・乳製品の消費が低迷しており、安全性に対する理解促進を図る必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 生産基盤の再生・強化

- 乳用牛群の能力向上を図るため、高能力乳用雌牛の導入支援や牛群検定²をより一層普及します。
- 避難・休業している経営体の経営の再開、規模の拡大を図るため、家畜導入に対する支援、協業化や法人化を進めます。
- 酪農専業経営を中心に、TMR³給与、省力化施設の導入や自家保留牛⁴の確保を促進します。
- 次代を担う後継者確保のため、ゆとり創出に向けた酪農ヘルパーの活用を促進します。
- 衛生管理及び給与飼料の安全管理の徹底により、良質で安全な生乳生産の拡大を図ります。

■ 生産コストの低減

- 乳用牛の能力向上及び飼養効率改善を図るため、牛群検定加入促進と検定データの活用方法を普及し、酪農経営の安定を目指します。

¹ 計画数量：生乳の過剰生産を避けるため、牛乳、乳製品の需給状況等を勘案した生乳の目標数量のことを指します。

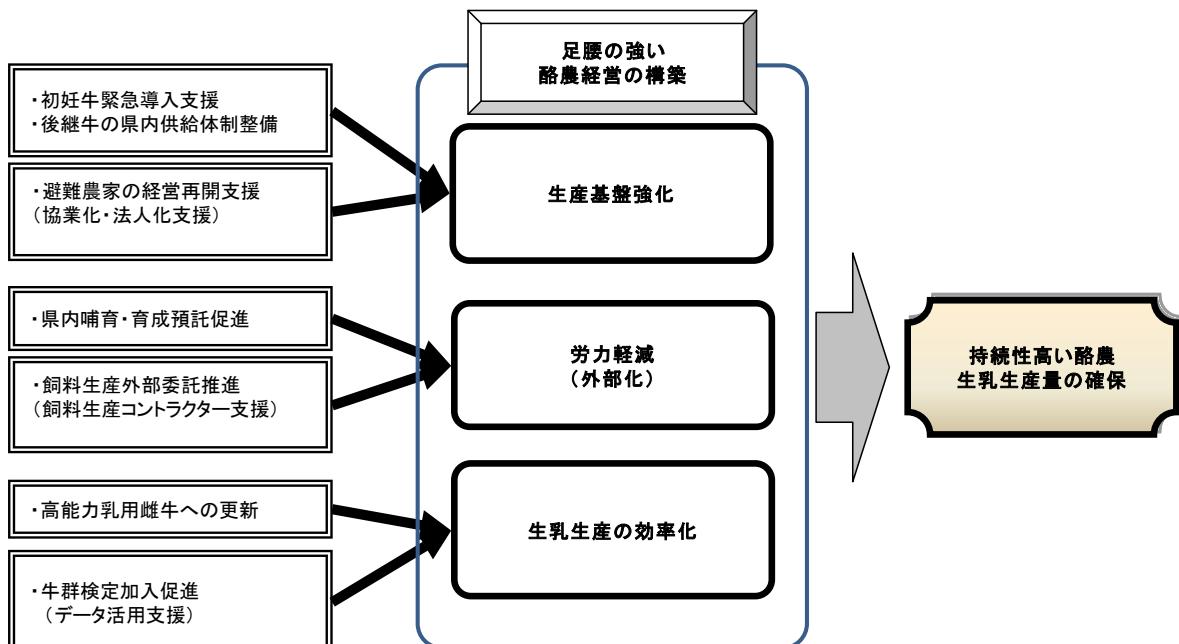
² 牛群検定：酪農家が飼育する乳用牛の乳成分等のデータを収集・分析し、その結果に基づいて母牛の後を継ぐ、優良な雌子牛を選抜して牛群全体の能力を改良する方法です。

³ TMR：乳用牛が必要な栄養量を満たすように粗飼料（牧草、青刈りトウモロコシなど）、配合飼料、ミネラル、ビタミンなどをあらかじめ混合した飼料です（Total Mixed Rations：完全混合飼料とも呼びます）。

⁴ 自家保留牛：自らの経営内で生まれた雌子牛を後継牛として自らの経営内にとどめておくことです。

■ 牛乳・乳製品の消費拡大

- 緊急時モニタリングの結果等に基づく、県産牛乳・乳製品の安全性をPRします。
- 酪農への理解醸成を図りながら、各種イベント等を通じて、牛乳・乳製品は栄養バランスの取れた食品であることを啓発し、その消費拡大を推進します。



哺育・育成の外部化



省力化施設の導入事例（フリーストール）

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|-----------------------------|------------------|----------------------|
| 乳用牛飼養頭数 【参考】H22年 17,100頭 | H23年 14,800 頭 | H32年 16,500 頭以上 |
| 生乳生産量 【参考】H22年 101,407 t | H23年 75,254 t | H32年 103,750 t 以上 |

4 県産農産物の生産振興

(4) 畜産

ウ 豚

① 現状と課題

- 豚の飼養頭数は、担い手の高齢化等の影響により減少する傾向にありますが、規模拡大が進み1戸あたりの飼養頭数は年々増加しています。
- 原発事故の影響により、経営体数や飼養頭数が減少しています。
- 繁殖能力や産肉能力等の優れた種豚の安定供給及び生産性の向上に向けた飼養管理技術の改善が必要となっています。
- 生産資材の高騰等に対応するため、生産コストの低減と品質の向上が必要となっています。
- 放射性物質による健康への影響に対する不安から、県産豚肉の消費が低迷しており、流通段階において県産豚肉の受入れを控える動きが見られることから、安全性に対する理解促進を図る必要があります。
- 消費者ニーズに対応した高品質で特徴のある肉豚生産が必要となっています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 生産技術の改善による生産性の向上

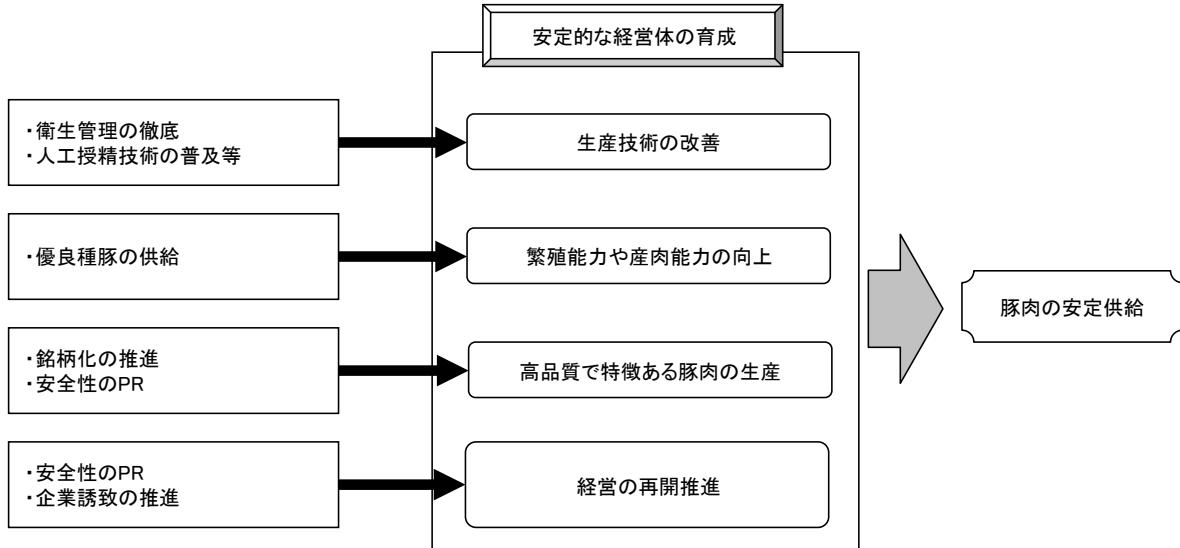
- 生産コストの低減や品質の向上を図るため、優良種豚の効率的な利用、衛生管理の徹底や人工授精の普及・定着など、飼養管理技術の改善を推進します。
- 飼養頭数を回復させるため、大震災等の影響を受けて休業している経営体の再開を促進するとともに、企業等の誘致、中核的経営体の育成を推進します。
- 安全な豚肉を供給するため、安全な飼料の確保と給与の徹底に努めます。

■ 高品質で特徴のある豚肉の生産及び銘柄化の推進

- 繁殖能力や産肉能力等に優れた母豚、コマーシャル豚¹の安定生産のため、「フクシマL2」・「フクシマD桃太郎」などの高能力種豚及びその精液を供給します。
- 緊急時モニタリングの結果等に基づく、県産豚肉の安全性をPRし、県内の消費拡大を図ります。
- 「うつくしまエゴマ豚²」など高品質で特徴のある肉豚生産技術を普及するとともに、販路拡大による銘柄化を推進します。

¹ コマーシャル豚：複数の系統の豚を掛け合わせるなど豚肉生産を目的とした豚（肉豚）のことを指します。

² うつくしまエゴマ豚：県が造成した種豚を活用して生まれた豚に、出荷前の1ヶ月間、エゴマ種実を3%混ぜた餌を食べさせた本県独自のブランド豚です。一般的の豚と比べて豚肉中にα-リノレン酸を多く含んでいます。



ランドレース種「フクシマ L 2」



デュロック種「フクシマ D 桃太郎」

福島県造成種豚



うつくしまエゴマ豚

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|-----------------------------|-----------------------|---------------------|
| 豚飼養頭数 【参考】H22年 184,200頭 | H23年 130,700 頭 | H32年 167,200 頭以上 |
| 肉豚出荷頭数 【参考】H22年 367,694頭 | H23年(推計) 255,000 頭 | H32年 310,000 頭以上 |

4 県産農産物の生産振興

(4) 畜産

工 鶏

① 現状と課題

- 計画生産との調和を図りながら、消費者ニーズに対応した安全・安心な鶏卵の安定的な生産供給が必要です。
- 原発事故に伴い警戒区域等が設定され、鶏肉・鶏卵の主要産地における生産が休止していることから、生産量が減少しています。
- 消費者の地鶏に対するニーズが高まる中、本県独自の特色ある「会津地鶏」、「川俣シャモ」等の需要拡大に対応した生産流通対策の強化が必要です。
- 放射性物質による健康への影響に対する不安から、鶏卵・鶏肉の消費が低迷し、特にブランドで販売していた地鶏・銘柄鶏において影響が大きくなっていることから、安全性に対する理解促進を図る必要があります。
- 高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病を予防するため、衛生対策を一層推進する必要があります。

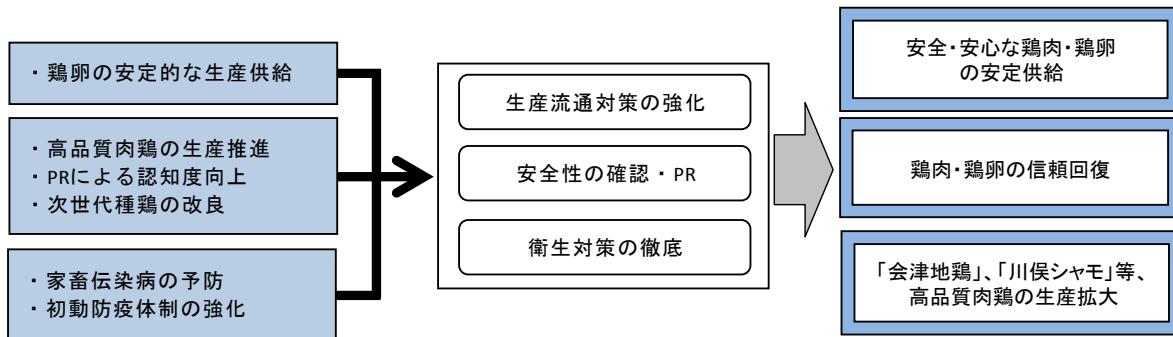
② 施策の具体的な取組内容

■ 生産流通対策の強化

- 安全・安心を求める消費者ニーズに対応した鶏卵の安定的な生産供給を図るため、生産動向を含めた的確な情報提供に努めます。
- 安全な鶏肉・鶏卵を供給するため、安全な飼料の確保と給与の徹底に努めます。
- 飼養羽数を回復させるため、大震災等の影響を受けて休業している経営体の再開を促進するとともに、企業等の誘致、中核的経営体の育成を推進します。
- 高品質肉鶏である「会津地鶏」や「川俣シャモ」等の地鶏及び特色のある銘柄鶏の生産を推進します。
- 地鶏等の販路拡大を図るため、県内外へのPRにより認知度の向上を一層促進します。
- 緊急時モニタリングの結果等に基づく、鶏肉・鶏卵の安全性をPRします。
- 「会津地鶏」、「川俣シャモ」等の生産に必要な種鶏の維持及び次世代種鶏の育種改良を進めます。

■ 衛生対策の徹底

- 高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の予防対策として、衛生管理の徹底を図るとともに、まん延防止のための初動防疫体制を強化します。



会津地鶏



川俣シャモ（「ふくしま赤しゃも」）

福島県開発肉鶏

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|------------------------------|------------------|--------------------|
| 採卵鶏飼養羽数 【参考】 H22年 5,807千羽 | H23年 3,636 千羽 | H32年 5,700 千羽以上 |
| 肉用鶏飼養羽数 【参考】 H21年 1,109千羽 | H23年 692 千羽 | H32年 1,137 千羽以上 |
| 地鶏出荷羽数 【参考】 H22年 97千羽 | H23年 66 千羽 | H32年 200 千羽以上 |

4 県産農産物の生産振興

(4) 畜産

才 飼料作物

① 現状と課題

- 本県の飼料作物作付面積は 14,000ha で、全国第 9 位（平成 22 年度）となっています。
- 高齢化や担い手不足により畜産農家の減少が続く中、飼料作物の作付面積も漸減傾向にあり、飼料購入費の増大が畜産経営を圧迫しています。
- 牧草等から高い濃度の放射性物質が検出された地域においては、自給飼料の利用が制限されているため、購入飼料費が増大し、畜産経営を圧迫しています。
- 飼料生産の担い手を育成するとともに、草地や飼料畑等の除染を進め、安全な自給飼料を効率的に生産することが求められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 自給飼料生産基盤の再生と生産の効率化

- 安全な自給飼料の生産に向けて、草地や飼料畑等の除染を進めるとともに、モニタリング検査等による安全性確認を継続します。
- 飼料作物の生産性と品質の向上を図るため、単年生飼料作物等への転換、優良品種の普及や高性能機械の導入等を推進します。
- 飼料生産基盤の確保を図るため、耕作放棄地等での飼料生産を進めます。
- 飼料作物の生産効率化を図るため、飼料生産受託組織（コントラクター等）¹を育成し、生産の外部化を推進します。

■ 耕畜連携²と水田活用による自給飼料の生産拡大

- 多収品種の導入や栽培・収穫調製技術の高度化を進め、水田を有効活用した飼料用イネや飼料作物等の生産を拡大します。
- 耕種農家³と畜産農家との連携を強化し、適正処理された安全な堆肥等の有効利用と自給飼料の確保を図ります。

■ 未利用飼料資源の利用拡大

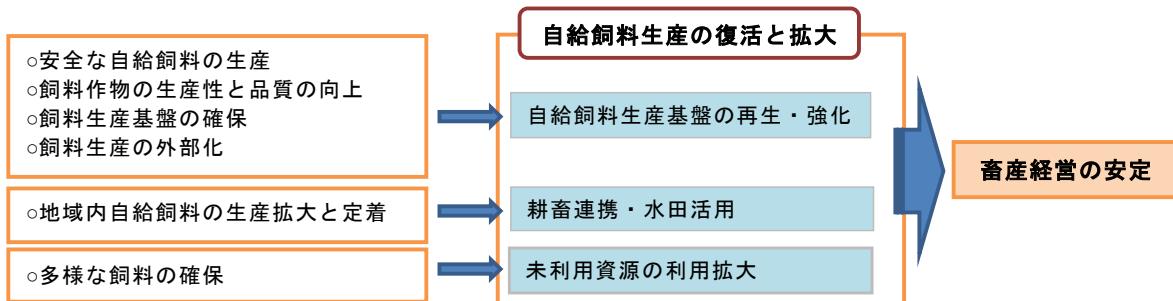
- 稲わらをはじめとする飼料資源の有効活用を進めます。

¹ 飼料生産受託組織（コントラクター等）：畜産農家からの申込みを受け、牧草や青刈りトウモロコシなどの栽培・収穫作業を有償で請け負う集団組織のことです。

² 耕畜連携：耕種農家が飼料用イネなどの飼料作物を栽培し、これを近隣の畜産農家が飼料として購入して家畜に給与する協同取組です。また、併せて畜産農家で製造される堆肥を水田等に施用する取組も行われています。

³ 耕種農家：水田や畑を耕して稲や穀類、野菜、果樹、花きなどを栽培している農家のことです。

- 飼料費の低減を図るため、未利用・低利用の農産副産物やエコフィード¹の利用拡大を推進します。



牧草地の除染(草地更新)作業
(郡山市)



トウモロコシロールサイレージ
の調整作業(福島市)

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|-----------|------------------|---------------------|
| 飼料作物作付面積* | H23年 6,024 ha | H32年 13,350 ha以上 |

*飼料作物作付面積のうち、モニタリング検査の結果等をもとに推計した利用可能面積

¹ エコフィード：豆腐粕やビール粕、麺類くずのように食品製造・流通段階で発生する食品残さなどを原料として処理加工された飼料です。

5 流通・消費対策

(1) 地産地消の推進

① 現状と課題

- 原発事故によって、県産農林水産物の首都圏量販店における取扱停止、販売量の減少、価格の低迷等風評による被害が発生しています。また、地産地消のけん引役である農産物直売所の販売額は回復傾向にあるものの、依然として震災以前の水準には戻っていません。
- 子どもの健康への影響に対する不安から、学校給食における県産農林水産物の利用を懸念する保護者もいます。
- 安全で安心できる農林水産物が強く求められていることから、放射性物質の除去・低減を図る取組や検査に基づき安全性が確保され、新鮮でおいしい県産農林水産物の情報発信に努める必要があります。
- 農産物直売所では、農業者の組織的な活動が活発化しており、今後も消費者の期待に応えられる活動を展開していくため、運営体制の強化等を図る必要があります。
- 中食¹や外食の増加など食生活が大きく変化する中、健全な食生活の推進や県産農林水産物の利用促進を図るため、「食育」を推進するとともに、学校給食や病院・福祉施設、社員食堂などの集団給食施設における地元食材の利用拡大に取り組む必要があります。
- 県民に県産農林水産物を安定供給するため、卸売市場の機能強化を図る必要があります。
- 県産農林水産物の地産地消を進めることにより、フード・マイレージ²、ウッドマイレージ³の縮減も期待されます。

② 施策の具体的な取組内容

■ 安全性のPR・販売促進

- 放射性物質の除去・低減を始め、食の安全・安心を確保するための農林漁業者や出荷・販売事業者等の取組や緊急時モニタリング検査結果等の情報をホームページ「ふくしま 新発売。」等を活用して発信し、県産農林水産物の信頼回復に向けた活動を展開します。
- 「がんばろう ふくしま！」応援店の参加事業者の拡大や県内直売所、首都圏量販店等におけるトップセールスや販売キャンペーン等を通じて、本県産農林水産物を積極的にPRします。
- テレビ、電車内広告、新聞等のあらゆる媒体を活用して、本県産農林水産物の安全性をPRするとともに、首都圏における参加型シンポジウムやパブリシティ（情報提供活動）の展開により、消費者及び流通関係者の理解促進と信頼確保に努めます。
- 緊急時モニタリング検査結果と併せて、研究成果等科学的な情報を提供していくことにより、消費者の信頼確保に努めます。



福島県農林水産物県内一斉キャンペーン
(伊達市「みらい百彩館 んめ~べ」)

¹ 中食：弁当などの調理済みの食材を買って持ち帰り、職場や家庭などで食べること。また、その食事のことを指します。

² フード・マイレージ：輸入などによる食料の長距離輸送が地球環境に与える負荷を把握するため、食料の輸送量に輸送距離を掛け合わせて数値化したものをいいます。フード・マイルズとも呼ばれています。

³ ウッド・マイレージ：輸入などによる木材の長距離輸送が地球環境に与える負荷を把握するため、木材の輸送量に輸送距離を掛け合わせて数値化したものをいいます。ウッド・マイルズとも呼ばれています。

■ 地産地消の普及啓発活動の推進

- 県民参加による地産地消の意識の醸成を図るため、地産地消強化期間（10月、11月）及び毎月8日の「ごはんの日」をはじめとするPR活動を展開します。
- 県内のホテル・旅館、食品加工業者などの商工業者に対する正確な情報提供を行い、理解促進を図るとともに、県産農林水産物の利用を促進します。

■ 農産物直売所等への活動支援

- 農産物直売所等の組織の運営能力向上を図るため、農産物直売所の活動状況を的確に把握するとともに、組織の法人化や地域ネットワーク活動を支援します。
- 農産物直売所等が有する農林漁業者と消費者の交流拠点機能の強化を図るため、少量多品目栽培に対する助言・指導や農産物加工研修等により、多様な販売品目づくりを支援します。
- 農産物直売所や農産加工組織等に対して、各種のイベント、商談会等の情報提供を行い、県産農林水産物等の販路拡大を進めます。

■ 学校給食等における地元食材の活用促進

- 学校給食用食材の放射性物質検査を実施することにより、保護者等の一層の安心と理解を得ながら地元食材の活用を進めます。
- 地域の食文化の継承や健全な食生活を推進するため、学校給食への米飯給食メニューの導入を働きかけるなど、ごはんを中心とした栄養バランスの良い日本型食生活の普及を促進します。
- 学校、病院・福祉施設や社員食堂など、集団給食施設における県産農林水産物の消費拡大を図ります。



■ 県内卸売市場の機能強化

- 卸売市場の機能強化を図るため、卸売市場に対する検査・指導や市場関係者を対象としたセミナーの開催等により安定した県産農林水産物の供給体制を確保するとともに、卸売市場の適正な配置に努めます。
- コールドチェーン¹システムによる品質管理の向上や加工処理機能の強化を進めます。

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--|---------------------|--------------------|
| 農産物直売所の販売額 【参考】H22年度 160億円 | H23年度(推計) 117 億円 | H32年度 234 億円以上 |
| 学校給食における地場産物活用割合 【参考】H22年度 36.1% | H24年度 18.3 % | H32年度 上昇を目指す |
| 学校給食において県産米を利用している市町村の割合 【参考】H22年度 100% | H23年度 84.5 % | H32年度 100 % |
| 「がんばろう ふくしま！」応援店の登録数 | H23年度 1,552 店 | H32年度 3,000 店以上 |

¹ コールドチェーン：生鮮食料品を冷凍・冷蔵・低温の状態で生産者から消費者まで一貫して流通させる仕組みをいいます。

5 流通・消費対策

(2) 国内における販売強化

① 現状と課題

- 原発事故によって、県産農林水産物の首都圏量販店における取扱停止、販売量の減少、価格の低迷等風評による被害が発生しています。
- 子どもの健康への影響に対する不安から、学校給食における県産農林水産物の利用を懸念する保護者もいます。
- 本県は、夏秋きゅうりが全国1位、ももが2位、日本なしが3位、夏秋トマトが4位、アスパラガスが5位の出荷量（平成22年度）を誇る全国有数の産地ですが、より全国的な地位を高めるため、ふくしまの「顔」となる品目を重点化し、ブランド力向上に向けた販売促進対策を行う必要があります。
- 市場流通における県産農林水産物の確実な取引に向け、小売での「品揃え」や「ふくしまの農林水産物」の知名度を高める必要があります。
- 県産農林水産物を広く周知させるため、県オリジナル品種や有機農産物等、こだわり農産物などの販路開拓や販売促進活動を支援する必要があります。
- 産地や農林漁業者等が行うインターネットやカタログ販売、大消費地でのインショップ¹設置などは、消費者及び農林漁業者相互にメリットがあるため、これらの手法を用いた販売促進活動を支援する必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 安全性のPR・販売促進

- 放射性物質の除去・低減を始め、食の安全・安心を確保するための農林漁業者や出荷・販売事業者等の取組や緊急時モニタリング検査結果等の情報をホームページ「ふくしま 新発売。」等を活用して発信し、県産農林水産物の信頼回復に向けた活動を展開します。
- 「がんばろう ふくしま！」応援店の参加事業者の拡大や県内直売所、首都圏量販店等におけるトップセールスや販売キャンペーン等を通じて、本県産農林水産物を積極的にPRします。
- テレビ、電車内広告、新聞等のあらゆる媒体を活用して、本県産農林水産物の安全性をPRするとともに、首都圏における参加型シンポジウムやパブリシティ（情報提供活動）の展開により、消費者及び流通関係者の理解促進と信頼確保に努めます。
- 学校給食用食材の放射性物質検査を実施することにより、保護者等の一層の安心と理解を得ながら地元食材の活用を進めます。
- 緊急時モニタリング検査結果と併せて、研究成果等科学的な情報を提供していくことにより、消費者の信頼確保に努めます。

■ 「ふくしまの恵みイレブン」の重点プロモーション

- 「ふくしまの恵みイレブン²」に位置付けた主要な農産物のブランドの再生を図るため、

¹ インショップ：直売形態の一つで、量販店内に設置する当該地域産（地場産）農作物の「販売コーナー」を指します。

² ふくしまの恵みイレブン：福島県の多彩な農林水産物を代表する生産量が全国上位の11品目（米、きゅうり、トマト、アスパラガス、もも、日本なし、りんどう、福島牛、地鶏、ナメコ、ヒラメ）をいいます。

首都圏や京阪神地区など大消費地において、広告媒体を活用したPRや量販店等におけるキャンペーン活動など、消費者にダイレクトに認知してもらえる総合的なプロモーション活動を進めます。

■ 県産農林水産物の知名度向上

- 年間を通じて取引のある量販店や商店街、首都圏の消費者等を対象に重点的なPRを行うなど、ふくしまの農林水産物のファンづくりを進めます。
- 県産農林水産物の知名度向上を図るため、首都圏アンテナショップや各種イベント等において、県産農林水産物の販売促進活動を行います。

■ マーケットイン¹に基づく产品づくりと販売促進支援

- 県東京事務所などの県外事務所等が収集した消費者ニーズや流通販売に関する各種情報を広く農林漁業者や関係団体等に提供し、「売れるものをつくる」マーケットインの考え方に基づいて产品づくりと販売促進を支援します。

■ 产地自らのPR・販路開拓への支援

- 販売戦略を確立した产地や農林漁業者組織等によるモデル販売拠点の設置など、販路開拓や消費拡大に向けた取組を支援します。
- 県や各種団体が実施する商談会等へ農林漁業者や関係団体の参加誘導を図るとともに、产地自らが行うPR活動やネット販売等を活用した特色ある販路開拓などの取組を支援します。



東北かけはしプロジェクト
(東京都「イトーヨーカドーアリオ亀有店」)



JR上野駅地产品ショップ「のもの」
オープニングセレモニー

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--|------------------|---------------------|
| 大消費地へのふくしまの「顔」となる青果物の供給量 【参考】 H22年 35,598 t | H23年 38,721 t | H32年 45,000 t 以上 |

¹ マーケットイン：消費者の視点で商品開発・生産をする方法を指します。

5 流通・消費対策

(3) 県産農林水産物の輸出促進

① 現状と課題

- 県産農林水産物の輸出量は増加する傾向にありましたが、原発事故の発生を受けて、主要な輸出先国・地域において輸入規制等の措置がとられています。
- 平成24年には、タイや香港の食品バイヤーに対して本県産農産物の高い品質や放射性物質対策への理解を求めるなど、本県産農産物の輸出再開に向けた取組が始まっています。
- 県産農林水産物の輸出量を増大させるため、現地販売店等の情報を把握し、ニーズに対応した品質・量を供給できる産地や農林漁業団体等を拡大する必要があります。
- 繙続的な輸出を促進するため、県内外の関係団体等による、各種情報の共有化が図れるネットワークづくりが求められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 輸出の取組促進

- 原発事故の発生に伴い食品の輸入停止等の規制措置を取る諸外国に対して、国等と連携して、県産農林水産物の安全性に関する正確な情報発信など輸入規制の解除に向けた取組を強化します。
- 農林漁業団体等を対象に、輸出に関するセミナーやフェアなどへの参加を誘導します。
- 福島県貿易促進協議会¹等と連携して、輸出相手国の輸出条件や消費者ニーズなどの情報提供を行い、県産農林水産物の輸出に意欲的に取り組む農林漁業団体等を支援します。

■ 農林漁業団体等の取組支援

- 農林漁業団体が行う輸出先の販売店等における試食PRなどの販売促進活動や国際専門見本市への出展等の取組を支援します。
- 海外向け農林水産物の品質保持と安定供給に向け、輸出相手国のニーズ等に対応した輸出手法に関する情報提供を行うなど、農林漁業団体等の自主的な取組を支援します。

■ 福島県貿易促進協議会への加入促進

- 海外市場の動向等各種情報の共有化や人的ネットワークの構築を図るため、輸出に关心のある農林漁業団体等に対して、福島県貿易促進協議会への加入を促します。

¹ 福島県貿易促進協議会：国際経済交流等県内企業の国際化・活性化を支援するための事業を展開し、もって本県経済の発展に寄与することを目的として平成6年度に設立された協議会のことです。

本県産農産物の輸出量

| 輸出先 | 品目(品種) | 輸出量(kg) | | |
|---------|----------------------|---------|---------|--------|
| | | H21年度 | H22年度 | H23年度 |
| 中国(上海) | なし(「秋峰」) | 857 | 1,100 | — |
| 中国(香港) | もも(「川中島白桃」「白桃」「黄貴妃」) | 1,660 | 9,925 | — |
| | なし(「幸水」「豊水」「秋峰」「新高」) | 7,285 | 9,825 | — |
| | かき(「会津身不知」) | 1,470 | 330 | — |
| | いちご(「とちおとめ」) | 611 | 39 | — |
| | 精米 | 32,960 | 100,200 | 17,000 |
| | おたねにんじん | 2,170 | 1,475 | — |
| | かぼちゃ(「九重栗」) | — | 2,750 | — |
| | アスパラガス | — | 475 | — |
| 台湾 | 鶏肉(「伊達鶏」「川俣シャモ」) | — | 114 | — |
| | もも(「川中島白桃」) | 52,220 | 18,480 | — |
| | りんご(「ふじ」) | 21,440 | — | — |
| | 精米 | 2,392 | 2,726 | — |
| シンガポール | ユキヤナギ | 10,000 | — | — |
| | もも(「川中島白桃」「黄金桃」) | 45 | 270 | — |
| タイ | かき(「会津身不知」) | 83 | — | — |
| | もも(「ゆうぞら」他) | 100 | — | — |
| ロシア | かき(「会津身不知」「平核無」) | 30 | — | — |
| | もも(「黄金桃」) | 105 | 115 | — |
| アメリカ | ぶどう(「巨峰」) | 110 | — | — |
| | 福島牛 | 622 | — | — |
| オーストラリア | 精米 | — | 5,100 | — |
| その他 | もも、ぶどう等 | 130 | — | — |
| 合計 | | 124,290 | 152,924 | 17,000 |

(福島県農林水産部)



震災後はじめてとなる県産もの輸出
(タイ)

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|------------------------------------|----------------|--------------------|
| 福島県産農産物の海外輸出量 【参考】H22年度 153t | H23年度 17 t | H32年度 500 t以上 |
| 福島県産農産物の海外向け出荷額 【参考】H22年度 64百万円 | H23年度 5 百万円 | H32年度 200 百万円以上 |

6 新技術の開発と生産現場への移転

① 現状と課題

- 原発事故により放出された放射性物質により農地や生産関連施設等が汚染されました。
- 県産農林水産物から食品衛生法の基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超える放射性物質が検出され、該当する品目、地域において出荷・摂取制限等の措置が講じられています。
- 農業水利施設に放射性物質を含む土砂等が堆積し、その影響が長期間に及ぶことが懸念されます。
- 農産物価格が低迷し、産地間競争も激化していることから、消費者や実需者のニーズを踏まえた本県の農産物の差別化、高付加価値化を図る必要があります。
- 地域ごとに特徴的な気候風土をもつ本県では、多様な環境条件に応じて農作物の生産性と品質の向上を図る必要があります。特に、近年は地球温暖化に伴う気象変動も指摘されており、農作物への影響の評価と適応策の開発が求められています。
- 原発事故に伴う放射性物質による農林水産物の汚染、輸入食品への有害物質の混入等による「食の安全・安心」、猪苗代湖の水質低下をはじめとした環境問題に対する関心がますます高まっています。
- 農業を取り巻く情勢はめまぐるしく変化しており、試験研究のスピードアップや多様なニーズへの対応が求められています。また、生産現場の速やかな課題解決のため、研究成果の効率的な現地への普及が求められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 放射性物質対策に関する技術開発（再掲）

- 各生産環境内における放射性物質の分布及び動態等汚染実態の解明を進めます。
- 農用地等の除染、農産物の吸収抑制技術等の開発と活用を図ります。

■ 本県独自品種・系統の開発

- 本県の農産物の生産振興とブランド化による高付加価値化を図るため、消費者や実需者のニーズを踏まえた水稻、野菜、花き、果樹等の県オリジナル品種の開発や優良な種雄牛、豚・地鶏の系統造成を推進します。

■ 生産性・品質向上技術の開発

- 本県の多様な環境条件に対応した生産性、品質向上技術や高度な経営管理技術等の開発を推進します。
- 地球温暖化に対応できる高品質安定生産技術の開発を推進します。

■ 環境と共生する栽培技術の開発

- 消費者の食の安全・安心に関する意識の変容や環境問題に対する関心の高まりに対応するため、有機栽培・特別栽培に関する技術、地域の有機性資源の活用による循環型

農業技術¹、生物指標による環境評価技術²等の環境と共生する栽培技術の開発を推進します。

■ 試験研究のスピードアップや効率化、成果の速やかな移転

- 試験研究の効率化や多様な研究ニーズへ対応するため、大学、独立行政法人等の試験研究機関や民間企業等との連携や共同研究を推進します。
- 研究成果発表会及び技術移転セミナーの開催、現地実証ほ³の設置、インターネットによる情報公開、関係機関や団体等と連携した技術資料の発行など、研究成果の生産現場等への移転と普及・定着を推進します。



果樹の樹体に付着した放射性物質の除染対策
(粗皮削り作業)



県オリジナル品種「あづましづく」



県オリジナル品種「ふくはる香」



県オリジナル品種「天のつぶ」

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--------------------------------------|----------------|----------------|
| 試験研究課題における実用的成果の割合 【参考】 H22年度 54% | H23年度 100 % | H32年度 100 % |

¹ 循環型農業技術：自然環境を守りながら、安全・安心な農作物を生産するため、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、地域における有機性資源の循環利用を基本として環境との共生を目指す農業技術です。

² 生物指標による環境評価技術：農法や農薬によって影響を受けやすい生物（生物指標）を選び、それらの生息状況から、その地域の環境条件を判断する方法です。

³ 実証ほ：研究機関で開発された新技術や新品種が、実際の生産現場に適応できるか確認する試験ほ場（田や畑）をいいます。多くの場合、農家のほ場の一部を借りて、農家、研究機関、普及指導員が連携して設置、運営します。

7 農業関係団体との連携

① 現状と課題

- 農業関係団体は、それぞれの機能を発揮しながら本県農業の振興を支えており、農業を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、地域に根ざした組織として、引き続き、地域農業を守り育てる取組を積極的に行う必要があります。
- それぞれの団体が、時代の変化に合わせた制度の改正や事業内容の見直し、経営基盤の強化、団体相互の連携を図り、効率的な活動を行うことが求められています。
- 東日本大震災及び原発事故により農業者等が被災したことに伴い、農業関係団体の経営、業務に影響が生じています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 農業委員会等

- 改正農地法¹の趣旨を踏まえ、優良農地を確保するとともに農地の有効利用を推進するなど、農業委員会が農業経営基盤の強化に向けた役割を十分果たせるよう支援します。
- 特に、東日本大震災で被害を受けた地域においては、農業委員会が主体となった担い手の確保、農地の復旧、大区画化等と併せた担い手への農用地利用集積等の活動を支援します。
- 避難先等において経営再開を希望する農業者、新規参入者等に対する農地情報の提供、あっせん等の取組を支援します。
- 福島県農業会議が、農業者の経営発展のために実施する相談受付、情報提供などの活動を支援します。

■ 農業協同組合等

- 本県農林水産業の復興に向けて、福島県農業協同組合中央会等の県連団体、農業協同組合等が取り組む消費者の信頼確保、生産の回復・拡大等の取組を支援します。
- 東日本大震災及び原子力災害により一変した農業協同組合の厳しい経営環境に対処するため、新たな組織体制の整備及び強固な経営基盤の確立に向けて取り組む系統組織との連携を強化します。
- 産地として生産力の増強や地域活性化を図るため、農業協同組合が主体的に行う農用地の有効利用、担い手育成、流通販売対策など、農業者の所得向上に向けた取組を促進します。
- 社会情勢の変化に左右されない財務基盤構築のため、経済事業改革等のより一層の取

¹ 改正農地法：国内の農地面積の減少と耕作放棄地の増加傾向が続く中、国民への食料の安定供給の確保のため、転用規制を厳格化するとともに貸借規制を緩和し農地の有効利用を図る農地法改正が平成21年度に行われました。

組を促すとともに、経営の健全性を確保するため、法令遵守態勢の確立やリスク管理の徹底、内部統制の強化等を支援します。

■ 農業共済組合等

- 農家経営の安定を図り、農業生産力の発展に資するため、災害時の損失を補てんするセーフティネットとしての農業共済事業の役割と機能が継続的に発揮できるよう支援します。
- 福島県農業共済組合連合会と連携して、組織体制の強化と経営の合理化・効率化など、安定的な事業運営に向けた取組のより一層の強化を促進します。

■ 公社等

- (財)福島県農業振興公社については、県内の優良農地を守り、生産性の高い農業を実現するため、農用地の利用集積、新規就農者や担い手の育成・確保に向けた取組を促進します。特に、東日本大震災で被害を受けた地域における農地の復旧、大区画化等と併せた担い手への農用地利用集積等に関して連携を強化します。
- (財)福島県農業振興公社を始め関係機関・団体が連携して取り組む農林水産物の放射性物質に関するきめ細かな検査の実施体制の整備や検査結果等の情報発信の取組を支援します。
- (社)福島県畜産振興協会については、畜産経営の健全な発展、家畜及び畜産物価格等の安定、家畜市場の円滑な運営など、その役割と機能が継続して発揮できるよう、組織・経営基盤の強化を支援します。

■ 土地改良区等

- 福島県土地改良事業団体連合会は、県内の土地改良区の連合組織として、農業水利施設等の保全管理及び土地改良区の運営に関する助言など指導的かつ重要な役割を担っていることから、その活動強化を支援します。
- 国や福島県土地改良事業団体連合会と連携を図りながら、土地改良区の組織及び運営基盤の強化、広域合併に向けた取組を支援します。
- 東日本大震災で被害を受けた地域や基盤整備を実施する地域における農地の復旧、大区画と併せた担い手への農用地利用集積等の活動を支援します。
- 農業水利施設等の管理だけでなく、地域の団体として行政や非農家を含めた利害関係者との協議・調整、地域環境保全等様々な活動に適切に対応できるよう支援します

(白 紙)

第4節 林業・木材産業の振興

| | |
|-------------------|-----|
| 1 森林資源の充実・確保 | 106 |
| 2 林業生産基盤の整備 | |
| (1) 林内路網の整備 | 108 |
| (2) 県産材の安定供給体制の整備 | 110 |
| 3 県産林産物の振興 | |
| (1) 県産材の利用促進 | 112 |
| (2) 特用林産物の振興 | 114 |
| 4 林業担い手の確保・育成 | 116 |
| 5 試験研究と技術の普及・定着 | 118 |
| 6 林業関係団体との連携 | 120 |

1 森林資源の充実・確保

① 現状と課題

- 本県の森林面積は、県土面積の約 71%を占める 972,000haで全国第4位、そのうち約 58%の 563,000haが民有林となっており、人工林を主体に利用可能な資源が充実しつつあることから、引き続き、森林計画制度¹により適切に管理していく必要があります。
- 人工林では間伐が必要な4~9 齡級（16~45 年生）の面積が全体の約 55%を占める一方、計画的な伐採・造林が行われない場合が多く、森林の齢級構成に偏りが見られることから、将来の森林の姿を見据えた適切な対応が必要となっています。
- 原発事故により放出された放射性物質に森林が汚染されたことから、森林整備が停滞し、今後荒廃が進むことが懸念されます。
- 森林所有者の高齢化や世代交代、不在村化等により山離れが進み、隣接地との境界が不明である森林が増加し、適切な森林整備を妨げるおそれがあることから、早期に森林の所有界を明確にしていく必要があります。
- 森林再生に際して、低コスト造林に必要な苗の供給と花粉症対策に配慮した品種の実用化が、森林所有者や県民から求められていることから、林木育種基本計画等に基づき優良種苗供給体制を整備する必要があります。
- 東日本大震災によって、浜通り沿岸部の保安林など多くの松林が流失・枯損したことから、海岸防災林²等の復旧に必要な大量の苗木の供給体制を整備する必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 森林計画制度の推進

- 森林GIS³等を活用し、地域毎の森林整備の目標となる地域森林計画を策定するとともに、市町村の市町村森林整備計画及び森林所有者等の森林経営計画⁴の作成を支援し、計画に則した森林整備を進めます。

■ 放射性物質に汚染された森林の再生

- 放射性物質に汚染された森林においては、木材の汚染状況に応じた森林整備と木材の有効利用に取り組みます。
- 森林の再生を促進するため、高性能林業機械の導入を前提とした路網配置と施業の選択、伐採木等の木質バイオマス利用施設への供給など、対象地域の総合的な計画づくりと進行管理を一元的に行う仕組みを構築するとともに、県産材のフル活用を踏まえた新たな管理システムとして発展させ、所有と管理を区分した持続的な林業経営の実現と森林資源の適切な維持増進を図ります。
- 森林の再生に当たっては、関係市町村と連携しながら、森林の更新や間伐等の森林整備と放射性物質の除去・低減を一体的に進めます。

■ 森林資源の適正な管理

- 森林資源を健全な状態で確保するため、間伐をはじめとする森林整備を推進します。

¹ 森林計画制度：国有林・民有林を通じて、森林の多面的機能を持続的に發揮させるための制度で、森林法に基づき、国、県、市町村及び森林所有者のレベルで、森林の整備の目標や計画量が定められています。

² 海岸防災林：潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を有し、その多くが保安林に指定され、農地や居住地を災害から守るなど地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしている森林をいいます。

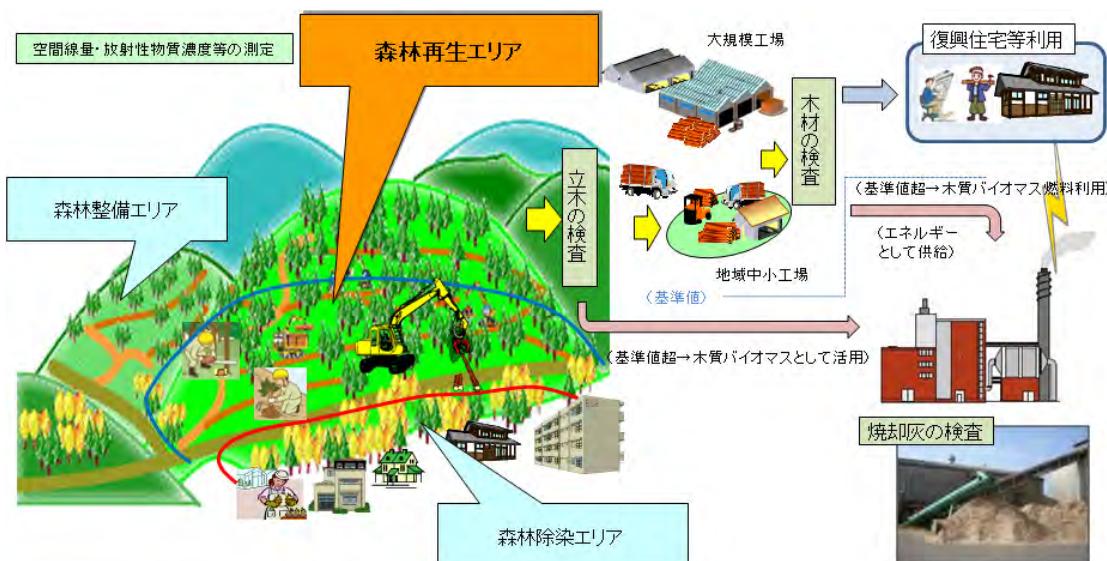
³ 森林GIS：「GIS」とは、「地理情報システム（Geographic Information System）」の略称。森林の図面情報（森林計画図）と、その台帳情報（森林簿）を関連付けたシステムで、パソコンの画面上で、森林の図面と空中写真を重ねて表示させたり、樹種や林齢を色分けして、知りたい森林を抽出することができます。

⁴ 森林経営計画：「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一體的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する 5 年を 1 期とする計画のことです。

- 将来の森林資源の確保を図るとともに、荒廃の原因となる造林未済地¹の発生を防ぐため、「伐採及び伐採後の造林の届出制度²」の徹底を図り、主伐³後の再造林を促進します。
- 環境に配慮した森林の管理と持続可能な林業経営を促進するため、一定の基準等に基づいて特定の森林や経営体を認証する森林認証制度⁴や効率的施業を可能とする施業の集約化⁵、長期受託制度⁶などの普及を図ります。
- 森林の所有界や現況が不明な森林において間伐等の施業を促進するため、森林所有者等が実施する境界の明確化等の地域活動を支援します。

■ 優良種苗の供給体制の整備

- 森林所有者や県民のニーズに対応するため、気象灾害・松くい虫等抵抗性品種、有用広葉樹や花粉の少ないスギ等の育種やコントナ苗の生産体制の整備に取り組みます。
- 海岸防災林等の復旧に向けて、優良種苗生産体制の整備を図ります。



③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--|--------------------|--|
| 林業産出額 【参考】 H22年 125億円 | H23年(推計) 100 億円 | H32年 185 億円以上 |
| 森林整備面積 (H25～H32累計) 【参考】 H22年度 12,185ha | H23年度 7,387 ha | H32年度 14,000 ha以上 (延べ94,800ha以上) |

¹ 造林未済地：人工造林の伐採跡地のうち、一定期間経過後にあっても植栽等による更新が完了していない森林です。

² 伐採及び伐採後の造林の届出制度：森林法第10条8第1項の規定により、森林所有者等は、森林計画対象森林を伐採する場合は、予め市町村長に伐採及び伐採後の造林の計画に關し届け出ることが義務づけられています。

³ 主伐：建築材等に利用される時期に達した樹木を伐採・収穫することです。

⁴ 森林認証制度：第3者機関が森林経営の持続性や環境保全への配慮等に関する一定の基準に基づいて森林を認証するとともに、認証された森林から産出される木材・木製品（認証材）を分別・表示管理することにより、消費者の選択的な購入を促す民間の取組をいいます。

⁵ 施業の集約化：我が国特有の小規模零細な森林所有者の森林を取りまとめ、間伐や作業路網の設置を一括して行うことをいいます。

⁶ 長期受託制度：施業のできない森林所有者に代わり、森林組合や林業事業体等の意欲のある者へ長期的な施業の委託を行うことをいいます。

2 林業生産基盤の整備

(1) 林内路網¹の整備

① 現状と課題

- 東日本大震災によって、林道等に甚大な被害が発生しました。
- 本県の民有林における林道・作業道などの林内路網密度は 15.8m/ha と依然低位で推移しており、森林の多面的機能の発揮や木材の循環利用に対応するためには、計画的・効率的な整備を進める必要があります。
- 放射性物質の除去・低減と一体となった森林整備を進めるとともに、復興需要に対応した建築材料や再生可能エネルギー源としての木質バイオマスなど県産材の安定供給を図るため、林内路網の整備を進める必要があります。
- 林道の舗装率は林道延長全体の約 33%で推移しており、木材等の輸送力の強化や通行車両の安全確保が求められているため、計画的な整備を進める必要があります。
- 地形などの自然条件や林業機械の導入などに適切に対応した路網計画を策定する必要があります。
- 森林づくり活動²や森林レクリエーション³活動のためのアクセス情報など、県民ニーズに対応した林道情報などを提供していく必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 林道等の復旧（再掲）

- 被災した林道については、森林整備や山村地域の生活に供する重要な路線から順次復旧を図ります。

■ 路網整備計画の充実

- 森林の再生、木材生産の採算性向上や効率的な森林整備が可能となるよう、路網整備計画の充実を図ります。
- 林道の橋梁やトンネルの長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るストックマネジメントの導入を促進します。

■ 森林の再生に向けた路網の整備

- 放射性物質を除去・低減するための施業内容や再生可能エネルギー源としての木質バイオマス等県産材の安定供給に応じた林道や作業道の路網整備を進めます。
- 大型車両等の通行や交通の安全を確保するため、舗装や改良による林道の機能強化を図ります。
- 林内路網の整備による効果の早期発現や適切な工法の選択、品質の管理、コストの縮

¹ 林内路網：森林内にある公道、林道、作業道等が葉脈のように整備される状況のことです。

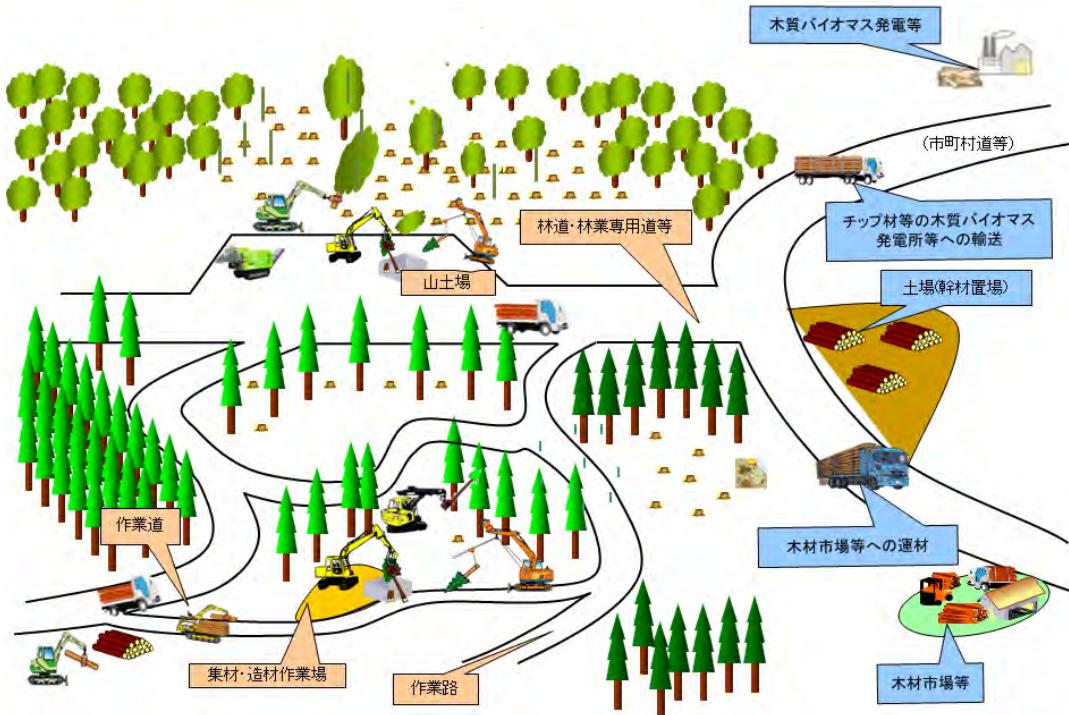
² 森林づくり活動：県民一人一人が日常生活において森林との関わりを深め、植林、下刈り、間伐などの森林整備や山村地域との交流などを行う活動です。

³ 森林レクリエーション活動：自然観察、登山、ハイキング、森林浴や自然教室など森林に関わるレクリエーション活動を指します。

減に努めます。

■ 情報の提供

- 林道の位置情報をインターネットで発信するなど、県民ニーズに応えた林道情報等の提供に努めます。



③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--------------------------------|-------------------|---------------------|
| 林内路網整備延長 【参考】 H22年度 4,953km | H23年度 4,982 km | H32年度 5,342 km以上 |

2 林業生産基盤の整備

(2) 県産材の安定供給体制の整備

① 現状と課題

- 東日本大震災からの復興需要に対応した建築材料や再生可能エネルギー源としての木質バイオマス¹等県産材の需要拡大と安定供給が求められています。
- 木材の品質・性能・安全性に対する需要者ニーズに対応するため、木材産業関係者の連携等による木材産業の基盤強化が必要となっています。
- 持続可能な森林経営や環境に配慮した林業生産活動から産出される木材が求められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 復興需要に対応した県産材の安定供給体制の整備

- 復興需要に的確に対応するため、木材加工流通施設の整備や高性能林業機械²の導入など、県産材の安定供給体制の整備を促進します。
- 建築用材からバイオマス燃料までのニーズに応じた素材³の集出荷を図るため、これまでの単幹集材⁴から、全木集材による山土場⁵での用途別仕分けを行うなど、効率的な作業システムの構築を促進します。
- 建築用材、合板、製紙用さらには燃料用等のニーズに適時的確に応え、計画的かつ安定的に供給できる素材流通体制の整備を図ります。
- 国有林と連携し、川上から川下まで流域一体となった安定供給を進めます。

■ 木材産業構造の基盤強化

- 集成材や人工乾燥材等の安定供給に対応するため、品質・性能の確かな製材品の安定供給や未利用の間伐材等の有効活用に必要な加工施設等の整備を促進します。
- 足腰の強い木材産業に向けた基盤強化を図るため、外材から国産材への原料転換や生産品目の転換を促進するとともに、地域の製材工場等と中核工場との連携による生産加工流通体制の整備を促進します。
- 木材のトレーサビリティ⁶の取組を進め、品質・性能や生産履歴等に関する情報管理を促進します。

¹ 木質バイオマス：木に由来する有機性資源の総称。木材の他に樹木の枝葉、製材工場などの残材や建築廃材などを含みます。

² 高性能林業機械：伐倒、枝払い、玉切り、集積、運搬等の工程のうち、複数工程を処理する車両系機械の総称です。

³ 素材：未加工の原材料という意味で、丸太の別称です。

⁴ 単幹集材：伐倒した木材を運搬に便利な場所に集めることです。用途に応じた長さに切断した丸太「単幹」、枝払いした幹「全幹」、枝付の幹「全木」に区分されます。

⁵ 山土場：林地から搬出した丸太を集積するために設けた道路脇のスペースです。

⁶ 木材のトレーサビリティ：木材の生産や流通過程が管理され「追跡できる」こと。消費者の地産地消志向への対応や県産材証明に有効な手段であり、木材製品に対する安全・安心といった信頼性の向上が期待できます。



③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|---|-----------------------------|----------------------------------|
| 木材(素材)生産量 【参考】 H22年 763千m ³ | H23年 691 千m ³ | H32年 1,348 千m ³ 以上 |
| 高性能林業機械の保有台数 【参考】 H22年度 174台 | H23年度 190 台 | H32年度 283 台以上 |
| 木材関連工業出荷額 | H22年 2,428 億円 | 増加を目指す |

3 県産林産物の振興

(1) 県産材の利用促進

① 現状と課題

- 東日本大震災からの復興需要に対応した建築材料や再生可能エネルギー源としての木質バイオマス等県産材の安定供給が求められています。
- 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が施行され、国産材の利用が位置付けられたこともあり、国産材に対する潜在的需要を県産材の実需に結びつける取組が必要になっています。
- 森林所有者から林業・木材産業、建築関係者等の連携による家づくりを進める「顔の見える木材での家づくり」活動が各地で始まっており、その取組の強化が必要です。
- 間伐等森林整備が推進される一方で、間伐材の搬出・利用が十分に進まずに林地残材¹が増加しており、これら未利用資源の有効活用を図る必要があります。
- 製材時などに発生する放射性物質を含んだ樹皮（バーク）が処理できず、生産現場に滞留しています。
- ライフスタイルの変化により、日常生活のなかで木材に親しむ機会が減ってきており、木の文化の継承が危ぶまれています。
- 低炭素社会に向け、適正な森林整備による木材の供給と適切な利用が必要となっています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 公共施設等での県産材の率先利用

- 「ふくしま県産材利用推進計画」に基づき、公共建築物や公共土木事業での県産材利用を推進します。また、市町村における木材利用方針の作成を促進します。
- 復興住宅や公共施設の復旧に当たって、県産材の利用を促進します。
- 県有施設の木造・木質化を推進するとともに、市町村等が整備する施設における県産材利用を促進します。

■ 木質バイオマスの利用促進

- 森林の再生により発生する間伐材の一部や枝葉、木材加工残材、樹皮（バーク）などの木質バイオマスについて、再生可能エネルギー発電プラントにおける原料としての利用を進めます。

■ 県産材を活用した住宅の建設促進

- 住宅における県産材の利用促進を図るため、PR活動を展開するほか、県産材製品の情報提供や住宅建築に関する相談窓口の充実を図ります。
- 県内各地域で活動する県産材を活用した家づくりグループ²等の取組を支援し、県産材住宅の普及拡大を進めます。

¹ 林地残材：立木を丸太にする際に出る枝葉や搬出されない間伐材等、林地に放置されているものです。

² 家づくりグループ：地域の関係者（設計、建設、林業者等）が連携し、地域の木材や地域の技術を使用した家づくりを行うグループのことです。

■ 木材利用の普及啓発の推進

- 各種イベントや広報活動等を通して、木の良さや県産材を利用するとの意義に関する普及啓発を推進します。
- 木材関係団体等との連携の下、インターネット等多様な手段を活用し、消費者が県産材利用に関する情報を入手しやすい環境づくりを推進します。
- 間伐材等を活用したベンチの設置など、県産材製品が県民の目に触れる取組を推進します。
- 子どもたちに木材の良さ、木づかいの文化を伝えるため、学校教育や各種イベント等において、木材に「触れ」・「感じ」・「知る」体験活動を推進します。

■ 県産材の加工・利用技術の開発の推進

- 試験研究機関による品質・性能の確かな県産材製品の加工・利用技術、木質バイオマスの利用等に関する研究開発を進めるとともに、民間企業との連携による研究成果の定着と県産材の需要拡大につながる新たな製品開発の取組を支援します。
- 建築用に加え、合板やボード等、材料としての利用の開発、さらにはエネルギー用途に至る木材のカスケード利用¹を促進するための技術開発を推進します。



県産材を使用した公共建築物
(古殿小学校)

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|---|-----------------------------|---------------------------------|
| 林業産出額 【参考】 H22年 125億円 | H23年(推計) 100 億円 | H32年 185 億円以上 |
| 間伐材利用量(民有林) 【参考】 H22年度 59千m ³ | H23年度 68 千m ³ | H32年度 472 千m ³ 以上 |

¹ 木材のカスケード利用：木材を1つの用途だけで使い切るのではなく、使い終わった後に他の用途に再利用したり、製材後の端材を製紙用チップ等に使い、更にはチップ化の際に発生するオガ粉を木質ペレットに利用するなど、多段階的に無駄なく利用することです。

3 県産林産物の振興

(2) 特用林産物の振興

① 現状と課題

- 栽培きのこの生産量は、ほぼ横ばいで推移していましたが、東日本大震災による被災、原発事故による放射性物質の影響により大幅に減少しています。
- 大規模な施設栽培による生産と小規模な生産の2極化が進んでいます。菌床栽培¹は通年で栽培できますが、きのこ発生舎など初期設備投資が必要であり、新規栽培者の参入の障害となっています。
- 原木栽培²のうち自然栽培は、栽培技術の習得により容易に始められるという利点がありますが、放射性物質により森林が汚染されたことから、安全なきのこ栽培用原木、ほだ場³の確保が難しくなっています。
- 桐の生産量は日本一を保っていますが、連作障害による品質低下が見られ、良質材の確保が困難になっています。
- 安価な輸入木炭の影響を受けて、木炭の生産量は減少傾向にあることから、新たな用途開発等による消費量の拡大を図る必要があります。
- 山菜は直売所などでは人気商品となっていますが、天然物は放射性物質の影響を受けやすいことから、栽培化による安全性の確保と生産量の増加を図る必要があります。
- 野生きのこや山菜による食中毒が、毎年発生していることから、その防止を図ることが必要です。

② 施策の具体的な取組内容

■ きのこ類の振興

- きのこの消費拡大を図るため、各種イベント等を実施するとともに、消費者の嗜好にあった良質なきのこの提供や農商工連携等による新たな商品開発を支援します。
- 安全なきのこ栽培に向けて、きのこ原木林再生のための広葉樹林改良やほだ場の除染、整備を支援します。
- 安全なきのこ原木等生産資材を確保するための取組を支援するとともに生産資材等の検査による安全性の確認を継続します。
- 競争力を高めるため、産地化などを通じ、安全なきのこ類の安定供給体制づくりを支援するとともに、県オリジナル品種を活用した地域特産品としての知名度向上を図ります。
- 設備投資や生産コストの低減を図るため、補助事業の活用などによる施設の整備や木質バイオマスへの熱源転換等の省エネ設備の導入を支援します。
- きのこ栽培者の増大、産地化を進めるため、(社)福島県森林・林業・緑化協会等と連携し、新規就農を希望するU、J、Iターン者等の栽培技術の習得を支援します。
- 野生きのこ等の誤食による食中毒防止を図るため、(社)福島県森林・林業・緑化協会等と連携して、鑑定会等を開催します。
- 野生きのこや山菜等に関するきめ細かな検査の実施とわかりやすく、正確な検査結果の公表に継続して取り組みます。

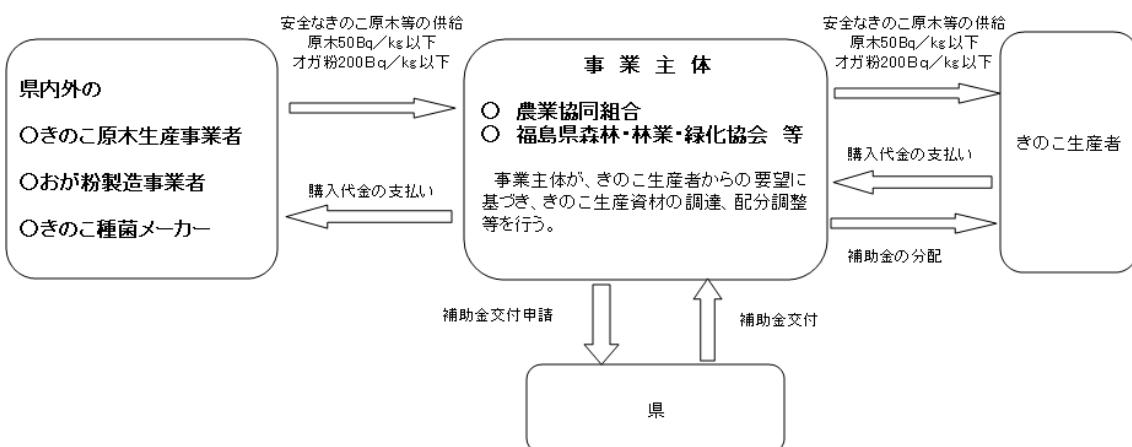
¹ 菌床栽培：オガ粉などを袋やビンに詰め、きのこの菌を接種する栽培方法のことです。

² 原木栽培：コナラやクヌギ等の広葉樹を適当な長さに切った木（原木）にきのこの菌を接種する栽培方法のことです。

³ ほだ場：ほだ木を伏せ込んだり、きのこ自体を発生させたりする場所を指し、里山の広葉樹林等が多く利用されます。

■ 桐、木炭、山菜等の振興

- 桐、うるし等の特用樹¹については高品質な国産原材料確保のため、伝統工芸品製造などの関係者との連携を図りながら、植栽苗木の健全育成など管理技術の普及に努めます。
- 木炭・竹炭等の需要拡大を図るため、熱源、水質浄化資材、土壤改良資材などとしての利用に加えて、高級茶炭²など付加価値の高い製品の生産を支援します。
- 耕作放棄地等を活用したわらび園の整備や森林整備後の林床³を活用した山菜の栽培などを促進します。
- 地域商品化が期待できる食品機能性の高い特用樹や特徴あるきのこ、山菜の栽培などによる農林家の経営の多角化を支援するため、栽培技術の確立と品種選抜を推進します。



ほだ場の除染(左:施工前 右:施工後)

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 林業産出額 【参考】 H22年 125億円 | H23年(推計) 100 億円 | H32年 185 億円以上 |
| 栽培きのこの生産量 【参考】 H22年 6,632 t | H23年 3,741 t | H32年 7,270 t 以上 |
| ナメコ(県オリジナル品種)の生産量 【参考】 H22年度 31 t | H23年度 15 t | H32年度 39 t 以上 |

1 特用樹：果実や樹皮、樹液など特殊な部分を利用できる樹木で、ナツハゼ、キハダ、ウルシ、キリなどがあります。

2 高級茶炭：クヌギを用いた木炭（黒炭）の一種で、断面が菊の花のように見えることから菊炭とも呼ばれます。

3 林床：林の中の地面のことです。

4 林業担い手の確保・育成

① 現状と課題

- 東日本大震災によって、沿岸部を中心に、林地、林道の崩壊、林産施設の損壊等の甚大な被害が発生しました。
- 原発事故に伴う避難、放射性物質による森林、林地等の汚染、森林整備の停滞、林産物の出荷制限や風評被害の発生等を踏まえて、経営規模の縮小や休止を考える経営体が現れています。
- 林業担い手については、今後必要となる森林整備や素材生産等に見合った就業者の確保を図るとともに、他産業に比べ低い定着率を改善する必要があります。
- 必要な森林整備を推進するためには、林業後継者等の森林整備意欲の喚起と実質的な担い手である森林組合等の林業事業体の体制整備が不可欠であり、施業の集約化などによる生産性の向上や経営基盤の強化を進める必要があります。
- 林業は、他産業に比べ労働災害の発生頻度が高い状況にあることに加え、放射性物質により森林が汚染されたことから、放射線障害防止対策も含めた労働安全衛生対策をより一層推進する必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 被災した林業者・木材産業事業者への支援（再掲）

- 林業者・木材産業事業者に対して、施設等の復旧・整備を支援します。
- 経営維持に必要な融資制度に関する情報提供や相談体制の強化等に取り組みます。

■ 林業就業者の確保・育成

- 林業が魅力ある職場となるよう労働負荷の軽減や福利厚生の充実、林業就業者の労働安全衛生対策など就労条件の改善を図るとともに、安定雇用に向けた林業事業体等の経営基盤の強化を促進し、新規就業者の確保に取り組みます。
- 新規就業者を対象とした基礎研修や基幹的な林業労働者を対象とした専門的研修、高性能林業機械のオペレータ養成研修や森林除染研修など、就業者の経験と技能に応じた技術の継承と定着化を推進します。
- 建設業等の異業種団体の森林整備事業への参入を促進するため、森林施業技術・知識等を付与する研修会等を開催します。

■ 森林組合等林業事業体の経営基盤強化

- 計画的な経営改善や雇用環境の整備を推進するため、林業経営改善計画¹の樹立・認定を促進するとともに、機械化等による生産性の向上や制度資金等の活用による経営基盤の強化を支援します。
- 施業の集約化・効率化を図るため、森林所有者に対して施業方法や費用などを事前に提示する提案型集約化施業²を進める「森林施業プランナー³」の養成を推進します。

¹ 林業経営改善計画：「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、事業主が立てる雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るための計画です。

² 提案型集約化施業：森林組合等が隣接する森林所有者の林地を一括して取りまとめ、間伐等の森林施業を効率的に行うことを「集約化施業」といいます。また、森林組合等が森林所有者に分かりやすく森林施業を「提案」とすることと併せて「提案型集約化施業」と呼んでいます。

³ 森林施業プランナー：森林組合等が森林所有者に間伐等を勧める際に用いる、山の手入れ方法、木材の販売代金、

■ 林業後継者等の育成

- 森林所有者等の森林整備意欲を喚起するため、森林施業を受託する森林組合等の林業事業体とのコーディネート、補助制度等の情報提供や森林経営計画の策定等を推進します。
- 林業後継者や林業研究グループ¹の育成を図るため、指導林家²や林業普及指導協力員³との連携による研修会や講習会を開催し、林業に関する技術や知識の普及と定着を推進します。
- 持続可能な林業経営に向け、複合的な経営支援や施業の集約化・低コスト化による未利用材の活用を促進し、森林所有者の収益向上を推進します。

■ 労働安全衛生対策の推進

- 林業事業体への安全装備の配備や森林除染研修等の実施を支援することにより、林業従事者の放射線障害防止対策も含めた労働安全衛生を確保していきます。
- 作業現場への巡回指導、リスクアセスメント⁴の推進、安全衛生教育や高性能林業機械操作など新たな作業に対応した研修等を実施し、労働安全の確保と意識の高揚を図ります。
- チェーンソーによる振動障害予防の特殊健康診断の実施や蜂アレルギー対策等を実施し、林業就業者の健康と安全を確保します。



「緑の雇用」現場技能者育成対策事業の研修



森林除染技術研修会

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|-----------------------------|----------------|------------------|
| 新規林業就業者数 【参考】 H22年度 242人 | H23年度 218 人 | H32年度 250 人以上 |

負担見込額などを内容とする森林施業プランを作成できる技術者のことをいいます。

¹ 林業研究グループ：情報交換や技術の向上を目的に地域の林家や森林林業に関心のある人が集まって組織したグループです。

² 指導林家：林業経営・森林施業技術等において、地域の模範となり地域林業振興に理解と誠意のある指導的立場の林家で、県が認定した人です。

³ 林業普及指導協力員：地域における林業振興を目的に普及指導・協力のできる資質を備えた人材で、県が登録した人です。

⁴ リスクアセスメント：労働安全衛生における危機管理であり、リスク（危険性）の特定、見積り、低減措置の評価検討と実施の4ステップからなります。

5 試験研究と技術の普及・定着

① 現状と課題

- 県産農林水産物から食品衛生法の基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超える放射性物質が検出され、該当する品目、地域において出荷・摂取制限等の措置が講じられています。
- 放射性物質によって森林が汚染されたことにより、森林整備が停滞し、今後荒廃が進むことが懸念されます。また、安全なきのこ栽培用原木の確保が困難となっています。
- 多様化する県民の要請に対応するためには、新たな技術開発や他の研究機関等との情報交換・共同研究等を進め、素材生産コストの低減、森林資源の持続的利用や中山間地域等の資源を活用した品種開発等を推進する必要があります。
- 林業の採算性の悪化により、経営意欲や所有山林への関心が低下していることから、森林所有者等が求める森林・林業・木材産業に関する要望を把握し、優良情報の収集・提供及び試験研究の成果や開発した技術等を生産現場へ普及・定着していく必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 放射性物質対策に関する技術開発（再掲）

- 森林の更新や間伐等、森林整備や木材生産と一体となった放射性物質低減技術の開発と活用を図ります。
- 県産材の放射性物質汚染対策に関する研究開発を進めます。

■ 林業技術の試験研究

- 本県に適した優良な品種・系統の苗木の育成、マツノザイセンチュウ抵抗性マツ¹や花粉の少ないスギ苗の育成など研究開発を進めます。
- 自然環境と調和のとれた林業技術の開発、県土の保全、水源かん養や地球温暖化防止のための森林吸収源対策等の研究開発を推進します。
- 森林の状態に応じた新たな施業技術、効率的な素材生産技術や低成本再造林技術等の研究開発を推進します。
- 品質・性能の優れた木材の加工・利用技術、木材乾燥技術、木質バイオマスの利用やトビグサレ²材の有効活用技術等の研究開発を進めます。
- 県オリジナルきのこ品種³等の優良種菌や安定生産技術の研究開発を進めるとともに、桐の栽培技術や山菜等野生資源の増殖及び利用等の研究開発を推進します。

¹ マツノザイセンチュウ抵抗性マツ：マツノザイセンチュウ病に抵抗性のあるマツ品種。被害の激害地に生き残るマツを探し出し、検定を経て選抜されます。県内では平成21年度で7品種となっています。

² トビグサレ：スギノアカネトラカミキリ等の幼虫が樹幹に穿孔したため、その部位から腐朽菌が入って、木材に変色や腐朽が生じたものです。

³ 県オリジナルきのこ品種：県林業研究センターが開発した品種で、ナメコ、ムラサキシメジ、サケツバタケ、ムキタケなどがあります。

■ 林業技術の普及・定着

- 森林所有者やきのこ生産者等に対する林業の技術・知識安全な林産物生産技術等の普及を推進します。
- 地域の課題、森林所有者等の要望を把握し、研究機関等へ情報提供するとともに、市町村や森林組合等との連携・コーディネートにより、地域林業の振興を図ります。
- 各種優良情報を収集するとともに、研修会・講習会の開催、巡回指導、各種情報誌による普及情報の提供や試験研究の成果、開発した技術等の普及・定着を推進します。



福島N3号



福島N4号

福島県オリジナル品種(なめこ)

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--------------------------------------|-------|-------|
| | H23年度 | H32年度 |
| 試験研究課題における実用的成果の割合 【参考】 H22年度 54% | 100 % | 100 % |

6 林業関係団体との連携

① 現状と課題

- 林業・木材産業の再生を図るために、県の施策展開はもとより、林業関係団体等の主体的な取組を欠かすことができません。
- 関係団体等の組織・経営基盤については、木材価格の低迷による林業の採算性から脆弱なところが多く、その強化が必要となっています。
- 東日本大震災により林業経営体等が被災し、原発事故に伴い避難を余儀なくされるとともに、放射性物質によって森林が広範囲に汚染されるなどしたため、林業関係団体の経営、業務に影響が生じています。
- 本県の森林面積の約42%を占める国有林は、その管理経営を通じて、県土の保全や林産物の持続的な供給など重要な役割を果たしており、今後とも民有林と連携してその使命を果たしていくことが期待されます。

② 施策の具体的な取組内容

■ 森林組合等

- 森林組合については、組織・経営基盤を強化するため、自主的な広域合併を促すほか、森林資源の成熟や施業体系の変化に応じ、従来の造林・保育事業から林産事業¹への事業転換を促進します。
- 森林所有者の協同組織という森林組合の原点を踏まえ、組合員である森林所有者の負託に応えうる組織として、森林施業の集約化への積極的な取組や森林除染など、地域の森林管理主体としての役割を果たすことができるよう、その活動強化を支援します。
- 福島県森林組合連合会は、県内19の森林組合の連合組織として、森林組合の育成指導、木材の共同販売、林業就業者の確保・育成の促進、さらには、施業の集約化の推進等、指導的かつ重要な役割を担っていることから、経営基盤の強化を支援します。

■ 公社等

- (社)福島県林業公社については、森林整備を通して森林の持つ多面的な機能の維持を図るとともに、木材需給動向を見極めながら、計画的な伐採による県産材の安定供給ができるよう、組織と経営基盤の強化を支援します。
- (社)福島県森林・林業・緑化協会は、県内における森林・林業の振興と発展に向けて総合的に取り組む中核機関として、森林・林業の広報普及活動、林業後継者の育成、測量設計調査、林業労働力対策、緑化運動の推進やきのこ等特用林産物の振興等において重要な役割を担っていることから、活動の強化を支援します。
- 福島県木材協同組合連合会は、県内27地区の木材協同組合の連合会組織として、間伐材や林地残材の利活用の促進、需要者ニーズに対応した安定供給体制の整備、県産材の放射線検査体制の整備、さらには合法木材²等トレーサビリティシステムの構築等、

¹ 林産事業：森林組合が行う事業のうち、木材のほか、薪、木炭、きのこ類などの林産物の生産とその林産物の加工・販売のことです。

² 合法木材：伐採される国又は地域の森林に関する法令に照らし適切に手続きがなされた木材・木材製品のことです。

重要な役割を担っていることから、活動の強化を支援します。

- (財)フォレスト・エコ・ライフ財団は、県民が様々な形で森林とふれあう中で、自然との共生を学び、体験するフォレスト・エコ・ライフ¹の推進において重要な役割を担っていることから、活動の強化を支援します。
- 林材業労災防止協会福島県支部は、林業と木材製造業の事業者による組織として、自主的な労働災害防止活動を行っており、作業者の安全は最優先で確保されるべき課題であることから、活動の強化を支援します。
- 福島県農林種苗農業協同組合については、東日本大震災からの復興に当たって、被災した海岸防災林の復旧や造林に用いる品種系統が明らかな苗木の安定供給が求められていることから、活動の強化を支援します。

■ 流域林業活性化センター

- 流域における民有林と国有林、川上から川下までの連携を図る組織として、市町村、林業関係団体から構成されているセンターの特性を踏まえ、各流域ごとの特色を生かした新たなビジネスモデルの提案活動などを促進します。
- 従来の林業・木材産業の枠にとらわれず、流域における産業振興など様々な地域課題への取組など新たな役割を担えるよう、活動強化を支援します。

■ 森林管理署（国有林）

- 市町村や林業・木材産業関係者との連携を図りながら、素材の安定供給や低コスト造林等の先進的な技術の導入などについて、国との一体的な取組を推進します。

¹ フォレスト・エコ・ライフ：「森林との共生」の5つのテーマ「森林に遊び、学び、働き、守り、暮らす」を森林を舞台として実践するライフ・スタイルのことです。

(白 紙)

第5節 水産業の振興

| | |
|-----------------|-----|
| 1 漁業生産基盤の整備 | 124 |
| 2 漁業担い手の育成・確保 | 126 |
| 3 水産物の流通、加工対策 | 128 |
| 4 水産資源の持続的利用 | |
| (1) 資源管理型漁業の推進 | 130 |
| (2) つくり育てる漁業の推進 | 132 |
| (3) 内水面増養殖の振興 | 134 |
| 5 試験研究・技術開発の推進 | 136 |
| 6 漁業関係団体との連携 | 138 |

1 漁業生産基盤の整備

① 現状と課題

- 東日本大震災によって、県内の13の漁港・港湾や産地魚市場等の共同利用施設等に甚大な被害が発生し、漁業の再開に向けて早急に復旧する必要があります。
- 沿岸の漁場、藻場や干潟では地盤沈下が起こるとともに、壊れた建物等が堆積しており、漁場環境を回復する必要があります。
- 漁港施設用地の多面的な利用が求められているため、地域の活性化の視点に立った整備、利活用を進めていく必要があります。
- 磯焼け¹の原因となるウニは震災後も漁場で確認されており、適切な管理が必要となっています。また、松川浦においては、アサリを食害するサキグロタマツメタ²も確認されており、駆除が必要となっています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 漁港の復旧

- 漁港施設の早期復旧を図るとともに、長寿命化を図るため、計画的な維持・管理を実施します。
- 東日本大震災による被害を踏まえ、災害発生後も水産物の供給が行える漁港施設を整備するため、主要陸揚げ岸壁の耐震化を進めます。

■ 漁業生産関連施設等の復旧

- 共同利用施設等については、漁港間での機能分担を図りつつ、効率的な復旧を図ります。（再掲）
- 放流用種苗の安定的確保に向けて、水産種苗研究・生産施設を早急に整備し、県内における生産・供給体制を再構築します。（再掲）
- 被災した試験研究施設を整備し、調査研究機能の回復を図ります。（再掲）
- 産地魚市場については、荷さばき施設、鮮度保持施設の整備や適切な維持管理を進めるとともに、未利用・低利用魚の簡易加工など漁業関係者や地元市町の新たな取組を促進します。

■ 漁場の復旧と保全

- 漁場生産力の維持回復のため、漁場に堆積した壊れた建物等の除去を行うとともに、漁業者グループが行う取組を支援します。（再掲）
- 磯焼けが発生した漁場からのウニの除去やアサリを食害するサキグロタマツメタの駆除など、漁業者による藻場・干潟の保全活動を支援します。

¹ 磯焼け：ウニや小型巻貝類などの食害等が原因で磯場に生育している海藻が極端に減少し、併せて、海藻を餌とする生物が減少する現象です。

² サキグロタマツメタ：輸入アサリに混入して国内で繁殖したとされる肉食性巻貝の一種で、全国でアサリ資源に深刻な被害を与えています。

- 造成漁場¹の利用管理を効率的に進めるため、漁業者等による管理組織の活動を支援します。

漁港間の役割分担による効率的復旧

○流通拠点漁港

全国的な流通の拠点となる産地魚市場の整備

高度衛生管理施設の整備

流通・加工施設を一体的に整備

○生産拠点漁港

地域の生産拠点となる産地魚市場の整備

○その他の漁港

漁船の係留・整備機能の確保



漁業者による流木等の撤去作業

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|-----------------------------------|---------------|------------------|
| 沿岸漁業産出額 【参考】 H22年 92億円 | H23年 13 億円 | H32年 100 億円以上 |
| 水揚げを再開した産地市場率 【参考】 H22年 12産地市場 | H23年 0 % | H32年 100 % |

¹ 造成漁場：魚類等の水産資源を集めて保護・育成を図り、併せて捕獲・採取活動が行われるよう、海中に設置したコンクリートブロック、鋼材など耐久性のある構造物によって造られた漁場です。

2 漁業担い手の育成・確保

① 現状と課題

- 平成 20 年の経営体数は 743 経営体で平成 14 年より 236 経営体減少しており、漁業就業者の減少、高齢化が進行しています。
- 東日本大震災によって、漁船、漁具の流失等甚大な被害を被っています。さらに、原発事故に伴う沿岸漁業の操業自粛や風評被害が長期化すれば、漁業離れの進行が懸念されることから、担い手の確保が緊急の課題となっています。
- 沿岸漁業を持続的に発展させるためには、年間の漁業生産額が 1 千万円以上で海上従事者 2 人以上の中核的漁業経営体の育成を進める必要があります。
- 漁家の収入を向上させるため、漁獲物の船上箱詰めによる品質保持や未利用・低利用資源の簡易加工などによる付加価値向上、産地直売等の取組等が増えつつあり、このような高付加価値化や販路拡大などの取組の定着・拡大を推進する必要があります。
- 操業自粛の長期化に加え、燃油価格の上昇により漁業経営が一層厳しくなっていることから、技術面、制度面での支援が必要です。
- 漁業の生産性を維持・向上させていくためには、新規就業者の受入体制や安全で働きやすい就業環境、快適な生活環境を整備する必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 被災した漁業者への支援

- 緊急時モニタリング検査結果や水産試験場等における調査研究結果等を踏まえて、漁業関係団体等と連携して沿岸漁業の再開に向けた取組を推進します。(再掲)
- 漁業生産活動の継続・再開に向けて、漁船、漁具等の早急な復旧・整備を支援します。
- 漁業関係団体と連携して、漁具、設備等の復旧・整備や経営維持に必要な資金の融通による支援を推進します。
- 警戒区域等の漁業者の生産活動の再開に向けて、区域外の他の漁場における操業を検討するなどの取組を促進します。(再掲)

■ 漁業担い手の育成・確保

- 次世代を担う漁業後継者の確保を図るため、子どもたちに水産業の魅力を伝える取組を進めます。また、漁業就業希望者の相談窓口を設置します。
- 経営力の優れた中核的漁業経営体の育成を図るため、漁業技術や経営能力向上のために行う資格取得や漁家経営の改善に向けた取組を支援します。
- 指導漁業士¹や青年漁業士²の後継者育成活動や漁協青壮年部等が取り組む研究活動を支援し、漁業地域のリーダー育成を図ります。

■ 高付加価値化や消費拡大等による漁家収入の向上

- 水産物流通業者や消費者に対する緊急時モニタリング検査結果や水産試験場の調査研究成果等の情報提供に努め、魚介類や水産加工品の消費回復を図ります。
- 漁業者自らが行う、風評の払拭や消費回復に向けた取組を支援します。
- 漁業者による未利用・低利用魚の簡易加工や産直活動など付加価値を高める活動を促進するとともに、漁協等が行うインターネット販売、宅配活動など販路の開拓、他産業との連携などの

¹ 指導漁業士：優れた漁業経営を行い、漁村青少年の育成に指導的な役割を果たしている漁業者で、県が認定した漁業者を指します。

² 青年漁業士：活力有る漁村社会形成の中核的推進者になると見込まれる優れた漁業後継者で、県が認定した漁業者を指します。

取組を促進します。

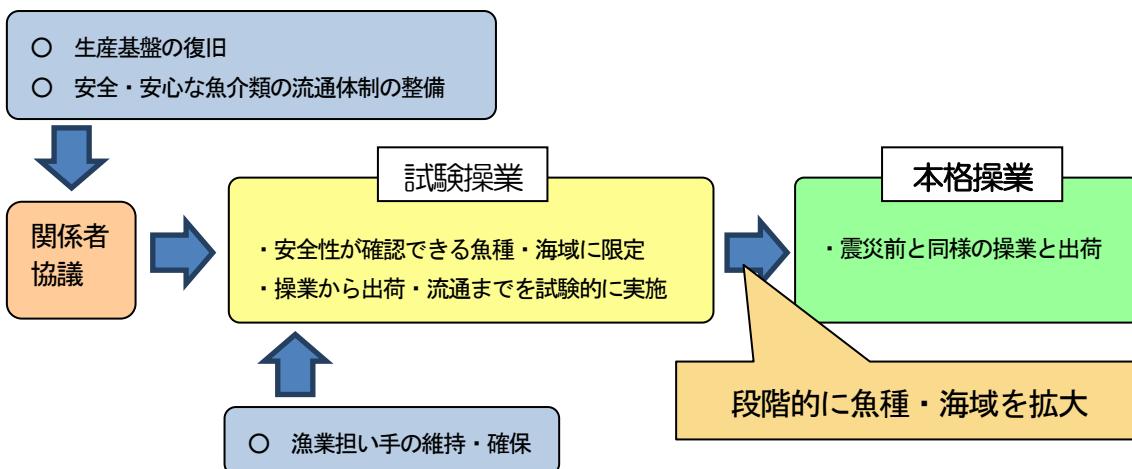
- 県産水産物のイメージアップを図るため、県産主要魚類等の品質の優位性や特性などを把握し、市場関係者を始め、流通業者や消費者に情報を提供します。
- 県産水産物の知名度向上と消費拡大を図るため、ホームページ、広報誌及び各種メディアを利用した産地市場情報の提供やイベント情報等の発信を進めます。

■ 低コスト化による漁業経営の強化

- 漁業の収益性向上を図るため、経費削減に向けた漁船や漁具の共有化、コスト削減のための新技術の導入などの取組を促進します。
- 設備投資やコスト削減に向けた新たな取組が停滞していることから、制度資金の積極的な活用を促進します。

■ 就労、生活環境の整備

- 被災した共同利用施設等の復旧に当たっては、機械化、省力化等を促進し、新規就業者や女性、高齢者が働きやすい就労環境の整備を支援します。
- 被災した緑地公園等の環境施設の復旧を行い、快適で潤いのある漁港環境を整備します。



③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--|----------------|-------------------|
| 中核的漁業経営体数 【参考】H21年 163経営体 | H23年 - 経営体 | H32年 197 経営体以上 |
| 新規沿岸漁業就業者数 (沖合底びき網漁業を含む) 【参考】H22年 4人 | H23年 0 人 | H32年 20 人以上 |
| 漁業生産団体等が行うインターネット販売等の取組み数 【参考】H22年 3件 | H23年 0 件 | H32年 10 件以上 |
| 漁船数 【参考】H22年 1,173隻 | H23年 444 隻 | H32年 963 隻以上 |
| 操業再開した漁業経営体数 【参考】H20年 743経営体 | H23年 12 経営体 | H32年 654 経営体以上 |

3 水産物の流通、加工対策

① 現状と課題

- 水産物流通・加工業者は、施設、設備等に被害を受けるとともに、沿岸漁業の操業自粛に伴う加工原料の調達費用の増加によって厳しい経営環境となっています。
- 原発事故に伴う放射性物質の影響により、本県に水揚げされた一部の魚種の価格の低迷、水産加工品の販売量の減少等風評による被害が発生しています。
- 沿岸漁業は、原発事故により操業自粛を余儀なくされていますが、緊急時モニタリングにおいて十分な安全性が確認された魚種を対象に試験操業が行われています。
- カツオ、サバ、サンマなどの回遊魚の水揚量は、原発事故の影響により減少しているため、風評被害対策を徹底するとともに、他県の漁港との競合に対応する流通機能の強化が必要です。
- いわき地区は、包装かまぼこが全国有数の生産地であるなど水産加工業が盛んですが、产地の特色を生かした加工品づくりの推進が必要となっています。
- 世界的な水産物需要の高まりによる加工原料価格の高騰など、安定的な原料確保が難しくなっているため、水揚げから流通まで地域一体となった产地流通機能の強化を図る必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 被災した水産物流通・加工業者への支援

- 水産物流通・加工業者の事業再開を支援するため、設備等の復旧・整備に対する助成、経営維持に必要な資金の融通等に取り組みます。
- 水産物流通・加工業者の原料の確保や加工品の安全確認等の取組に対して支援します。
(再掲)

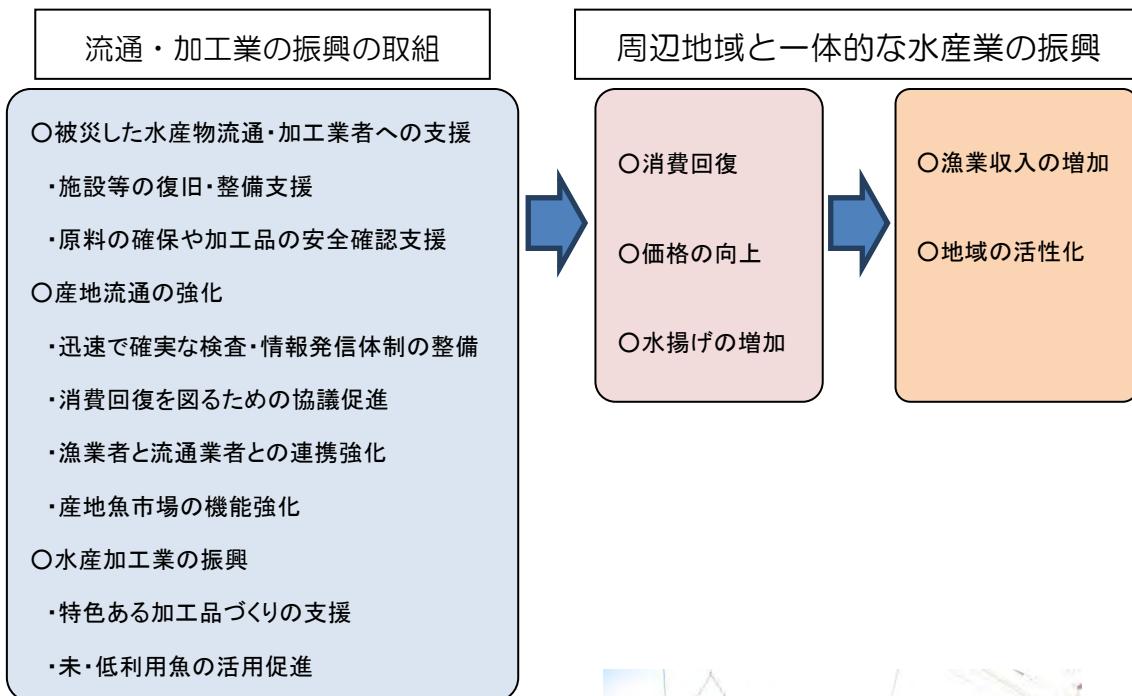
■ 产地流通の強化

- 迅速で確実な検査・情報発信体制の整備など、安全・安心な魚介類及び水産加工品を供給するための取組を推進します。
- 緊急時モニタリング検査結果や水産試験場の調査研究成果等を基に、漁業関係団体等による協議を促進し、試験操業の対象魚種を拡大するとともに、魚介類や水産加工品の消費回復を図ります。
- 水産物の鮮度保持や流通の多様化へ対応するため、漁業者と流通業者が連携して行う流通の効率化に向けた取組や、漁業者、流通業者及び消費者が情報交換できる交流の場をつくる取組を支援します。
- カツオ、サバ、サンマなど回遊魚の水揚げ拡大を図るため、漁業関係者と地元市町が連携して行う产地魚市場の機能強化に向けた取組を支援します。

■ 水産加工業の振興

- 本県主要魚類の特性解明を進め、地域水産資源の優位性を活用した特色ある加工品づくりを支援します。

- 未利用・低利用資源の活用を図るため、漁業者と加工業者の連携による技術開発・商品開発の取組などを促進します。
- H A C C P¹等衛生管理に関する情報提供や指導を国と連携して進めます。



震災後のカツオの水揚げ(小名浜港)

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|----------------------------------|------------------|---------------------|
| 主要水産加工品生産量 【参考】 H22年 27,948 t | H23年 11,441 t | H32年 31,000 t 以上 |

¹ HACCP：食品を製造する際に工程上の危害を起こす要因を分析し、それを最も効率よく管理できる部分を継続的に監視・記録し、異常が認められたらすぐに対策を取り、解決する管理手法のことです。

4 水産資源の持続的利用

(1) 資源管理型漁業の推進

① 現状と課題

- 沿岸漁業の主要な魚種においては、小型魚の保護、漁獲量制限、保護区の設定、漁期の制限等漁業者による自主的な資源管理を行ってきました。
- 東日本大震災により漁港や漁船等が被災したことに加え、原発事故に伴い放出された汚染水によって、多くの魚介類から基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超える放射性物質が検出される結果となり、沿岸漁業は操業自粛を余儀なくされています。
- 長期にわたる操業自粛が水産資源に及ぼす影響が不明なことから、資源状況等の調査や漁業者への情報提供を継続する必要があります。
- 資源管理型漁業を推進するため、県内の水揚げ金額が大きい沿岸漁業対象種、栽培漁業対象種など30魚種について、資源状況や想定される管理方策をまとめた資源評価表を作成し、漁業者等への情報提供を行っています。
- サバ、サンマ等の沖合漁業対象種については、国が定めた年間の漁獲量上限（TAC：漁獲可能量）に基づく漁獲量の管理を行っています。
- ヤナギムシガレイ、キアンコウ等の沖合性底魚類については、保護区の設定や出漁日数の上限設定（TAE：漁獲努力可能量）による管理を行っています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 資源管理体制の充実

- 沿岸漁業の操業再開に当たって、震災発生後の資源状況に応じた資源管理を支援するため、資源調査結果に基づき資源評価表を更新するとともに、漁業関係者に情報提供します。
- 被災した試験研究施設を整備し、調査研究機能の回復を図ります。（再掲）
- 漁業者の総意を反映した管理内容（漁獲時期・サイズ等）とするため、漁業者間の協議の場の充実を支援します。
- 水産物の安定供給を図るため、資源管理・漁業所得補償対策¹を全ての沿岸漁業者が活用できるように、漁業関係者による自主的な資源管理計画の策定と実践を支援します。
- 複数県にまたがる広域的資源については、他県との連携を図り、効率的な利用を促進します。
- 秩序ある資源利用を推進するため、法令遵守の指導・啓発を実施します。
- 沖合・遠洋漁業の対象種については、国と連携し資源管理を推進します。
- 沖合漁業の対象種や沖合性底魚類については、国が設置する広域漁業調整委員会における協議結果等をもとに、国・他県と連携して保護区設定など業界団体による自主的な取組やTAC・TAEによる管理を推進します。
- カツオ、マグロ等については、国や他の試験研究機関と連携による資源状況の調査結果に基づき、広域的な管理方策を検討します。

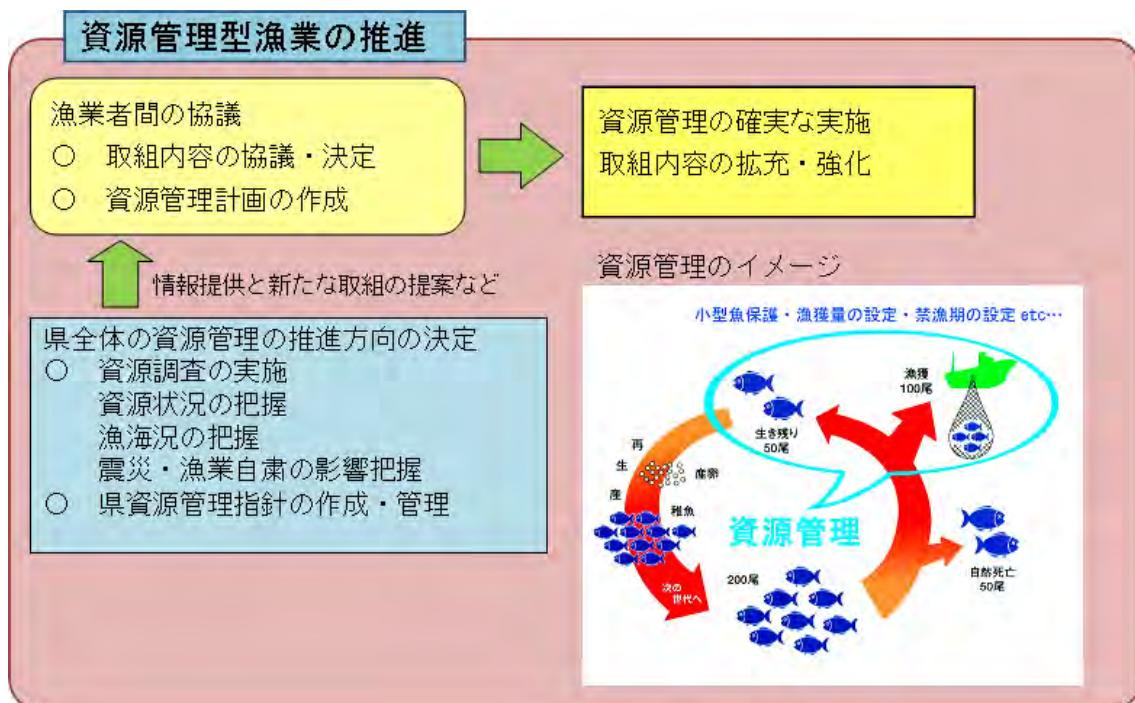
¹ 資源管理・漁業所得補償対策：適切な資源管理と漁業経営の安定を図り、国民への水産物の安定供給を確保するため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対して、漁業共済等の仕組みを活用して支援を行う国の施策のことです。

■ 資源管理手法の効果向上

- 原発事故による沿岸漁業の操業自粛が水産資源に与える影響を把握し、漁業関係者に資源管理方策を提案します。
- 資源管理の効果向上を図るため、関係漁業者とともに既存の資源管理対象種の管理内容（漁獲時期・サイズ等）を検証し、その効果がより向上する取組や新たな管理対象種を提案します。

■ 効率的な資源利用の促進

- 資源管理型漁業の漁獲制限に伴う収入減に対応するため、シラスなど回遊性魚類の積極的な利用が図れるよう、来遊量や魚群の分布調査に基づき漁業者に有用な情報を提供します。



③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|------------------------------|--------------|------------------|
| 資源管理型漁業の取組数 【参考】 H22年 10種 | H23年 10 種 | H32年 20 種以上 |
| 沿岸漁業生産量 【参考】 H22年 26千t | H23年 3 千t | H32年 27 千t 以上 |

4 水産資源の持続的利用

(2) つくり育てる漁業の推進

① 現状と課題

- アワビ、ウニ、ヒラメについては、大熊町の水産種苗生産施設において稚貝・稚魚（人工種苗）を生産し、これを漁業協同組合、漁業協同組合連合会が放流することで、水産資源の維持・培養を図ってきましたが、東日本大震災により損壊し、また原発事故による警戒区域等の設定に伴い立入が制限されていることから、県内におけるアワビ、ウニ、ヒラメ種苗の生産ができない状態にあります。
- 現在は、県外の種苗生産機関の協力を得ながら、ヒラメ、アワビの種苗生産に小規模ながら着手しているところです。
- サケについては、11河川のサケふ化団体の増殖施設において稚魚（人工種苗）を生産し、放流することで資源の維持・培養を図ってきました。
- 11河川のサケふ化団体の増殖施設は、復旧した施設もありますが、警戒区域等にある河川のサケふ化団体の増殖施設は原発事故のため復旧が進んでいないことから、サケのふ化放流に支障をきたしています。
- 新たな栽培漁業¹対象種として、ホシガレイの種苗生産及び放流技術開発に取り組んでいます。

② 施策の具体的な取組内容

■ 水産種苗生産体制の再構築

- 他県等の種苗生産機関の協力を得ながら、栽培漁業対象種（ヒラメ、アワビ）の種苗生産・放流を再開するとともに、放流用種苗の安定的確保に向けて、水産種苗研究・生産施設を早急に整備し、県内における生産・供給体制を再構築します。

■ 栽培漁業の技術向上

- 漁場等の汚染実態に対応した水産種苗生産や放流手法を検討します。（再掲）
- アワビ、ウニ、ヒラメについては、放流した人工種苗の回収率の向上のため、効率的かつ高度な種苗生産技術、放流技術の開発を推進するとともに、生態系に配慮した種苗放流を進めます。
- ホシガレイについては、事業化対象種として期待されていることから、種苗生産技術、放流技術開発を推進するとともに、費用対効果などを検討します。

¹ 栽培漁業：卵から稚魚の時期を育成し、これを天然の水域へ放流して水産資源の持続的な利用を図る漁業のことです。

■ 栽培漁業関係団体の運営強化

- 種苗供給体制の安定・強化を図るため、種苗の生産・放流に取り組む団体に対し、技術指導等の支援を行います。
- サケの放流尾数の安定確保に向けて、回帰率の向上が期待できる大型サイズでの放流に取り組む増殖団体を支援します。また、国・関係する市や町と連携して、生産施設の復旧・整備を促進します。



県外で生産したヒラメ種苗の放流

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--------------------------------|---------------|-------------------|
| ヒラメ人工種苗放流数 【参考】H22年度 103万尾 | H23年度 0 万尾 | H32年度 100 万尾以上 |
| アワビ人工種苗放流数 【参考】H22年度 44.4万個 | H23年度 0 万個 | H32年度 50 万個以上 |

4 水産資源の持続的利用

(3) 内水面増養殖の振興

① 現状と課題

- 本県の内水面漁業協同組合は、イワナ、ヤマメ、アユ、ワカサギなどの種苗を河川や湖沼に放流する増殖事業を行っており、多くの遊漁者が訪れるによる地域振興が図られています。
- 原発事故により、内水面魚種から基準値（平成 24 年 3 月までは暫定規制値）を超える放射性物質が検出され、イワナ、ヤマメ、アユ、コイ等の漁業権対象種に対する出荷・採捕制限等の措置が講じられ、県内全域において遊漁者が減少しています。
- イワナ、ヤマメ、ニジマス等の養殖魚は、地域の貴重な特産品として定着しています。また、会津ユキマス¹の養殖の取組も進んでいます。しかし、原発事故以降、出荷量が減少していることから、早期に回復を図る必要があります。
- 魚類資源の維持、増殖のためには、カワウやブラックバス等の外来魚による被害の軽減、冷水病²や新たな魚病等に対する防疫等の対策を講じていく必要があります。
- コイ養殖は、平成 16 年以降 6 年連続で生産量が全国 1 位となっていましたが、原発事故以降、出荷量が減少していることから、今後、その回復を図る必要があります。また、コイヘルペスウイルス病³のまん延防止対策のための定期調査や防疫指導等を継続していく必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 内水面増殖の推進

- イワナ、ヤマメ、アユ、ワカサギ等増殖対象種について、緊急時モニタリングを継続して実施するとともに、放射性物質の魚体への蓄積・排出機構の解明と対策技術の開発に取り組みます。
- 増殖対象種について、放流技術の研究開発を推進し、増殖計画の作成支援、放流指導を実施します。
- 内水面資源に著しい被害を与えていたカワウ、外来魚対策を支援するとともに、ボランティアによる対策を促進します。
- アユ冷水病の対策を継続するとともに、県内で未確認の疾病については逐次情報を入手し、侵入防止に努めます。

¹ 会津ユキマス：サケの仲間で、元々は北ヨーロッパ、ロシア、北アメリカなどの湖沼に生息する淡水魚です。日本へは昭和 50 年代に導入され、本県では、昭和 63 年に卵を導入して内水面水産試験場において養殖技術の開発に取り組んできました。平成 11 年 10 月に公募により「会津ユキマス」と命名されました。

² 冷水病：サケ、マス、アユなどに発症する細菌による致死性の感染症のことです。アユでは昭和 62 年に国内で初めて確認された後、全国の河川に拡大しました。

³ コイヘルペスウイルス病：ウイルスに起因するコイ特有の致死率が高い病気で、持続的養殖生産確保法に基づく特定疾病に指定されています。

- 遊漁者ニーズに対応した種苗供給体制を維持するために、種苗生産業者への技術指導を継続します。

■ 養殖業の振興

- コイやマス類などの養殖対象種について、緊急時モニタリングを継続して実施とともに、放射性物質の魚体への蓄積・排出機構の解明と対策技術の開発に取り組みます。
- 水産用医薬品の適正使用に関する指導を継続し、安全で安心な養殖魚の生産を支援します。
- コイヘルペスウイルス病など魚病対策を充実し、コイ養殖生産の安定を図るとともに、生産増大に向け、本県産コイの知名度向上の取組を支援します。
- 会津ユキマスの養殖技術の普及、拡大を図るとともに、新たな魚種の養殖技術開発に努めます。また、養殖魚の品質向上のため、バイオテクノロジーを活用した種苗生産技術開発に取り組みます。



会津ユキマス

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|------------------------------------|---------------|--------------------|
| 有害鳥獣(カワウ)捕獲計画の達成率 【参考】H22年度 58% | H23年度 51 % | H32年度 100 % |
| 食用ゴイの生産量 【参考】H22年 1,059 t | H23年 705 t | H32年 1,300 t 以上 |

5 試験研究・技術開発の推進

① 現状と課題

- 原発事故によって多くの魚介類から基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超える放射性物質が検出されたため、沿岸漁業の操業自粛や内水面魚種の出荷・採捕制限等の措置が講じられています。今後、操業再開や出荷・採捕制限等の解除に向けて魚介類の放射性物質濃度の推移と低減技術の開発が必要となっています。
- 長期にわたる操業自粛が水産資源に及ぼす影響が不明なことから、資源状況等の調査や漁業者への情報提供を継続する必要があります。
- 県の資源生態調査結果を基に、マガレイの資源管理など漁業者の自主的な資源管理が行われていますが、今後さらに魚種の拡大が求められています。
- 県が提供する海の水温情報や海況予測は、「海の天気予報」として漁業者に活用されていますが、さらに精度を向上させが必要です。
- 新たな栽培漁業対象種として漁業関係者から要望の強いホシガレイについては、種苗生産技術や放流技術の研究を継続し、事業化を検討していく必要があります。
- 松川浦では、津波によりヒトエグサ、アサリ等の生育環境への影響が懸念されており、漁場環境の把握が必要になっております。
- 河川、湖沼等内水面漁場では、魚類の生息環境の悪化や新たな外来生物が確認されていること、また、気候変動による水生生物への影響が懸念されることから、引き続き水生生物の生息環境保全のための調査・研究が必要となっています。
- 漁家収入の向上のため、地域の水産資源の利用促進と高付加価値化に向けた技術開発が必要です。

② 施策の具体的な取組内容

■ 放射性物質対策に関する技術開発（再掲）

- 魚介類については、放射性物質の体内への蓄積・排出機構の解明により、今後の放射性物質濃度の推移の予測と低減技術の開発を図ります。

■ 水産資源の管理手法の開発

- 資源生態調査の結果を基に、漁業者と連携して新たな資源管理手法の開発や改良を行います。
- 原発事故による沿岸漁業の操業自粛が水産資源に与える影響を把握し、漁業関係者に対し、資源管理方策を提案します。（再掲）
- 調査船に搭載された魚群探知機などを用いて、福島県沿岸に来遊する有用な浮魚類¹の

¹ 浮魚類：カツオ、サンマ、イワシ類、サバ類など海の表層を遊泳する魚の総称です。

漁場調査・解析を行い、漁業者等へ迅速に情報を提供します。

- 海洋観測の結果等蓄積したデータの解析により、より精度の高い漁場形成や漁況予測に関する情報を漁業者等へ提供します。

■ つくり育てる漁業の高度化

- 漁場等の汚染実態に対応した種苗生産や放流手法を検討します。(再掲)
- 栽培漁業の技術向上を図るため、ヒラメなどの栽培漁業対象種について効率的な種苗生産技術や放流技術開発を推進するとともに、ホシガレイなど新たな栽培漁業対象種の研究に取り組みます。
- 内水面養殖業の高度化を推進するため、バイオテクノロジーを活用した養殖魚の品質向上や適正な飼育技術の開発に取り組みます。

■ 水生生物の生息環境の保全

- 松川浦における漁場環境の再生を図るため、底質やヒトエグサ、アサリ等に対する津波の影響を調査します。
- 内水面漁場における水生生物の生息環境の維持を図るため、生態系に影響が大きい外来生物等の新たな駆除技術の開発などに取り組みます。
- 水温等の変動が漁業対象種の再生産や分布に及ぼす影響の解明を進めます。

■ 地域水産資源の利用促進

- 水産加工業における地域水産資源の利用促進と付加価値向上を促進するため、県産水産物の特性と優位性把握に取り組みます。



調査用底質の採取作業

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--------------------------------------|----------------|----------------|
| 試験研究課題における実用的成果の割合 【参考】 H22年度 54% | H23年度 100 % | H32年度 100 % |

6 漁業関係団体との連携

① 現状と課題

- 東日本大震災により漁業者等が被災し、漁業協同組合の施設の多くが被害を受けたことに加え、沿岸漁業の操業自粛や内水面魚種の出荷制限等が継続しているため、漁業協同組合の経営、業務に影響が生じています。
- 漁業協同組合の経営基盤強化のため、将来を見据えた強固な組織づくりを進める必要があります。
- つくり育てる漁業に不可欠な種苗生産に取り組む（財）福島県栽培漁業協会については、東日本大震災及び原子力災害により、その機能が大きく低下しています。
- 資源管理型漁業等の推進、後継者対策や魚食普及対策など漁業の振興に取り組む（財）福島県漁業振興基金については、その機能と経営基盤の強化を図る必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 漁業協同組合等

- 漁業協同組合が行う放射性物質の検査体制の強化や情報発信など安全・安心な水産物を供給するための取組を支援します。
- 漁業協同組合連合会と連携して合併による漁業協同組合の経営基盤の強化や経営の健全性確保を支援します。
- 資源管理の推進、水産物の需要拡大や価格向上に向けた取組、漁家の経営に対する指導等、漁業協同組合の機能の強化を図ります。
- 漁業協同組合連合会が中心となって進める沿岸漁業の操業再開に向けた取組や漁業復興計画の策定など水産業の復興に向けた取組を支援します。
- 福島県信用漁業協同組合連合会等の系統団体と連携して、漁業、加工業の再開・継続に必要な資金の融通による支援を図ります。
- 漁業協同組合連合会が推進する資源管理型漁業やつくり育てる漁業を始め、水産物の機能性のPRによる魚食普及活動等との連携を強化します。
- 漁業経営の安定、強化に資するため、漁業協同組合の系統組織が行う信用事業、共済事業等がその役割と機能を継続的に発揮できるよう支援します。
- 漁業者の経営に必要な資金の融通が円滑に行われるよう、債務保証の補完を行う福島県漁業信用基金協会に対する支援を行います。

■ 財團法人等

- 本県のつくり育てる漁業の今後の展開について、（財）福島県栽培漁業協会の組織体制や生産規模などのあり方を検討するとともに、県内における種苗生産・供給体制を早急に整備し、種苗の確保に努めます。
- 資源管理型漁業の推進等、沿岸漁業振興のため（財）福島県漁業振興基金との連携を強化します。

第6節 魅力ある農山漁村の形成

| | |
|---------------------------|-----|
| 1 農林水産業を支える絆づくり | 140 |
| 2 都市と農山漁村との交流促進 | 142 |
| 3 地域産業6次化による農山漁村の活性化 | 144 |
| 4 快適で安全な農山漁村づくり | |
| (1) 農山漁村の定住環境の整備 | 146 |
| (2) 災害に強い農山漁村づくり | 148 |
| (3) 豊かな緑の保全・保護 | 150 |
| 5 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進 | 152 |

1 農林水産業を支える絆づくり

① 現状と課題

- 消費者の国産農林水産物への期待は依然高いものの、原発事故に伴う放射性物質の影響により、県産農林水産物の販売量の減少、価格の低迷等風評による被害が発生しています。また、地産地消の牽引役である農産物直売所の販売額は回復傾向にあるものの、依然として震災以前の水準には戻っていません。
- 東日本大震災の発生による活動の自粛、放射性物質による健康への影響に対する不安などから、グリーン・ツーリズム等を通じた都市と農山漁村の交流や子どもたちを対象とした体験学習の実施が低迷しており、農林水産業・農山漁村の持つ様々な機能を伝える機会が減少しています。
- 本県農林水産業を持続的に発展させるためには、県民一人ひとりが農林水産業・農山漁村に対する理解を深め、共に支えていく関係を強化することが必要です。
- 農産物直売所や農家レストランなどでの消費者と農林漁業者の交流が進んでいますが、店舗の拡大や商品、情報等の充実など更なる取組の強化が求められています。
- 農地、森林や藻場等は食料や木材を生産する役割に加え、県土の保全、水資源のかん養などの自然・環境面での機能、体験学習等を通じて人間を磨き、安らぎを与える機能などの多面的機能を有していることに対する理解を促進することも必要です。
- こうした中、農林漁業者と消費者等が強い絆のもと、本県農林水産業・農山漁村の復興に向けて連携する動きが見られます。

② 施策の具体的な取組内容

■ 農林漁業者と消費者・商工業者等との絆づくり

- 県民による本県農林水産業・農山漁村への理解、農林水産物の積極的利用を促進するため、関係機関・団体等と連携して、農林水産物の安全性確保に向けた取組等の情報の共有と効果的な発信、イベントの開催など消費者と農林漁業者の相互理解を深める取組を強化します。
- 農産物直売所が有する消費者と農林漁業者のふれあいの場として機能の回復・強化を図るため、放射性物質検査機器の導入など集客力向上に向けた取組を支援します。
- 植樹イベント等を通じて消費者が地域の森林づくりに参加できる機会をつくることにより、森林所有者との交流を進め、地域の森林整備や地域材を使用する意義の理解促進に努めます。
- 農林漁業体験、食文化の継承活動などの「食育」を支援します。
- 農家民宿、グリーン・ツーリズムインストラクター¹等の受入体制を整備し、都市と農山漁村の交流を促進します。
- 内水面漁場の管理や魚類資源の積極的な増殖を図り、県民が自然環境とふれ合う機会の創出に取り組みます。

¹ グリーン・ツーリズムインストラクター：交流・観光などで訪れる都市住民や地域住民に対して、農林漁業等の体験に関する指導を行っている方のうち、基本的に随時受入が可能で、自他共に認める知識・技術を有し、かつ適切な指導能力を有する方を総称します。

- 関係団体等と連携し、農林漁業者が食品加工等を営む商工業者等とのつながりを深めることのできる交流の場をつくります。

■ 農林水産業に関する情報提供の充実

- 「うつくしま農林水産ファンクラブ¹通信」や福島県農林水産部メールマガジンなど各種広報媒体を活用して、農林水産物の安全性確保に向けた農林漁業者等の取組を始め、本県農林水産業に関する幅広い情報を消費者へ提供します。
- 農林水産業に関する副読本などを作成、配布することなどを通じ、本県の未来を担う子どもたちの農林水産業に対する理解の醸成に努めます。

「絆づくり」を推進する運動のイメージ



③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|---|------------------|--------------------|
| 福島県農林水産部メールマガジン 「ふくしま食・農通信」登録件数 【参考】 H22年度 964件 | H23年度 1,023 件 | H32年度 3,000 件以上 |

¹ うつくしま農林水産ファンクラブ：県産農林水産物を始め、古くから地域に伝わる伝統料理や次世代に伝えたい食文化について、県民の皆様に理解を深めていただくことで、県産農林水産物等のすばらしさを実感し、その良さを広くPRしていただく取組です。

2 都市と農山漁村との交流促進

① 現状と課題

- 人口減少、高齢化等が進み活力が低下している農山漁村において、定住や都市住民による二地域居住、都市との地域間交流を促進し、農山漁村の活性化を図る必要があります。
- 子どもたちをはじめ県民に農林水産業を理解してもらうことが、今後の農林水産業づくりに重要であることから、農山漁村に伝わる文化の継承や教育の推進を図る必要があります。
- 東日本大震災の発生による活動の自粛、放射性物質による健康への影響に対する不安などから、グリーン・ツーリズムや森林とのふれあい施設を通じた都市と農山漁村との交流人口が減少しています。
- 原発事故による交流人口の減少を懸念して、滞在型市民農園（クラインガルテン¹⁾）の整備を休止した事例もあり、交流基盤の整備が停滞することが懸念されます。

② 施策の具体的な取組内容

■ 都市と農山漁村の体験交流等の推進

- 農林漁業体験などの指導を行う人材の育成や体験プログラムの充実など、受入体制の整備を支援します。
- グリーン・ツーリズムや観光と連携した農林漁業体験など、農林漁業者と都市住民との交流活動の受け入れを支援します。
- もりの案内人や各ボランティア団体等との連携を強化し、地域や学校からの要請に基づく体験学習やフォレストセラピーなど森林の新たな利用を促進します。

■ 受入体制の整備と情報発信の充実

- 安心して体験交流等に取り組めるよう、受入地域や施設等における除染の実施状況や空間線量等の情報の積極的な発信を進めます。
- 森林とふれあうことのできる施設の情報を効果的に発信することで、施設利用者の増加を図り、森林とのふれあいを推進します。
- 首都圏イベントでのPRやインターネットを活用し、地域の活動に関連する伝統文化、食文化、行事等の情報発信を行います。

■ 交流基盤の整備

- 都市住民などの滞在拠点となる農家民宿の開設や組織化及び滞在型市民農園（クライ

¹⁾ クラインガルテン：ドイツ語で「市民農園」のことです。日本では「滞在型市民農園」と言われており、ラウベという休憩施設が併設され、このラウベに滞在しながら家庭菜園、ガーデニングなどを行うことができます。

ンガルテン) の整備を促進します。

- 交流の拠点となる農産物直売所や農林漁業体験施設等の整備を促進します。
- 森林環境教育に活用される森林や施設の整備を促進します。



都市農村交流事業における
農作業体験

森林とのふれあい活動



③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|---|--------------------|----------------------|
| グリーン・ツーリズムインストラクターによる受入人数 【参考】 H22年 258,392人 | H23年 156,494 人 | H32年 290,000 人以上 |
| 森林(もり)とのふれあい施設利用者数 【参考】 H22年度 510,629人 | H23年度 265,951 人 | H32年度 566,000 人以上 |

3 地域産業6次化による農山漁村の活性化

① 現状と課題

- 原発事故に伴う出荷制限、加工自粛、販売量の減少や価格の低迷等によって農林漁業者の収入が減少しており、今後経営継続を断念する農林漁業者の増加が懸念されます。
- 農林水産業・農山漁村を取り巻く情勢が厳しさを増す中、農林漁業者等の所得の向上、新たな雇用の創出、農山漁村の活性化を図るため、地域資源を活用した農林水産業の6次産業化、農林漁業者と商工業者等が連携する農商工連携など「地域産業6次化」に対する期待が高まっています。
- 「地域産業6次化」に取り組む人材の育成、消費者や実需者のニーズを的確に捉えた特色ある商品開発と販売促進を図る必要があります。

② 施策の具体的な取組内容

■ 新たな価値をもたらす地域産業の創出

- 本県の農林水産業や商工業の強みを生かし、第1次、第2次、第3次産業に携わる多様な主体がこれまでの枠組みを超えて、新商品や新サービスの開発、さらには販売力やブランド力の強化などを通じて付加価値を向上させるとともに、産業同士の融合により新たな地域産業を創出します。
- 投資型地域ファンドを活用し、製造業、観光業など異業種との連携による総合産業化に向けた6次化事業体の育成を図ります。
- 本県の多様な農林水産物を活用した消費者や実需者のニーズを的確に捉えた付加価値の高い商品の開発を促進することで、安定的な所得の確保と雇用の創出を図ります。
- 県産農林水産物を活用した新商品の開発や製造販売、販路開拓に積極的な投資意欲を持つ農林漁業者等に対する助成制度や融資制度及び有用な情報を整備し、新たな地域産業の創出を支援します。

■ 地域産業を支える人材の育成と確保

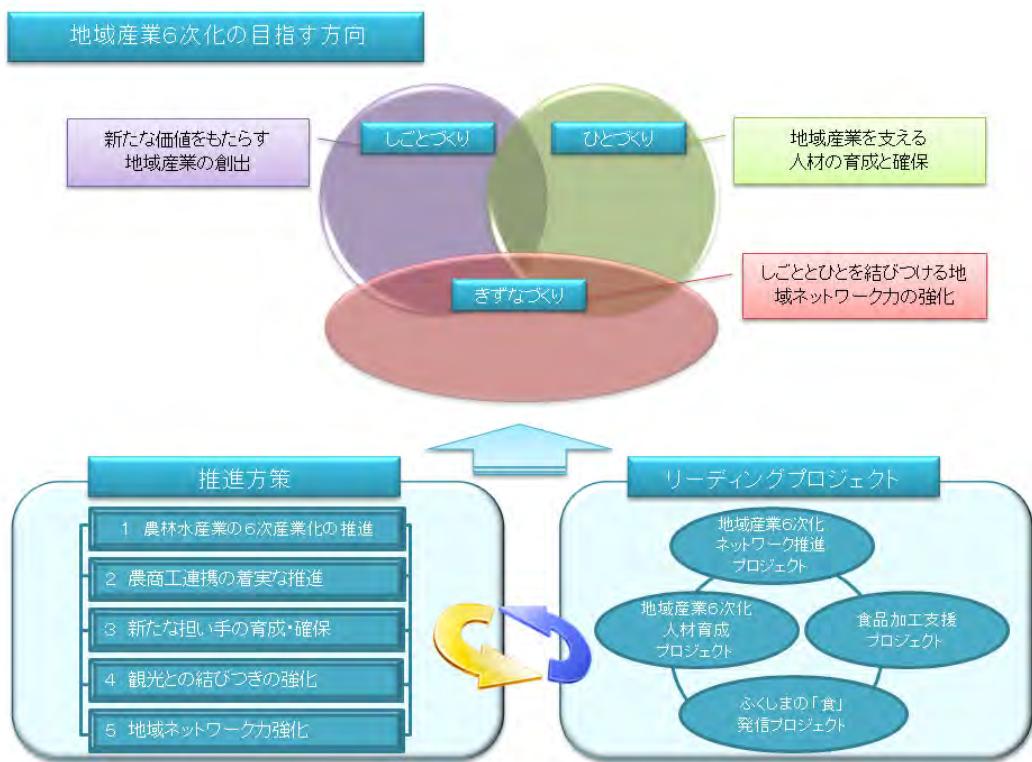
- 新分野への進出や経営の多角化を目指す農林漁業者や中小企業の経営者、起業を目指す女性農業者や農業参入企業など、積極的に地域産業6次化に取り組む実践者等の発掘とスキルアップを図るとともに、新たな事業展開に向けた取組を支援します。
- 農林漁業者と観光を含めた商工業者とのコーディネート、マッチングなど、地域産業6次化においてキーパーソンとなる人材の発掘、育成を図ります。

■ しごととひとを結びつける地域ネットワーク力の強化

- 農林漁業者や観光を含めた商工業者をはじめ、大学や行政等、产学研官が連携した地域産業創出の共通基盤となる地域ネットワークを県内6方部（会津と南会津は合わせ

て1ネットワーク)に設置し、新商品開発のきっかけとなる異業種間の交流による新たな結びつきを促進します。

- 県産農林水産物や食品加工等に関する情報を収集・蓄積・発信し、新たな商品開発や事業開拓、起業のためのサポート体制づくりに努めます。
- 農林漁業者から、加工・流通・販売業者、消費者までの「食」に関する関係者が連携し、地域の農林水産業を支える絆づくりの取組や、農林水産物等の魅力ある地域資源を観光と結びつけ、都市住民の誘客等、交流人口の拡大を図ります。



③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|---|-----------------------|---------------------|
| 農産物の加工や直売等に係る従事者数 【参考】 H22年度 14,700人 | H23年度(推計) 10,700 人 | H32年度 21,400 人以上 |
| 農産物の加工や直売等の年間販売金額 【参考】 H22年度 329億円 | H23年度(推計) 241 億円 | H32年度 482 億円以上 |
| 6次化商品数 | H23年度 200 商品 | H32年度 470 商品以上 |

4 快適で安全な農山漁村づくり

(1) 農山漁村の定住環境の整備

① 現状と課題

- 原発事故により大量の放射性物質が大気中や海に放出されたことに伴い、農地、森林、漁場や生産関連施設等が広範囲にわたって汚染されました。
- 農山漁村では、都市地域に比べて、下水処理施設等の生活環境、生産基盤や防災安全施設の整備が遅れています。特に、県土の約80%を占める中山間地域では、定住環境の整備の遅れに加え、過疎化・高齢化が著しく進んでおり、地域の活力低下が危惧されます。
- 東日本大震災により農山漁村における農業集落排水施設等の生活環境や生産基盤等に被害が発生しています。さらに、原発事故に伴う警戒区域等においては、被害の把握や復旧に着手できない状況にあり、住民の帰還に当たって早急な復旧が求められます。
- 近年、野生鳥獣の目撃情報が増加しており、被害対策に当たる人材の不足や被害防止体制の不備等により、今後農作物への被害の増加が懸念されています。
- 原発事故に伴う警戒区域等の設定や摂取制限等の対象となったため、イノシシ等野生鳥獣の駆除圧が低下しており、今後鳥獣被害が拡大することが懸念されます。

② 施策の具体的な取組内容

■ 農山漁村の除染

- 農山漁村における生活環境、農地、生活圈周辺に加え、生活に密接に関連する水源地の森林や林業生産の場となる森林、農林水産業関連施設等の除染を進め、放射線量の低減に努めます。

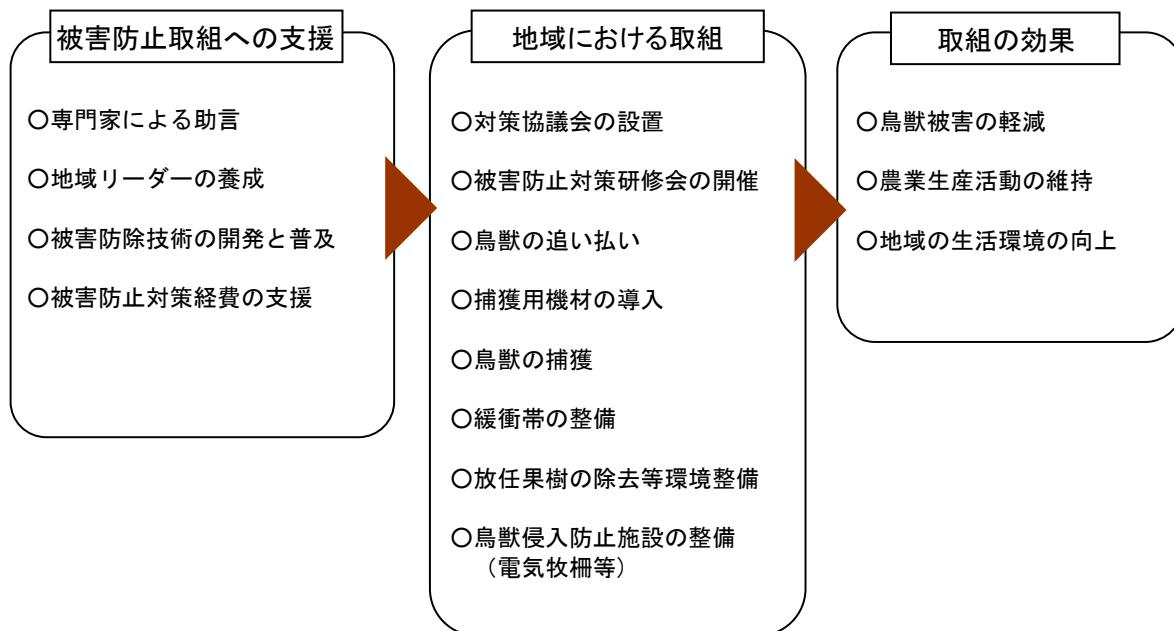
■ 定住条件の整備

- 被災した生活環境施設や農地・農業用施設等の生産基盤の早期復旧を図ります。また、警戒区域等の再編に合わせて、農山漁村の定住環境の復旧、再生を迅速に進めます。
- 集落や生産の担い手育成と連携を図りながら、生産基盤の整備と農村の活性化に必要な施設の整備を総合的に実施するなど、地域特性に応じたきめ細かな整備を計画的に進めます。
- 被災した農業集落排水処理施設の復旧並びに新たな路線の整備に当たっては、地震に伴う液状化対策を考慮した施設整備を進めます。
- 農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全・機能維持を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落における生活排水処理施設の整備と適切な維持管理に向けた技術的支援を進めます。
- 住みよい生活環境づくりのため、防火水槽などの防災安全施設や農林道の整備を進め

ます。

■ 鳥獣被害の防止

- 農作物等への鳥獣被害の防止を図るため、地域の関係機関・団体等で構成する協議会の設立、捕獲用機材の導入、侵入防止柵の整備等地域における取組を支援します。
- 各協議会に対して助言や技術指導を行うとともに、効果的な被害対策技術の開発と普及を進めます。
- 避難地域等においては、営農再開を阻害しないよう、捕獲等による個体数調整や侵入防止柵の整備等野生鳥獣対策を強化します。



③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|---------------------------------------|---------------------|----------------------|
| 農業集落排水処理人口 【参考】 H21年度 134,402人 | H23年度 118,902 人 | H32年度 136,520 人以上 |
| 農道整備率 【参考】 H22年度 40.3% | H23年度 39.1 % | H32年度 41.6 %以上 |
| 林内路網整備延長 【参考】 H22年度 4,953km | H23年度 4,982 km | H32年度 5,342 km以上 |
| 有害鳥獣による農作物被害額 【参考】 H22年度 157,980千円 | H23年度 118,000 千円 | H32年度 77,500 千円以下 |

4 快適で安全な農山漁村づくり

(2) 災害に強い農山漁村づくり

① 現状と課題

- 東日本大震災により多くの農業用ダム・ため池に被害が発生しました。地震力¹を定量的に考慮する基準以前に築造されたダム・ため池を中心に、早期に耐震性の検証並びに耐震補強対策を実施する必要があります。また、経年変化により老朽化や脆弱化しているため池、用排水施設等多く存在することから、早期に改修する必要があります。
- 林業の採算性の悪化等に伴う森林整備の停滞や近年多発している集中豪雨等による山地災害の発生リスクが高まっていることから、災害防止機能を有する保安林の整備が望まれています。
- 地震によって大規模な山崩れが発生しており、崩壊原因の究明とともに、既存治山施設の定期的な保守点検による施設の機能維持や速やかな災害復旧が求められます。
- 県内には、農地・森林の保全を図る「地すべり防止指定区域」が 78 か所 (3,072ha) あり、地すべり防止施設の早期完成が求められています。また多くの地すべり防止施設において、老朽化や経年変化による機能低下が見受けられます。
- 海岸保全施設の約 90%、15.1km が被災、海岸防災林の約 60%が流失したことから、後背地の集落や農地を保全するために早期の復旧が求められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 施設整備と維持・保全

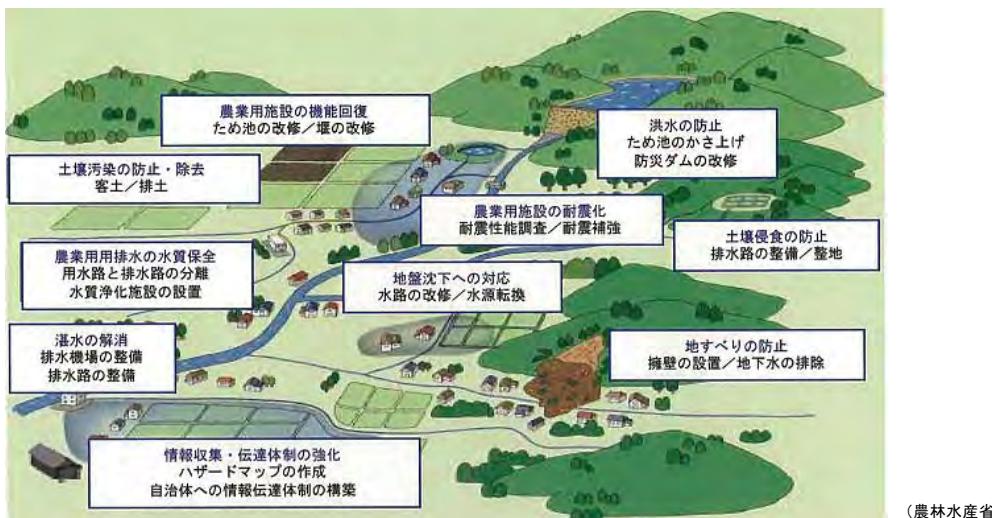
- 農業用ダム・ため池等農業水利施設の耐震検証を進め、必要に応じて耐震補強対策を行うとともに、防災に配慮した施設管理技術の向上を支援します。また、老朽化や脆弱化しているため池、用排水施設等については、危険度の高い箇所から改修を行い、適切かつ計画的な維持管理の強化を図ります。
- 地域住民の安全・安心を確保するため、林地崩壊箇所の早期復旧を図ります。
- 地すべり対策が概成している区域では、既設の地すべり防止施設の状況や機能の実態を把握し、定期的な維持管理を行います。
- 緊急性、優先度を考慮した計画的な治山施設の整備を推進し、山地災害の発生を防止します。

■ 防災力・減災力の向上

- 農業用ダム・ため池などの浸水想定区域図の作成、山地災害危険区域の情報周知、防災に関する座談会等の開催などを通して、地域住民の防災意識の醸成に努めることにより、減災力の強化を図ります。
- 山地災害の情報収集を図るため、森林土木事業経験者を「山地防災ヘルパー²」に認定するとともに、定期的に研修を行い、地域に根ざした活動を行えるよう支援します。
- 県、市町村、地域住民が連携した維持管理体制を強化するため、災害ボランティア等の活動を支援するとともに、関係団体等との災害時協力体制を構築します。

¹ 地震力：地震により、構造物（ため池の堤体や農道橋など）が受ける「力」のことです。

² 山地防災ヘルパー：山地の保全と災害防止のために、自主的に協力していただけるボランティア活動者で、知事の認定を受けた方といいます。



(農林水産省HP)



ため池改修事業(災害を未然に防ぎ、施設機能を回復)の取組事例(左:施工前 右:施工後)

■ 津波災害からの防護

- 津波により壊滅的な被害を受けた海岸保全施設について、速やかに復旧を進めるとともに、減災効果を高めるため、海岸防災林を併せて整備します。

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|-------------------------------------|-----------------|------------------|
| 要整備ため池整備数 | H23年度 - か所 | H32年度 60 か所以上 |
| 山地災害危険地区における着手率 【参考】 H22年度 50.5% | H23年度 50.9 % | H32年度 53 %以上 |
| 海岸保全施設整備率 【参考】 H22年度 60.8% | H23年度 1.2 % | H32年度 84 %以上 |
| 浸水想定区域図が策定された農業用ダム・ため池の割合 | H23年度 0 % | H32年度 100 % |

4 快適で安全な農山漁村づくり

(3) 豊かな緑の保全・保護

① 現状と課題

- 東日本大震災によって、浜通り沿岸部の保安林など多くの松林が流失・枯損しました。
- 松くい虫被害は、県及び市町村が対策を推進してきた結果、平成8年度前後のピーク時の水準からは抑制されているものの、生活・文化・産業面で重要な役割を果たしている松林への侵入防止と沈静化に向けた対応が求められています。
- 原発事故に伴う警戒区域等においては、松くい虫の防除ができないことから、今後の被害拡大が懸念されます。
- カシノナガキクイムシによる広葉樹林への被害は、一時の増加傾向は抑制されているものの、広葉樹林は広範囲に分布していることや地形的条件により被害木の駆除作業が困難な場合も多いことから、被害の発生状況の監視と駆除等を推進する必要があります。
- 林野火災が発生すると、森林資源が失われるだけでなく、森林の有する公益的機能の喪失や放射性物質の拡散が懸念されることから、林野火災の予防対策が求められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 海岸防災林の復旧

- 被災した浜通り沿岸部の保安林の復旧に当たっては、津波、高潮、塩害に対して減災効果が十分に発揮されるよう林帯幅を拡大するなど、従来より災害に強い多機能な防災林の造成を図ります。

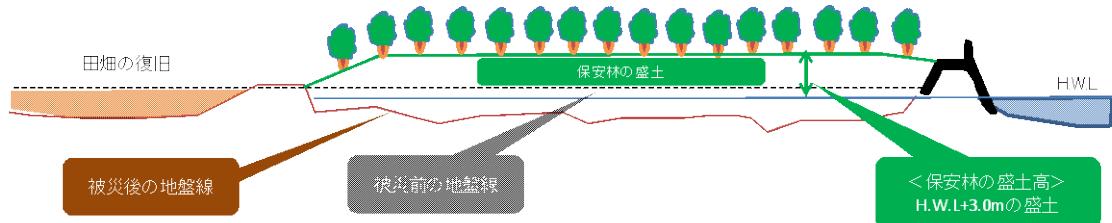
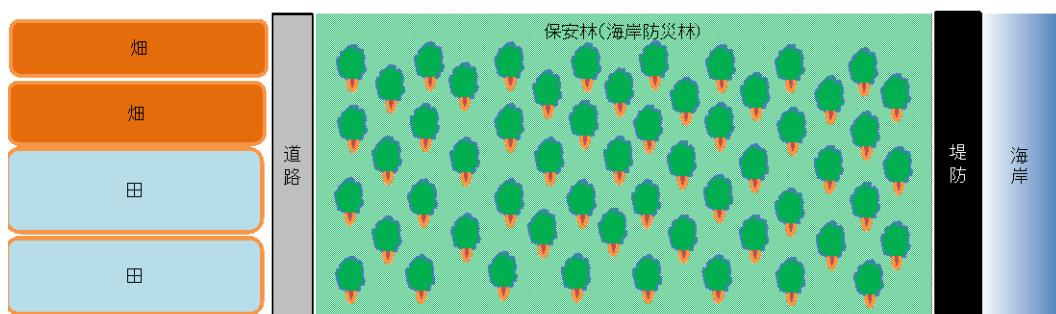
■ 森林病害虫等の被害対策

- 松くい虫をはじめとする森林病害虫等の被害対策については、関係市町村との連携を図りながら、伐倒駆除、樹種転換、森林整備の推進等の総合的な防除対策を積極的かつ計画的に実施します。
- 薬剤による予防措置については、地域からの要望を踏まえ、より効率的・効果的な手法を講じるとともに、自然環境等に及ぼす影響や大気中における散布薬剤の濃度等を調査し、自然環境や生活環境に配慮した実施に努めます。

■ 林野火災の予防

- 林野火災の発生予防に向けて、山火事防止パレード、テレビ・ラジオ等による広報を行うとともに、林野火災の延焼・拡大を防ぐため初期消火体制の整備を進めます。
- 林野火災等による損失を補てんし、早期に森林への復旧を図るため、森林国営保険への加入を促進します。

海岸防災林の復旧イメージ



松くい虫に対する薬剤防除（地上散布）



カシノナガキクイムシの被害予防（樹幹注入）

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--|-------------------------------|---------------------------------|
| 松くい虫被害量 【参考】 H22年度 37.2千m ³ | H23年度 37.6 千m ³ | H32年度 30 千m ³ 以下 |
| カシノナガキクイムシ被害量 【参考】 H22年度 4.1千m ³ | H23年度 3.3 千m ³ | H32年度 2.7 千m ³ 以下 |
| 海岸防災林整備延長 | H23年度 0 m | H32年度 16,800 m以上 |

5 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進

① 現状と課題

- 我が国において供給されるエネルギーの大部分は石油等の化石燃料に依存していますが、これら化石燃料は、枯渇性資源であるとともに、消費に伴い温室効果ガスを発生するという問題があります。
- 平成23年8月に策定された「福島県復興ビジョン」において、原子力に依存しない社会を目指し、再生可能エネルギーの飛躍的な推進を図ることが明記されました。
- 農山漁村に豊富に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用して再生可能エネルギー生産を推進するとともに、電力利用や雇用確保等による農林水産業・農山漁村の活性化が期待されます。
- 大型施設園芸等においては、原油価格や生産資材の高騰などの影響により収益性が低下していることから、一層の省エネルギー化、低コスト化を進める必要があります。
- 放射性物質に汚染された森林の再生や大震災からの復興に向けた県産材の需要拡大等に伴い、間伐材や木材加工残材などの木質バイオマスの発生量の増加が見込まれます。

② 施策の具体的な取組内容

■ 農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進

- 農地への復元が困難な耕作放棄地、放射線量の高い農地等の資源を活用し、地域の農林漁業の健全な発展と調和を図りつつ、太陽光や風力による発電を促進します。
- 野菜、花き等の大型施設や植物工場における太陽光発電や太陽熱利用等を推進し、環境負荷の低減と収益の向上を図ります。
- 間伐材等木質バイオマスを原料とした発電や熱利用施設の整備を支援し、森林資源の有効活用を促進することにより、森林整備や木材生産の活性化を図ります。
- 農地の有効利用、持続可能な農林業生産に向けて、燃料製造、観光分野との連携など地域産業6次化を推進し、再生可能エネルギーの生産・活用の拡大に努めます。

■ 農山漁村における再生可能エネルギー導入に関する調査・研究

- 既存の農業水利施設を活用した小水力発電の導入可能性について調査を行い、その結果を踏まえ、土地改良区等と情報を共有し、小水力発電の導入を図ります。
- バイオマス資源の再生可能エネルギー化を推進するため、バイオマスエネルギーの原料とする資源作物の栽培や燃料の製造技術等実証・研究段階にある技術の実用化へ向けた調査・研究に取り組み、推進方針を策定するとともに、地域に適した再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 再生可能エネルギーに関する技術開発状況を踏まえ、効率的・効果的なエネルギー導入を促進します。

1

農山漁村における再生可能エネルギーの取組事例

2

3

酪農地帯の集落全体における太陽光発電の導入

4

- ・ 酪農地帯の100戸余りの農家で太陽光発電設備を設置。
- ・ 発電した電気は畜舎内で使用。
- ・ 太陽光発電を活用して生産した牛乳を「エコ牛乳」としてアピール。

5

<効果>

6

- ・ 酪農家の電力経費の削減。
- ・ エネルギーの地産地消とCO₂の削減。
- ・ 当該地域のブランドイメージの向上。



牧場に設置された太陽光パネル

7

8

9

10

11

12

13

地域の未利用間伐材等を用いた木質バイオマス発電

14



15

木質バイオマス発電施設

16

- ・ 1日 60トンの地域の林業系バイオマス資源

17

(間伐材、伐採木、伐根、さくらんぼの剪定枝等) を原料としてガス化発電を行い、得られた電気を売電

18

19

20

21

22

<効果>

23

- ・ 未利用の間伐材等を購入することにより、地域の森林の維持・保全、林業経営の改善に寄与

24

小水力発電により土地改良施設に電気を供給

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

- ・ 農業用水路の落差を利用して発電。
- ・ 発電した電気は土地改良施設に供給。

<効果>

39

- ・ 土地改良施設の維持管理費の軽減



農業用水路に設置された水車・発電機

(農林水産省「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の事例」より作成)

40

41

42

(3) 施策の達成度を測る指標

43

44

45

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|-----------------------------|-----------------|--------------------|
| 木質燃料使用量 【参考】 H22年度 465千t | H23年度 458 千t | H32年度 880 千t 以上 |

(白 紙)

第7節 自然・環境との共生

| | |
|------------------------------------|-----|
| 1 環境と共生する農林水産業 | 156 |
| 2 地球温暖化への対策 | 158 |
| 3 農林漁業・農山漁村が有する多面的機能の発揮 | |
| (1) 生産活動を通じた多面的機能の発揮と やすらぎ空間の創造 | 160 |
| (2) 森林の有する多面的機能の発揮 | 162 |
| 4 県民参加の森林づくり | 164 |

1 環境と共生する農林水産業

① 現状と課題

- 東日本大震災によって、農地や森林に甚大な被害が発生し、また、漁場や藻場、干潟には壊れた建物等が堆積し、環境が大きく変化しています。
- 原発事故により大量の放射性物質が大気中や海に放出されたことに伴い、農地、森林、漁場等が広範囲にわたって汚染されました。
- 有機栽培、特別栽培は年々栽培面積が拡大していますが、安定生産や产地化、販路の確保に加え、放射性物質によるたい肥の汚染などの課題があります。
- エコファーマーの認定件数は平成17年度から6年連続全国1位となり、販売農家の約26%を占めていますが、環境と共生する農業推進のためには、更なる認定の促進と県内での均衡ある育成を図る必要があります。
- 家畜排せつ物や稻わら、集落排水汚泥などの有機性資源の循環利用に加え、水環境にやさしい農業技術や総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術¹の導入、農業用使用済プラスチックの再生処理などの取組を更に進めることができます。
- 原発事故に伴う放射性物質の影響により、一部のたい肥の利用が制限されています。たい肥中の放射性物質が農産物に及ぼす影響等を懸念して、たい肥の利用を控える動きがあり、地域内の資源循環が停滞しています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 環境の再生

- 農山漁村における生活環境、農地、生活圏周辺だけでなく、県民生活に密接に関連する水源地の森林や林業生産の場となる森林、農林水産業関連施設等の除染を進めます。
- 県土の保全や水資源のかん養、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全などの自然・環境面での機能や体験学習・教育、保養・療養など人間を磨き、安らぎを与える機能などの多面的機能の再生を図るため、農地や森林等の復旧、藻場や干潟等の機能回復に取り組みます。

■ 環境との共生

- 本県の豊かな自然環境を維持し、これを次世代に引き継ぐため、放射性物質に関する暫定許容値を下回るたい肥等の確保と地域内利用を進めるとともに、有機栽培、特別栽培、エコファーマーなど環境と共生する農業を本県農業の基本として積極的な拡大を推進します。
- 有機農業については、「福島県有機農業推進計画」に基づき生産行程管理者の増加と取

¹ 総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術：病害虫・雑草による農作物被害を防ぐため、人の健康や環境に配慮し、化学合成農薬に偏重することなく経済性を考慮しながら天敵やフェロモンなどの多様な防除手段を組み合わせた技術です。

組面積の拡大、流通対策等を積極的に進め、実需者ニーズなどに対応できる産地を育成します。

- 家畜排せつ物の適正処理と有機性資源の効率的な循環利用、農業用使用済プラスチックの再生利用や生分解性マルチ¹等排出抑制資材の利用の拡大、水環境にやさしい農業技術の猪苗代湖周辺地域での重点的普及と全県的拡大、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及促進など、環境と共生する農業実現のために必要となる生産技術などの普及を進めます。



アイガモ農法

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--|-------------------|---------------------|
| エコファーマー認定件数 【参考】 H22年度 21,889件 | H23年度 21,091 件 | H32年度 25,000 件以上 |
| 認証を受けた特別栽培農産物の作付面積 【参考】 H22年度 6,372ha | H23年度 3,196 ha | H32年度 6,500 ha以上 |
| 有機農産物の作付面積 【参考】 H22年度 282ha | H23年度 265 ha | H32年度 325 ha以上 |
| 農業用使用済プラスチックの組織的回収率 【参考】 H22年度 59.5% | H23年度 51 % | H32年度 80 %以上 |

¹ 生分解性マルチ：穀物デンプンなどを原料とした生分解性プラスチックを使用したマルチフィルム（除草や保温等のために農地に被せるフィルム）で、使用後に土壤中にすき込むことにより、微生物の働きで水と炭酸ガスに分解されます。

2 地球温暖化への対策

① 現状と課題

- 地球温暖化の進行が農林水産業へ悪影響を及ぼすことが懸念されることから、森林の有する多面的機能の発揮や農林水産物の安定供給に向けて、森林による二酸化炭素吸収量の確保や農林水産業への影響把握と適応策の検討などの対応が必要となっています。
- 原発事故により放出された放射性物質に森林が汚染され、森林整備が停滞していることから、放射性物質の除去・低減を早急に進め、森林の再生を図る必要があります。
- 二酸化炭素の排出量の削減に結びつく木質バイオマスへの期待が高まっており、有効活用が求められています。
- 農林水産業からも排出される温室効果ガスの削減に向けて、技術の開発と普及が求められています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 森林による二酸化炭素吸収量の確保

- 森林による二酸化炭素吸収量を確保するため、放射性物質の除去・低減と一体となった森林整備を着実に推進するとともに、森林づくり活動に対して二酸化炭素吸収量の認証を行うなど、地球温暖化防止に向けた関連施策を進めます。

■ 木質バイオマスの安定供給と利用促進

- 今後増大が見込まれる木質バイオマスの需要に対応し、安定的な供給体制の整備を支援するとともに、その利用を普及・定着させるため、農業用ボイラー燃料、新たなマテリアル利用¹等への用途拡大を促進します。

■ 温室効果ガスの削減に向けた技術の開発と導入支援

- 省エネ型ハウスを利用した栽培法の開発や土壤の持つ炭素貯留機能の活用技術の確立、ナタネなどの油糧作物を使ったバイオマス利活用モデルの普及などにより、温室効果ガスの削減を図ります。
- 漁船に使用する燃油の削減につながる技術の導入を進めます。

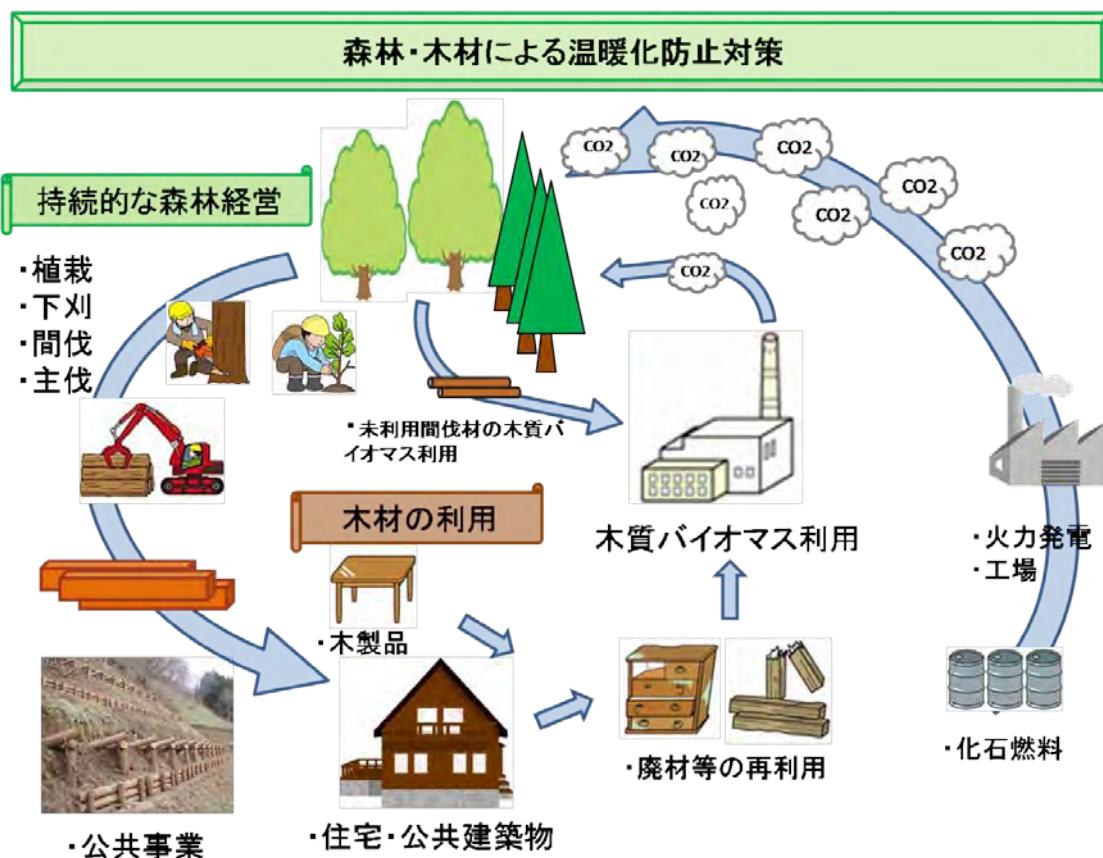
■ 地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の把握と対応技術の開発

- 地球温暖化が本県の農林水産業に及ぼす影響を評価するとともに、適応策を開発し地

¹ 新たなマテリアル利用：木質バイオマス資源を、機能性資材や工業原料等としてこれまで利用されなかった用途や分野で活用することです。例えば、炭化、繊維化、成分抽出等により、調湿材、断熱材、木質プラスチックなどへの活用が期待されます。

球温暖化にも対応できる農林水産業の確立を推進します。

- 本県が開発した「メタン発生を抑制する水田の水管理技術¹」の普及を推進します。



③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--|-------------------|--|
| 森林整備面積 (H25～H32累計) 【参考】 H22年度 12,185ha | H23年度 7,387 ha | H32年度 14,000 ha以上 (延べ94,800ha以上) |
| 木質燃料使用量 【参考】 H22年度 465千t | H23年度 458 千t | H32年度 880 千t 以上 |

¹ メタン発生を抑制する水田の水管理技術：水田は田植え後水を張った状態を維持するので、土壤酸素が不足し、温室効果ガスの一種であるメタンが発生しますが、水田の水を切る中干しを1週間早く開始して土壤に酸素を供給すると、メタンの発生量を約49～74%削減することができます。

3 農林漁業・農山漁村が有する多面的機能の発揮

(1) 生産活動を通じた多面的機能の発揮とやすらぎ空間の創造

① 現状と課題

- 農林水産業・農山漁村は、生活・就業の場であるとともに、景観の形成など多くの役割を果たしていますが、過疎化・高齢化による担い手の減少から、農業用施設等の管理不足や耕作放棄地の増加、手入れの行き届かない森林の増加等により、多面的機能の低下が危惧されています。
- 東日本大震災によって、農地や森林に加え、親水や生態系保全施設等が被災しました。
- 原発事故に伴い設定された警戒区域等においては営農が制限されており、それ以外の地域においても一部で稲の作付制限や葉たばこの作付け見合わせ等の措置が講じられていることから、耕作放棄地が増加することが懸念されます。
- 漁場や藻場、干潟には、津波によって壊れた建物等が堆積し、環境が大きく変化しており、多面的機能の低下が危惧されています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 多面的機能の維持・増進

- 東日本大震災で被害を受けた農地、森林等を早期に復旧します。また、関係する市や町と緊密な連携の下、農地等の区画整理と併せて、親水・生態系保全施設等の復旧・整備を進めます。
- 農林業の生産活動を通じた多面的機能の維持・増進を図るため、農業水利施設等の適正な管理や耕作放棄地の発生防止・解消、森林の適正な管理等に努めます。
- 漁業活動を通じた藻場、干潟の保全、外来魚駆除などの生態系保全活動を支援します。特に、多面的機能を有する松川浦や藻場等における津波の影響を調査し、機能回復に必要な取組を推進します。
- 県民の理解と協力の下、多面的機能の維持・向上を図るため、農山漁村の有する多面的機能に関する情報の発信に努めます。

■ やすらぎ空間の創造

- 生産基盤等の復旧・整備に当たっては、その本来の機能に加え、豊かな農山漁村を創造する地域資源として、生態系、親水性等に配慮し、良好な環境を保全するとともにやすらぎ空間を創造します。
- 地域固有の豊かな自然環境などを活用し、都市住民が農山漁村の文化や生活に接することのできる交流基盤の整備を推進します。

農林水産業・農山漁村の多面的機能の発揮



(農林水産省HP)

③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--|--------------------|-----------------------------------|
| 耕作放棄地の解消面積 (H25～H32累計) 【参考】 H22年 204ha | H23年 255 ha | H32年 400 ha以上 (延べ3,000ha以上) |
| 農地・水・環境の良好な保全を図る 共同活動を行う面積 【参考】 H22年度 37,856ha | H23年度 35,561 ha | H32年度 45,000 ha以上 |
| 中山間地域等における地域維持活動を行 う面積 【参考】 H22年度 15,874ha | H23年度 15,625 ha | H32年度 17,600 ha以上 |

3 農林漁業・農山漁村が有する多面的機能の発揮

(2) 森林の有する多面的機能の発揮

① 現状と課題

- 近年、森林の果たす様々な役割が広く認識されてきており、これらを十分に発揮させるため、重視すべき機能に応じた多様な森林施業を支援するとともに、市町村、森林組合等との連携を図り、将来にわたり、森林を適正に整備していく必要があります。
- 保安林については、水源かん養や土砂災害防止等、特に重要な森林でも保安林として指定されていない箇所が存在することから、今後とも計画的に保安林指定を進めいく必要があります。
- 東日本大震災による保安林の流失・枯損や集中豪雨による林地崩壊が発生しましたが、森林の持つ多面的機能を維持する上でも早期の復旧が求められています。
- 県、市町村、林業公社など公的機関の実施する森林整備については、計画的な実施に努めていることから、地域の模範として、今後も、引き続きその役割を担っていく必要があります。
- 森林災害、無許可の開発や伐採、山火事などを未然に防ぐため、巡視等の活動を強化していく必要があります。
- 豊かな森林環境を健全な状態で次世代に引き継ぐため、平成18年度から森林環境税¹を導入し、「県民一人一人が参画する森林づくり」を進めています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 多様な森林整備の推進

- 森林の持つ多面的機能に応じ、長伐期施業²への転換、針広混交林³への誘導、広葉樹林の整備等、多様な森林整備を進めます。
- 間伐を重点とした森林整備により、森林の健全な育成を推進します。
- 山村地域等の活性化を図るため、野生鳥獣の被害防止対策を行うとともに、集落周辺の景観形成等を促す里山林の再生を支援します。

■ 保安林の整備の推進

- 水源かん養や土砂災害の防止等の公益的機能の発揮が必要な森林については、計画的に保安林に指定するとともに、津波や豪雨等により被災した森林の復旧と機能強化を図るため、治山事業による適切な森林整備を推進します。

■ 公的森林の整備の推進

- 市町村、財産区、林業公社及び（独）森林農地整備センターとの連携を図り、公的機関による計画的な森林整備に努めます。

¹ 森林環境税：森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため平成18年度から導入した制度。「県民一人一人が参画する新たな森林づくり」に関する取組に活用されています。

² 長伐期施業：人工林で伐採される標準的な林齢（およそ40～50年）のおおむね2倍程度（80～100年）まで伐採林齢を伸ばした施業のことです。

³ 針広混交林：針葉樹人工林に広葉樹を交えた森林のことで、種組成が豊富になることや針葉樹と広葉樹で伐採時期がずれるため相対的に長い伐期の計画が組めるなどの利点があります。

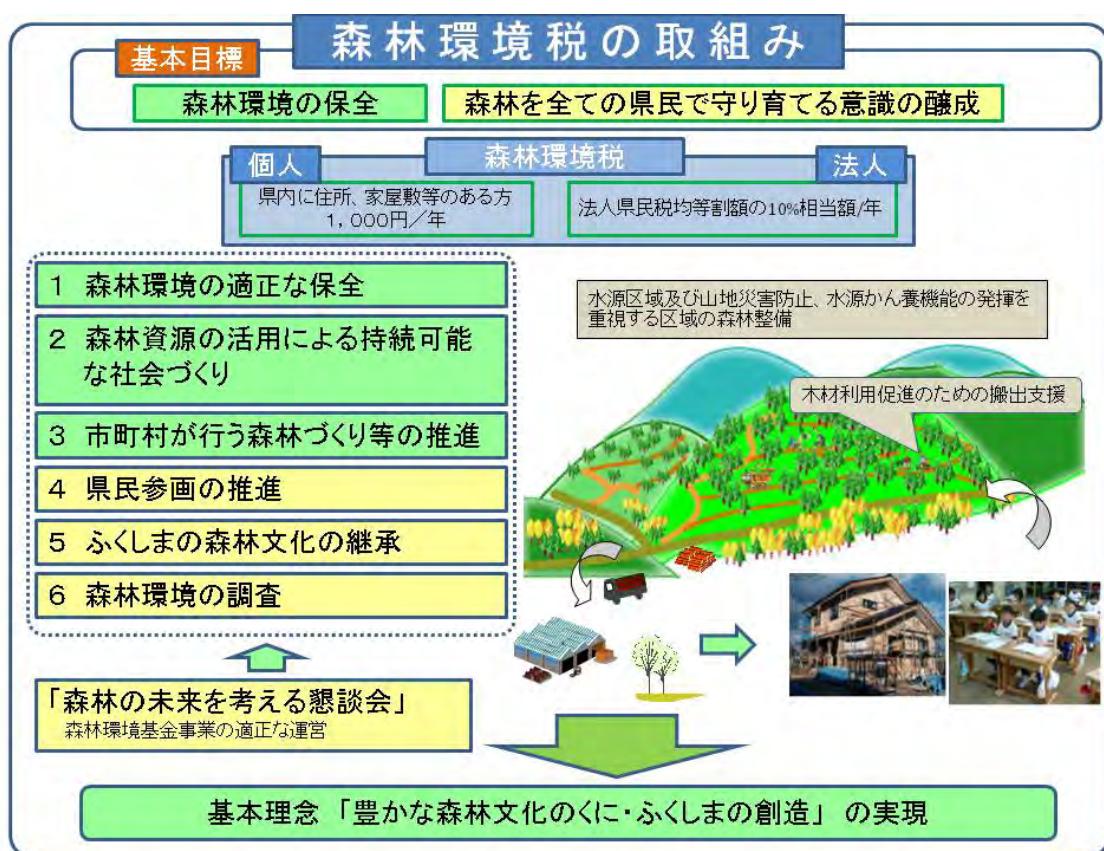
- 県営林・公社造林については、地域の模範林として適切な管理を進めます。

■ 適正な森林の管理

- 森林保全巡視活動を継続的に進め、森林の適正な管理を推進します。
- 無届伐採や違法開発に起因する災害を防止し、森林の適正な利用を確保するため、市町村との連携の下、林地開発許可制度の適切な運用に努めます。

■ 県民参画による森林環境の継承

- 森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、森林環境税を活用した水源かん養など公益的機能の低下が懸念される森林の適正な管理を推進します。



③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--|---------------------|--|
| 森林整備面積 (H25～H32累計) 【参考】 H22年度 12,185ha | H23年度 7,387 ha | H32年度 14,000 ha以上 (延べ94,800ha以上) |
| 保安林指定面積 【参考】 H22年度 112,442ha | H23年度 112,469 ha | H32年度 124,500 ha以上 |

4 県民参加の森林づくり

① 現状と課題

- 森林に対する県民の要請が多様化・高度化しているため、森林の整備や施設の充実、指導者の育成を推進するとともに、森林ボランティア活動等への支援や情報提供を図る必要があります。
- 新たに森林づくりを行う企業や団体等が増えていることから、このような取組を支援するとともに、すべての県民で森林を守り育てるという意識の更なる醸成を図る必要があります。
- 本県の豊かな緑を将来にわたり保全するため、緑化の啓発と緑化技術の普及活動を推進し、県民による自発的な緑化活動を促進する必要があります。
- 原発事故による放射性物質に森林が汚染されたことから、森林づくり活動や森林環境学習の場としての活用が低調となっています。

② 施策の具体的な取組内容

■ 全国規模の復興イベントの開催（再掲）

- 東日本大震災及び原子力災害からの復興に向けて努力を重ねる県民の心の支えとし、復興に力強く歩み続ける県民の姿を全国へ発信するとともに、緑豊かな県土を再生し、豊かな森林を守り育て、次の世代に引き継いでいくため、全国植樹祭の開催を目指します。

■ 森林づくり意識醸成活動の推進

- 県内において利用者の多い公共の森林公園施設での除染を早急に進めるとともに、放射線に関する正しい知識や野外活動における留意事項等を発信することにより、野外施設の利用を推進します。
- 森林整備ボランティア活動、森林観察・林業体験、「緑の募金¹」運動、「緑の少年団²」活動等を通して、森林・林業の必要性、重要性の理解を深める普及啓発活動を進めます。
- 県内各地で開催される地方の植樹祭等の森林づくりイベントを支援します。

■ 森林ボランティア活動の支援

- 森林ボランティア団体の情報収集・提供やボランティアの相談窓口となっている森林ボランティアサポートセンター³の活用を図りながら、森林ボランティア団体の活動を支援します。
- ボランティア活動の輪を広げるため、森林所有者や森林組合等林業関係者及び森林ボランティア団体、企業、市町村などとの連携強化に努めるとともに、(財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団と連携し、森林とのふれあい活動の推進に努めます。
- 森林の役割や重要性を広く県民に伝えるため森林環境学習や森林観察等の活動を行う「もりの案内人」や、森林整備の専門的知識や技術を持つ「グリーンフォレスター⁴」など指導者の育成・確保に努めます。

¹ 緑の募金：緑化に対する理解と認識を深めるため、緑の募金活動を通じて行われる森林整備や緑化に関する普及啓発活動です。

² 緑の少年団：次代を担う子どもたちが、緑を愛し、守る心を育むことを目的に、森林環境学習や地域社会での奉仕活動等を行う、主に小学生により組織された団体です。

³ 森林ボランティアサポートセンター：森林づくり活動の広報、森林ボランティアの情報収集・提供、ボランティアの相談窓口、関係者の連絡調整等を行う「ふくしま県民の森」内に設置された機関です。

⁴ グリーンフォレスター：森林づくり活動や学校教育の森林整備活動を通じて林業の重要性、技術などを広く県民に伝えるボランティアによる指導者のことです。

■ 企業の森林づくり(CSR活動)の支援

- 環境貢献活動として森林づくりに取り組もうとする企業や団体を支援します。
- 森林所有者の森林整備への意向を聞き取りするとともに、あっせん可能なフィールドを調査して企業等の要望に応じたマッチングを図ります。
- 企業が整備した森林に関する情報を定期的に提供するとともに、将来を見据えた森林づくりへのアドバイスを行います。

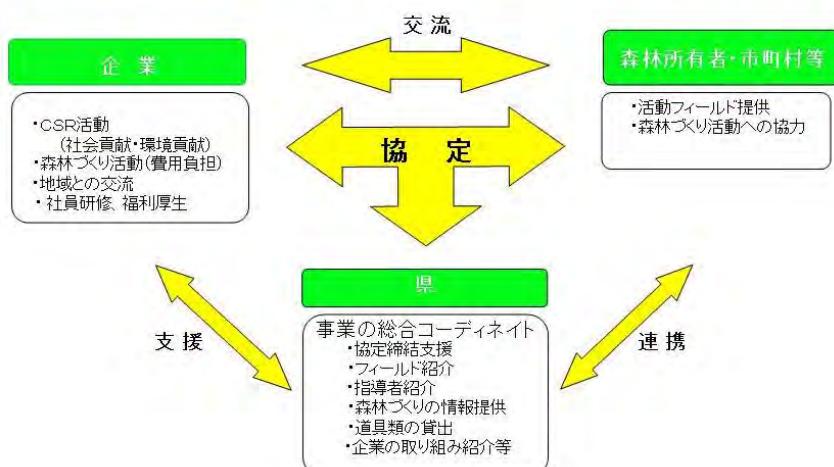
■ 緑化運動の推進

- (社)福島県森林・林業・緑化協会等との連携のもとに、森林の整備や公共施設の緑化などに役立てる「緑の募金」運動を展開します。
- 森林の多様な役割に対する県民理解を促進するため、情報の提供や各種コンクールなど普及活動を進めます。
- 緑と親しみ、守り育てる活動を通じ、次代を担う子どもたちの心身の健全な育成のために「緑の少年団」の設立と活動を支援します。

■ 緑化技術の普及推進

- 緑化技術に関する各種研修や講習会の開催、普及PR活動等を促進します。
- 名木や鎮守の森に代表される「緑の文化財¹」等の保護・保全活動を支援します。
- 緑化に関する質問、相談に対応する「グリーン・アドバイス・センター²」により、緑化技術の普及を推進します。

企業の森林づくり活動の仕組み



③ 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--|--------------------|----------------------|
| 森林づくり意識醸成活動の参加者数 【参考】H22年度 153,223人 | H23年度 107,189 人 | H32年度 155,000 人以上 |

¹ 緑の文化財：県民に親しまれ愛されてきた名木や鎮守の森などの文化遺産で、登録箇所数は平成24年3月末現在で542か所です。

² グリーン・アドバイス・センター：県民の緑に関する質問、相談に応えるための相談室で、(財)福島県都市公園・緑化協会及び蓬瀬公園・緑化センター管理事務所内にあります。

(白 紙)

第5章 重点戦略

めざす姿の実現を図るため、計画期間内に重点的・戦略的に取り組む施策を示します。

| | |
|--|-----|
| 1 避難地域における農林水産業再生プロジェクト | 170 |
| 警戒区域等の見直しに応じて、農林漁業者の経営再開に向けた総合的な支援を行うことにより、農林水産業の再生を図ります。 | |
| ■ 農用地、森林等の除染と生産基盤の復旧 | |
| ■ 経営再開への支援 | |
| ■ 新たな経営・生産方式の導入 | |
| 2 安全・安心な農林水産物供給プロジェクト | 172 |
| 農用地や森林などの除染や放射性物質吸収抑制対策を進めると同時に、きめ細かな検査体制を整えた上で正確な情報を発信し、これまで推進してきた環境と共生する農業などの取組を継続しながら、安全かつ安心な農林水産物を消費者へ提供します。 | |
| ■ 放射性物質検査の強化と検査結果の見える化 | |
| ■ 安全性を高める取組の推進 | |
| ■ 環境と共生する農業の推進 | |
| ■ 安全性のPR・消費者からの信頼確保 | |
| ■ 地産地消の推進 | |
| 3 ふくしま“人・農地”新生プロジェクト | 174 |
| 東日本大震災からの本県農業の復旧・復興に向け、地域農業の多様な担い手を育成するとともに、担い手への農地集積を加速化し、力強い農業構造の実現に取り組みます。 | |
| ■ 地域をリードする経営体の育成 | |
| ■ 新規就農者の育成・確保 | |
| ■ 女性農業経営者の育成 | |
| ■ 農用地利用集積の促進 | |
| 4 「ふくしまの恵みイレブン」強化プロジェクト | 176 |
| 主要農林水産物11品目の生産力強化と重点的なプロモーション活動や輸出再開・拡大に取り組み、ふくしまブランドの回復・強化を図ります。 | |
| ■ 「ふくしまの恵みイレブン」の戦略的な生産拡大 | |
| ■ 「ふくしまの恵みイレブン」の重点的なプロモーション活動の展開 | |
| ■ 「ふくしまの恵みイレブン」の輸出再開・拡大 | |
| 5 地域産業6次化の推進プロジェクト | 178 |
| 農林漁業者と異業種（2次、3次産業）との相互参入を推進するとともに、県産農林水産資源を活用した新商品や新サービスの開発を支援し、所得向上と雇用の確保による地域経済の活性化を図ります。 | |
| ■ 新たな価値をもたらす地域産業の創出～しごとづくり～ | |
| ■ 地域産業を支える人材の育成と確保～ひとづくり～ | |
| ■ しごととひとを結びつける地域ネットワーク力の強化～きずなづくり～ | |

6 みんなが安心。農山漁村防災・減災プロジェクト 180

農業水利施設や保安林及び治山施設等の適切な維持管理、計画的な整備を進めるとともに、地域住民の防災・減災体制を強化し、安全安心な農山漁村づくりを進めます。

- 農業用ダム・ため池等の耐震性の検証・確保
- 農業水利施設、農林道等におけるストックマネジメントの推進
- 保安林及び治山施設等の計画的な整備の推進
- 防災・減災体制の強化

7 ふくしまの森林元気プロジェクト 182

森林の再生を推進するとともに、森林資源の有効活用を促進し、森林資源の適切な管理と持続的な林業経営の実現を図ります。

- 放射性物質に対応した森林の再生
- 新たな施業体系による森林整備の展開
- 県産材の安定供給と需要拡大
- 県産材フル活用に向けた施設の導入
- 林業就業者の確保・育成

8 水産業の活性化プロジェクト 184

漁港や漁船等の復旧を進め、風評払拭・消費回復に向けた取組を促進し、早期の漁業再開を目指すとともに、水産資源の維持・培養による持続的な資源利用を目指します。

- 漁船・漁業関連施設等の生産基盤の復旧
- 漁業再開の支援
- 漁業担い手の育成・確保
- 水産資源の維持・培養

9 地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進プロジェクト 186

農山漁村に豊富に存在する地域資源である土地、水、バイオマスを活用した再生可能エネルギーの生産を推進し、電力利用や雇用創出等による農林水産業・農山漁村の活性化を図ります。

- 農山漁村における再生可能エネルギー生産の推進
- 農林水産業・農山漁村における再生可能エネルギー活用の推進

重点戦略1 避難地域における農林水産業再生プロジェクト

1 目的

警戒区域等の見直しに応じて、農林水産業者の経営再開に向けた総合的な支援を行うことにより、農林水産業の再生を図ります。

2 具体的な取組内容

■ 農用地、森林等の除染と生産基盤の復旧

- 除染が円滑かつ効果的に実施されるよう関係機関・団体との連携を強化します。
- 農用地や森林、農業水利施設等農林水産業関連施設などの効果的な除染を促進します。
- 森林の汚染状況に応じた森林整備を進め、放射性物質の低減を図ります。
- 被災した農地、森林、農業用施設、農林道、治山施設、漁港等生産基盤の早急な復旧を進めます。
- 農業者や市町村等との緊密な連携の下、担い手への農用地利用集積とほ場の大区画化を進めます。
- 農業用ダム・ため池等の耐震性の検証及び耐震補強対策を進めます。
- 漁場に堆積した壊れた建物等の除去を進めます。

■ 経営再開への支援

- 「浜地域農業再生研究センター（仮称）」を整備し、営農の再開・農業の再生を図ります。
- 帰還した農業者の円滑な営農再開に向けた農地等の保全管理、鳥獣被害防止対策、作付実証、新たな作物・生産方式への転換、吸収抑制対策等の取組を支援します。
- 農林漁業者等の早期の経営再開に向け、農林水産生産関連施設等の整備や畜産生産基盤の回復等に対する助成や融資、技術指導等の取組を強化します。
- 緊急時モニタリングや产地における自主検査体制を強化します。また、検査結果のわかりやすい提供など消費者の理解促進に取り組みます。
- 緊急時モニタリング検査結果等を踏まえ、試験操業の拡大など沿岸漁業の操業再開に向けた取組を進めます。
- 避難先等において一時的に経営を再開する農林漁業者への支援を強化します。

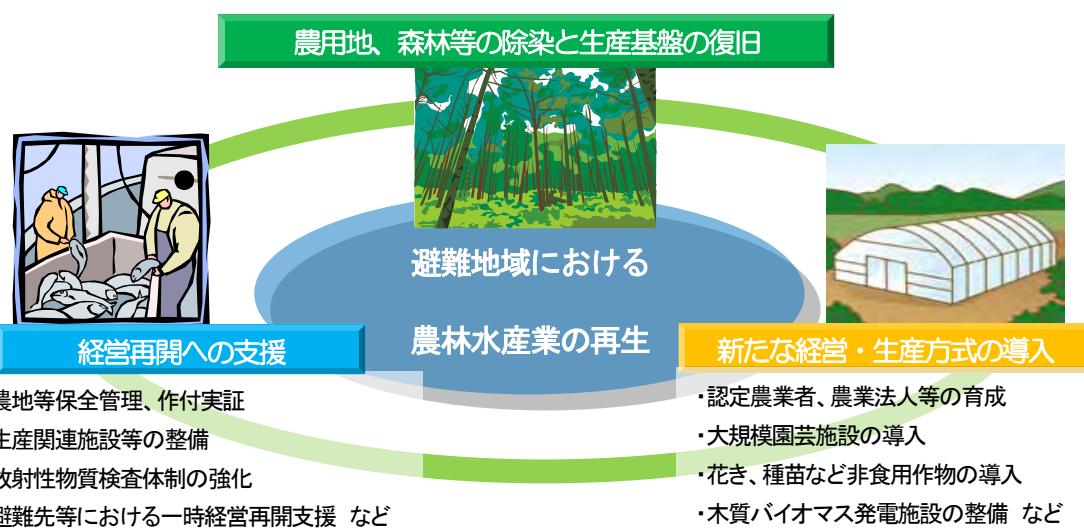
■ 新たな経営・生産方式の導入

- 認定農業者、認定農業者等を核とした集落営農組織や農業法人など地域農業を支える多様な担い手の育成を進めるとともに、避難地域における農地管理など地域の実情に応じた新たな地域営農システムづくりを進めます。
- 植物工場や養液栽培などによる大規模園芸施設等の導入を推進します。
- 花き、種苗など非食用作物等への転換を検討し、その導入を図ります。
- 間伐材等の木質バイオマスを原料とした発電や熱源利用施設の整備を支援し、森林資源の有効活用を促進します。
- 漁船の共同利用による協業化、低コスト化を進めます。
- バイオマスエネルギーの原料とする資源作物の栽培等の可能性調査を行い、推進方針を策定するとともにその実現に向けた取組を進めます。

3 計画期間内の工程表

| 事項 | 前期 | | | | 後期 | | | |
|---------------------|-----------------------------------|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|
| | 第1期 | | 第2期 | | 第3期 | | 第4期 | |
| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| ■農用地、森林等の除染と生産基盤の復旧 | 《農用地、森林の除染》 | | | | | | | |
| | → 〈除染特別地域〉 | | | | | | | |
| | 〈汚染状況重点調査地域〉 | | | | | | | |
| | □ □ 生活圏以外の森林の除染 | | | | | | | |
| | 《生産基盤の復旧》 | | | | | | | |
| | → 生産基盤の復旧 農用地利用集積とほ場の大区画化 | | | | | | | |
| | 《森林の再生》 | | | | | | | |
| | 森林整備と放射性物質低減の一体的な推進 | | | | | | | |
| | 実証調査・研究 | | | | | | | |
| | 研究拠点の整備 → 研究拠点の供用 | | | | | | | |
| ■経営再開への支援 | → 営農再開 | | | | | | | |
| | → 営農再開に向けた支援 | | | | | | | |
| | 試験操業の拡大 | | | | → 操業再開 | | | |
| | 認定農業者、農業法人等の育成 | | | | | | | |
| ■新たな経営・生産方式の導入 | ・大規模園芸施設の導入 ・花き、種苗など非食用作物の導入など | | | | | | | |
| | 新たな生産方式の導入 | | | | | | | |
| | 木質バイオマス発電・熱源利用施設整備 | | | | | | | |

4 取組イメージ



5 関連指標

- 農地の復旧率（警戒区域等を除く） ○ 森林整備面積
- 避難地域において農業を開始した認定農業者数 ○ 操業再開した漁業経営体数
- 養液栽培面積（相双地方）

重点戦略2 安全・安心な農林水産物供給プロジェクト

1 目的

農用地や森林などの除染や放射性物質吸収抑制対策を進めると同時に、きめ細かな検査体制を整えた上で正確な情報を発信し、これまで推進してきた環境と共生する農業などの取組を継続しながら、安全かつ安心な農林水産物を消費者へ提供します。

2 具体的な取組内容

■ 放射性物質検査の強化と検査結果の見える化

- 農用地や森林などの除染、農林水産物への放射性物質吸収抑制対策や家畜などの適正な飼養管理が行われるよう支援します。
- 緊急時モニタリング検査を充実・強化します。また、産地における自主検査、県産材の放射線検査体制を強化します。
- 検査結果のわかりやすい提供など消費者の理解促進に取り組みます。
- 県の管理の下、県内で生産された全ての米を対象とした全量全袋検査を推進します。

■ 安全性を高める取組の推進

- 放射性物質に関するリスク管理を含めたG A P手法や農薬適正使用、J A S製材品の供給などの取組を推進します。
- 動物用・水産用医薬品等の適正使用に向けた監視指導やB S E対策等を推進します。
- 貝毒に関する検査や野生きのこ等の鑑定など農林水産物を起因とする食中毒防止に関する取組を行います。

■ 環境と共生する農業の推進

- 安全な堆肥など有機性資源を地域内で循環利用するための取組を支援します。
- 有機栽培、特別栽培及びエコファーマーによる栽培など環境と共生する農業の拡大を推進します。

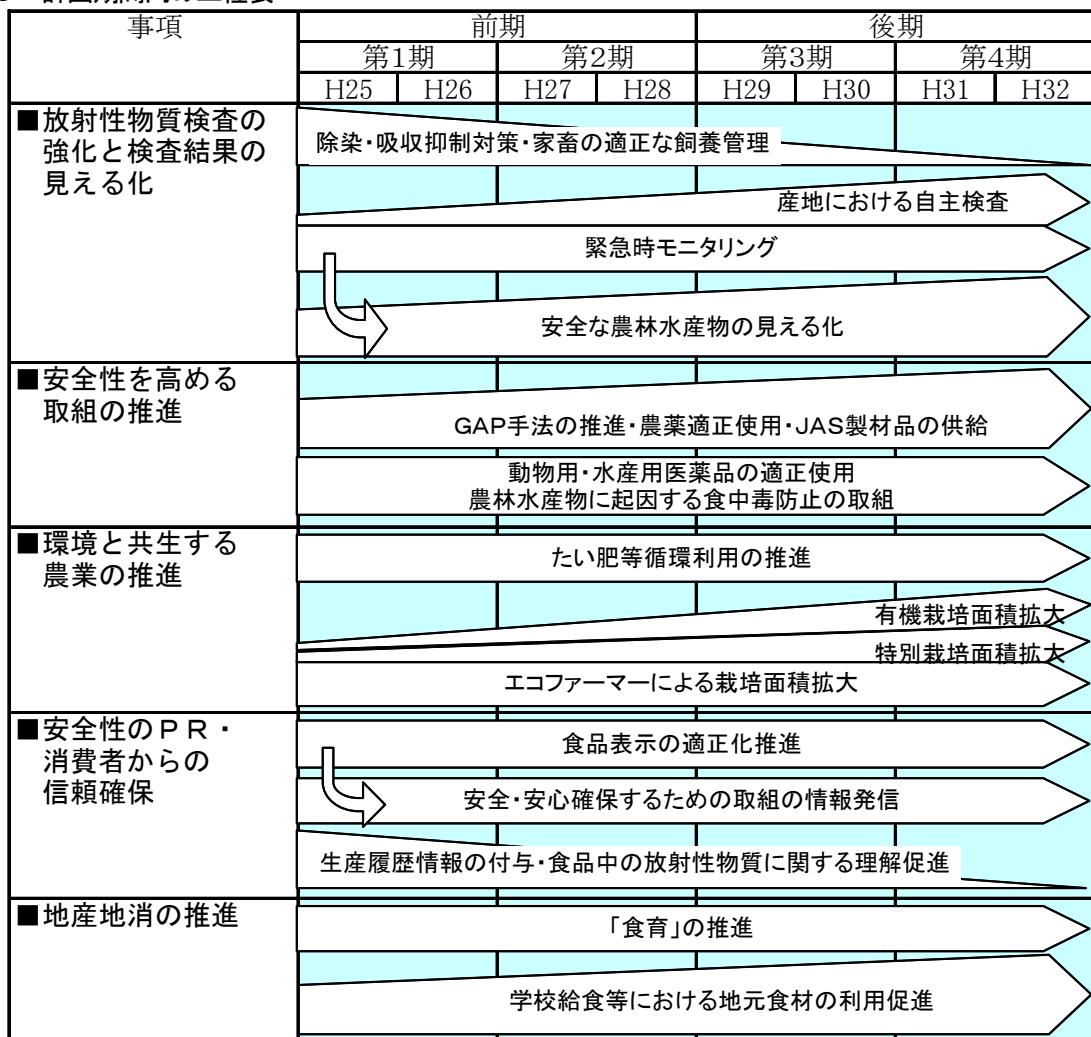
■ 安全性のPR・消費者からの信頼確保

- 食品表示適正化の指導を行います。また、生産者情報、栽培方法や飼養管理に関する情報公開を支援します。
- 農林水産物の安全・安心を確保するための取組をホームページなどで情報発信し、農林水産物の信頼回復のためのPR活動などを積極的に展開します。
- 消費者や流通業者と農林漁業者の相互理解と絆づくりを促進します。

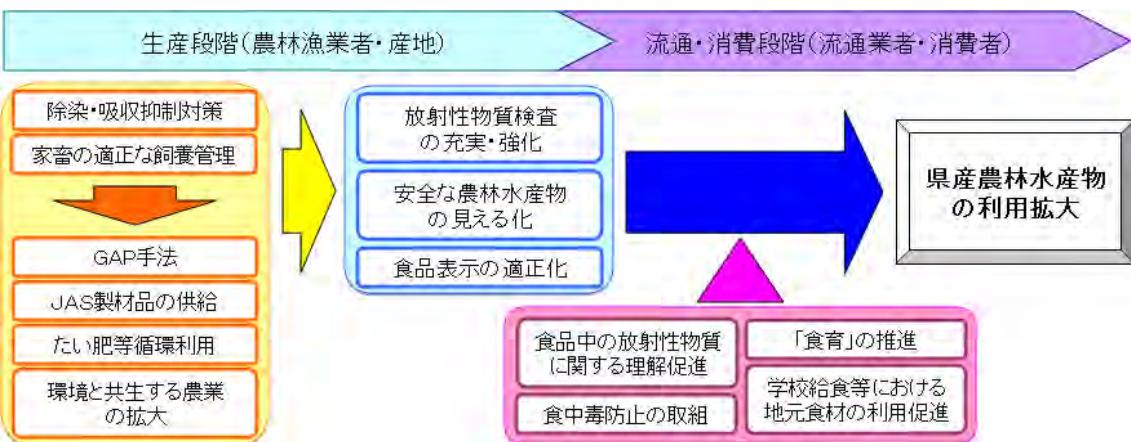
■ 地産地消の推進

- 地域や団体、学校の場において、「食」や農林水産業に関する講義や出前講座などを実施するなど「食育」を推進します。
- 保護者の一層の安心と理解を得ながら、学校給食等における地元食材の活用を進めます。

3 計画期間内の工程表



4 取組イメージ



5 関連指標

- 緊急時モニタリングにおいて放射性物質の基準値を超過した農林水産物の品目数
- G A Pに取り組む产地数 ○ J A S法に基づく生鮮食品の適正表示率
- エコファーマー認定件数 ○ 有機農産物の作付面積
- 学校給食において県産米を利用している市町村の割合

重点戦略3 ふくしま“人・農地”新生プロジェクト

1 目的

東日本大震災からの本県農業の復旧・復興に向け、地域をリードする経営体の規模拡大の促進や新規就農者の農業法人等への就農促進、女性農業者の経営参画の促進等により、地域農業の多様な担い手を育成するとともに、担い手への農地集積を加速化し、力強い農業構造の実現に取り組みます。

2 具体的な取組内容

■ 地域をリードする経営体の育成

- 土地利用型農業を中心とした規模拡大や園芸分野等を中心とした新たな生産方式の導入等を支援します。
- 震災により生産活動の停滞している集落営農組織や農業法人の活性化、更には農業法人を中心とした様々な主体の連携等による新たな取組を支援します。
- 地域と連携した企業等の農業参入を支援するとともに、認定農業者への誘導を図ります。

■ 新規就農者の育成・確保

- 農業高校生の先進農家等との交流を充実し、農業の魅力を実感できる機会を提供します。
- 自家就農の促進に加え農業法人等への円滑な就農を支援します。
- 青年の就農への関心を高めるとともに、就農準備期間や経営が不安定な就農直後の期間に重点的に支援を行い、定着を支援します。
- 中山間地域等においては、新規就農者をサポートする体制の整備を支援します。

■ 女性農業経営者の育成

- 女性農業者の経営能力の向上と農業経営において持てる力を発揮できる環境整備を支援することにより、女性認定農業者の増加を図るとともに、女性農業経営者の育成を図ります。
- 女性農業者の直売活動や農産加工品販売などの起業活動を支援します。

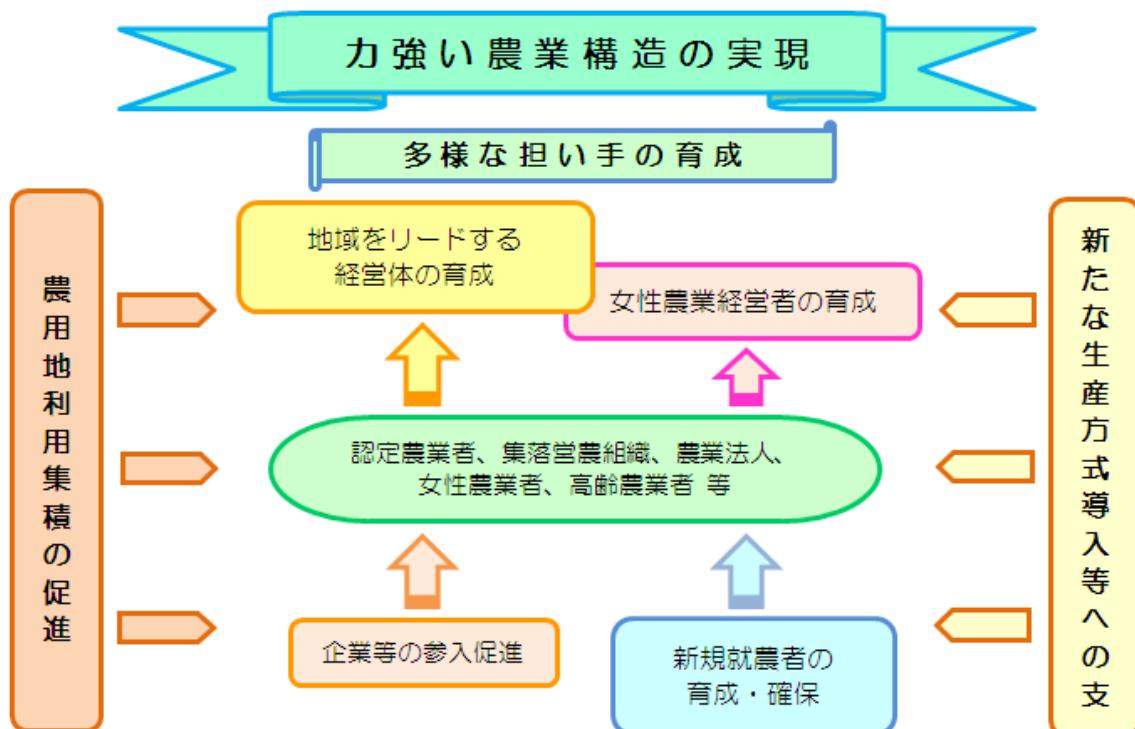
■ 農用地利用集積の促進

- 集落における合意形成により、地域農業を担う経営体への農用地の利用集積を促進しながら集落営農を推進します。
- 基盤整備地区において、担い手への農用地の利用集積を促進します。
- 農地保有合理化法人と農地利用集積円滑化団体が連携した農用地の利用集積を促進します。

3 計画期間内の工程表

| 事項 | 前期 | | | | 後期 | | | | | |
|-----------------|-----------------------|-----|-------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|
| | 第1期 | | 第2期 | | 第3期 | | 第4期 | | | |
| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | |
| ■地域をリードする経営体の育成 | 規模拡大、新たな生産方式の導入等への支援 | | | | | | | | | |
| | 集落営農組織 農業法人の活性化支援 | | 様々な主体の連携等による 新たな取組への支援 | | | | | | | |
| | 地域と連携した 企業等農業参入の支援 | | | | | | | | | |
| ■新規就農者の育成・確保 | 学校教育との連携促進 | | | | | | | | | |
| | 青年の就農誘導と定着支援 | | | | | | | | | |
| ■女性農業経営者の育成 | 家族経営協定の締結促進 | | 女性農業経営者単独又は 共同申請による 認定農業者への誘導 | | | | | | | |
| | 女性農業経営者育成研修の実施 | | | | | | | | | |
| | 女性起業活動の開始 再開支援 | | コンサルティングによる女性起業の 経営力強化支援 | | | | | | | |
| ■農用地利用集積の促進 | 担い手への農用地利用集積 | | | | | | | | | |
| | 基盤整備地区における農用地利用集積 | | | | | | | | | |

4 取組イメージ



5 関連指標

- 認定農業者数 新規就農者数
- 家族経営協定締結数 女性の認定農業者数
- 農用地利用集積面積

重点戦略4 「ふくしまの恵みイレブン」強化プロジェクト

1 目的

本県農林水産業の豊かな恵みを象徴する「米、きゅうり、トマト、アスパラガス、もも、日本なし、りんどう、福島牛、地鶏、ナメコ、ヒラメ」を「ふくしまの恵みイレブン」と位置付け、安全・安心に基づいた一層の生産拡大による収益性の高い産地づくりを進めるとともに、ブランド力向上や信頼確保に向けたプロモーション活動の強化や輸出再開・拡大に取り組み、ふくしまブランドの回復・強化を図ります。

2 具体的な取組内容

■ 「ふくしまの恵みイレブン」の戦略的な生産拡大

- 県オリジナル水稻品種「天のつぶ」の作付拡大やエコ米等の推進を図ります。
- 施設園芸の団地化、再生可能エネルギーの活用を推進します。
- 営農再開、品目転換等の条件を整備し、園芸品目の生産体制強化を図ります。
- 果樹の優良品種系統の導入を進め、生産基盤の強化を図ります。
- りんどうの県オリジナル品種を活用した取組地域の拡大を図ります。
- 福島牛の生産基盤の再生・拡大を進めます。
- 和牛繁殖肥育一貫経営等の推進や高能力種雄牛の造成と利用等を促進します。
- 地鶏（川俣シャモ、会津地鶏）の販売に応じた生産拡大を進めます。
- ナメコの県オリジナル品種を活用した取組地域の拡大を図ります。
- ヒラメの種苗生産体制の再構築等により、放流種苗の安定的確保を図ります。

■ 「ふくしまの恵みイレブン」の重点的なプロモーション活動の展開

- 各品目の「おいしい理由」や「ストーリー性」を前面に打ち出したプロモーションを強化します。
- 消費者や流通関係業者等の信頼回復に向け、多様なメディアを活用した戦略的なプロモーションや、食品の安全性に関する幅広いリスクコミュニケーションを展開します。
- メディアを活用したPRを強化するとともに、生産者団体等のPR活動との連携や観光PRとも併せたトップセールスを重点的・一体的に実施します。

■ 「ふくしまの恵みイレブン」の輸出再開・拡大

- 県産農林水産物の安全性を積極的に発信することにより、諸外国に対し輸入規制の解除を促し、輸出を再開・拡大します。
- 関係団体等が行う海外での販売促進活動等の取組を支援します。

3 計画期間内の工程表

| 事項 | 前期 | | | | 後期 | | | |
|-------------------------|------------------------|-----|------------------------|-----|-----|-------------|-----|-----|
| | 第1期 | | 第2期 | | 第3期 | | 第4期 | |
| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| ■「ふくしまの恵みイレブン」の戦略的な生産拡大 | 作付拡大 販路拡大 生産体制整備 | | 産地・販売力拡大 生産基盤の拡大・整備 | | | 高収益 産地育成 | | |

重点戦略4 「ふくしまの恵みイレブン」強化プロジェクト

| 事項 | 前期 | | | | 後期 | | | |
|---------------------------------|--|-----|------------------|-----|----------------------|-----|-----|-----|
| | 第1期 | | 第2期 | | 第3期 | | 第4期 | |
| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| ■「ふくしまの恵みイレブン」の重点的なプロモーション活動の展開 | 県産農産物の魅力を前面に出したメディア活用等戦略的プロモーションの重点展開・リスクコミュニケーションの展開 → 拡大 | | | | メディア活用によりPR強化→露出の常態化 | | | |
| ■「ふくしまの恵みイレブン」の輸出再開・拡大 | 諸外国の輸入規制解除促進 | | 輸出の再開・拡大 | | 取扱品目の拡大 取組産地の拡大 | | | |
| | | | 安全性の情報発信・セミナー開催等 | | | | | |

4 取組イメージ



5 関連指標

- 県オリジナル品種「天のつぶ」の作付面積
- きゅうりの作付面積 ○ トマトの作付面積 ○ アスパラガスの作付面積
- ももの栽培面積 ○ 日本なしの栽培面積 ○ りんどうの作付面積
- 肉用牛飼養頭数 ○ 地鶏出荷羽数
- ナメコ（県オリジナル品種）の生産量 ○ ヒラメ人工種苗放流数
- 福島県産農産物の海外輸出量
- 大消費地へのふくしまの「顔」となる青果物の供給量

重点戦略5 地域産業6次化の推進プロジェクト

1 目的

東日本大震災及び原子力災害による甚大な被害を受けた本県の農林水産業が、地域を支える基幹産業として復興を遂げるため、農林漁業者と異業種（2次、3次産業）との相互参入を推進するとともに、県産農林水産資源を活用した新商品や新サービスの開発を支援し、所得の向上と雇用の確保による地域経済の活性化を図ります。

2 具体的な取組内容

■ 新たな価値をもたらす地域産業の創出～しごとづくり～

- 本県の豊かな農林水産資源を活用し、農林漁業者等が原料生産から加工、販売まで総合的にを行う地域産業6次化の取組を支援します。
- 投資型地域ファンドを活用し、製造業、観光業など異業種との連携による総合産業化に向けた6次化事業体の育成を図ります。
- 県産農林水産物の特徴を生かせる加工技術や栽培技術、特色ある新商品の開発とその普及を推進します。
- 顧客ニーズを重視するマーケットインの視点による売れる商品づくり、ブランド化や販路開拓を進めます。

■ 地域産業を支える人材の育成と確保～ひとづくり～

- 意欲ある農林漁業者や商工業者を対象に、地域産業6次化に取り組む人材の発掘・育成を図ります。
- 商工業者等の農林水産業への新規参入を促進し、多様な地域産業6次化の担い手の育成・確保を推進します。

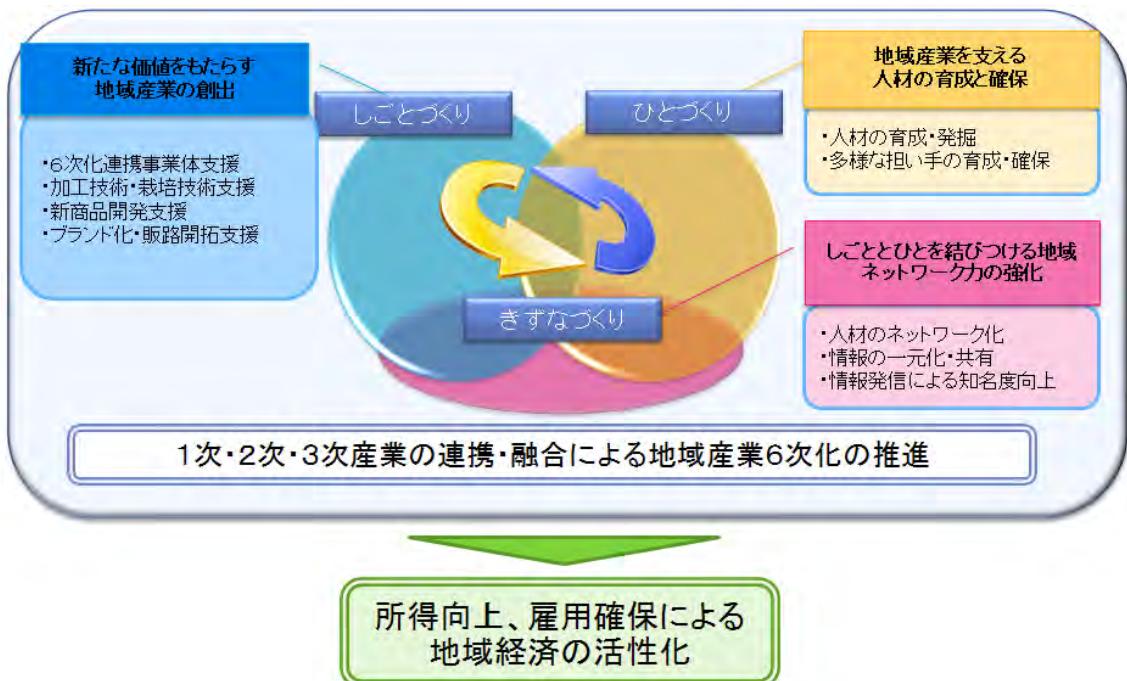
■ しごととひとを結びつける地域ネットワーク力の強化～きずなづくり～

- 地域産業6次化に関心と意欲のある幅広い人材のネットワーク化により、人的交流を活性化させ、人・モノ・技術の結びつきを促進します。
- ネットワーク会員の要望や技術やノウハウなどの情報を一元化して共有することで、新たな商品開発を支援します。
- 地域産業6次化による開発商品や本県の顔となる商品を県内外に広く発信することで、知名度向上や販売促進を図ります。

3 計画期間内の工程表

| 事項 | 前期 | | | | 後期 | | | |
|----------------------------------|--|-----|-----|-----|-----------------|-----|------------|-----|
| | 第1期 | | 第2期 | | 第3期 | | 第4期 | |
| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| ■新たな価値をもたらす地域産業の創出～しごとづくり～ | 6次化新商品開発支援 | | | | | | | |
| | 商品販路開拓推進 | | | | | | | |
| | 商品ブランド化 | | | | ブランド力を生かした販売力強化 | | | |
| | 6次化連携事業体の育成支援(投資型地域ファンド) | | | | | | | |
| | 6次産業化実践人材の発掘・育成 ○開発実践 ○ビジネス構築 ○事業展開 | | | | | | | |
| | 新規参入促進 | | | | | | | |
| ■地域産業を支える人材の育成と確保～ひとづくり～ | ネットワーク拡充 | | | | | | ネットワーク活動強化 | |
| | 情報の一元化・共有化 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| ■しごとひとを結びつける地域ネットワーク力の強化～きずなづくり～ | ネットワーク拡充 | | | | | | ネットワーク活動強化 | |
| | 情報の一元化・共有化 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

4 取組イメージ



5 関連指標

- 農産物の加工や直売等に係る従事者数
- 農産物の加工や直売等の年間販売金額
- 6次化商品数

重点戦略6 みんなが安心。農山漁村防災・減災プロジェクト

1 目的

農業用ダム・ため池等の耐震性の検証・確保、農業水利施設や農林道等の防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進、保安林・治山施設の計画的な整備を進めるとともに、地域住民の防災・減災体制を強化し、安全安心な農山漁村づくりを進めます。

2 具体的な取組内容

■ 農業用ダム・ため池等の耐震性の検証・確保

- 農業用ダム・ため池等の耐震性の検証や耐震補強対策により防災・減災対策を進めます。
- 老朽化・脆弱化している施設の改修を進めるとともに、適切かつ計画的な維持管理の強化を図ります。

■ 農業水利施設、農林道等におけるストックマネジメントの推進

- 「農業水利施設管理システム」により、農業水利施設の防災・減災効果を高める適正管理の強化と長寿命化を推進します。
- 農林道のトンネル・橋梁、地すべり防止施設やその他の治山施設に対するストックマネジメントの導入を進めます。
- 農山村環境施設の定期的な保守点検等による長寿命化を支援します。
- 農業者と地域住民との連携による地域コミュニティの活性化を図りながら、農業用施設等の保全管理を行う取組を支援します。

■ 保安林及び治山施設等の計画的な整備の推進

- 土砂流出防止等の公益的機能の発揮が必要な森林の計画的な保安林指定を推進します。
- 治山事業により施設や保安林の整備を推進します。
- 海岸防災林の整備を計画的に推進します。

■ 防災・減災体制の強化

- 防災・減災に配慮した施設管理技術の向上と、市町村・土地改良区等の管理技術者の育成を支援します。
- 山地災害危険地区の情報周知等により地域住民の防災意識を高めるとともに、ため池の浸水想定区域図を作成し、ハザードマップ作成等の取組を支援し、地域防災力の向上を進めます。

3 計画期間内の工程表

| 事項 | 前期 | | | | 後期 | | | |
|-----------------------|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 第1期 | | 第2期 | | 第3期 | | 第4期 | |
| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| ■農業用ダム・ため池等の耐震性の検証・確保 | 耐震性の検証 補強対策で耐震性を確保 | | | | | | | |
| | 防災・減災対策として必要な施設の改修 | | | | | | | |

| 事項 | 前期 | | | | 後期 | | | | | | | |
|-------------------------------|-------------------------------------|-----|-----|-----|---------------------------------|-----|-----|-----|--|--|--|--|
| | 第1期 | | 第2期 | | 第3期 | | 第4期 | | | | | |
| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | | |
| ■農業水利施設、農林道等におけるストックマネジメントの推進 | 農業水利施設管理システム強化 農林道等のストックマネジメント導入 | | | | ストックマネジメントによる防災・減災対策の取組 | | | | | | | |
| | 地域住民との連携による農業用施設等の保全管理 | | | | | | | | | | | |
| | 保安林及び治山施設等の計画的な整備の推進 | | | | | | | | | | | |
| ■防災・減災体制の強化 | 保安林の計画的な指定 治山施設の点検 | | | | 治山施設及び保安林の整備 海岸防災林の整備 | | | | | | | |
| | ハザードマップ作成支援 浸水想定区域図作成 | | | | 情報周知 施設管理技術の向上 管理技術者の育成支援 | | | | | | | |
| | 危険地区調査 | | | | 地域自主防災体制の構築 山地災害危険地区の情報周知 | | | | | | | |

4 取組イメージ



5 関連指標

- 補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積
- 海岸防災林の整備延長
- 浸水想定区域図が策定された農業ダム・ため池の割合

重点戦略7 ふくしまの森林元気プロジェクト

1 目的

路網整備や高性能林業機械の導入を進め、森林整備と放射性物質対策を一体的に実施することにより、森林の再生を推進するとともに、森林資源の有効活用を促進し、森林の適切な管理と持続的な林業経営の実現を図ります。

2 具体的な取組内容

■ 放射性物質に対応した森林の再生

- 森林の放射性物質による汚染状況の把握に取り組みます。
- 森林の汚染状況に応じた森林整備を進め、放射性物質の低減を図ります。
- 森林の更新や間伐等の森林整備と放射性物質の除去・低減を一体的に進めます。
- 木柵等の設置により、森林からの土砂等の流出防止を図ります。

■ 新たな施業体系による森林整備の展開

- 保育から伐採後の再造林に至るまで、効率的な施業を実現するための新たな作業システムの構築を図ります。
- 県産材のフル活用に向け、新たな用途にも対応できるよう、伐採木の全木集材に取り組みます。
- 効率的な森林施業に向けた高性能林業機械の導入と機械化のための路網整備を支援します。
- コンテナ苗等を活用した低コストな再造林により森林資源の維持を図ります。
- 持続的な森林経営の確立に向けて、所有者等の森林経営計画作成を支援します。

■ 県産材の安定供給と需要拡大

- 効率的な森林整備・木材生産体制を確立し、安定的な県産材の供給を図ります。
- 住宅や公共建築物の木造・木質化を推進し、木材の需要拡大を促進するとともに、県産材の利用を消費者等に積極的にPRします。
- 森林資源の再生可能エネルギー原料としての利用を促進します。

■ 県産材フル活用に向けた施設の導入

- 搬出された木材を需要に応じて効率的に仕分けるストックヤードの整備を図ります。
- 品質・性能の確かな製材品の安定供給と未利用資源の有効活用に必要な加工施設や機械の整備を支援します。
- 木質バイオマスを原料とした発電や熱源利用施設の整備を支援します。

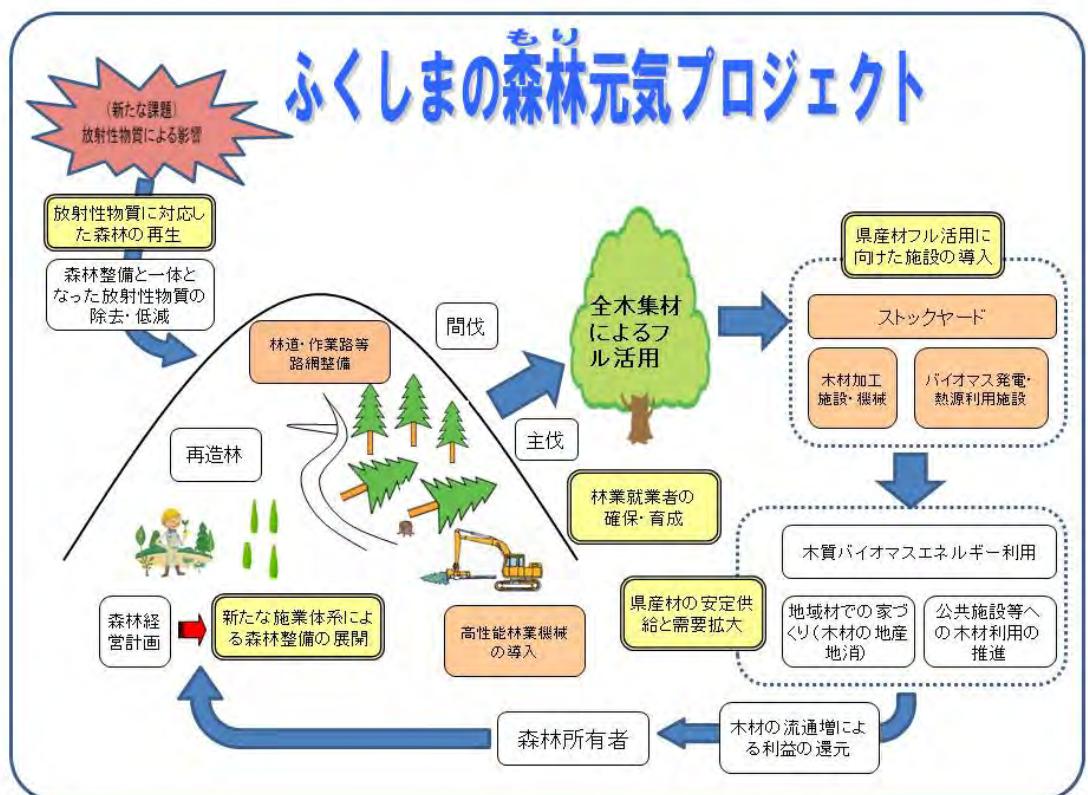
■ 林業就業者の確保・育成

- 林業の就労条件の改善や、林業事業体等の経営基盤の強化を支援し、林業労働者の安定雇用と新規就業者の確保に取り組みます。
- 就業者の経験と技能に応じた研修により、新たな技術の取得と向上を図ります。
- 放射線障害防止対策も含めた林業労働安全衛生の確保と安全意識の高揚を図ります。

3 計画期間内の工程表

| 事項 | 前期 | | | | 後期 | | | |
|----------------------------|--------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 第1期 | | 第2期 | | 第3期 | | 第4期 | |
| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| ■放射性物質に 対応した森林の再生 | 森林整備と放射性物質の低減の一体的な推進 | | | | | | | |
| ■新たな施業体系 による森林整備 の展開 | 高性能林業機械の導入と路網の整備 | | | | | | | |
| ■県産材の安定供給 と需要拡大 | 公共建築物等の木造・木質化の推進 木質バイオマス利用の取組支援 | | | | | | | |
| ■県産材フル活用 に向けた施設の導入 | 木材加工施設・機械の整備支援 木質バイオマス発電・熱源利用施設整備 | | | | | | | |
| ■林業就業者の 確保・育成 | 林業就業者の確保 林業就業者の研修 | | | | | | | |

4 取組イメージ



5 関連指標

- 森林整備面積
- 木材（素材）生産量
- 木質燃料使用量

重点戦略8 水産業の活性化プロジェクト

1 目的

早期の漁業再開のため、漁港や共同利用施設及び漁船等の復旧を進めるとともに、試験操業や漁業者等が行う風評払拭・消費回復に向けた取組を促進します。さらに、水産資源の維持・培養により、漁業再開後の持続的な資源利用を目指します。

2 具体的な取組内容

■ 漁船・漁業関連施設等の生産基盤の復旧

- 漁業再開に向け、漁船・漁具等の早急な復旧・整備を支援します。
- 漁港施設の早期復旧を推進するとともに、主要な陸揚げ岸壁の耐震化を図ります。
- 各漁港の共同利用施設等について、機能分担により効率的な復旧を支援します。
- 漁場に堆積した壊れた建物等の除去を進めます。

■ 漁業再開の支援

- 漁業者や漁業関係団体に対する放射性物質に関する情報提供を行います。
- 試験操業の取組を進めるとともに、産地魚市場等における放射性物質検査が効率的に実施できるよう支援します。
- 緊急時モニタリングにより安全性が確認された魚介類の流通・加工・販売について、地元関係業者等と連携し、取扱量の拡大に努めます。
- 魚介類の放射性物質濃度の低減技術を、国の研究機関や大学と連携して開発します。

■ 漁業担い手の育成・確保

- 漁業関係団体との連携により、早期の漁業再開に向けた取組や経営維持に必要な資金の融通等による支援を推進します。
- 漁業者が行う風評の払拭及び消費回復に向けた取組を支援します。
- 漁業技術や経営能力向上の取組及び漁協青壮年部等が行う研究活動を支援します。

■ 水産資源の維持・培養

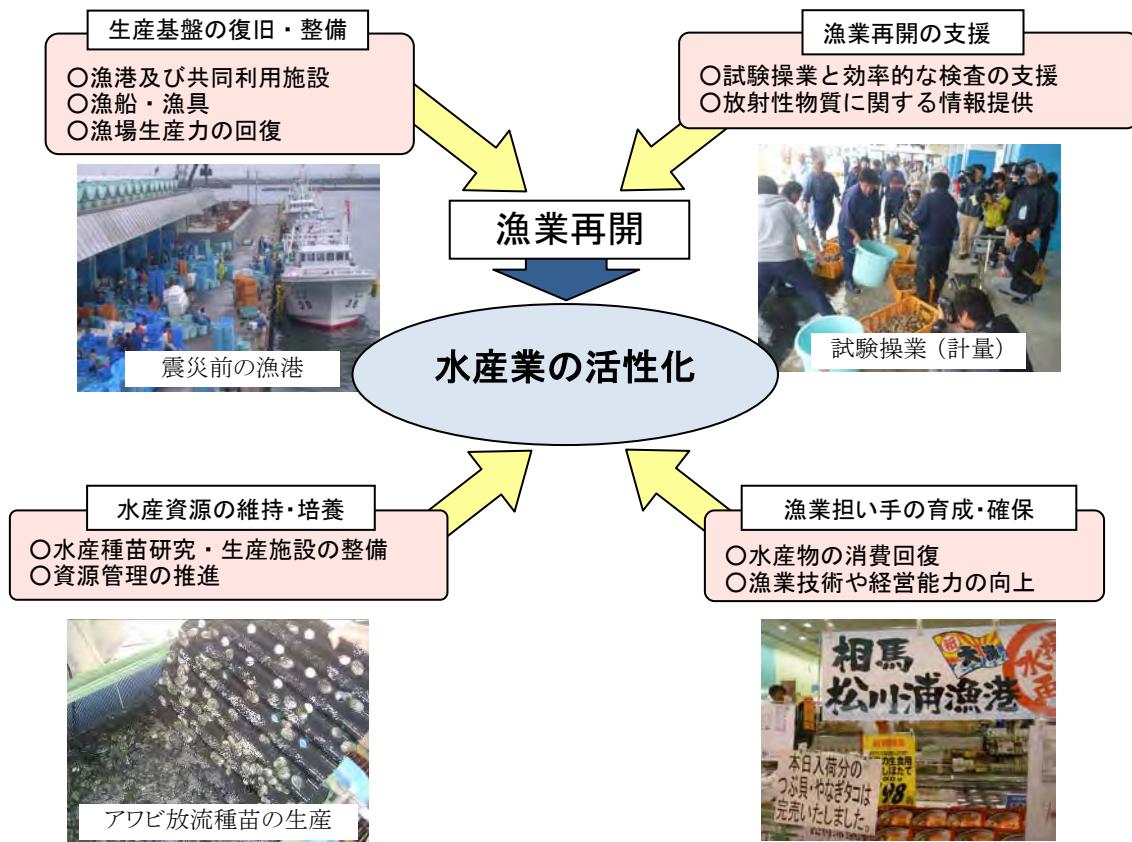
- 津波や操業自粛による水産資源への影響を調査します。
- 漁業者等への資源調査結果の情報提供や新たな資源管理方策の提案により、漁業者間の協議を促進します。
- 被災した種苗研究・生産施設を整備し、種苗生産体制を再構築します。
- 河川・湖沼における増殖技術の研究開発・指導により、資源の維持と地域の活性化を進めます。

3 計画期間内の工程表

| 事項 | 前期 | | | | 後期 | | | |
|----------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 第1期 | | 第2期 | | 第3期 | | 第4期 | |
| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
| ■生産基盤の復旧 | 漁船の復旧 | | | | | | | |
| | 漁港・共同利用施設の復旧 | | | | | | | |

| 事項 | 前期 | | | | 後期 | | | | | | | |
|--------------|------------------------|-----|-----|-----|------------------|-----|-----|-----|--|--|--|--|
| | 第1期 | | 第2期 | | 第3期 | | 第4期 | | | | | |
| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | | | | |
| ■漁業再開の支援 | 緊急時モニタリングの実施・試験研究推進 | | | | | | | | | | | |
| | 検査の効率化 | | | | | | | | | | | |
| | 試験操業の拡大 | | | | 操業再開 | | | | | | | |
| ■漁業担い手の育成・確保 | 経営維持に必要な資金融通を支援 | | | | | | | | | | | |
| | 風評払拭・消費回復に向けた取組を支援 | | | | | | | | | | | |
| | 漁業技術や経営能力向上の取組や研究活動を支援 | | | | | | | | | | | |
| ■水産資源の維持・培養 | 資源状況の調査・情報提供・資源管理方策の提案 | | | | | | | | | | | |
| | 水産種苗研究・生産施設の再整備 | | | | 震災以前の規模での種苗生産・放流 | | | | | | | |
| | 県外の施設等を利用した種苗生産・放流 | | | | | | | | | | | |

4 取組イメージ



5 関連指標

- 水揚げを再開した産地市場率
- 操業再開した漁業経営体数

重点戦略9 地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進プロジェクト

1 目的

農山漁村に豊富に存在する地域資源である土地、水、バイオマスを活用した再生可能エネルギーの生産を推進し、電力利用や雇用創出等による農林水産業・農山漁村の活性化を図ります。

2 具体的な取組内容

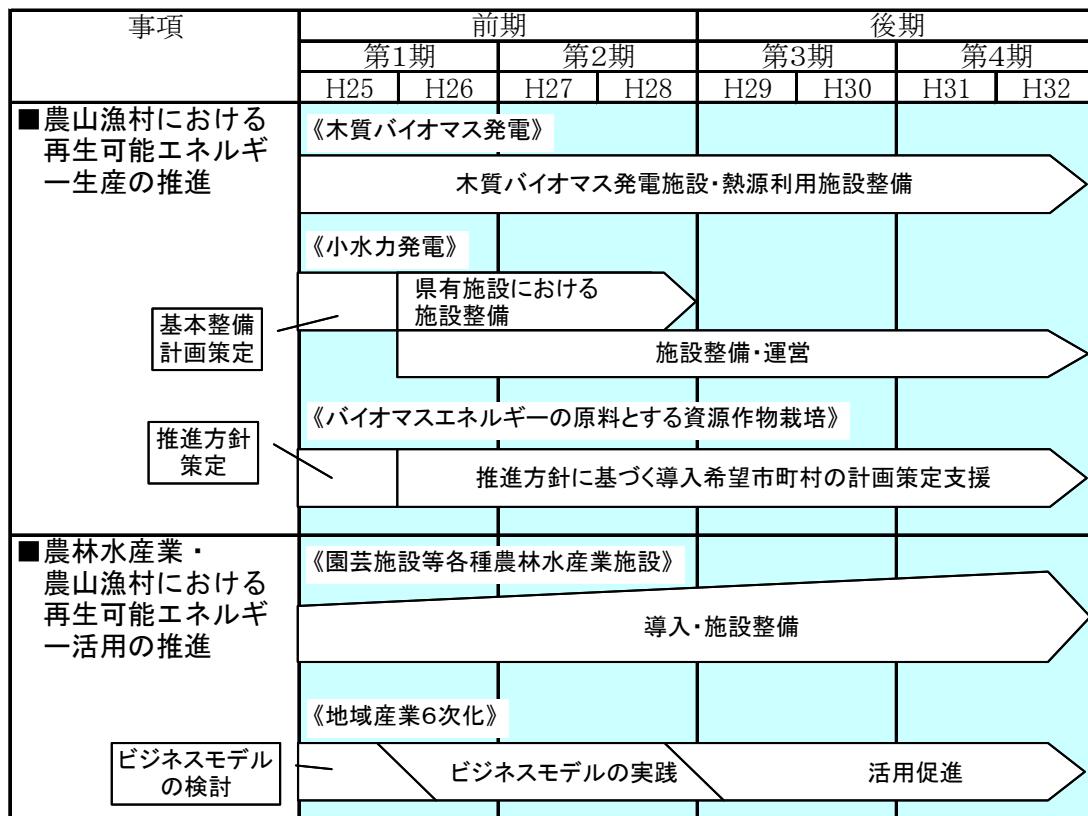
■ 農山漁村における再生可能エネルギー生産の推進

- 間伐材等木質バイオマスを原料とした発電や熱源利用施設の整備を支援します。
- 農業水利施設を活用した小水力発電の導入を図ります。
- 放射性物質の影響により食用作物から非食用作物への転換を希望する地域を対象に、バイオマスエネルギーの原料とする資源作物の栽培・エネルギー化等の可能性について調査し、推進方針を策定するとともにその実現に向けた取組を進めます。
- 農地への復元が困難な耕作放棄地等を活用し、太陽光や風力による発電を促進します。
- 再生可能エネルギーに関する技術開発状況を踏まえ、効率的・効果的なエネルギー導入を促進します。

■ 農林水産業・農山漁村における再生可能エネルギー活用の推進

- 園芸施設等における太陽光発電等の活用を推進します。
- 農地の有効利用、持続可能な農林業生産に向けて、燃料製造、観光分野との連携など地域産業6次化を推進し、再生可能エネルギーの生産・活用の拡大を図ります。

3 計画期間内の工程表



重点戦略9 地域資源を活用した再生可能エネルギー導入促進プロジェクト

4 取組イメージ



5 関連指標

- 木質燃料使用量

第6章 地方の振興方向

第1節 県北地方

第2節 県中地方

第3節 県南地方

第4節 会津地方

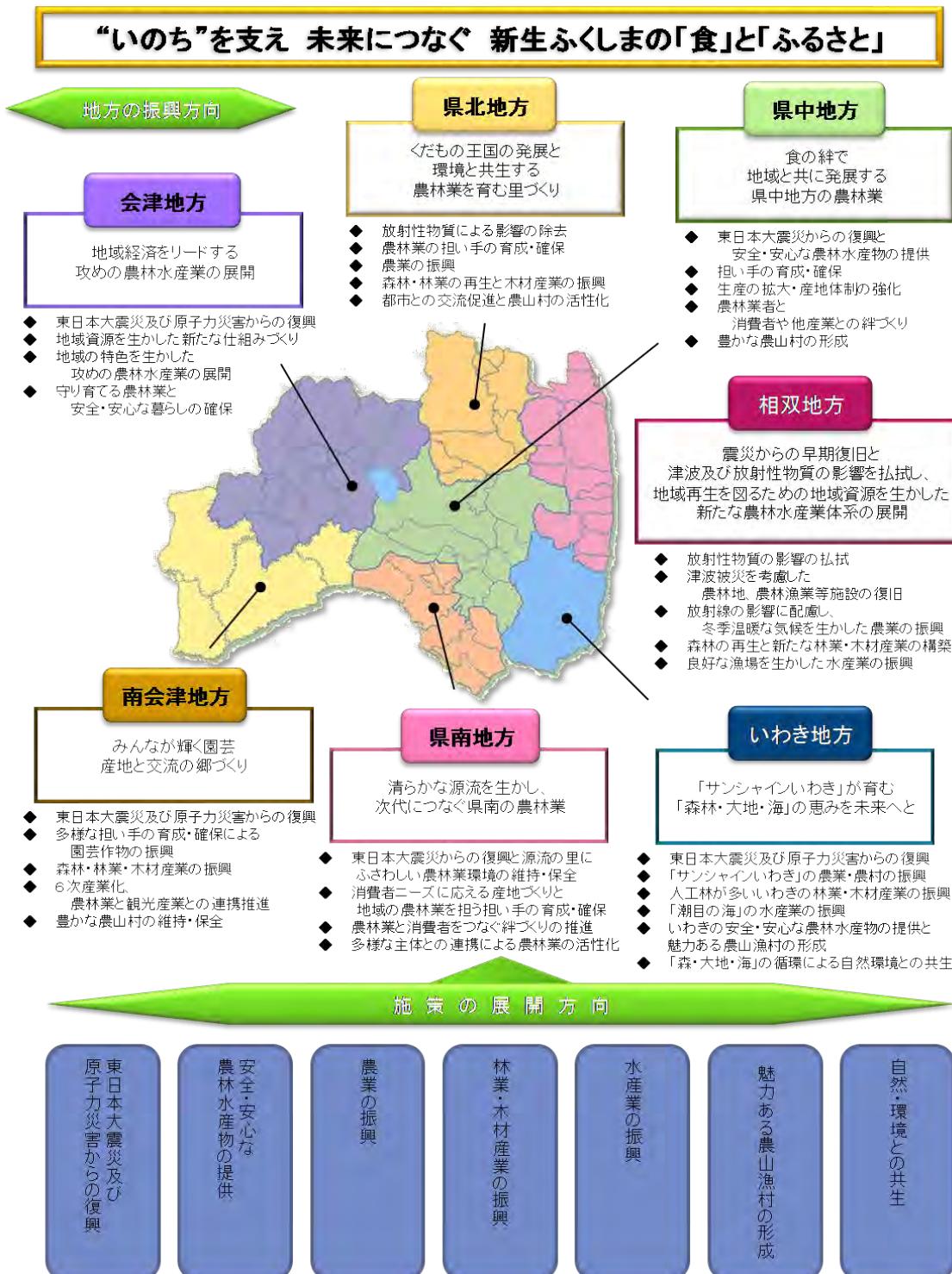
第5節 南会津地方

第6節 相双地方

第7節 いわき地方

各地方の振興方向について、次の項目で整理します。

- 1 地方の特色
- 2 現状と課題
- 3 振興方向
- 4 重点的な取組内容
- 5 施策の達成度を測る指標



第1節 県北地方

～くだもの王国の発展と環境と共生する農林業を育む里づくり～

1 地方の特色

県北地方は、国内トップクラスの果樹産地を有し、県北地方の農業産出額 593 億円（平成 18 年）のうち、果樹が 37% を占めています。地域的には、果樹・野菜を中心とした福島市、伊達市及び伊達郡平地部の北部平地地域、稲作を中心とした二本松市及び安達郡の南部平地地域、畜産・工芸作物を中心とした阿武隈高地及び奥羽山脈に広がる中山間地域の 3 つに大別されます。また、森林面積が県全体の約 10% を占め、きのこは、シイタケ・ナメコ等の生産が多くなっています。

2 現状と課題

(1) 放射性物質による影響の除去

- 原発事故により、一部の地域が計画的避難区域に設定されています。また、117 の特定避難勧奨地点が設定されていましたが、平成 24 年 12 月 14 日に解除されています。
- 平成 23 年産米から高い濃度の放射性物質が検出された地域等に対して、平成 24 年産稻の作付制限や事前出荷制限の指示が出されています。
- 放射性物質に汚染された農林地等の早急な除染とともに、農林産物への影響の低減対策やたい肥・資材等の適正な処理が必要となっています。
- 農林産物の緊急時モニタリング体制を構築し、放射性物質の基準値を超える品目について出荷制限等の措置を講じています。また、米の全量全袋検査など、安全性の確認できた農林産物のみを流通することとしていますが、消費者等に誤解のない情報の伝達が課題となっています。
- 放射性物質による健康への影響に対する不安から、県産農林産物の買い控え、取引価格の低迷等流通・販売面で影響が出ており、安全性の P R や販売促進に向けた取組が必要となっています。



樹園地の除染作業

(2) 農林業の担い手の育成・確保

- 農業の持続的な発展のため、新規就農者及び認定農業者の育成・確保、地域の実情に応じた集落営農の取組に対する支援を行う必要があります。
- 計画的な森林整備の推進や成熟した森林資源の利活用を図るため、意欲のある林業事

業体や担い手となる人材を確保・育成する必要があります。

(3) 農業の振興

ア 農業生産の振興と農産物の流通・加工・販売体制の整備

- “くだもの王国”として、全国有数の果樹産地が形成されていますが、農業者の高齢化、担い手不足とともに、老木化等による生産性の低下や品種構成の偏重による労力の集中等が課題となっています。また、原発事故に伴う栽培面積・生産量の減少等が課題となっています。
- 阿武隈高地及び奥羽山脈に広がる中山間地域では、畜産や養蚕、葉たばこなどを中心に農業生産が行われてきましたが、養蚕業の衰退、高齢化・担い手不足等による耕作放棄地の発生や有害鳥獣による農作物被害が増加しています。
- 農産物直売所を核とした地産地消や果実の輸出などとともに、「川俣シャモ」やももの「福島県ブランド認証」などによるブランド化が進められてきました。放射性物質の影響により販売環境が悪化している中で、今後もより多くの品目について安全性のPRと消費者の信頼確保を図る必要があります。

イ 農業生産基盤の整備

- ほ場整備の実施を契機に担い手の育成や農用地の利用集積が進んだ地区があり、ほ場整備が遅れている中山間地域等での整備を進める必要があります。
- 基幹的農道の整備が進んだ地区では、農産物流通の効率化や生産性の向上が図られており、整備の遅れている中山間地域での計画的な農道整備を進める必要があります。
- 災害の発生を未然に防止するため、老朽ため池の改修が進められていますが、未だ整備が必要なため池が残っており、計画的な整備を推進する必要があります。
- 農地や農業水利施設の整備を進めてきましたが、今後は施設の適切な保全や長寿命化の取組を計画的に推進する必要があります。

(4) 森林・林業の再生と木材産業の振興

- 安全で安心な生活環境、生産環境を取り戻すため、森林除染を推進する必要があります。
- 計画的な路網整備により、森林整備と一体となった放射性物質の除去・低減対策と木質バイオマスの利用を促進する必要があります。
- 原発事故に伴う県産材に対する風評被害を解消するため、製材品の安全性の確認と県産材の利用促進に向けた取組を推進する必要があります。
- 特用林産物による中山間地域の活性化に向け、安全なきのこ・山菜などの生産と販売促進に向けた対策を推進する必要があります。
- 循環の理念に基づく「森林との共生」の具現化のため、森林を守り育てる意識を醸成

し、「県民一人一人が参画する森林づくり」を進めていく必要があります。

(5) 都市との交流促進と農山村の活性化

- グリーン・ツーリズムや農産物加工、農作業体験等による都市住民や消費者等との交流が進んでいましたが、原発事故の影響により交流人口が減少しました。今後も都市と農村の更なる交流促進や食育の推進等により農山村の活性化を図る必要があります。
- 阿武隈高地等の中山間地域においては、高齢化や人口減少が進んでいることから、定住促進や地域間交流による地域の活性化を図る必要があります。

3 振興方向

農林産物の安全・安心を確保するとともに、地域農林業を支える担い手を育成・確保し、“くだもの王国”の維持・発展、農業用管理施設・農道の整備、森林整備、木材利用拡大等による農林業の振興、グリーン・ツーリズム等による地域活性化を図ります。

4 重点的な取組内容

(1) 放射性物質による影響の除去

- 除染特別地域における国の除染作業を促進させるとともに、市町村が策定する除染実施計画に基づき、市町村及び国と連携して農林地等の除染を行い、併せて汚染廃棄物などの円滑な処理を進めていくことにより、安全・安心な農林産物の生産を支援します。
- 農林産物のモニタリング検査結果等を「見える化」し、消費者等にわかりやすく提供します。また、放射性物質の除去・低減技術の研究・開発と普及を図り、生産者の意欲を維持する取組を進めます。
- 放射性物質の除去、低減を始め、農林業者や出荷・販売事業者の取組等の情報を発信するとともに、「がんばろう ふくしま！」応援店参加事業者の拡大や販売キャンペーンを通じて、農林産物の安全性を積極的にPRします。



米の全量全袋検査

(2) 農林業の担い手の育成・確保

- 「人・農地プラン」策定を推進し、認定農業者、新規就農者の確保を図り、地域農業を支える担い手として育成するとともに、農用地の面的集積や労力調整システムを一

層促進し、農業経営の安定と効率化を図ります。

- 園芸地帯、水田地帯など地域の実情に応じた新たな担い手の育成や集落営農組織の法人化を進め、地域農業の持続的な発展を図ります。
- 林業事業体や林業団体が行う林業労働者の労働安全衛生及び福利厚生の充実、技術・技能の向上及び林業労働者の安定的確保に関する取組を支援します。

(3) 農業の振興

ア 農業生産の振興と農産物の流通・加工・販売体制の整備

- “くだもの王国”として、果樹の品質向上と生産安定を図るため、放射性物質の影響低減対策、新植や改植による生産性の向上や県オリジナル品種等の導入による品種構成の改善、省力化技術の導入等を促進します。
- 消費者に安全・安心な農産物を提供する体制を強化するため、米の全量全袋検査や園芸品目等の自主検査、GAP、トレーサビリティ¹システムの取組を進めます。
- 環境と共生する農業を推進するため、放射性物質の影響低減対策を強化し、地域の有機性資源の循環利用を促進しながら、エコファーマーによる栽培、特別栽培、有機栽培の定着・拡大を図ります。
- 果樹においては、引き続き複合性フェロモン剤²の利用を中心とし、病害虫に的確に対応できるよう、防除体系の見直しを進めながら、化学合成農薬の使用低減や共通防除³の拡大に努めます。
- 中山間地域の特色を生かした農業振興に向け、「川俣シャモ」の生産拡大や肉用牛・乳用牛の飼養管理技術の向上、耕作放棄地等を有効活用した特産物の生産、加工、販売の支援を行うとともに、サル、イノシシ等の鳥獣被害防止対策を促進します。
- 安全性が確保された地元農産物の流通・消費の拡大を図るため、特色ある農産物直売所の運営支援や地元農産物の利用を促進するとともに、輸出も含めた多様な販路拡大を支援します。



福島県農林水産物県内一斉キャンペーン

¹ トレーサビリティシステム：トレーサビリティとは追跡が可能である事を意味します。問題発生時に食品の流通ルートを遡ることによって問題の原因把握、当該食品の回収・撤去を容易にする体制をいいます。

² 複合性フェロモン：性フェロモンとは、昆虫のメスがオスを呼び寄せるために放出する物質のことです。果樹園等に性フェロモン剤を設置することにより、害虫の交信を攪乱し、増殖を抑制するもので、複合性フェロモンとは複数の害虫に効果があるものです。

³ 共通防除：複数品目の防除に使用する薬剤を共通にすることにより、散布回数の削減、散布日の共通化により防除の効率化、薬液飛散の危険性を低減する方法のことです。

イ 農業生産基盤の整備

- 意欲と能力のある担い手を育成し、農用地の利用集積を図るために、農業生産の基盤となるほ場整備を地域特性に配慮しながら推進します。
- 農産物流通の効率化や生産性の向上はもとより、定住促進や地域間交流による地域の活性化を図るため、阿武隈高地の中山間地域における基幹的農道の整備を推進します。
- 人家・農地への被害を未然に防止するため、老朽化しているため池等の整備と適正な管理を推進します。また、災害発生時に人的被害などが想定されるため池を対象に、耐震性の検証及び浸水想定区域図を作成し、防災力を強化します。
- 農地・農業用水等を適切に保全する地域ぐるみの活動や、農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るストックマネジメントを推進します。

(4) 森林・林業の再生と木材産業の振興

- 森林整備と一体となった放射性物質の除去・低減対策を推進するとともに、森林経営計画の策定による計画的な路網整備と森林整備を推進します。
- 県産材の安全性の確認を進め、利用拡大を図ります。間伐材等木質バイオマスについては、再生可能エネルギー発電プラントの原料としての利用を促進します。
- 安全・安心なきのこ・山菜の生産に向けた指導に取り組むとともに、販売促進の取組を支援します。
- 森林環境基金事業を活用し、森林を守り育てる意識の醸成と県民が参画した森林づくりを推進します。

(5) 都市との交流促進と農山村の活性化

- 食育活動やグリーン・ツーリズム、農作業体験活動を実践する組織の育成と活動支援を行い、次の世代を担う子どもたちの地域農業に対する理解を深めるとともに、消費者や都市住民との交流を促進します。
- 地域の活性化を図るため、定住人口の増加、地域間交流の促進に向けた取組を支援します。

5 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|---|-------------------------------|----------------------|
| 農林地除染の実施面積 【参考】 H22年度 1,919経営体 | H23年度 3,963 ha | H32年度 増加を目指す |
| 出荷自粛品目数 【参考】 H23年度 46人 | H23年度 13 品目 | H32年度 0 品目 |
| 認定農業者数 【参考】 H22年度 1,919経営体 | H23年度 1,871 経営体 | H32年度 2,000 経営体以上 |
| 新規就農者数 【参考】 H23年度 46人 | H24年度 34 人 | H32年度 40 人以上 |
| もも出荷数量(福島・伊達地域) 【参考】 H22年 12,853 t | H24年 12,757 t | H32年 17,200 t 以上 |
| 農産物直売所の販売額 【参考】 H22年度 20.8億円 | H23年度 21.5 億円 | H32年度 増加を目指す |
| ほ場整備率(水田) 【参考】 H22年度 61.3% | H23年度 61.3 % | H32年度 61.8 %以上 |
| 緊急点検に基づくため池整備数 【参考】 H22年度 2施設 | H23年度 - か所 | H32年度 14 か所以上 |
| 基幹的水利施設の補修・更新施設数 【参考】 H22年度 2施設 | H23年度 2 施設 | H32年度 11 施設以上 |
| 森林整備面積 【参考】 H22年度 869ha | H23年度 644 ha | H32年度 1,210 ha以上 |
| 木材市場における県産材の入荷量 【参考】 H22年 30,312m ³ | H23年 24,458 m ³ | H32年 増加を目指す |

第2節 県中地方 ～食の絆で地域と共に発展する県中地方の農林業～

1 地方の特色

県中地方は、県の中央に位置し、阿武隈川流域には日本三大疏水の一つである安積疏水で潤う安積平野が広がっています。東部は阿武隈高地、西部は猪苗代湖や奥羽山脈に至る山間地となっています。

東北自動車道と磐越自動車道が交わり、さらに平成23年3月にはあぶくま高原道路が全線開通するなど、高速交通網の要衝となっております。また、福島空港により国内外とも直接結ばれています。総人口及び製造品出荷額、年間商品販売額がいずれも県内トップにあり、本県経済の中心的な役割を果たしています。県中地方の農業産出額は627億円（平成18年）で、そのうち米が39%を占め、畜産28%、野菜21%と続きます。郡山地域、田村地域、須賀川地域の3つに大別され、米を中心に畜産、野菜、葉たばこを組み合わせて特色ある農業が、それぞれ展開されています。

2 現状と課題

(1) 東日本大震災からの復興と放射性物質による影響の低減

- 地震によって、農地や林地、藤沼ダムをはじめとする農業用施設等に甚大な被害が発生しており、早期に復旧を図るとともに防災対策を進めていく必要があります。
- 原発事故による放射性物質に広く汚染された農用地、農業水利施設、森林等の早急な除染、農林産物への影響の低減対策及び汚染された肥料や資材等の適正な処理が必要となっています。
- 原発事故発生後、農林産物のモニタリング検査体制を構築し、放射性物質の基準値を超える品目については、出荷制限等の措置を講じていますが、健康に対する不安から県産の食品購入を控える消費者もあり、信頼を回復する取組が必要となっています。
- 放射性物質による健康への影響に対する不安や風評被害から県産農林産物の買い控えや取引価格の低迷など、生産・販売面で影響が出ており、安全性のPRや販売促進に向けた取組が必要となっています。

(2) 担い手育成と農林業の活性化

- 農林業従事者の高齢化が急速に進んでいることから、新規就業者を確保し、認定農業者等を中心とした担い手を育成するとともに、収益性の高い経営実現を図る必要があります。
- 原発事故による生産意欲の低下や生産・販売面で大きな影響が見られていることから、被災農家を支援していく必要があります。
- 主力品目であるきゅうり等園芸作物について、労働力不足を補う体制づくりを進める必要があります。
- 農産物直売所等様々な場で女性や高齢者が活躍しており、その能力を発揮し、多彩な取組をいきいきと実践していくよう支援していく必要があります。

- 米に依存した生産構造からの転換を進め、水田のフル活用や収益性の高い作目の導入等を進めていく必要があります。
- きゅうりやピーマン等、全国有数の産地として確固たる地位を占めている主力品目には、産地体制の一層の強化を図る必要があります。
- ぶどう、アスパラガス、りんどうなどは、栽培面積が拡大し、新たな産地として評価が高まっていることから、競争力強化に向けて生産体制の整備を図る必要があります。
- 阿武隈高地の中山間地域を中心に酪農及び肉用牛の生産が行われていますが、原発事故により生産・販売面で大きな影響を受けており、経営安定に向けた取組が求められています。
- 田村地域を中心に県内随一の葉たばこ産地が形成されていますが、従事者の高齢化等に加え、廃作や放射性物質による農地の汚染により、作付面積が減少しており、葉たばこ廃作地の有効活用が課題となっています。
- 原発事故に伴う警戒区域等の設定や摂取制限等の対象となったため、イノシシ等野生鳥獣の駆除圧が低下し、生息域が拡大しており、農作物の被害防止対策を進める必要があります。
- 阿武隈高地や奥羽山脈には豊富な人工林があり、今後、その多くが主伐期を迎えることから、適正な資源管理と利用拡大が課題となっています。
- シイタケ原木の一大生産地であった阿武隈高地の広葉樹林の再生を進めるとともに、きのこ生産の再生のため、安全な原木やおが粉の確保を図ることが必要です。
- 全国有数の産地である食用ゴイの安定生産に向けた取組を進めていく必要があります。

(3) 地域との連携

- 多くの消費人口を抱える当地方の特色を生かし、地域内流通を拡大していく必要があります。
- 消費者が期待する安全・安心かつ新鮮でおいしい農産物を提供していくため、食の安全確保に向けた取組などを推進していく必要があります。
- 森林を質の高い緑の資源として次世代に引き継ぐため、森林を県民全体で支える意識の醸成が必要です。
- 地域の食品加工等を営む商工業者等との連携を強化し、新たな商品やサービスの提供など農林業を核とした地域経済の拡大と好循環を構築していく必要があります。

(4) 農山村の整備

- 農地や森林などを地域の宝として次世代に引き継いでいけるよう、農地防災や治山、森林整備を着実に進めていく必要があります。
- 耕作放棄により農地の利用率が低下していますが、食料生産の基礎であり、洪水調節や自然景観保全等の多面的機能を有する農地を適切に維持管理していく必要があります。また、農地や農業用水を効率的に利用できる基盤の整備を進め、農業の生産性を高める必要があります。
- 農山村に住む人々が地域に誇りを持って安全・安心に暮らしていけるよう、農林道等

の生活環境基盤の整備を進めるとともに、景観等の地域資源を保全する組織活動を支援していく必要があります。

- 農山村地域の活力向上のため、地域資源の活用を図るとともに、都市住民等との交流を促進していく必要があります。

3 振興方向

県中地方は、県内全ての生活圏に接する地理的条件や高速交通体系、県内有数の人口集積、工業及び商業部門での高いポテンシャルなど様々な恵まれた条件を有しています。

県中地方の農林業・農山村の振興においては、これらの恵まれた条件を十分に生かしながら、地震による甚大な被害と原発事故からの復興と再生を図るとともに、地域に暮らす人々との強い絆を結び、地域農業の底力を發揮し、期待する所得が実現できる収益性の高い農林業の育成、生きがいや誇りを感じながら安全・安心に暮らせる農山村の形成を基本に総合的な施策を展開します。

このため、「食の絆で地域と共に発展する県中地方の農林業」を振興方向として、関係者が一丸となって取り組んでいきます。



4 重点的な取組内容

(1) 東日本大震災からの復興と安全・安心な農林水産物の提供

- 地震によって被災した農地・林地及び農業用施設等の早期復旧を図るとともに、既存の農業用施設の耐震性向上や損壊の危険度の高い施設の整備・補強とソフト面による防災対策を進めます。
- 農林地の放射性物質の効果的・効率的な除染や影響の低減化を進めるとともに、水田等農用地への放射性物質拡散防止のため、農業用ダム・ため池や農業用用排水路の除染に努めます。また、暫定許容値を超えた自給飼料やたい肥等の汚染廃棄物の適正な処理を進めます。
- 緊急時モニタリング体制を充実・強化するとともに、生産者や出荷・販売事業者等が取り組む自主検査との連携を図るなど、放射性物質の検査体制の強化を進めます。
- 産地における放射性物質対策をはじめとした安全・安心を確保するための取組やモニタリング結果の迅速な情報発信により、県産農林水産物への信頼回復を図るとともに、風評の払拭に向けた販売促進活動を支援します。
- 緊急時モニタリング検査の徹底はもとより、農薬の適正使用、GAP手法の導入など食の安全確保に向けた取組を支援します。

(2) 担い手の育成・確保

- 原発事故により大きな影響を受けている農林業者の経営改善に向けた取組を支援します。また、被災農業者の避難先等における経営再開を支援します。
- 就業相談体制や技術支援活動の強化など意欲ある若者が農林業に就業しやすい環境づくりを進め、新規就業者を確保します。
- 認定農業者を育成・確保するとともに、地域の合意の下に、集落営農組織や法人経営体の育成、企業等の農業参入を支援します。
- 労力調整システムの運営を支援するなど労働力の安定確保に努めます。
- 直売所や農産加工、家族経営協定の締結など、女性や高齢者がやりがいをもって農林業に取り組めるよう支援します。
- 林業の担い手である林業経営体や林業事業体の育成強化を図ります。

(3) 生産の拡大・産地体制の強化

- 農業の生産性を高めるとともに、担い手への農地集積や農地利用の汎用化を可能とするため、ほ場や用水路等農業生産基盤の整備を計画的に進めます。
- 水稲に依存した経営からの転換による収益性の高い農業を実現するため、水田のフル活用、園芸や畜産等の生産拡大、栽培技術の高位平準化、機械化や施設化、環境と共生する農業などを推進します。
- きゅうり、ピーマン等主力品目の産地体制の一層の強化と、新たな園芸品目であるぶどう、アスパラガス、りんどうなどの産地形成を図るため、新規作付者の確保、省エネ化・低コスト化を図る機械施設の導入など新たな生産体系の構築を支援します。
- 畜産経営の安定を図るため、飼養管理技術の改善や飼料の安定的な確保を支援します。
- 葉たばこ廃作地への園芸品目等の導入を進め、新たな産地形成を支援するとともに、

耕作放棄地の発生の未然防止と解消に努めます。

- 拡大しているイノシシ等の鳥獣被害を防止するため、市町村等と連携して、自衛意識の啓発、技術の普及、地域ぐるみの総合的な被害軽減対策を推進します。
- 間伐等の森林整備と一体となった放射性物質の低減を図り、路網の整備や機械化の導入により林業生産の低コスト化を進め、持続可能な森林の再生につなげます。
- 地元産の木材の利用拡大を図るため、間伐材等の合板、再生可能エネルギー源としてのバイオマス利用や乾燥材・集成材など構造用木材の高付加価値化を促進します。また、きのこ産地の再生に向けた取組を支援し、生産の維持・拡大を図ります。
- コイヘルペスウイルス病など魚病対策を充実し、食用ゴイの安定生産を図ります。

(4) 農林業者と消費者や他産業との絆づくり

- 農林産物が地元消費者から信頼され、地産地消の取組が拡大するよう、あらゆる機会を通じて地域の農林業等についての理解促進を図り、農林業者等と消費者との絆を深めていきます。
- 観光業者等との連携により、県外消費者等へ県産農林産物とその安全性をPRします。
- 地域産業6次化による商品開発と販売を促進するため、県中地方・地域産業6次化ネットワークを拡大するとともに、会員等の取組を支援していきます。
- 学校教育や市町村を通じた生涯学習等との連携により、農林業に対する理解を促進するとともに、食育や森林環境教育を推進します。
- 森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するため、森林・林業の必要性、重要性について理解を深める普及啓発活動を行います。

(5) 豊かな農山村の形成

- 農山村で生活する人々の居住環境の向上と安全・安心を確保するため、集落排水処理施設や防災安全施設等の整備を推進します。
- 農林産物等の流通改善と生活環境の改善を図るため、農林道の整備を進めます。
- 農業水利施設等の有効活用と長寿命化を図るため、ストックマネジメントによる計画的な補修を進めます。
- 森林の有する多面的機能を十分に發揮させるため、林内路網を整備し、長伐期化や広葉樹林化など、多様な森林整備を進めます。また、特に公益的機能が重要な森林を計画的に保安林に指定するとともに、生態系、自然環境、景観等に配慮しながら治山事業を実施します。
- 農家民宿や農作業体験、地域文化とのふれあいなどグリーン・ツーリズムの推進や都市農村交流活動を促進し、地域の活性化を図ります。

5 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--|--------------------|----------------------|
| 浸水想定区域図が策定された農業用ダム・ため池数 | H23年度 - か所 | H32年度 77 か所以上 |
| 緊急時環境放射線モニタリングにおける不検出の割合 | H23年度 80 % | H32年度 不検出を目指す |
| 認定農業者数 【参考】 H22年度 1,177経営体 | H23年度 1,129 経営体 | H32年度 1,700 経営体以上 |
| ほ場整備率(水田) 【参考】 H22年度 63.0% | H23年度 63.0 % | H32年度 63.9 %以上 |
| 主要園芸品目販売額(野菜指定産地品目) 【参考】 H22年度 53億円 | H23年度 46 億円 | H32年度 55 億円以上 |
| 森林整備面積 【参考】 H22年度 3,346ha | H23年度 2,386 ha | H32年度 4,370 ha以上 |
| 農産物直売所販売額 【参考】 H22年度 30億円 | H23年度 25 億円 | H32年度 増加を目指す |
| 県中地方・地域産業6次化ネットワーク会員数 【参考】 H22年度 130人 | H23年度 186 人 | H32年度 400 人以上 |
| 農業集落排水処理人口 【参考】 H22年度 41,807人 | H23年度 41,179 人 | H32年度 47,000 人以上 |
| 森林づくり意識醸成活動の参加者数 【参考】 H22年度 23,054人 | H23年度 14,092 人 | H32年度 24,000 人以上 |

第3節 県南地方

～清らかな源流を生かし、次代につなぐ県南の農林業～

1 地方の特色

県南地方は、阿武隈川や久慈川、鮫川の源流域を有する豊かな自然条件を生かすとともに、かんがい施設等の農林業生産施設の整備により、米やトマト、ブロッコリー、鉢花、スギをはじめとする木材等、様々な農林産物が生産され、首都圏を始め県内外の消費地へ出荷されています。

また、食品産業等と連携したものづくりや豊富な森林資源を活用した高品質な製品の生産などの新たな取組が進められています。

2 現状と課題

(1) 東日本大震災からの復興と新たな需要への対応

- 東日本大震災では、農林業施設の被災や山地災害などが発生し、とりわけ、羽鳥ダムと幹線用水路の被災により、平成23年は矢吹原一帯の水田を中心に水稻を作付けできない状態になりました。これらの被災箇所については、復旧工事等で迅速な対応が図られています。
- 県南地方は阿武隈川、久慈川、鮫川の源流域ですが、汚泥や稻わらなどで高い放射性物質が検出されたため、地域ぐるみでの環境保全活動や有機性資源の循環利用が停滞しています。このため、農林地、農林業用施設等の計画的除染、放射性物質の影響軽減対策の実施等により生産環境を回復するとともに、集落排水施設の整備等を推進し、源流域にふさわしい環境を維持する取組が重要となっています。
- 米を中心にトマト、レタス、ブロッコリー、シイタケなどの主産地として発展してきましたが、近年の米や野菜の消費量減少に加え、放射性物質の影響等により消費が落ち込んでいます。今後は、他産業との連携を一層深めながら農林水産物の消費拡大を図るとともに、新たな産地づくりに取り組むなどして、需要を的確に捉えた生産振興を進めていく必要があります。
- 県内有数の林業地帯である奥久慈流域を中心に、高性能林業機械の整備や林道・作業道の計画的な整備を図りながら、品質・性能の確かな木材製品の供給を図ってきましたが、放射性物質の拡散により県産材に対するニーズが低下しており、今後の森林管理に影響を及ぼすことが懸念されます。このため、森林整備と一体的に行う放射性物質の除去・低減対策と復興需要に対応した木材供給が必要となっています。

(2) 地域資源を活用した農林業生産

- 農林業従事者の減少や高齢化により、農作物作付面積等の減少や耕作放棄地が増加しています。このため、関係機関・団体と連携し、多様な担い手が取り組める体制の整備と作物の導入等を促進する必要があります。
- 原発事故に伴う風評被害による価格低迷などにより、生産者の生産意欲が大きく落ち込んでいます。このため、関係者が一体となり、産地の維持・発展に向けて取り組んでいくことが重要です。

(3) 農林業を支える基盤づくり

- 担い手の減少や高齢化が進む中、農林業の生産拡大と森林の適正管理を行っていくた

めには、企業等を含めた多様な担い手を育成することが必要です。併せて、作業の集約化と高性能機械の導入、ほ場整備及び農道、林道等の整備と維持・管理を進めていく必要があります。

(4) 農林業と消費者をつなぐ絆づくりの推進

- 食に関するニーズの変化や原発事故により、放射性物質のモニタリングをはじめとする安全・安心に向けた取組に対する消費者の関心が一層高まっています。このため、安全・安心な農林水産物の供給に向けた産地の取組を積極的にアピールしていく必要があります。
- 原発事故の影響により、県南地方における都市農村交流人口も減少していますが、農山漁村の活性化や県産農林水産物等の安全PRのため、交流人口の拡大は重要です。このため、首都圏など都市近郊に位置するメリットを生かし、都市地域との交流等による農林業・農山村の活性化が求められています。

3 振興方向

清らかな源流を守り、次代につなぐ県南地方の農林業を実現するため、地域の条件や消費者等の需要を踏まえた「東日本大震災からの復興と源流の里にふさわしい農林業環境の維持・保全」、「消費者ニーズに応える産地づくりと地域の農林業を担う担い手の育成・確保」、「農林業と消費者をつなぐ絆づくりの推進」、「多様な主体との連携による農林業の活性化」を重点的に進めていきます。



4 重点的な取組内容

(1) 東日本大震災からの復興と源流の里にふさわしい農林業環境の維持・保全

- 東日本大震災からの復興に向けて、農林業基盤の早期復旧を図るとともに、「福島県農林地等除染基本方針」や最新の調査・研究成果等に基づいて行う除染、放射性物質の吸収抑制対策を推進します。
- たい肥、樹皮（バーク）などの有機性資源の資源循環利用システムの再構築、集落排水処理施設の整備促進、さらに、環境に配慮した持続性の高い農林業生産の推進により、源流の里にふさわしい環境の維持を図ります。
- 森林の有する多面的機能の発揮に向け、県産材の利用を促進するとともに、木材需要に対応した計画的な森林施業、機能が低下している森林の再生、高性能林業機械や林道等の整備を促進します。
- 新たな再生エネルギー開発技術の進展に併せて、木質系未利用バイオマス等の有機性資源のエネルギー利用を促進します。



農林業環境の維持・保全活動により
整備された森林

(2) 消費者ニーズに応える産地づくりと地域の農林業を担う担い手の育成・確保

- 産地における放射性物質検査の実施を支援するとともに、安全・安心な農林水産物供給に向けた産地の取組を消費者に対して情報提供します。
- 主要品目であるトマト、きゅうり、ブロッコリー、鉢花等園芸作物を中心とした省力化技術や新品種の導入、企業との連携等による地域実態に即した新たな産地づくりなど、力強く発展する産地育成を図ります。
- 新たな需要に対応した多様な米づくりに向け、農用地の利用集積による規模拡大や用途に応じた品種の活用などを図りながら、実需者との連携を推進するとともに、畜産農家の家畜飼養管理技術の向上を支援します。
- 新規就業や企業参入など地域農林業の新たな担い手の育成に向け、農林業に就業しやすい環境づくりを地域全体で支援する体制整備を進めるとともに、認定農業者、集落営農組織、農業生産法人など経営感覚に優れた多様な農林業担い手の育成を図ります。



農業生産・出荷体制の効率化
(トマト選果施設)

(3) 農林業と消費者をつなぐ絆づくりの推進

- 地元産農林水産物、農林水産物を使用した加工品・製造品の消費拡大に向け、これまでに培われた様々なネットワークを生かすなどして、農林業、農林水産物や加工・製造品の知名度向上、イメージアップに取り組みます。
- 地域ぐるみでの環境回復活動を通して、農山村の環境保全や多様な人々が参加する森林づくりなどを進めます。
- 農林業体験、農村環境や地域の食文化を次世代へ伝えていくための活動を支援し、地域農林業の担い手を目指すきっかけづくりや農林業への理解の深い人材の育成を進め

ます。

- (4) 多様な主体との連携による農林業の活性化
- 都市との交流による地域の活性化を促進するため、県南地方の自然・環境をアピールするとともに、農林業者と観光関連事業者等が連携した受入体制づくりや首都圏等からの誘客を進めます。
 - 農林漁業者、地域の食品加工等を営む商工業者、食品関連事業者、観光業者等が連携した新商品・新ブランドづくりを支援し、地域産業6次化を促進します。



農作業体験による都市住民との交流

5 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--|-------------------|---------------------|
| エコファーマー認定件数 【参考】H22年度 3,442件 | H23年度 3,773 件 | H32年度 4,000 件以上 |
| 農業集落排水処理人口 【参考】H22年度 39,494人 | H23年度 39,290 人 | H32年度 39,385 人以上 |
| 森林整備面積 【参考】H22年度 681ha | H23年度 801 ha | H32年度 1,300 ha以上 |
| 主要園芸作物栽培面積 【参考】H22年度 307ha | H23年度 333 ha | H32年度 349 ha以上 |
| 新規就農者数 【参考】H23年度 17人 | H24年度 18 人 | H32年度 15 人以上 |
| 農業生産法人数 【参考】H22年度 43法人 | H23年度 47 法人 | H32年度 71 法人以上 |
| 森林経営計画認定面積 | H23年度 0 ha | H32年度 9,500 ha以上 |
| 農産物直売所販売額 【参考】H22年度 13.5億円 | H23年度 12 億円 | H32年度 増加を目指す |
| 森林づくり意識醸成活動参加人数 【参考】H22年度 11,257人 | H23年度 13,261 人 | H32年度 14,500 人以上 |
| 農林業・農村体験者受入数 【参考】H22年 4,970人 | H23年 1,245 人 | H32年 5,750 人以上 |
| 農商工連携体を把握した件数及び農業・農村6次化法認定件数 【参考】H22年度 3件 | H23年度 5 件 | H32年度 20 件以上 |

第4節 会津地方

～地域経済をリードする攻めの農林水産業の展開～

1 地方の特色

会津地方は、中央に会津盆地が広がり、典型的な内陸型気候で、四季の変化に富み冬の寒さが厳しい豪雪地帯です。また、磐梯山や飯豊連峰等の山々や阿賀川・只見川等の河川、猪苗代湖等の湖沼など自然にも恵まれています。

耕地面積は約 31,200ha で県全体の 22% を占めています。農地の基盤整備が進み、水稻の収穫量は約 12 万 t で県全体の約 3 分の 1 に相当し、生産性の高い穀倉地帯となっています。また、森林面積は約 228,000ha で県全体の 23% を占め、森林資源も豊富です。

会津地方でも原発事故の影響により、野生きのこなどの特用林産物やイワナなどの内水面魚種の一部に出荷制限等の措置が講じられています。また、農作物に対する風評等による影響もあり、生産者の農業経営が厳しい状況になっています。

2 現状と課題

(1) 東日本大震災及び原子力災害による影響

- 放射性物質に対して安全・安心な農林水産物を提供する生産流通の取組を広く P R すると同時に、風評を払拭するために、農林漁業者と消費者との交流イベントを始め、直売所等における地産地消や食育の推進、森林環境に関する学習などの農林水産業への理解を促進する活動を今後も継続していく必要があります。
- 野生きのこ、山菜及び内水面魚種は、会津を代表する食材であり、地域の重要な収入源となっているため、放射性物質に対する安全性が確保された供給体制の構築が求められています。
- グリーン・ツーリズム等の実施により、都市と農山村の交流人口も徐々に増加してきましたが、原発事故以来減少しています。今後は、滞在型交流を推進するため、放射線に関する正しい情報発信を行うなど、受入環境を整備する必要があります。
- 東日本大震災及び原子力災害を受けて、浜通り地方などから会津地方に避難している方も多く、その中には避難先で営農を開始・再開する際の支援を希望する農業者がいます。

(2) 農林水産業に対する期待への対応

- 地域の雇用環境の悪化などにより、就業の受皿として、農林水産業に対する期待が高まっています。
- 食料・飼料の自給率向上のため、国内農業への期待が高まっており、放射性物質対策を十分に講じた上で、新規需要米の拡大など、水田農業の生産力を最大限に發揮する必要があります。

- 農業系や林業系のバイオマスの利活用に対する期待が高まっており、作業者の安全も含めた放射性物質に対する対策を講じた上で、会津地方の豊富な森林資源や水資源をはじめとした地域資源の活用が求められています。さらに、東日本大震災に伴う復興需要に対応した建築材料や再生可能エネルギー源としての木質バイオマスの安定供給が求められています。

(3) 農林水産業・農山村の活性化

- エコファーマー、特別栽培及び有機栽培の認定件数が県内第1位となるなど環境と共生する農業技術の導入が進むとともに、JA生産組織を中心にGAP手法も導入されており、今後は、放射性物質の検査・分析とも併せて、これらを一層普及する必要があります。さらに、風評を払拭するため、より安全・安心を確保できる生産体制が求められています。
- 中山間地域の活性化に向け、宿根かすみそう等の安定生産に向けた生産者の確保、施設整備、特產品開発などの取組を更に発展させる必要があります。
- 林業経営は、所有面積の規模が小さく分散していることから、収益性を高めるため、森林施業を集約化していく必要があります。
- 森林環境の空間線量は低いものの、原木林から生産される原木の一部が出荷基準値を超えており、さらに野生きのこや山菜が出荷制限となっている市町村もあることから、森林の再生と林業の復興を図るため、放射性物質への対応が必要となっています。
- 天然スギやカラマツ資源が豊富にあるとともに、桐やうるしななどの特用樹は全国有数の生産地となっておりますが、風評による影響も懸念されることから、更なる利用を促進するためには伝統的工芸品製造業などの関係者と連携して、原材料となる特用樹の健全育成に努めていく必要があります。
- 会津地方は、特色ある多様な農林水産物に恵まれているものの、農林水産物の知名度が低いため、全国的に有名な「会津」の地名を生かしながら、ブランド化を進める必要があります。

(4) 安定経営・安全な暮らしの確保

- 水田農業の組織化・法人化や大豆等の団地化が進んでいますが、現在、浜通り地方と会津地方の間で米の生産数量目標の調整が行われており、この状態は当面の間変わらないものと想定されます。そのような中、より安定した米の生産体制を構築することが期待されていることから、収益性の高い農業の確立に向けた取組を一層強化していく必要があります。
- ほ場の整備率は水田で98.8%と進んでいますが、これらの有効活用を図るため、効率的な水田農業を確立し、水田の生産力を最大限に發揮させる必要があります。また、猪苗代湖の水質保全のため、今後も水環境にやさしい農業を推進していく必要があります。

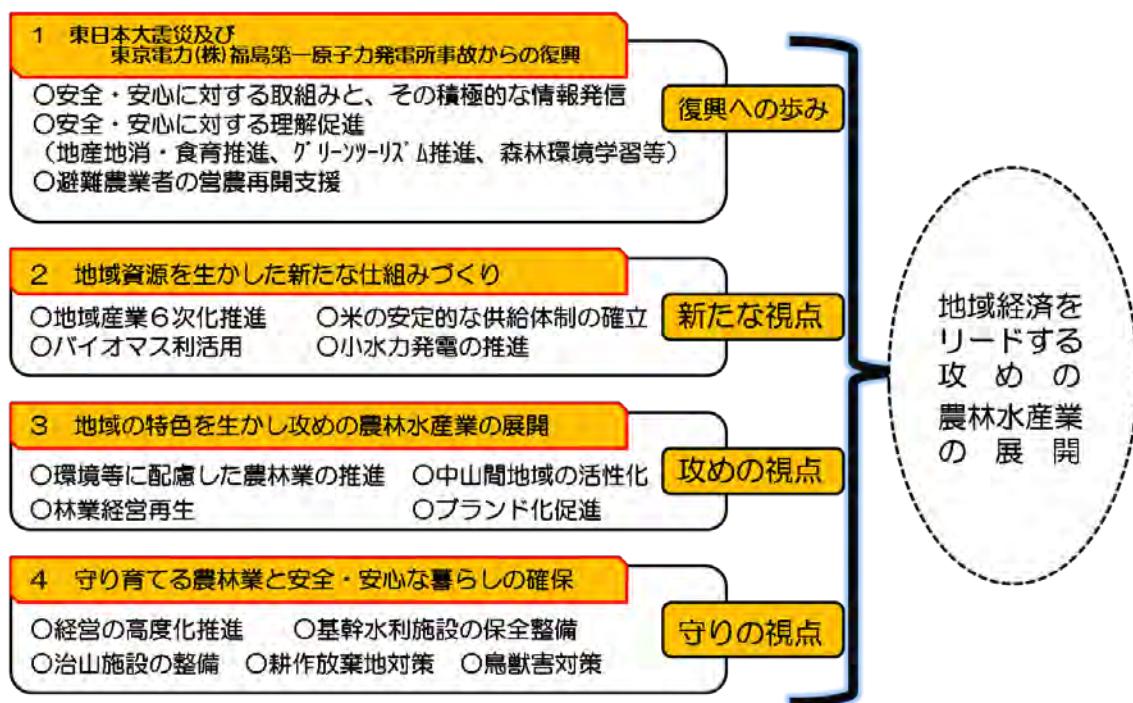
ます。

- 基幹水利施設は、老朽化が進み、施設の機能低下が著しく、施設管理に多大な経費と労力を要しています。また、大規模災害に対するリスク管理も含めた農業水利施設の適正な維持管理が必要となっています。
- 森林は、地形の急峻な地域にありますが、豊富な森林資源を維持し、水源かん養など森林の持つ機能を十分発揮させるため、計画的な保安林の指定や治山施設の整備を推進する必要があります。
- 過疎化や耕作放棄地の増加、気候変動等に伴い、サル、クマ、カワウ等の鳥獣やカシノナガキクイムシ等の害虫による農林水産物の被害が増加傾向にあります。

3 振興方向

原発事故による影響を克服するとともに、時代潮流に対応し、地域資源を活用した地域産業6次化などの仕組みづくりに新たに取り組むとともに、循環型の農林業や特産品開発など地域の特色を生かした取組を発展させることにより、地域経済をリードする次世代の農林水産業・農山村の礎を築きます。さらに、これらの取組の基礎となり、会津地方の強みである水田農業を中心とした生産基盤と森林などの豊かな地域資源を守り育てていきます。

農林漁業者と消費者の連携を一層密にしながら、これらの取組を推進していきます。



4 重点的な取組内容

(1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興

- 農林水産業についての理解促進を図るため、農林水産物のモニタリング情報を正しく発信し、放射性物質の吸収抑制対策や森林除染技術などの安全・安心に対する取組を進めます。また、農林漁業者と消費者の交流活動や直売活動による地産地消の推進、小中学校における食育や森林環境学習等の啓発活動など、身近な取組を進めるとともに、様々な機会・手段を通じて積極的な情報発信に努めます。
- 野生きのこ、山菜及び内水面魚種については、それらを観光資源のひとつとしてモニタリング検査により安全性を確認し、安心して提供できる体制を強化します。
- 都市農村交流の拡大に向けて、実践団体と観光関連産業との連携など特色ある地域資源の活用に加えて、食の安全を確保するための取組や受入地域のより詳細な放射線の情報を提供しながら、グリーン・ツーリズムを進めます。
- 会津地方での営農再開を希望する避難農業者等が円滑に営農を行い、安心した生活を確保できるよう迅速かつ柔軟に支援します。

(2) 地域資源を生かした新たな仕組みづくり

- 雇用環境改善など地域経済活性化を図るため、農林水産物等の地域資源を生かした新たな商品・サービスの開発と販売促進など地域産業6次化の仕組みづくりを進めます。また、業務用需要への対応など、新たな生産・一次加工・流通・販売体制の構築に向けた検討を進めます。
- 県内一整備の進んだ水田を最大限に活用し、米粉用米・飼料用米等の新規需要米の需要拡大と安定的な供給体制の確立を支援します。
- 稲わらや家畜排せつ物、食品残さ等の地域内有機性資源のたい肥化や耕畜連携の強化を進めるとともに、林地残材等木質バイオマスの熱エネルギー等への有効活用を促進します。さらに、管内の豊富な水資源を生かした小水力発電を推進します。



木質バイオマス発電施設((株)グリーン発電会津)

(3) 地域の特色を生かした攻めの農林水産業の展開

- 安全な農林水産物の供給体制の確立に向けて、放射性物質に対する安全性を確保する技術とも併せて、有機栽培などの環境等に配慮した農林業とGAP、農薬適正使用を推進します。

- 中山間地域を活性化するため、宿根かすみそう、山菜等の特産品生産や野菜等の安定生産に向けた栽培施設の導入、新商品開発や販売促進活動など、地域の特色を生かした取組を支援します。
- 林業経営の再生を図るため、森林施業の集約化を行い、合理的な路網整備や効率的な間伐・木材生産を行うために必要な森林経営計画の作成を支援します。
- 森林のモニタリング調査を継続して実施し、放射性物質の状況を踏まえながら森林整備を適切に進めるとともに、県産材の安定供給を図るため、林内路網の整備を進めます。
- 収益性の高い農林水産業経営を確立するため、会津米、アスパラガス、会津牛、会津地鶏、百年スギ、会津桐、会津ユキマス等の安定生産とブランド化を促進します。



アスパラガスの
収穫体験

(4) 守り育てる農林業と安全・安心な暮らしの確保

- 効率的・安定的な水田農業の確立に向けて、農用地利用集積と一体となった圃場整備や地域における農用地利用調整機能の強化を進めるとともに、集落営農の展開による担い手等への集積や法人化など経営の高度化を推進します。さらに、貴重な地域資源である猪苗代湖等の水質を保全するため、水環境にやさしい農業技術の普及に取り組みます。
- 基幹水利施設の機能を長期にわたり保全するため、機能診断を行い、保全整備を実施します。また、安全・安心な暮らしを確保するため、大規模災害に備えた体制を整え、早急に農業用ダム・ため池の耐震性検証や浸水想定区域図作成を行います。さらに、地域住民との協働や連携により、農地・農業用水等の農業生産基盤や農道の適切な保全管理を進めるとともに、老朽施設の補修・更新を推進します。
- 公益的機能の発揮が必要な森林については、計画的に保安林に指定するとともに、緊急性、優先度を考慮して計画的に治山施設を整備することにより、山地災害の発生を防止します。
- 安定的な生産活動を確保するため、耕作放棄地対策と鳥獣や害虫等の被害対策を進めます。

5 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|---|-----------------------------|--------------------------------|
| 森林づくり意識醸成活動参加者数 【参考】 H22年度 21,800人 | H23年度 17,644 人 | H32年度 21,300 人以上 |
| グリーン・ツーリズムインストラクターによる受入人数 【参考】 H22年 125,411人 | H23年 82,420 人 | H32年 149,000 人以上 |
| あいづ”まるごと”ネット(会津地域産業6次化ネットワーク会員数) 【参考】 H22年度 376人 | H23年度 493 人 | H32年度 670 人以上 |
| 木質再生エネルギー資源量 【参考】 H22年度 | H23年度 33 千m ³ | H32年度 65 千m ³ 以上 |
| 認定農業者数 【参考】 H22年度 1,611経営体 | H23年度 1,610 経営体 | H32年度 1,700 経営体以上 |
| 森林整備面積 【参考】 H22年度 1,408ha | H23年度 1,251 ha | H32年度 1,770 ha以上 |
| 林内路網整備延長 【参考】 H22年度 1,064km | H23年度 1,069 km | H32年度 1,114 km以上 |
| アスパラガス施設面積 【参考】 H22年度 28ha | H23年度 29 ha | H32年度 50 ha以上 |
| 農用地利用集積面積 | H22年度 16,447 ha | H32年度 21,800 ha以上 |
| 浸水想定区域図が作成された農業用ダム・ため池数 | H23年度 - か所 | H32年度 177 か所以上 |
| 農地・水・環境の良好な保全を図る共同活動を行う面積 【参考】 H22年度 11,370ha | H23年度 11,345 ha | H32年度 15,000 ha以上 |
| 補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積(H25～H32累計) 【参考】 H22年度 1,333ha、H23年度 770ha | H23年度 - ha | H32年度 11,785 ha以上 |

第5節 南会津地方

～みんなが輝く園芸産地と交流の郷づくり～

1 地方の特色

南会津地方は、93%が広葉樹林を主体とした森林で、2%が農地となっています。阿賀川と尾瀬を源とした只見川・伊南川に沿って集落が形成され、豊かな自然と伝統文化が根付いている一方、過疎化・高齢化が大きな問題となっています。

南会津地方の農業産出額は52億円(平成18年)で、米が45%を占めますが、野菜が34%、花きが6%となっており、夏季の冷涼な気候を生かしたトマト、アスパラガス、りんどう、宿根かすみそうを中心とした園芸産地が形成されています。

首都圏と会津鉄道・野岩鉄道で結ばれ、平成20年には国道289号甲子道路が開通するなど、北関東方面や県南地方との交流基盤の整備が進められています。

2 現状と課題

(1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興

- 農産物価格の下落等の風評被害を受けていることから、流通業者や消費者等に対して正しい情報の提供、知識の普及を図ることが必要です。
- 農林産物の生産において、放射性物質の影響に対応した技術指導やモニタリング検査の徹底が必要となっています。
- 原子力災害による風評被害により、教育旅行等の着地型観光をはじめとした交流人口が大幅に減少しています。

(2) 農家の高齢化・担い手不足

- 経営規模が小さく、トマトなどの園芸作物で所得を確保してきましたが、他地域よりも高齢化の進行が著しく、産地の縮小や農家所得の減少が懸念されます。
- 産地の維持・発展を図るため、新規就農者の確保、高齢農業者への支援、生産基盤の整備などにより、多様な担い手の育成・確保が必要です。
- 建設会社など農外企業が耕作放棄地などを利用しながら農業参入を進めており、安定的な担い手として育成するため、今後も栽培技術などの支援を強化することが必要です。

(3) 林業の停滞による森林整備の遅れ

- 木材価格の長期低迷などにより林業が停滞していることから、担い手の確保・育成、長伐期施業や広葉樹林施業などの森林整備を推進するとともに、木質バイオマスなどの用途拡大が必要となっています。
- 林家の所得向上に向け、豊富な広葉樹資源等を活用したきのこや山菜などの特用林産物の安定生産に向けた技術指導などが必要となっています。

(4) 農林業・観光産業による連携

- 豊かな自然環境や温かい人柄を生かした農山村生活体験などをセールスポイントとしたグリーン・ツーリズムの推進により、リピーターを増やす取組が必要です。

- 直売所・加工所の開設及び連携が盛んになっていますが、小規模経営が多く、また、年間を通した販売力が弱いことから、地域内外との流通ネットワークでの販路拡大や観光客・農山村体験者向けの特産品開発を強化する必要があります。

(5) 農山村環境の保全

- 全国に誇れる南会津の美しい農山村の景観や環境は、地域の重要な資源でもあり、次世代に引き継いでいく必要があります。
- 気象条件、急峻な地形のため山地災害の発生が懸念されることから、森林整備により森林の防災機能を高度に発揮させるとともに、保安林における治山対策を推進する必要があります。
- 野生鳥獣による被害は農作物にとどまらず、人的被害も発生しており、直接的な被害防止対策に加え、密度調整等の総合的な対策に取り組む必要があります。

3 振興方向

地域農林業に係る原子力災害による風評の払拭に努めます。その上で、地域条件等に適した作物による園芸産地の振興と「南会津ブランド」の強化を図るとともに、豊かな森林環境を維持・整備し、地域資源を生かした交流人口の拡大、農林業と観光産業との連携による所得向上を目指します。



4 重点的な取組内容

(1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興

- 緊急時モニタリング体制の強化や農産物の安全確認体制の構築に取り組むとともに、各種媒体の活用やキャンペーン、「がんばろう ふくしま！」応援店との連携等により、当地域の農産物の安全性を積極的にPRし、流通業者や消費者の信頼回復を図ります。
- きのこや山菜など特用林産物の放射性物質の影響に対応した技術指導を行うとともに、風評被害を克服するための生産・販売体制づくりへの支援を行います。
- 教育旅行等の着地型観光における交流人口の回復、拡大を図るため、南会津地方の魅力ある地域資源とそれらの安全性に関する情報発信、PRを行います。

(2) 多様な担い手の育成・確保による園芸作物の振興

- 主力である夏秋トマトに加え、アスパラガスやりんどうなどについて、地域ブランド化を進めるとともに、安全・安心な農産物生産のためのGAP手法の取組を促進し、消費者に選ばれる南会津の農産物づくりを推進します。
- 産地の維持発展、高齢農業者への支援のため、生産基盤の整備などを契機として大規模経営体や集落営農組織を育成し、稲作部門での合理化を図りながら、園芸における省力化や新技術の導入を進めます。
- 新規就農者への技術指導や生活支援を強化するとともに、新たな担い手となる異業種等の参入を促進し、地域との連携を図りながら技術指導などの支援を強化します。

(3) 森林・林業・木材産業の振興

- 低コストで持続可能な林業生産活動を推進するため、施業の集約化や林内路網等の基盤整備のほか、担い手の確保や高性能林業機械の導入などを図ります。
- 森林資源の保全・活用のため、長伐期施業や広葉樹施業を推進するとともに、木質バイオマスなどを含めた地域材の利活用を推進します。
- 豊富な広葉樹資源を活用し、きのこや山菜など特用林産物の生産・販売へ向けた体制づくりと技術指導を強化することにより、林家の所得向上を図ります。

(4) 6次産業化、農林業と観光産業との連携推進

- 企業的感覚を有した付加価値の高い直売や加工への取組を支援するとともに、農林業と製造業、観光産業等との連携を図ることにより販路を拡大し、農林業者の所得向上に努めます。
- 訪れる人に「おもてなしの心」と豊かな自然を満喫できる「いやしの里」を提供するため、教育旅行等の着地型観光に対応した農山村生活体験の受入体制整備や質的向上を図ります。

(5) 豊かな農山村の維持・保全

- 豊かな農山村環境と施設を良好な状態で次世代に引き継ぐため、農業水利施設の適正な維持・管理や計画的補修・更新の実施、地域ぐるみで行う農地の適正管理や耕作放棄地解消、景観形成活動などを促進します。
- 稲作や夏秋トマト、花き類等主要品目を中心に、環境と共生する農業を推進する取組を支援します。
- 水源かん養・山地災害防止等、森林の持つ機能を高度に發揮させるため、保安林の適正な配備、森林整備の積極的な導入及び治山事業等の的確な実施により、県民の安全

と県土の保全を図ります。

- 野生鳥獣による被害を防止するため、関係機関や集落等が連携して行う総合的な取組を支援し、農作物被害防止や安心して生活できる農山村環境の維持を図ります。

5 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|---|-----------------|---------------------|
| 年間販売額1千万円以上の直売所・加工所の組織数 【参考】 H22年度 6組織 | H23年度 7 組織 | H32年度 11 組織以上 |
| 教育旅行受入者数(延べ宿泊数) 【参考】 H22年度 4,158人 | H23年度 528 人 | H32年度 4,400 人以上 |
| 新規就農者数 【参考】 H23年度 13人 | H24年度 6 人 | H32年度 9 人以上 |
| 県オリジナル品種導入面積 【参考】 H22年度 131ha | H23年度 134 ha | H32年度 185 ha以上 |
| かん水同時施肥導入率(夏秋トマト) 【参考】 H22年度 26% | H23年度 25 % | H32年度 46 %以上 |
| あいづ”まるごと”ネット(会津地域産業6次化ネットワーク会員数) 【参考】 H22年度 376人 | H23年度 493 人 | H32年度 670 人以上 |
| 森林整備面積 【参考】 H22年度 843ha | H23年度 752 ha | H32年度 1,020 ha以上 |
| 小規模農家民宿数 【参考】 H22年度 170軒 | H23年度 175 軒 | H32年度 240 軒以上 |
| エコファーマー数 【参考】 H22年度 681人 | H23年度 684 人 | H32年度 700 人以上 |
| 補修・更新により安定的な用水供給が維持される面積 | H23年度 - ha | H32年度 76 ha以上 |

第6節 相双地方

～震災からの早期復旧と津波及び放射性物質の影響を払拭し、地域再生を図るための地域資源を生かした新たな農林水産業体系の展開～

1 地方の特色

相双地方は、福島県の東部に位置し、西側の阿武隈高地と東側の太平洋の間の南北方向に広がる狭い平野部が主な生活圏となっています。この阿武隈高地を水源とする河川は勾配が急で長さが短く、流量の変動も大きいため、古くから農業用水の確保が課題となっており、多くのため池やダムが整備されてきました。

平野部は夏季にやませの影響を受けることはありますが、年間を通して比較的温暖な気候で、特に冬季は豊富な日照に恵まれて、降雪もほとんど無く、水稻を中心とした冬季間の温暖な気象条件を生かしたトマト、ニラなどの野菜生産が行われているほか、比較的なだらかな阿武隈高地では林業や肉用牛の生産、また太平洋沿岸や松川浦をはじめとする河川などの資源を生かした水産業が盛んであるなど、山・川・海の豊かな自然、様々な農林水産物、多様な食文化に恵まれています。

2 現状と課題

(1) 放射性物質の影響

- 東日本大震災により、沿岸部の農業・水産業の生産基盤が被災したほか、原発事故によって放射性物質が広範囲に拡散したことにより、避難指示区域等において長期の避難や農林水産物の生産停止を余儀なくされています。
- また、避難指示区域周辺地域においても出荷制限、沿岸漁業の操業自粛、風評被害などにより、生産意欲の減退が進み、農林地の荒廃が懸念されるとともに、地域全体の農林漁業が停滞しています。
- 農林水産物の生産再開にあたり、農林地等の早期除染と発生する汚染物質の処理体制の確立が求められているほか、汚染された稲わら、堆肥、きのこ栽培用原木等の生産資材が生産者や流通段階で滞留しており、これらの処理が急務となっています。
- 水源の多くを山間部のダムやため池等に依存しているため、森林の除染や放射性物質を農地に流入させない対策を講じる必要があります。
- 地域住民の避難に伴い、野生生物による農林地の被害が増加しています。
- 沿岸漁業では、魚種・海域を限定した試験操業を開始していますが、産地魚市場などで行う自主検査の体制整備等に対する支援が求められています。
- 安全・安心な農林水産物の生産と流通体制の確立、放射性物質に関する各種データの公表、安全性に関する教育やPRが必要となっています。

(2) 農林地、農林漁業等施設の復旧

- 津波被災地では地盤沈下、農地の表土流出、農業用施設の損壊などの被害が生じたため、津波を考慮した早急な復旧が必要です。
- 被災したダムやため池等は、決壊等による下流への影響が甚大なため安全対策を講じる必要があります。
- 津波により海岸防災林が流失し、海岸部での森林の持つ多面的機能の低下が懸念され

ていることから、被災した林地の復旧に加え、津波被災を減災する観点に基づく海岸防災林の整備が必要です。

- 漁港、漁船、水産業関連施設等が被災しており、生産基盤や流通体制等の早急な復旧が必要です。

(3) 農業の再生

- 地域で生産される農産物の安全確保のため、放射性物質を低減する対策や検査体制の整備などの対策を講じる必要があります。
- 沿岸部の津波被災地域や放射性物質の影響が長期に及ぶと予想される地域については、営農意欲の低下が著しいことから、営農体制の構築をより一層進める必要があります。
- 原発事故による農業従事者の避難による農業離れや高齢化、担い手不足などがこれまで以上に進行することにより、耕作放棄地の増加が懸念されることから、対策の強化を図る必要があります。
- 自給粗飼料の使用制限や風評被害により生産、販売面で大きな影響を受けており、畜産経営安定対策の強化を図る必要があります。
- たい肥などの資源の利用を促進するため、「環境と共生する農業」の取組を強固なものとする必要があります。
- 原発事故により避難を余儀なくされている農業者の避難先での営農再開を支援する必要があります。

(4) 森林・林業・木材産業の再生

- 放射性物質に汚染された森林での林業生産活動が停滞しており、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されることから、森林の再生に向けた取組が必要です。
- また、森林整備（森林の再生）を進めるにあたっては、担い手の確保や作業道等の生産基盤の整備などが必要です。
- 放射性物質による森林の汚染により県産材の利用やきのこをはじめとする特用林産物の消費が低調な状況にあるため、木材・製材品や特用林産物の安全性を確認する体制の整備及び利用、消費促進に向けた取組が必要です。
- 松くい虫等の森林病害虫の対策については、放射線量が高い地域での対策が困難なため、被害の増加、拡大が懸念されているほか、海岸林（防災林等）の再生計画に合わせた効果的な被害対策を実施する必要があります。
- きのこをはじめとする特用林産物の産地を維持していくため、安全・安心の確保や風評を払拭する必要があります。

(5) 水産業の再生

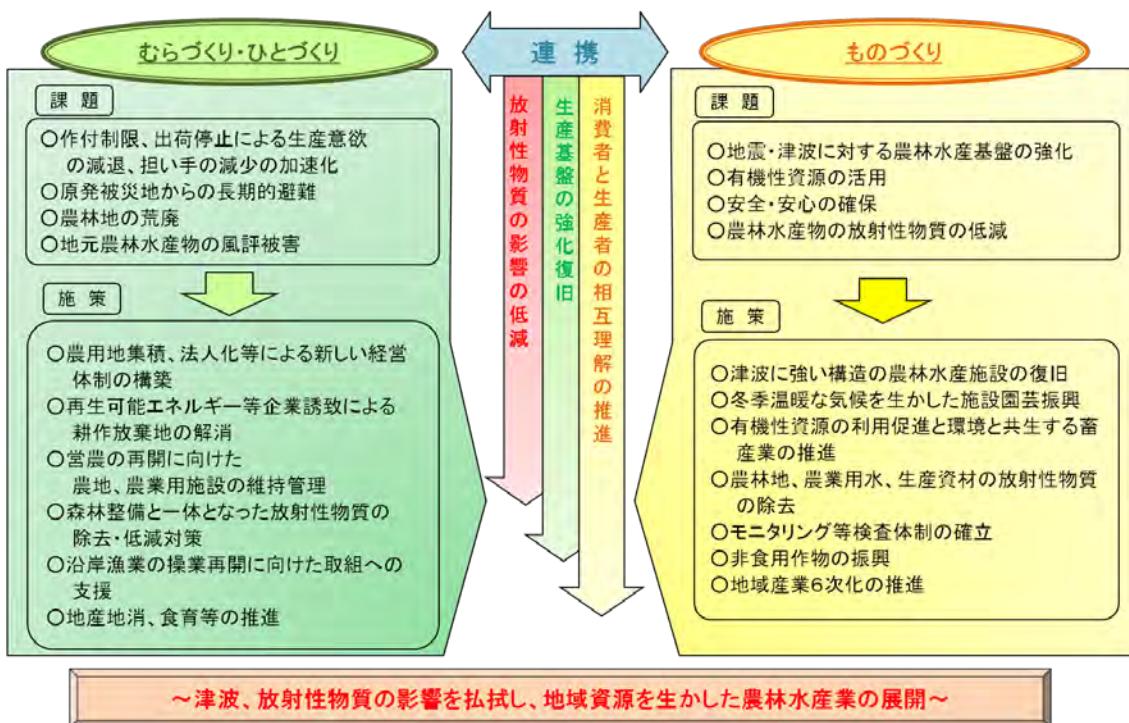
- 原発事故により沿岸漁業は操業自粛を余儀なくされ、漁業者の生産意欲の低下、漁業離れ及び新規就業者のさらなる減少が懸念されます。
- カレイ類の資源管理に積極的に取り組んできており、漁業再開後の資源管理体制の整備とつくり育てる漁業の再構築が必要です。
- 地域特産のサケについては、原発事故の影響によりふ化放流が制限されており、本県サケ資源の維持・造成に取り組む増殖団体への支援が必要です。
- ノリ、アサリの養殖が盛んな松川浦は、津波による漁場への壊れた建物等の堆積及び

ノリの種場の縮小、アサリ食害生物の増加等による漁場・干潟機能の低下が懸念されており、その対策が必要となっています。

3 振興方向

津波被害の復旧、放射能汚染の影響を農地除染や吸収抑制対策で低減するほか、農林水産物のモニタリング検査の徹底と安全・安心のための正確な情報発信により、相双地方本来の冬季温暖な気候や豊かな森林資源、良好な漁場などの地域特性を生かした農林水産業の振興を図るとともに、阿武隈高地や松川浦などの豊かな自然や優れた伝統文化等の地域資源を生かした農山漁村の活性化に向けた総合的な施策に取り組みます。

避難指示区域等の放射性物質の影響が大きい地域においては、将来の経営再開に向けた農林地の維持管理を引き続き実施するとともに、施設園芸の拡大、非食用作物への転換や作付体系に合わせた農業施設の整備を図ります。また、避難先における営農再開や担い手の確保と併せ農業技術の継承を支援します。



4 重点的な取組内容

(1) 放射性物質の影響の払拭

- 農林水産業に係る復旧、農林水産業の生産活動の再開にあたっては、除染や生産物の徹底したモニタリング検査と安全・安心の確保が必要であり、国、市町村と連携しながら取り組みます。
- 農地の環境条件や土壤条件等に基づいた確実性の高い除染や、放射性物質の吸収抑制対策を進めるとともに、生産者団体や出荷組織等と連携した効果的なモニタリング検査を実施し、検査結果を生産現場へ反映していきます。

- 森林の除染技術の早期確立に向け、汚染状況の把握や動態調査を進めます。
- 農業生産活動の停止により、農用地や農業用施設等の荒廃が進むことが懸念されるため、除染と復旧を進めるとともに、有害鳥獣対策、農地の地力や農業用施設機能の維持に、国、市町村と連携しながら取り組んでいきます。
- 稲わら、堆肥、きのこ栽培用原木等の生産資材について、モニタリング検査等による安全性の確認や使用基準の整備を進め、資源の有効活用に取り組みます。
- ダムやため池、農業用排水路に堆積した土砂に放射性物質が含まれる場合は除染や流出防止対策を講じるほか、下流農地への流入防止対策や新たな取水対策について検討を行います。
- 産地魚市場等で行う水産物の自主検査について、安全・安心を確保できる検査体制の整備等を支援します。
- 伝統ある食文化を守りながら、放射性物質への対処を踏まえた食育の実施、地産地消等の情報発信を行います。

(2) 津波被災を考慮した農林地、農林漁業等施設の復旧

- 沿岸部における農地や山林での津波被災を減災する観点から、従来の基準に加え、津波の影響を考慮した、粘り強い構造の海岸保全施設、効果的な治山施設を整備します。
- また、農地集積や植物工場、再生可能エネルギー等の新しい産業創出に係る土地利用形態に対応するほ場整備事業等を進めます。
- 農業水利施設の有効活用を図るため、点検、診断による施設状態の適切な把握と計画的な整備補修を進めるほか、耐震性の検証に基づき、耐震化を図ります。
- 漁業協同組合等が行う生産基盤や流通体制等の復旧整備については、各種事業の活用を促進するとともに、市町等が行う整備事業等と連携し、効果的な施設整備を支援します。



松川浦堤防復旧状況

(3) 放射線の影響に配慮し、冬季温暖な気候を生かした農業の振興

- 野菜や花き等について、外部環境からの影響の軽減が期待される施設栽培の導入と規模拡大を一層推進し、周年出荷体制を視野に入れた園芸産地の育成を図ります。
- 避難指示区域等の放射性物質の影響が大きい地域については、食用以外の新規需要米や花き、特用作物など、放射性物質の風評被害を受けにくい作物に関する取組を支援します。また、地域外に避難を余儀なくされている農業者に対しては、農業技術の継承と営農再開に向けた支援を行います。
- 安全・安心で高品質な畜産物の安定生産に向け、安全な飼料作物生産等を中心とした生産技術の改善や高能力家畜の活用等を支援します。
- 農業生産工程管理（GAP）を通じた安全・安心への取組や、米の全量全袋検査をはじめとする農産物の放射性物質の情報を消費者に分かりやすく情報提供する「見える化」を推進します。
- エコファーマーからのステップアップにより水稻を中心とした特別栽培を拡大し、地域の有機性資源を活用した「環境と共生する農業」による特別栽培農産物などの安定

した販路確保を支援します。

- 水田農業改革に向け、米の計画的生産や売れる米づくり、大豆、野菜等の土地利用型作物導入による農業所得の確保、農用地利用集積による水田農業経営の合理化、担い手の育成、水田の高度利用に向けたほ場整備などを進めます。
- 復興に向けて、防災施設や再生可能エネルギー供給施設整備計画等との整合を図りつつ、経営の効率化、農外企業の参入等による耕作放棄地の解消を進めます。
- 安全な農林水産物の消費拡大を促進するため、農林水産物直売、加工組織等が行うアグリビジネスの展開、地域産業6次化による農林水産物の高付加価値化を推進します。
- 一層の経営効率化を図っていくため、経営再開マスタープランに基づき、地域の担い手への農地集積や組織経営体の経営力向上等を支援するなど、認定農業者、担い手組織、定年帰農者等の多様な担い手の育成・確保、法人化等を推進します。
- 地域の農業、農地を支える新たな担い手として、地域と連携しながら企業の参入を促進します。



トマトの養液栽培

(4) 森林の再生と新たな林業・木材産業の構築

- 森林を再生させるため、間伐など施業と放射性物質の除去・低減が一体となった森林整備を推進します。
- また、森林整備（森林の再生）を進めるにあたっては、作業道等の整備、高性能林業機械等の導入による生産性の向上と、林業労働者の確保と育成を図り、効率的かつ安全に整備を推進します。
- また、未利用材の活用と放射性物質に汚染された間伐材、枝葉等の有効利用及び放射性物質の減容化を図るため、木質バイオマス資源を活用する再生可能エネルギー利用施設の整備を核とした新たな林業・木材産業の振興を図ります。
- 海岸部の森林の再生においては、病虫害に抵抗性のある苗を生産、使用するほか、森林病害虫等に対する被害対策を再編し、より重点的な防除対策を実施します。また、市町村や関係団体等と連携を図り林野火災の発生を予防する等、森林の保全に努めます。
- きのこや山菜などの特用林産物について、モニタリング検査の徹底、施設栽培化等による安全確保と消費者が安心して購入できるように情報提供を行い、関係団体と風評の払拭、販売促進に取り組みます。

(5) 良好な漁場を生かした水産業の振興

- 漁業者の生産意欲を維持し、沿岸漁業生産量の回復を図るため、各種支援事業の活用を促進するとともに、試験操業を進めながら、魚種や漁法のさらなる拡大とモニタリング結果等に基づいた合理的な沿岸漁業の再開や漁場利用について関係機関と連携して支援します。また、担い手の確保・育成を図るため、関係組織等と連携した取組を進めます。

- 水産資源の持続的利用を図るため、水産試験場の科学的数据に基づき、適切な資源管理型漁業を推進します。また、業界ニーズに対応できるつくり育てる漁業の再構築を進めます。
- サケ資源の維持、造成を図るため、回帰率の高い大型種苗を生産放流する増殖団体の取組を支援します。
- 松川浦の漁場機能や干潟機能を回復させるため、漁場や養殖資材の復旧整備を促進するとともに、漁業者等が行う食害生物の駆除活動を支援します。

5 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|--|---------------------------------|------------------------------------|
| 海岸保全施設整備率(農地海岸) 【参考】 H22年度 60.8% | H23年度 1.2 % | H32年度 84 %以上 |
| 農林業施設等復旧率 | H23年度 0 % | H32年度 100 %以上 |
| ほ場整備率(水田) 【参考】 H22年度 72.2% | H23年度 41.8 % | H32年度 72.5 %以上 |
| 認定農業者数 【参考】 H22年度 1,025経営体 | H23年度 948 経営体 | H32年度 964 経営体以上 |
| 特別栽培米面積 【参考】 H22年度 3,565ha | H23年度 574 ha | H32年度 3,500 ha以上 |
| 養液栽培面積 【参考】 H22年度 161,568m ² | H23年度 145,753 m ² | H32年度 220,000 m ² 以上 |
| 肉用牛飼養頭数 【参考】 H21年度 14,094頭 | H23年度 2,495 頭 | H32年度 9,000 頭以上 |
| 森林整備面積 【参考】 H22年度 871ha | H23年度 705 ha | H32年度 2,210 ha以上 |
| 漁船数 【参考】 H22年 729隻 | H23年 229 隻 | H32年 592 隻以上 |
| 沿岸漁業生産量 【参考】 H22年 20千t | H23年 2 千t | H32年 21 千t 以上 |

第7節 いわき地方

～「サンシャインいわき」が育む「森林・大地・海」の恵みを未来へと

1 地方の特色

いわき地方は、太平洋に面した年間日照時間が2,000時間を超える本県で最も温暖な地域です。温暖な気候に加え、標高差のある土地条件を生かして、平坦地では米やトマト、いちご、ねぎ、日本なし、中山間地域では米や肉用牛、シイタケなどが生産されており、農業産出額92億円（平成23年）のうち、米47%、次いで野菜24%という構成となっています。また、当地方の総面積の72%が山林であり、国有林35%、民有林65%（うち人工林57%）の構成となっています。

さらに、震災以前は「潮目の海」からカツオ、サバ、サンマのほか、いわき市の魚メヒカリ、特産のウニやシラスなど多彩な水産物が水揚げされ、水産加工業も盛んです。

2 現状と課題

(1) 東日本大震災及び原子力災害の影響

- 原発事故により、一部では放射線量がやや高い地域があり、風評被害により大きな影響が出ています。
- 東日本大震災により多くの人命が犠牲になり、産業、交通、生活基盤に甚大な被害が発生しました。
- 農林水産業においては、東日本大震災及び4月11日の余震により農地・農業用施設、林産施設、治山施設、漁船、水産業関連施設に甚大な被害が発生しました。
- 避難地域等から農林漁業者を含む多数の県民がいわき地方へ避難しています。
- 原発事故に伴う放射性物質の検出や風評被害により、農林水産物の売上げ減少、沿岸漁業の操業自粛、地産地消の停滞が生じています。

(2) 農林水産業の再生

- 農林水産業は地域の基幹産業であり、バランスのとれた地域経済や生活環境を維持するため、早期の再生と発展を図る取組が必要です。

(3) 農業・農村の課題

- 野菜や果実等から放射性物質が検出されることにはほとんどなくなりましたが、野生きのこや山菜等から高い値の放射性物質が検出され、地域の農産物への信頼回復の障害となっています。
- 夏涼しく冬季温暖で多日照の気象条件を生かし、トマト、いちご、ねぎ、日本なしなど園芸振興が図られてきましたが、気象条件を十分に生かした競争力の高い園芸産地の形成まで至っていない状況です。
- ほ場整備率は50.3%と県平均を大きく下回っており、生産性向上と担い手への農地集積のため、ほ場の大区画化や農道等の生産基盤の整備を推進する必要があります。
- 経営規模が小さい農家が多く、高齢化も進行しているため、農地を集積し、認定農業

者の育成、集落営農組織の法人化等、経営の高度化を進める必要があります。

(4) 林業・木材産業の課題

- 森林の放射性物質汚染によって、森林整備が停滞し、森林の荒廃が懸念されていることから、放射性物質の除去・低減を進める必要があります。
- 野生のきのこや山菜から基準値（平成24年3月までは暫定規制値）を超える高い値の放射性物質が検出されたことから、出荷制限等の措置が講じられています。
- 製材の際に発生する木材のバーカ（樹皮）の一部には、高い放射性物質を含んだものがあり、処理方法の確立が必要となっています。
- 放射線による健康への影響に対する不安が林業労働力不足に拍車をかけることが懸念されるため、放射線に対する安全な就業環境を確保する必要があります。
- 木材の放射性物質汚染に対する不安から木材、特に県産材の利用量の減少や価格の低下等の被害が発生しているため、安全性の検証や供給体制の整備を行い、安全性を広くPRし、県産材の需要拡大を推進する必要があります。
- 人工林率は57%と県内平均を大きく上回っており、これらの人工林が本格的な利用期を迎えることから、多様で健全な森林整備と計画的な林内路網の整備を進める必要があります。

(5) 水産業の課題

- 東日本大震災により、漁港、漁船、水産業関連施設等が被災しており、生産基盤や流通体制等の早急な復旧が必要です。
- 原発事故の影響により沿岸漁業は操業自粛を余儀なくされ、漁業者の生産意欲の低下、漁業離れ及び新規就業者の更なる減少が懸念されます。
- ヒラメ、ホッキガイ、マアナゴなどの資源管理に取り組んできましたが、操業自粛や種苗生産施設の被災により、取組の後退が懸念されることから、漁業再開後の資源管理体制の整備とつくり育てる漁業の再構築が必要です。
- 広域を回遊するカツオ、サバ、サンマなどを対象とする沖合漁業は、風評等により県外船の水揚げが著しく減少しています。
- ウニ、アワビの漁場となる藻場は、磯焼けにより減少していますが、二酸化炭素吸収機能を有しております、漁業生産、環境との共生の両面から回復させる必要があります。

(6) 安全・安心な農林水産物の提供と魅力ある農山漁村の形成

- 消費者の放射性物質汚染に対する不安を払拭するため、農林水産物のモニタリング体制の充実と正確な情報の発信が必要です。
- 消費者ニーズに即した地域の農林水産物を提供するとともに、加工、販売部門との連携による農林水産物の高付加価値化が必要となっています。
- 農林水産技術や伝統文化の伝承など、農林水産業体験活動や都市との交流を促進する必要があります。
- きのこ等特用林産物は、放射性物質による汚染及び風評被害により生産・販売が厳しい状況になっていることから、消費者の不安を払拭するためのモニタリングの実施と

- 安全・安心な生産体制の整備を図ることが必要となっています。
- 一部の魚介類から基準値を超える放射性物質が検出されており、モニタリング体制の充実と正確な情報の発信が必要となっています。
 - 農地・農業用施設の保全・管理、農地の湛水防止、山地における治山事業の実施などの防災対策が必要です。
 - 新舞子地区をはじめとした海岸防災林は、東日本大震災によって被災し、潮害の防備等の公益的機能が低下していることから、機能の回復を図ることが必要です。

(7) 自然環境との共生

- 自然環境への負荷を軽減するため、野菜やきのこなどの栽培施設等の熱源を化石燃料から再生可能エネルギーに転換する取組を進める必要があります。
- 地域の人々の暮らしの基礎となる、豊かな森林、田園、海などの自然環境を次世代に引き継ぐため、環境保全の意識醸成や定着化に取り組む必要があります。

3 振興方向

温暖・多照な気候や高低差のある土地条件の優位性を生かした園芸作物の产地化などによる農業の振興や人工林を生かした森林・林業の振興を図ります。また、「潮目の海」からの豊富な水産資源を活用して水産業の振興を図ります。

安全・安心な暮らし、都市との交流など地域の魅力を高め、他産業との連携による生産物の高付加価値化を図りながら、「森林と大地と海」の恵みを未来へつなぎます。

4 重点的な取組内容

(1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興

- 生産者、消費者双方の安全・安心を図るため、米、野菜、きのこ、木材、魚介類などのきめ細かなモニタリングを行い、その結果に基づき、安全性のPRに努めます。
- 放射性物質が検出されない安全な農産物の生産を図るため、放射性物質に関するきめ細かな検査や試験研究成果を踏まえ、安全・安心な農産物の供給に取り組みます。
- 間伐等の施業により放射性物質に汚染された森林を再生し、木材の利用促進に取り組みます。
- 震災により被災した海岸防災林や治山施設の早期復旧を推進し、潮害の防備等森林の公益的機能回復を図ります。
- 津波被害を受けた沿岸部においては、ほ場の大区画化を推進し、農業生産性の向上と担い手への農地集積を図ることにより、被災した農業地域の復興を目指します。
- 被災した漁船、漁具、水産業関連施設等の復旧を支援します。



県産農林水産物の安全性への
理解向上に向けた取組

- 復興交付金事業により導入される夏井地区のいちご栽培施設の整備など、いわきの温暖な気候を生かした園芸作物の振興を図ります。
- 多くの観光客が訪れるいわき地方の特徴を生かし、観光と農業の結びつきを強化して農業の活性化を図ります。
- 農林水産業と商工業が連携し、地域に新しい産業を創造する地域産業6次化へ向けた動きを支援して、地域全体の活性に取り組みます。

(2) 「サンシャインいわき」の農業・農村の振興

- 放射性物質が検出されない安全な農産物の生産を図るため、きめ細かな土壤モニタリング検査を行い、農家等が行う農地や樹木の除染対策及び栽培技術対策を支援します。
- 認定農業者や新規就農者の育成・確保を図るため、経営再開マスターplanの担い手としての位置づけを明確にして、経営改善計画の達成を支援します。
- 集落営農に取り組む地域の経営の高度化を図るため、農地集積による大規模化や低コスト技術の導入、法人化を進めます。
- 持続可能な産地形成のため、園芸作物では重点品目を対象に施設化や作型分化、養液栽培等の導入を進めます。
- 中山間地域では、農村機能の維持を図るため、集落営農を推進するとともに、特産品の産地化や畜産経営の再生などを進めます。さらに多様な米づくりや大豆の団地化を進めます。
- ほ場整備が必要な地区への重点的指導・支援により、早期事業実施に努めるとともに、農道や農業用水の安定確保のための生産基盤の整備を進めます。



ほ場整備の取組(大野第一地区)

(3) 人工林が多いいわきの林業・木材産業の振興

- 森林の有する多面的機能を十分に発揮させるため、提案型集約化施業の推進を図り、長伐期、複層林、針広混交林等への誘導と主伐後の植栽を促進させるなど、森林の再生を推進します。
- 地域材の安全性確保と安定供給のため、木材・木製品の放射性物質の検査体制を確立するとともに、林業生産基盤の整備を支援します。
- 林業労働力を確保するため、放射線に対する安全な作業体制を構築するとともに、林業技術の習得や労働安全対策、福利厚生など就業環境の改善を支援します。
- 林業所得の向上を図るため、林内路網整備と高性能林業機械の導入等により、低コストで効率的な森林施業システムの確立を支援します。

(4) 「潮目の海」の水産業の振興

- 漁業協同組合等が行う生産基盤や流通体制等の復旧整備については、各種支援事業の活用を促進するとともに、市等が行う整備事業等と連携し、効果的な施設整備を支援します。
- 漁業者の生産意欲を維持し、沿岸漁業生産量の回復を図るため、各種支援事業の活用を促進するとともに、モニタリング結果等に基づいた合理的な沿岸漁業の再開や漁場利用について関係機関と連携して支援します。また、担い手の確保・育成を図るため、関係組織等と連携した取組を進めます。
- 水産資源の持続的な利用を図るため、水産試験場の調査研究成果等科学的データを基に、適切な資源管理型漁業を推進します。
また、業界ニーズに対応できるつくり育てる漁業の再構築を進めます。
- 沖合漁業については、関係組織と連携し、風評の払拭と県外船の水揚げを促進します。
- 藻場回復のため、漁業者等が行う食害生物の駆除等の保全活動を支援します。



サンマの水揚げ作業

(5) いわきの安全・安心な農林水産物の提供と魅力ある農山漁村の形成

- 農産物出荷時モニタリング結果と安全・安心な農産物生産の取組、消費者への安全性PRなどの情報を発信し、エコファーマーの認定や放射性物質対策の指導を含めたGAPの取組を支援します。
- きのこ等特用林産物の放射性物質の検査体制を確立するとともに、ほだ場の除染や安全な生産資材の供給等を推進し、安全・安心な生産体制の構築を図ります。
- 漁業協同組合等が行う放射性物質検査や正確な情報発信への取組を支援します。
- 県土保全上重要な森林の保安林指定を進め、治山施設等を整備することによって山地災害防止を推進するとともに、海岸防災林の早期の機能回復を図ります。
- 直売所の運営や加工品の開発を支援するとともに、地域の農林水産資源を生かした6次産業化や農商工連携を支援するため、関連情報の収集やネットワークの構築、6次化商品開発の支援を図ります。
- 農林水産業の技術や伝統文化などを子どもたちへ伝えるとともに、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムにより都市住民との交流の促進を図るため、人材の育成や情報発信、交流施設のネットワーク化に努めます。
- 滝水被害防止やため池の耐震検証、浸水想定区域図の作成等の農地防災を推進するとともに、高齢化が進む集落においては、農地・農業用施設の適切な維持管理を図るために、住民共同の管理活動を支援します。

(6) 「森・大地・海」の循環による自然環境との共生

- 間伐材等の未利用バイオマスを安定的に供給する取組を支援するとともに、農業水利施設を活用した小水力発電等の再生可能エネルギーの導入を目指します。
- 「森・大地・海」の重要性に対する意識醸成活動を支援するとともに、次世代に豊かな自然を引き継ぐための活動を地域一体となって進めます。

5 施策の達成度を測る指標

| 指標 | 現況値 | 目標値 |
|---|-------------------------------|----------------------------------|
| ほ場整備率(水田) 【参考】 H22年度 50.0% | H23年度 50.3 % | H32年度 57.6 %以上 |
| 山地災害危険地区着手率 【参考】 H22年度 63.0% | H23年度 63.4 % | H32年度 65.7 %以上 |
| 観光農業の推進 (入場料をとっている観光農園数) 【参考】 H22年度 7農園 | H23年度 7 農園 | H32年度 15 農園以上 |
| 園芸作物の振興(いちごの収穫量) 【参考】 H22年度 151 t | H23年度 132 t | H32年度 220 t 以上 |
| 〃(ねぎの収穫量) 【参考】 H22年度 790 t | H23年度 624 t | H32年度 820 t 以上 |
| 〃(養液栽培面積) 【参考】 H22年度 1,937 a | H23年度 1,937 a | H32年度 2,400 a 以上 |
| 農業生産法人数 【参考】 H22年度 38法人 | H23年度 38 法人 | H32年度 46 法人以上 |
| 森林整備面積 【参考】 H22年度 1,225ha | H23年度 1,033 ha | H32年度 2,120 ha以上 |
| 林内路網整備延長 【参考】 H22年度 814km | H23年度 838 km | H32年度 918 km以上 |
| 沿岸漁業生産量 【参考】 H22年 6千 t | H23年 1 千 t | H32年 6 千 t 以上 |
| 沖合漁業生産量 【参考】 H22年 14千 t | H23年 4.3 千 t | H32年 増加を目指す |
| エコファーマー数 【参考】 H22年度 614人 | H23年度 587 人 | H32年度 1,320 人以上 |
| 間伐材の搬出量 【参考】 H22年 14,022m ³ | H23年 22,458 m ³ | H32年 27,000 m ³ 以上 |

(白 紙)

第7章 計画実現のために

本計画の実現に向けた取組を、次の項目で整理します。

- 1 計画推進に当たっての考え方
- 2 「絆づくり運動(仮)」の展開
- 3 計画の進行管理

1 計画の推進に当たっての考え方

東日本大震災及び原子力災害からの復興を果たし、この計画におけるめざす姿を実現するためには、これまで以上に県民、農林漁業者、商工業者、関係団体、市町村など様々な主体との連携、協力を強め、本県農林水産業・農山漁村の復興・再生、さらには持続的な発展に向けた各種施策を積極的かつ効果的に展開していくことが重要です。

県は、それぞれの主体の活動を支援するとともに、共に支え合う絆づくりを推進するなど、この計画の実現に努めます。

2 「絆づくり運動（仮）」の展開

本県農林水産業・農山漁村の震災からの復興・再生を成し遂げるには、消費者等からの幅広い理解と支えが不可欠であることから、消費者、農林漁業者、関係者の相互理解と連携を深める「絆づくり運動（仮）」を展開します。

3 計画の進行管理

この計画に位置づけられた各種施策の進捗状況や成果を毎年点検・評価するとともに、意見交換会等により農林漁業者、消費者の声を的確に把握し、着実かつ効果的な施策展開を図ります。この場合、重点戦略にあっては年次別の工程表を作成して進行管理を行います。

なお、進行管理の結果は、「農業・農村の動向等に関する年次報告」などにより県民等に分かりやすく公表します。

また、農林水産業を取り巻く社会情勢の変化に対しては、施策の重点化を図るなど、柔軟かつ機動的に対応します。

參考資料

1 指標一覽

参考資料

1 指標一覧

第4章 第1節 東日本大震災及び原子力災害からの復興

| No. | 指標 | 定義 | 現況値 | 目標値 |
|-----|---|---|-----------------------------|--|
| 1 | 避難地域において農業を開始した認定農業者数 【参考】H22年度 768経営体 | 避難地域(平成24年10月時点・帰還困難区域を除く)において経営を再開した認定農業者である経営体数 | H23年度 - 経営体 | H32年度 750 経営体以上 |
| 2 | 森林整備面積 (H25～H32累計) 【参考】 H22年度 12,185ha | 1年間に、植林から下刈り、除伐、間伐等の森林施業を実施した面積 | H23年度 7,387 ha | H32年度 14,000 ha以上 (延べ94,800ha以上) |
| 3 | 操業再開した漁業経営体数 【参考】 H20年 743経営体 | 震災後、操業を再開した経営体数(継続を含む) | H23年 12 経営体 | H32年 654 経営体以上 |
| 4 | 農地の復旧率 (警戒区域等を除く) | 災害査定を受けた農地のうち復旧工事により作付可能となった面積の割合 | H23年度 0.9 % | H32年度 100 % |
| 5 | 治山施設の復旧率 (警戒区域等を除く) | 被災した治山施設の復旧率 | H23年度 0 % | H32年度 100 % |
| 6 | 水揚げを再開した産地市場率 【参考】 H22年 12产地市場 | 震災後、荷さばき所、製氷施設等の復旧工事が完了し、水揚げを再開した産地市場数 | H23年 0 % | H32年 100 % |
| 7 | 生産農業所得 【参考】 H22年 1,047億円 | 農業産出額から物材費等を除き、経常補助金等を加えた額 | H23年 777 億円 | H32年 1,180 億円以上 |
| 8 | 木材(素材)生産量 【参考】 H22年 763千m ³ | 県内で1年間に生産される木材(素材)の量 | H23年 691 千m ³ | H32年 1,348 千m ³ 以上 |
| 9 | 漁船数 【参考】 H22年 1,173隻 | 稼働可能である漁船数 | H23年 444 隻 | H32年 963 隻以上 |
| 10 | 沿岸漁業生産量 【参考】 H22年 26千t | 沿岸漁業(無動力船漁業、10トン未満の動力船漁業など)における生産量 | H23年 3 千 t | H32年 27 千 t 以上 |
| 11 | 除染実施計画に基づく農用地の除染進捗率(除染特別地域を除く) | 市町村が策定する除染実施計画に基づく農用地の除染進ちょく率 | H23年度 5 % | H32年度 100 % |
| 12 | 除染実施計画に基づく森林の除染進捗率(除染特別地域を除く) | 市町村が策定する除染実施計画に基づく森林の除染進ちょく率 | H23年度 1 % | H32年度 100 % |
| 13 | 緊急時モニタリングにおいて放射性物質の基準値を超えた農林水産物の品目数* | 緊急時環境放射線モニタリング(事前確認検査を含む)で基準値(H23年度は暫定規制値)を超えた農林水産物(食品) | H23年度 57 品目 | H32年度 0 品目 |
| 14 | 農産物直売所の販売額 【参考】 H22年度 160億円 | 農業経営体及び農協等による農産物直売所の販売金額の合計 | H23年度(推計) 117 億円 | H32年度 234 億円以上 |
| 15 | 学校給食における地場産物活用割合 【参考】 H22年度 36.1% | 学校給食における地場産物活用割合 | H24年度 18.3 % | H32年度 上昇を目指す |
| 16 | 学校給食において県産米を利用している市町村の割合 【参考】 H22年度 100% | 学校給食において、県産米を活用している市町村数の割合 | H23年度 84.5 % | H32年度 100 % |
| 17 | 「がんばろう ふくしま！」応援店の登録数 | 「がんばろう ふくしま！」応援店に登録されている事業者数 | H23年度 1,552 店 | H32年度 3,000 店以上 |
| 18 | 地元産の食材を積極的に使用していると回答した県民の割合 【参考】 H22年度 76.7% | 県政世論調査における意識調査項目 | H24年度 60.8 % | H32年度 上昇を目指す |

第4章 第2節 安全・安心な農林水産物の提供

| No. | 指標 | 定義 | 現況値 | 目標値 |
|-----|---------------------------------------|----------------------------------|-----------------|-------------------|
| 19 | GAPに取り組む産地数 【参考】 H22年度 124産地 | GAP(農業生産工程管理)に取り組む産地数 | H23年度 114 産地 | H32年度 242 産地以上 |
| 20 | JAS法に基づく生鮮食品の適正表示率 | JAS法に基づき適正に表示されることを確認した生鮮食品の割合 | H22年度 94 % | H32年度 100 % |
| 21 | 乾燥材出荷割合 【参考】 H22年 40% | 県内製材工場等の製品出荷量に対する人工乾燥材の出荷量の割合 | H23年 41 % | H32年 68 %以上 |
| 22 | 小学校における「田んぼの学校」取組校数 【参考】 H22年度 98校 | 県内小学校における「田んぼの学校」(年間を通して活動)の取組校数 | H23年度 45 校 | H32年度 増加を目指す |

第4章 第3節 農業の振興

| No. | 指標 | 定義 | 現況値 | 目標値 |
|-----|---|--|----------------------|----------------------|
| 23 | 農業産出額 (農業生産関連事業を含む) 【参考】 H22年 2,432億円 | 本県で生産された農産物及びそれらを活用した農業生産関連事業(農産物加工、観光農園、農家民宿、農家レストラン)の販売金額の合計 | H23年(推計) 1,930 億円 | H32年 2,635 億円以上 |
| 24 | 認定農業者数 【参考】 H22年度 6,780経営体 | 農業経営基盤強化促進法に基づき、県内の市町村から認定された農業経営改善計画数(経営体数) | H23年度 6,621 経営体 | H32年度 8,000 経営体以上 |
| 25 | 新規就農者数 【参考】 H23年度 182人 | 新たに農業を職業として選択し、年間150日以上農業に従事する者の数(前年度5月2日から当該年度5月1日までの1年間に就農した者) | H24年度 142 人 | H32年度 220 人以上 |
| 26 | 過疎・中山間地域における新規就農者数 【参考】 H23年度 88人 | 過疎・中山間地域における新規就農者数 | H24年度 90 人 | H32年度 110 人以上 |
| 27 | 農業生産法人等数 【参考】 H22年度 394法人 | 農地法に基づく農業生産法人数及び認定農業者である法人の合計 | H23年度 405 法人 | H32年度 650 法人以上 |
| 28 | 家族経営協定締結数 【参考】 H22年度 1,048戸 | 書面により家族経営協定を締結している全農家数 | H23年度 1,091 戸 | H32年度 1,500 戸以上 |
| 29 | 女性の認定農業者数 【参考】 H22年度 479経営体 | 認定農業者数のうち女性に係るもの(共同申請、女性役員がいる法人を含む) | H23年度 499 経営体 | H32年度 830 経営体以上 |
| 30 | 農作業死亡事故年間発生件数 | 農作業中に事故等で死亡された方の人数 | H22年 22 件 | H32年 8 件以下 |
| 31 | 農用地利用集積面積 【参考】 H21年度 58,420ha | 担い手に対して利用集積された農用地面積(*相双地方9町村[双葉郡8町村及び飯館村]についてはH21年度実績を適用して集計) | H23年度* 57,792 ha | H32年度 96,000 ha以上 |
| 32 | 経営安定に資する対策への加入率 【参考】 H22年 43.1% | 経営所得安定対策への加入率 | H23年 54 % | H32年 70 %以上 |
| 33 | 機能向上により用水供給が確保される面積 【参考】 H22年度 76,840ha | 農振農用地の水田において安定的な用水供給機能が確保された面積 | H23年度 67,544 ha | H32年度 79,400 ha以上 |
| 34 | 機能向上により排水条件が改善される面積 【参考】 H22年度 74,297ha | 農振農用地の水田において排水条件が改善された面積 | H23年度 69,322 ha | H32年度 75,400 ha以上 |
| 35 | ほ場整備率(水田) 【参考】 H22年度 74.9% | 農振農用地の水田で、ほ場整備事業等により整備された面積の割合 | H23年度 69.9 % | H32年度 76 %以上 |

参考資料

第4章 第3節 農業の振興

| No. | 指標 | 定義 | 現況値 | 目標値 |
|-----|---|---|-----------------------|-----------------------------------|
| 36 | 農用地利用集積率 (ほ場整備事業実施地区) 【参考】 H22年度 47.9% | ほ場整備実施地区における地域の担い手へ農用地が集積された面積の割合 | H23年度 32.0 % | H32年度 70 %以上 |
| 37 | 農道整備率 【参考】 H22年度 40.3% | 対象農道延長のうち農村地域における農業振興及び農山村の活性化に供するため整備した農道延長の割合 | H23年度 39.1 % | H32年度 41.6 %以上 |
| 38 | 耕作放棄地の解消面積 (H25～H32累計) 【参考】 H22年 204ha | 毎年市町村等が実施する耕作放棄地全体調査で把握された耕作放棄地のうち解消された面積 | H23年 255 ha | H32年 400 ha以上 (延べ3,000ha以上) |
| 39 | 補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積(H25～H32累計) 【参考】 H22年度 7,147ha、H23年度 3,778ha | 補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積 | H23年度 - ha | H32年度 36,960 ha以上 |
| 40 | 農地・水・環境の良好な保全を図る共同活動を行う面積 【参考】 H22年度 37,856ha | 農地・水保全管理支払交付金(共同活動支援交付金)の交付対象面積 | H23年度 35,561 ha | H32年度 45,000 ha以上 |
| 41 | 中山間地域等における地域維持活動を行う面積 【参考】 H22年度 15,874ha | 中山間地域等直接支払交付金の交付対象面積 | H23年度 15,625 ha | H32年度 17,600 ha以上 |
| 42 | 環境と共生する米づくりの面積 【参考】 H22年 33,101ha | 有機・特別栽培米やエコファーマーによる米づくり等の作付面積合計 | H23年 30,248 ha | H32年 33,000 ha以上 |
| 43 | 加工用米・新規需要米の作付面積 【参考】 H22年 2,535ha | 加工用米や新規需要米の多様な需要に対応した米づくりの作付面積の合計 | H23年 2,390 ha | H32年 7,700 ha以上 |
| 44 | 県オリジナル品種「天のつぶ」の作付面積 【参考】 H22年 0.9ha | 県オリジナル品種「天のつぶ」の作付面積 | H23年 39 ha | H32年 6,000 ha以上 |
| 45 | 県産大豆の上位等級(1、2等級)比率 【参考】 H22年 46.8% | 農産物検査法に基づく大豆の農産物検査数量に占める上位等級(1、2等級)の割合 | H23年 43.1 % | H32年 75 %以上 |
| 46 | 「会津のかおり」の作付面積 【参考】 H22年 800ha | 「会津のかおり」の作付面積 | H23年 1,000 ha | H32年 2,000 ha以上 |
| 47 | 野菜の作付面積 【参考】 H22年 14,599ha | 野菜作付面積 | H23年 12,477 ha | H32年 14,750 ha以上 |
| 48 | きゅうりの作付面積 【参考】 H22年 887ha | きゅうりの作付面積 | H23年 762 ha | H32年 900 ha以上 |
| 49 | トマトの作付面積 【参考】 H22年 472ha | トマトの作付面積 | H23年 354 ha | H32年 500 ha以上 |
| 50 | アスパラガスの作付面積 【参考】 H22年 478ha | アスパラガスの作付面積 | H23年 456 ha | H32年 600 ha以上 |
| 51 | 果樹の栽培面積 【参考】 H22年 7,400ha | 果樹栽培延べ面積(*避難指示区域を除いて推計した面積) | H23年(推計)* 7,100 ha | H32年 7,300 ha以上 |
| 52 | ももの栽培面積 【参考】 H22年 1,780ha | ももの栽培面積 | H23年 1,778 ha | H32年 1,830 ha以上 |
| 53 | 日本なしの栽培面積 【参考】 H22年 1,150ha | 日本なしの栽培面積 | H23年 1,016 ha | H32年 1,040 ha以上 |

第4章 第3節 農業の振興

| No. | 指標 | 定義 | 現況値 | 目標値 |
|-----|--|--|-----------------------|----------------------|
| 54 | 花きの作付面積 【参考】 H22年 601ha | 花きの作付面積 | H23年(推計) 580 ha | H32年 650 ha以上 |
| 55 | りんどうの作付面積 【参考】 H22年 39ha | りんどうの作付面積 | H23年(推計) 31 ha | H32年 50 ha以上 |
| 56 | 工芸農作物の作付面積 【参考】 H22年 1,143ha | 工芸農作物の作付面積 | H23年(推計) 125 ha | H32年 654 ha以上 |
| 57 | 肉用牛飼養頭数 【参考】 H22年 74,200頭 | 肉専用種及び肥育牛に飼育されている乳用種等の飼養頭数 | H23年 58,100 頭 | H32年 67,600 頭以上 |
| 58 | 肉用牛肥育出荷頭数 【参考】 H21年 33,121頭 | 県内より出荷された肥育牛の頭数 | H23年 25,000 頭 | H32年 28,300 頭以上 |
| 59 | 乳用牛飼養頭数 【参考】 H22年 17,100頭 | 乳用牛飼養頭数 | H23年 14,800 頭 | H32年 16,500 頭以上 |
| 60 | 生乳生産量 【参考】 H22年 101,407 t | 生乳生産量 | H23年 75,254 t | H32年 103,750 t 以上 |
| 61 | 豚飼養頭数 【参考】 H22年 184,200頭 | 豚飼養頭数 | H23年 130,700 頭 | H32年 167,200 頭以上 |
| 62 | 肉豚出荷頭数 【参考】 H22年 367,694頭 | 県内より出荷された肉豚の頭数 | H23年(推計) 255,000 頭 | H32年 310,000 頭以上 |
| 63 | 採卵鶏飼養羽数 【参考】 H22年 5,807千羽 | 採卵鶏飼養羽数 | H23年 3,636 千羽 | H32年 5,700 千羽以上 |
| 64 | 肉用鶏飼養羽数 【参考】 H21年 1,109千羽 | 肉用鶏飼養羽数 | H23年 692 千羽 | H32年 1,137 千羽以上 |
| 65 | 地鶏出荷羽数 【参考】 H22年 97千羽 | 地鶏(「川俣シャモ」及び「会津地鶏」)の出荷羽数 | H23年 66 千羽 | H32年 200 千羽以上 |
| 66 | 飼料作物作付面積 【参考】 H22年 14,000ha | 飼料作物作付面積のうち、モニタリング検査の結果等をもとに推計した利用可能面積 | H23年 6,024 ha | H32年 13,350 ha以上 |
| 67 | 大消費地へのふくしまの「顔」となる青果物の供給量 【参考】 H22年 35,598 t | 大消費地(東京都、横浜市、大阪市、札幌市)中央卸売市場において1年間に取り扱われる県産の主要青果物の重量 | H23年 38,721 t | H32年 45,000 t 以上 |
| 68 | 福島県産農産物の海外輸出量 【参考】 H22年度 153 t | 県内の農業団体等が輸出向けに出荷した県産農林水産物の数量 | H23年度 17 t | H32年度 500 t 以上 |
| 69 | 福島県産農産物の海外向け出荷額 【参考】 H22年度 64百万円 | 県内の農業団体等が海外向けに出荷した県産農林水産物の金額 | H23年度 5 百万円 | H32年度 200 百万円以上 |
| 70 | 試験研究課題における実用的成果の割合 【参考】 H22年度 54% | 当該年度に終了した試験研究課題のうち「普及に移しうる」成果の割合 | H23年度 100 % | H32年度 100 % |

参考資料

第4章 第4節 林業・木材産業の振興

| No. | 指標 | 定義 | 現況値 | 目標値 |
|-----|---|---|-----------------------------|---------------------------------|
| 71 | 林業産出額 【参考】 H22年 125億円 | 木材(素材)、栽培きのこ及びその他(薪、木炭等)の産出額の合計 | H23年(推計) 100 億円 | H32年 185 億円以上 |
| 72 | 林内路網整備延長 【参考】 H22年度 4,953km | 県内民有林における路網延長 | H23年度 4,982 km | H32年度 5,342 km以上 |
| 73 | 高性能林業機械の保有台数 【参考】 H22年度 174台 | 県内で保有している高性能林業機械の台数 | H23年度 190 台 | H32年度 283 台以上 |
| 74 | 木材関連工業出荷額 | 木材関連工業の製造品出荷額 | H22年 2,428 億円 | H32年 増加を目指す |
| 75 | 間伐材利用量(民有林) 【参考】 H22年度 59千m ³ | 間伐材の生産・流通量 | H23年度 68 千m ³ | H32年度 472 千m ³ 以上 |
| 76 | 栽培きのこの生産量 【参考】 H22年 6,632 t | 栽培きのこの生産量 | H23年 3,741 t | H32年 7,270 t 以上 |
| 77 | ナメコ(県オリジナル品種)の生産量 【参考】 H22年度 31 t | (社)福島県森林・林業・緑化協会きのこ振興センターの種菌販売量を基とした予測発生量 | H23年度 15 t | H32年度 39 t 以上 |
| 78 | 新規林業就業者数 【参考】 H22年度 242人 | 1年間に新たに林業の職に就いた人数 | H23年度 218 人 | H32年度 250 人以上 |

第4章 第5節 水産業の振興

| No. | 指標 | 定義 | 現況値 | 目標値 |
|-----|--|--|------------------|---------------------|
| 79 | 沿岸漁業産出額 【参考】 H22年 92億円 | 福島県内に沿岸漁業(沖合底びき網を含む)により水揚げされた水産物の産地魚市場における販売高 | H23年 13 億円 | H32年 100 億円以上 |
| 80 | 中核的漁業経営体数 【参考】 H21年 163経営体 | 沿岸漁業経営体のうち、海上作業従事者2人以上で、年間の漁業生産額が1千万円以上の経営体 | H23年 - 経営体 | H32年 197 経営体以上 |
| 81 | 新規沿岸漁業就業者数(沖合底びき網漁業を含む) 【参考】 H22年 4人 | 沿岸漁業(沖合底びき網漁業を含む)の新規就業者数 | H23年 0 人 | H32年 20 人以上 |
| 82 | 漁業生産団体等が行うインターネット販売等の取組数 【参考】 H22年 3件 | 漁協、漁協青壯年部等の漁業者組織が行うインターネット販売等の取組数 | H23年 0 件 | H32年 10 件以上 |
| 83 | 主要水産加工品生産量 【参考】 H22年 27,948 t | 主要水産加工品(ねり製品、生鮮冷凍水産物、塩干品)の生産量 | H23年 11,441 t | H32年 31,000 t 以上 |
| 84 | 資源管理型漁業の取組数 【参考】 H22年 10種 | 資源管理型漁業の取組数 | H23年 10 種 | H32年 20 種以上 |
| 85 | ヒラメ人工種苗放流数 【参考】 H22年度 103万尾 | 人工的に生産放流したヒラメ種苗の放流数 | H23年度 0 万尾 | H32年度 100 万尾以上 |
| 86 | アワビ人工種苗放流数 【参考】 H22年度 44.4万個 | 人工的に生産したアワビ種苗の放流数 | H23年度 0 万個 | H32年度 50 万個以上 |
| 87 | 有害鳥獣(カワウ)捕獲計画の達成率 【参考】 H22年度 58% | 県カワウ保護管理計画で定める年間捕獲枠に対する許可捕獲数(有害、個体数調整)及び狩猟捕獲数の合計値の割合 | H23年度 51 % | H32年度 100 % |
| 88 | 食用ゴイの生産量 【参考】 H22年 1,059 t | 食用ゴイの養殖生産量 | H23年 705 t | H32年 1,300 t 以上 |

第4章 第6節 魅力ある農山漁村の形成

| No. | 指標 | 定義 | 現況値 | 目標値 |
|-----|---|--|-----------------------|----------------------|
| 89 | 福島県農林水産部メールマガジン「ふくしま食・農通信」登録件数 【参考】 H22年度 964件 | ふくしま食・農通信(福島県農林水産部メールマガジン)に登録している読者数 | H23年度 1,023 件 | H32年度 3,000 件以上 |
| 90 | グリーン・ツーリズムインストラクターによる受入人数 【参考】 H22年 258,392人 | グリーン・ツーリズムインストラクターによる農業体験、自然体験、工芸体験などさまざまな体験プログラムの体験者 | H23年 156,494 人 | H32年 290,000 人以上 |
| 91 | 森林(もり)とのふれあい施設利用者数 【参考】 H22年度 510,629人 | 「ふくしま県民の森」及び「福島県総合緑化センター」、「福島県昭和の森」の利用者数 | H23年度 265,951 人 | H32年度 566,000 人以上 |
| 92 | 農産物の加工や直売等に係る従事者数 【参考】 H22年度 14,700人 | 農業生産関連事業(農業経営体及び農協等による農産物の加工及び農産物直売所、農業経営体による観光農園、農家民宿、農家レストランなどの各事業)の従事者数 | H23年度(推計) 10,700 人 | H32年度 21,400 人以上 |
| 93 | 農産物の加工や直売等の年間販売金額 【参考】 H22年度 329億円 | 農業生産関連事業の販売金額 | H23年度(推計) 241 億円 | H32年度 482 億円以上 |
| 94 | 6次化商品数 | 県調べによる6次化商品数 | H23年度 200 商品 | H32年度 470 商品以上 |
| 95 | 農業集落排水処理人口 【参考】 H21年度 134,402人 | 農業集落排水施設の整備済み人口(供用開始区域内の人口) | H23年度 118,902 人 | H32年度 136,520 人以上 |
| 96 | 有害鳥獣による農作物被害額 【参考】 H22年度 157,980千円 | 野生鳥獣により被害を受けた農作物の被害額 | H23年度 118,000 千円 | H32年度 77,500 千円以下 |
| 97 | 要整備ため池整備数 | 要整備ため池を改修した箇所数 | H23年度 - か所 | H32年度 60 か所以上 |
| 98 | 山地災害危険地区における着手率 【参考】 H22年度 50.5% | 県内民有林に設定されている山地災害危険地区における治山事業の着手率 | H23年度 50.9 % | H32年度 53 %以上 |
| 99 | 海岸保全施設整備率 【参考】 H22年度 60.8% | 海岸保全区域延長に占める海岸堤防や消波ブロック工などの海岸保全施設が整備された割合 | H23年度 1.2 % | H32年度 84 %以上 |
| 100 | 浸水想定区域図が策定された農業用ダム・ため池の割合 | 人的被害を及ぼす恐れのある農業用ダム・ため池のうち、浸水想定区域図が作成された割合 | H23年度 0 % | H32年度 100 % |
| 101 | 松くい虫被害量 【参考】 H22年度 37.2千m³ | 松くい虫被害発生量 | H23年度 37.6 千m³ | H32年度 30 千m³以下 |
| 102 | カシノナガキクイムシ被害量 【参考】 H22年度 4.1千m³ | カシノナガキクイムシ被害発生量 | H23年度 3.3 千m³ | H32年度 2.7 千m³以下 |
| 103 | 海岸防災林整備延長 | 県内で海岸防災林を整備した延長距離 | H23年度 0 m | H32年度 16,800 m以上 |
| 104 | 木質燃料使用量 【参考】 H22年度 465千t | 県内木質バイオマスエネルギー利用施設における木質燃料使用量 | H23年度 458 千t | H32年度 880 千t 以上 |

参考資料

第4章 第7節 自然・環境との共生

| No. | 指標 | | 現況値 | 目標値 |
|-----|--|--|---------------------|-----------------------|
| 105 | エコファーマー認定件数 【参考】 H22年度 21,889件 | エコファーマー(土づくりと化学肥料・化学農薬の低減に一的に取り組む農業者のうち、県知事から「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた者)の件数 | H23年度 21,091 件 | H32年度 25,000 件以上 |
| 106 | 認証を受けた特別栽培農産物の作付面積 【参考】 H22年度 6,372ha | 特別栽培の作付面積のうち特別栽培農産物認証面積 | H23年度 3,196 ha | H32年度 6,500 ha以上 |
| 107 | 有機農産物の作付面積 【参考】 H22年度 282ha | 有機JAS認定面積及び転換期間中面積 | H23年度 265 ha | H32年度 325 ha以上 |
| 108 | 農業用使用済プラスチックの組織的回収率 【参考】 H22年度 59.5% | 農業用使用済プラスチック排出推定量のうち組織的な回収量の割合 | H23年度 51 % | H32年度 80 %以上 |
| 109 | 保安林指定面積 【参考】 H22年度 112,442ha | 民有保安林の面積 | H23年度 112,469 ha | H32年度 124,500 ha以上 |
| 110 | 森林づくり意識醸成活動の参加者数 【参考】 H22年度 153,223人 | 森林づくりや森林環境学習活動等への参加者数 | H23年度 107,189 人 | H32年度 155,000 人以上 |